（平成15年６月30日公表）

中山間地域等直接支払制度の取組事例

平成15年６月

農林水産省農村振興局

目　　次　（全125事例）

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例（23事例）＞

○交付金全額を共同取組にあて農業用水路を自力設置（岩手県盛岡市　砂子沢上）―― 1
○非対象農用地も一体的に管理（秋田県由利郡鳥海町　上川内第２）―― 3
○機械導入による管理作業の効率化（山形県西田川郡温海町　早田）―― 5
○高齢化等による耕作放棄や猪被害の防止対策の推進（群馬県甘楽郡甘楽町　田口）―― 7
○美しい花桃にあふれる山里づくりに向けて（埼玉県秩父郡東秩父村　上ノ貝戸）―― 9
○高齢者の「助け合い」精神による集落活動の展開（埼玉県児玉郡神泉村　住居野）―― 11
○離島における未舗装農道の整備等の取組（東京都八丈町　三根Ａ）―― 13
○交付金を活用し、農道の整備及び簡易補修（神奈川県足柄上郡山北町　村雨）―― 15
○交付金を活用して農道を開削（静岡県清水市　木山野）―― 17
○耕作者マップによる課題の共有（岐阜県郡上郡和良村　宮地）―― 19
○共同作業による周辺林地と水路等の管理の取組（愛知県東加茂郡下山村　羽布）―― 21
○イノシシによる農作物への被害防止に向けた取組（愛知県南設楽郡作手村　小田）―― 23
○高齢者の農地を借りて、そばの集団栽培を実施（滋賀県高島郡マキノ町　野口）―― 25
○棚田オーナー制度と獣害被害防止対策（大阪府豊能郡能勢町　長谷）―― 27
○地域・周辺農家と連携した取組（奈良県宇陀郡室生村　大野上出）―― 29
○草生栽培による果樹園の保全管理（和歌山県東牟婁郡古座町　重畳山果樹園）―― 31
○機械の共同購入で農用地維持管理の負担軽減（鳥取県倉吉市　三江開田農地管理組合）―― 33
○イノシシ防護柵を設置し営農意欲が向上（広島県安芸郡蒲刈町　宮盛）―― 35
○営農組合による農作業受託（山口県柳井市　木部）―― 37
○徹底した鳥獣害防止対策の実施（徳島県美馬郡脇町　横倉）―― 39
○機械の共同購入による農作業受委託に向けた取組（高知県吾川郡吾北村　栃ノ瀬）―― 41
○農用地の持つ多目的機能の維持確保に向けた取組（高知県高岡郡梼原町　井の谷）―― 43
○農道舗装による生産性の向上（宮崎県西臼杵郡高千穂町　下野西）―― 45

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例（34事例）＞

○理想郷タシロピアの実現をめざして（青森県三戸郡階上町　田代）―― 47
○地域資源として棚田を有効に活用し環境美化も推進（岩手県東磐井郡大東町　大原）―― 49
○集落のアイデアで多様な活動（宮城県白石市　犬卒都婆）―― 51
○畦塗り機の共同利用と減農薬を推進（秋田県由利郡象潟町　関）―― 53
○鯉の養殖で転作田を有効利用（福島県安達郡大玉村　西栄）―― 55
○農地保全と学童農園への取組（茨城県高萩市　秋山上・北方）―― 57
○景観形成作物を主体とした集落環境保全の推進（栃木県那須郡黒羽町　滝沢）―― 59
○棚田オーナー制度を活用し地域の活性化を図る（千葉県鴨川市　釜沼千枚田）―― 61
○ホタルの生息に配慮した水路の維持管理を実施（千葉県館山市　山下）―― 63
○棚田を保全し景観の維持に取組む（山梨県中巨摩郡敷島町　窪田）―― 65
○地区の景観維持と農地保全に取組む（山梨県北都留郡上野原町　芦垣）―― 67

○多面的機能増進活動としての多様な取組の展開（長野県長野市　坂中）――― 69
○共同取組活動に交付金全てを活用して集落の事業を推進（長野県飯山市　小菅の里）― 71
○環境に配慮して自然と共生する地域づくり（静岡県静岡市　水見色）――― 73
○体験農園の開設による子どもたちとの交流（富山県氷見市　論田）――― 75
○農村景観の形成等による世代間交流の取組（富山県婦負郡八尾町　河西）――― 77
○棚田オーナー制度を活用した農用地の保全（福井県丹生郡越前町　梨子ヶ平）――― 79
○集落の景観形成とむらおこしに向けた取組（福井県三方郡三方町　下白屋）――― 81
○棚田を通じた都市住民との交流（岐阜県恵那市　第三区）――― 83
○景観作物を作付け、農村らしい景色を保全（愛知県西加茂郡藤岡町　北曽木）――― 85
○体験農園を中心とした取組（愛知県東加茂郡足助町　下国谷・白倉）――― 87
○棚田オーナー制度で都市住民との交流（三重県員弁郡北勢町　川原）――― 89
○人と人との交流を目指した活力ある村づくり（京都府綾部市　戸奈瀬町営農組合）―― 91
○体験農園を通じた住民との交流（大阪府南河内郡太子町　畑）――― 93
○棚田保全に向けた取組（大阪府南河内郡千早赤阪村　東坂・森屋）――― 95
○景観作物の作付けと都市住民との連携（奈良県桜井市　三谷）――― 97
○豊かな自然を生かした交流による地域づくり（島根県出雲市　山寄）――― 99
○魚類・昆虫類の保護（ビオトープ）に向けた取組（岡山県上房郡有漢町　鈴岳）―― 101
○カブトムシの保護・育成による自然保護活動の推進（岡山県真庭郡湯原町　野田）―― 103
○地域の伝統的な跳ね天秤を復元（広島県竹原市　郷区中山間地会）――― 105
○ビオトープ、トピアリーによる環境づくり（徳島県勝浦郡勝浦町　石倉谷）――― 107
○地域の伝統的祭りを核とした取組（徳島県三好郡山城町　黒川谷）――― 109
○棚田を活用した地域の活性化（福岡県八女郡星野村　６区）――― 111
○花いっぱい運動とイベントの開催で地域の活性化（佐賀県鳥栖市　神辺地区上の車）　113

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例（20事例）＞

○施設野菜や新規作物等の高収益農業に向けた取組（秋田県仙北郡西木村　十二峠）― 115
○転作でソバの栽培とソバ粉の販売（福島県田村郡常葉町　早坂）――― 117
○みんなの手で守り残したい　この風景と農業（茨城県東茨城郡御前山村　三丸田）― 119
○地域の特性に適した高収益･高付加価値型作物栽培の展開（埼玉県入間郡越生町龍ヶ谷）121
○農業経営の将来を見据えた新規作物の模索（神奈川県足柄上郡松田町　大寺）――― 123
○遊休農地解消を目標に町特産の大豆栽培に取組む（山梨県南巨摩郡中富町　宮木）― 125
○農地の利用集積による生産性・収益の向上（長野県諏訪市　大字豊田　上野）――― 127
○農産物加工で女性・高齢者も参画できる場づくり（新潟県中頸城郡吉川町　大賀）―― 129
○日本五大銘茶の安定生産、品質向上に向けた取組（滋賀県甲賀郡信楽町　奥山）―― 131
○「そば」を活用した高付加価値型農業の展開（兵庫県美方郡温泉町　春来）――― 133
○地元産小麦を使用したうどん、パンづくり（奈良県奈良市　大柳生町）――― 135
○機械施設の共同利用に向けた取組（奈良県奈良市　阪原）――― 137
○「柿まつり」を開催し柿の美味しさをＰＲ（島根県平田市　晩鐘営農組合）――― 139
○集落営農による共同機械購入・共同防除の取組（岡山県真庭郡湯原町　牧）――― 141
○消費者を見据えたミカンの有利販売（愛媛県東宇和郡明浜町　宮野浦）――― 143

○収益向上を目指したマルチ栽培（愛媛県北宇和郡吉田町　法花津）―――――― 145
○高付加価値型農業を目指した有機肥料の推進（福岡県八女郡立花町　鹿伏）――――― 147
○ミカン園の潅漑施設を整備（熊本県熊本市　東門寺）――――――――――― 149
○集落営農組織を中心とした農業生産活動（鹿児島県伊佐郡菱刈町　東市山）――――― 151
○シークヮーサーの生産振興に向けた取組（沖縄県名護市　勝山）――――――― 153

＜担い手の定着に特徴のある事例（10事例）＞
○将来の担い手の育成・確保を目指した施設整備（北海道足寄郡足寄町　白糸第３）― 155
○若手を中心にパソコン導入による農業経営の合理化（青森県南津軽郡平賀町　広船） 157
○高齢者活動・担い手育成のため研修活動センターの設置（青森県三戸郡新郷村扇ノ沢4）159
○担い手の定着に向けて現地講習会を開催（秋田県鹿角市　水沢農地保全管理組合）― 161
○認定農業者・新規就農者の啓蒙・掘り起こし（福島県須賀川市　鍛冶屋作）――――― 163
○計画的な条件整備で集落の農地を守る（新潟県西頸城郡能生町　高倉）――――― 165
○若手担い手を育成する「夢づくり」計画（石川県羽咋市　神子原）――――――― 167
○農地の利用集積を進め担い手・新規就農者を育成・確保（和歌山県海草郡下津町市坪） 169
○若者を中心とした地域活性化への取組（島根県那賀郡旭町　中重富）――――― 171
○機械利用組合を地域の担い手として営農活動が活性（長崎県壱岐郡勝本町片山触仲田）173

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例（８事例）＞
○４つの協定集落の協力によるコントラクター組織の設置（北海道富良野市　山部地区） 175
○特定農業法人等に農地集積・農作業委託（福島県大沼郡昭和村　中向）――――― 177
○担い手の定着による耕作放棄地の有効活用（長野県北佐久郡御代田町　塩野）――――― 179
○直接支払制度を契機とした集落営農の展開（新潟県中頸城郡清里村　北野）――――― 181
○集落営農組織を設立し営農の仕組みづくりを開始（山口県岩国市　二鹿）――――― 183
○３集落協定間で営農組合を組織（香川県三豊郡財田町　長樋－16・17・18）――――― 185
○個人配分あとまわし！集落営農の生産条件を整備（大分県宇佐郡安心院町　松本）― 187
○集落営農体制の確立に向けた取組（大分県下毛郡山国町　共和）――――――― 189

＜耕作放棄地を有効に活用している事例（８事例）＞
○耕作放棄地のソバ畑への復旧と集落の将来ビジョンの策定（岩手県和賀郡東和町舘迫）191
○集落ぐるみで耕作放棄地を解消（宮城県栗原郡栗駒町　渡丸）――――――― 193
○耕作放棄地を復旧しソバを作付け（山形県最上郡戸沢村　上台（開田））――――― 195
○耕作放棄地を復旧して観光果樹園等に有効活用（福島県田村郡三春町　過足）――――― 197
○棚田保全ボランティア等による耕作放棄地の解消（兵庫県城崎郡日高町　八代）――― 199
○休耕田を利用した小学生の農作業体験（鳥取県八頭郡船岡町　大江本谷）――――― 201
○荒廃農地等を活用した「あじさいの里」づくり（愛媛県宇摩郡新宮村　中野）――――― 203
○既耕作放棄地を景観形成に利用（長崎県北松浦郡大島村　神山）――――――― 205

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例（22事例）＞

○町内の集落協定を統括する推進協議会の設置（北海道上川郡鷹栖町　町内全協定）── 207
○村全体で１協定とし土地改良区が事務を引き受け（青森県東津軽郡平舘村　平舘）　209
○８集落が連携し耕作放棄地の復旧などに取組む（岩手県花巻市　幸田地区）──── 211
○炭焼き窯で世代間の交流を促進し集落を活性化（岩手県一関市　赤猪子）──── 213
○老人と子供のふれあいによる地域活性化（山形県村山市　河原鷲ノ倉）──── 215
○棚田保全ボランティアによる都市農村交流の展開（栃木県芳賀郡茂木町　入郷）── 217
○既存組織との連携による耕作放棄地の解消（群馬県多野郡万場町　黒田）──── 219
○土地改良区ぐるみで協定に参加（千葉県安房郡白浜町　塩浦土地改良区）──── 221
○非農家も含めた地域ぐるみの活動に取組む（山梨県東山梨郡牧丘町　乙ヶ妻）── 223
○既存組織との連携による農地保全（長野県諏訪郡富士見町　乙事－１）──── 225
○農業公社を核とした取組（富山県東砺波郡上平村　上平村）──── 227
○協定参加者以外の組織参加、農産加工グループの育成（岐阜県高山市　漆垣内）── 229
○集落内の各団体と連携し、環境保全･特産品開発を推進（滋賀県伊香郡西浅井町八田部）231
○町内全協定締結集落で連絡協議会を結成（京都府与謝郡加悦町　町内全集落協定）── 233
○個別協定と集落協定との連携による担い手支援（京都府船井郡和知町　安栖里）── 235
○土地改良施設整備の施策と連携し棚田保全に取組む（兵庫県養父郡八鹿町　高柳下）　237
○観光農園による都市農村交流を推進し、地域を活性化（和歌山県那賀郡桃山町　雨山）239
○酒米栽培による酒造会社や消費者との交流（鳥取県東伯郡関金町　野添）──── 241
○個別協定と集落協定の連携による農地保全（岡山県川上郡備中町　町内全協定）── 243
○直売市の開催を通じた地域の活性化（愛媛県宇和島市　天満）──── 245
○県単独事業と連携し、耕作道・用水路の整備を推進（高知県香美郡物部村　高井）── 247
○小学生の農業体験学習を通じた地域内の交流（佐賀県東松浦郡玄海町　石田）── 249

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○交付金全額を共同取組にあて農業用水路を自力設置

１．協定締結の経緯

砂子沢集落は、市の中心地から約20㎞の距離にあり、砂子沢川の流域に沿って、農家が点在する中山間地となっている。農家数は27戸で、世帯員数の約半数が60歳以上の高齢者が占めている。１戸当たりの耕作面積は35ａと少ない。

稲作を中心とした営農が始まる前はヒエ、あわを共同で栽培するなど集落全体に活気があったが、稲作が中心になるにしたがい、個々の農家がトラクター、バインダーを所有し、個別作業を行うようになり、農業者の高齢化もあいまって、担い手不足が懸念される状況にあった。

平成12年度から、本制度の取組について集落で話合いを何度も行なってきた。後継者問題から５年間の継続に不安を持つ人がいたが、集落で協力し合うことで意思統一し本制度に取り組むこととなり、平成13年度に協定を締結し、以前行われていた共同活動を復活させ、集落の農業を維持していくこととした。

共同取組活動の充実が重要と考え、集落の話し合いにより個人には配分していない。

２．取り組みの内容

集落内の水路は土水路のため、大水の都度決壊等が生じていた。その流路には起伏が多く、延長1,500mにもわたり、個人では補修できない状況にあったため、交付金を活用して水路（U字溝幅350㎜）、沢横断パイプ（直径450㎜）を集落共同で自力設置している（平成13年度は60m、平成14年度は沢横断パイプを含めて91m設置予定）。法面の勾配が急で工事が困難な部分の水路整備をどう進めるかが課題となっている。

この他、多面的機能を増進する活動として、

○　集落の中心にある記念碑を補修し、４m×４mの花壇を併設した。購入した苗を植えたが、平成15年度からは花の苗作りにも取り組むこととしている。

集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県盛岡市（もりおかし）　砂子沢上（いさござわかみ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
4ha	水稲、ﾎｳﾚﾝｿｳ、ﾘﾝﾄﾞｳ	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
94万円	共同取組活動分（100%）	水路農道管理		34%
		多面的機能増進活動（景観作物作付け）		5%
		生産性向上・担い手定着（農業用水路設置）		47%
		研修会費用・事務費等		14%
協定参加者	農業者　13人			

○　根田茂、砂子沢を広く含んで組織している「盛岡東部地域づくり推進協議会」の構成員として、次の活動に参画している。

・根田茂、砂子沢川下・川上ラブラブ交流（農山村体験、渓流釣り、名所旧跡めぐり）の講師

・地元学の開催（岩手大学教授・学生と住民が参画し、農業、水、山、神社、生活などテーマごとに地域資源を発掘）参加者150人

○　砂子沢下集落と連携して盛岡市の芸術祭参加、地元神社での神楽・鹿おどり等の伝統芸能を奉納し、また森林組合と連携してきのこ塾の開催などを行っている。

３．取り組みによる効果

共同で作業することにより、効率よく清掃等が実施され、水路やその周辺が共同で管理されるようになった。平成14年の台風６号で水路が埋まった際にも、協定参加者が共同で復旧に努め、協力体制ができている。

砂子沢上集落の取組活動が波及したことなどにより、砂子沢下集落でも平成14年度に協定を締結し、活動している。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田4ha）
個別対応

水路・農道の草刈・点検・清掃（水路1.5㎞他年７回）
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け（集落記念碑の傍に花壇設置）
共同取組活動

その他の活動

農業用水路の自力設置（全長1.5㎞）
共同取組活動

集落外との連携

○「盛岡東部地域づくり推進協議会」の構成員として、次の活動に参画

・根田茂、砂子沢川下・川上ラブラブ交流

・地元学の開催

○砂子沢下集落と連携して地元神社での神楽・鹿おどり等の伝統芸能を奉納、森林組合と連携してきのこ塾の開催等を実施。

[平成14年度までの主な効果]

○農業用水路の自力設置（U字溝幅350㎜、沢横断パイプ直径450㎜）これまでの累計延長151m

○他集落との連携により、都市農村交流の推進

○砂子沢上集落の取組活動が波及したことなどにより、砂子沢下集落でも平成14年度に協定を締結

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○非対象農用地も一体的に管理

１．協定締結の経緯

当該協定区域は既存４集落から構成されるが、農用地は河川側と山際に向かって傾斜しており、集落外に農用地を持つ農家や、農業従事者の高齢化、農業離れ等の問題で、農道・水路等施設の維持管理や農用地の荒廃が心配されていた。

各集落単位や集落合同での話し合いを重ね、協定集落が複数集落によって構成されることで共同取組に支障がないか等の意見もあったが、将来的には地域の人口減少も予想されることから、地域全体が相互に支え合って農用地保全と集落維持を推進するという目的の下、合意形成がなされ協定締結に至った。

２．取り組みの内容

協定区域の既存４集落それぞれに対象地・非対象地が混在しており、関連する水路・農道等の施設の規模や管理形態も広域に渡るなど様々であり、平等な管理が難しい面もあるが、集落の互助体制の強化を目的として対象外農用地にも管理費用を支払うことで、地域が一体となった共同取組を行っている。

共同取組活動の具体化にあたっては、各集落ごとの事業計画と広域的な計画を協定集落で相談して作成し、段階的な実現を図っている。

共同取組活動の一環として、各集落単位でゴミステーションや町道沿線に花の植栽を行い、老人クラブ・子供会など各種団体と協力して集落の環境美化を図っている。

また、認定農業者の確保など担い手育成の呼びかけを行い、将来的には協定地域での作業集団等の設立を目標に、地域を支える体制整備の環境づくりをしている。

（平成13年度における活動内容
４月　　野ネズミ共同駆除
５月　　農道・水路等補修整備、景観作物の植栽
６～８月　ため池漏水の修理、病害虫防除一斉草刈り、先進地視察研修
９月　　畦畔・農道・水路等草刈り）

集落協定の概要

市町村･協定名	秋田県由利郡鳥海町（ゆりぐんちょうかいまち）　上川内第２（かみかわうち）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
71ha	水稲、ｿﾊﾞ、牧草等	―	―	―
交付金額	個人配分分			34%
609万円	共同取組活動分（66%）	農地法面、農道、水路の点検等、畦畔の除草		30%
		多面的機能増進活動（景観形成作物作付）		6%
		生産性向上・担い手定着（会議・パソコンの購入）		6%
		役員報酬、事務費、水路改修基金積立		24%
協定参加者	農業者　78人			

３．取り組みによる効果

交付金配分を共同取組活動に多く充てることで、非対象農用地についても病害虫防除の草刈りを行う等により、集落全体での連携した管理作業の効率化や、参加者間の協調性と互助的意識の向上がみられた。

また、パソコンの購入により、集落内農用地等の情報整理が容易となり、農用地の利用集積に向けた体制を整えることができた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（対 象 地　71ha　非対象地　43ha　合　計　114ha）
  - 個別対応
- 水路・農道等の管理（水路農道補修60㎜、水路農道草刈4.5㎞、農業用水ため池補修）
  - 共同取組活動
- 野ネズミ被害防止（畦畔等への駆除薬設置）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 団地周辺草刈り（５カ所、7ha）
  - 共同取組活動
- 景観形成作物作付け（公共施設周辺2箇所、町道沿い500㎜にｺｽﾓｽ・ﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞ等の植栽）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農用地情報管理（パソコン１台購入）
  - 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○認定農業者の新規確保　２名（協定参加４集落に１名づつの認定農業者確保）
○水路農道管理（草刈り）　4.5㎞
○景観形成（コスモス・ひまわり植栽）　施設周辺２カ所、町道沿い500m

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○機械導入による管理作業の効率化

１．協定締結の経緯

早田集落では、農協の組合員による生産組合を中心に営農を行ってきた。このような中で、直接支払制度が発足し、集落内の農地は集落内で守ろうとする意識が高まり、中山間組合を組織し本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

耕作者の高齢化が進み、水路・農道の維持管理・補修の労働力が年々減少し、作業が困難になっていたため、農道の整備、水路の修理等の作業の効率化と、後継者の農業離れを食い止めようと、協定参加者と後継者を対象に重機免許の取得講習を開催し（12名が免許取得）、バックホウを購入した。

多面的機能増進活動として、集落内の美化運動に合せ、子供会と一緒になって花の植栽（水の管理は、プランターを自宅の前などに設置し子供たちが担当）を行った。

３．取り組みによる効果

これまで、農地の賃貸借はあまり積極的には行われていなかったが、制度の導入により農地集積が図られた。また、水路・農道の管理、遊休地の草刈等も組織的に行われ、特に、農道の補修には積極的に取り組んでいる。

取得した重機免許で水路を整備

集落協定の概要

市町村･協定名	山形県西田川郡温海町（にしたがわぐんあつみまち）　早田（わさだ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
24ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			48%
369万円	共同取組活動分（52%）	水路・農道の維持管理		23%
		多面的機能増進活動		3%
		生産性向上・担い手定着		3%
		役員報酬、その他		23%
協定参加者	農業者　39人			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田24ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り 共同取組活動	農業機械の共同購入 （バックホウ１台購入） 共同取組活動
水路・農道の管理 共同取組活動	景観作物作付け （子供会と一緒の花の植栽） 共同取組活動	重機免許の取得 （協定参加者・後継者12名が取得） 共同取組活動

［平成14年度までの主な効果］

○農地の集積　1.3ha

○バックホウ導入による農道の整備、水路の修理等の作業の効率化

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○高齢化等による耕作放棄や猪被害の防止対策の推進

１．協定締結の経緯

当地区は、農家の高齢化や担い手の減少による耕作放棄地の増加が懸念されていたが、協定締結前の活動は、農事組合の支部長が書類を配布したり、連絡事項を伝達する程度で、集落活動の停滞や集落としてのまとまりが低下し、耕作放棄地を防止する対策を講じるまでは至らなかった。

このことから、本制度を契機として、集落としての一体感を取り戻すとともに、地域における農業振興や活性化を図るため、農業委員、農事組合等の役員が中心となって説明会や検討会を開催し、水路や農道の管理、集落の合意形成を図っていった。

２．取り組みの内容

水路や農道の維持管理の他、高齢化等により耕作できなくなった水田（約0.9ha）を協定参加者全員による草刈りやトラクターによる耕耘等耕作放棄地の発生を防止する取り組み、イノシシによる農作物の被害への対策として協定内農用地を電気柵で囲う取り組みなどを行っている。

（電気柵の概要）

・実施面積　水田：7.3ha、畑：3.0ha
・柵の延長　1,700m
・経　　費　56万円
・電気柵の設置作業は、協定参加者全員で行い、電気柵の管理は、協定参加者が５人一組となり、当番制で週１回電線の見回りと柵周辺の下草刈りを行っている。

集落協定の概要

市町村･協定名	群馬県甘楽郡甘楽町　田口（かんらぐんかんらまち　たぐち）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
7ha	水稲、飼料作物、野沢菜、下仁田ネギ等	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
155万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		5%
		研修会等費用		10%
		農地・水路・農道等の管理費用		25%
		鳥獣害防止対策費用		10%
協定参加者	農業者　35人			

３．取り組みによる効果

本制度の取り組みを通じて、耕作放棄地発生の防止やイノシシによる農作物被害の解消が図られたほか、共同取組活動を通じて集落内における話し合いの機会が増え、集落に活気が戻るとともに、こうした話し合いの中から、水路を整備してホタルを呼び戻す運動が始まるなど、明らかに協定参加者の意識の変化が伺えるようになった。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田7ha、畑3ha）／個別対応
- 水路・農道の管理（水路5㎞、農道5㎞、年３回）／共同取組活動
- 鳥獣害防止対策（電柵延長1.7㎞、田7.3ha、畑3ha）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物の作付け コスモス・ヒマワリ（田：0.2ha）／共同取組活動
- 堆きゅう肥施用推進（田7ha、畑:3ha、年2回、1.5～2t／10a(水稲)）／個別対応
- 畦畔の草刈り（延長２㎞、毎週）／共同取組活動（班体制）

その他の活動

- 農業機械の共同利用・農作業の共同化（トラクター：１台、オペレーター：５名）／共同取組活動
- 認定農業者の育成／個別対応
- 農作業の受託（耕作放棄地0.9ha）／共同取組活動

地元女性（野菜農家）の会である「天引ひまわり会」と連携し、消費者が安心して食べられる農産物生産や環境美化活動を推進している。

[平成14年度までの主な効果]

○鳥獣害防止施設設置（電気柵）によりイノシシ被害が無くなった。
○高齢化等により耕作できなくなった田0.9haを集落で受託し管理した。
○田にコスモス・ヒマワリ0.2haを作付けたり、畦畔の草刈りを行い集落の景観保全を図った。
○集落に活気が出て、協定には規定していないが、水路を整備してホタルを呼び戻す運動が始まった。
○稲作における機械の共同化、作業の共同化が推進され、省力化が図られた。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○美しい花桃にあふれる山里づくりに向けて

１．協定締結の経緯

当地区では、耕作放棄地の解消は、各農家が個々に取り組んできたが、個々の対応では厳しくなったため、本制度に取り組むこととした。

協定締結に当たっては、地区の農業委員、認定農業者、行政区長が中心となって地区農家全員の参加を得て組織を結成し、役場とともに地域の合意形成を図った。

集落全体で耕作放棄地の解消に取り組むとともに、高齢者でも取り組みやすい花卉・花桃等の植栽を行い、景観形成にも配慮した取り組みを行うこととした。

２．取り組みの内容

耕作放棄地の雑木・竹等を伐採・焼却し、そこに高齢者でも取り組みやすい村の特産品である花卉・花桃等を植栽し、景観形成にも役立てている（平成13年度850本、平成14年度1,700本）。

また、この花桃等は、数年後には京浜をはじめ全国各地の市場に出荷することを考えており、地元の花卉研究会や技術者の協力を得て、生産・出荷に向けた地域体制の整備に努めている。

更に、上記の共同作業は、協定参加者全員、親子・孫位の年代の隔たりの人々により行われており、ここでは、昔話やこれからの夢などを語り合いながら、地域内の人々のコミュニケーションが大いに図られている。

共同取組活動に取り組む以前の耕作放棄地

共同取組活動により耕作放棄地が解消され、花桃等が植栽された

集落協定の概要

市町村･協定名	埼玉県秩父郡東秩父村　上ノ貝戸（ちちぶぐんひがしちちぶむら　うえのかいと）			
協定面積	田(3%)	畑(97%)	草地	採草放牧地
8ha	保全管理	花卉、自家用野菜	―	―
交付金額	個人配分分			0%
57万円	共同取組活動分	役員報酬		4%
	（100%）	生産性向上・担い手定着（新技術、新品種の導入）		96%
協定参加者	農業者　25人			

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、世代間のコミュニケーションが図られるようになり、耕作放棄地の解消のみならず、特産品や伝統的な文化を守りながら、地域環境の保全・向上をめざす気運が高まってきている。更に、後継者の育成や都市住民との交流についても、今まで以上に推進して行こうという意識が非常に強くなってきている。

なお、当地区には、当制度に取り組む以前には耕作放棄地が約５ha存在したが、共同取組活動により、３ha余りの耕作放棄地を復旧することができた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田0.2ha、畑7.4ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（道路7.5㎞、年2回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約0.5ha、年1回）
  - 共同取組活動
- 耕作放棄地における支障木の伐採等の作業（年２回）、役員による管理作業
  - 共同取組活動

その他の活動

- 景観作物作付け（花卉・花桃・梅を植栽 H13:850本,H14:1,700本）
  - 共同取組活動

↕

中山間地域活性化推進事業、遊休農地活用事業による苗木の購入

↕

集落外との連携

○花桃等を市場出荷できるようにするため、村の花卉研究会や技術者の協力得て、体制を整えている。

○耕作放棄地を解消する作業には、協定参加者以外の若い人々も参加した。

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　3.2ha（H13：1.5ha、H14:1.7ha）

○花卉・花桃・梅の植栽　2,550本（H13：850本、H14：1,700本）

○地域の人々へのコミュニケーションの場の提供、地域環境の保全・向上をめざす気運の高まり

○後継者の育成や都市住民との交流に対する意欲の向上

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○高齢者の「助け合い」精神による集落活動の展開

１．協定締結の経緯

当地区は極めて高齢化率が高く、慢性的な担い手不足により、営農意欲が低下していたため、本制度に取り組むこととした。

協定締結に当たっては、集落の農業者11名で構成されている住居野地区高齢者農業者生産集団の代表者に呼びかけを依頼し、協定参加予定者を対象とした説明会を開催した。この集落で長年培ってきた「助け合い」の精神により、合意形成はスムーズに行われた。

桑園の遊休農地の活用策としてサヤインゲンやサヤエンドウの栽培面積を拡大するとともに、パンジーや日日草等の花の栽培も行っている。

２．取り組みの内容

夏・秋２回の集落の祭りの前に、共同で排水路の除草作業及び補修・点検作業を実施している。除草作業については、高齢のため刈払機を使用できない参加者もいることから、協定参加者全員に草刈り鎌を購入し、全員で作業を行っている。

遊休農地の活用として、共同作業で桑園跡地の抜根を行い、さらに耕作に支障をきたしていた農道の立木を除去し、以前よりこの集落で栽培しているサヤインゲンやサヤエンドウの面積拡大（約0.2ha）を図った。住民のほとんどが65歳以上の集落であるため、サヤインゲン等は集落内の神社に集荷し、集落としては若手の60代の２名が交代で、農協へ運搬・出荷している。

また、集落の新たな特産物として、パンジーや日日草などの花の栽培も開始した。

栽培管理については、その大半を共同で行い、薬剤の希釈が難しい高齢者のために、若手が薬液を調整し配布する等、お互いに助け合いながら、均一で高品質な農産物生産に努めている。

３．取り組みによる効果

本制度を導入することにより、条件の悪い農地においても、農地の所有者として維持管理していこうという責任感が参加者の中に生まれ、新たな生産意欲が見られるようになった。そして、もともと集落内にあった住居野地区高齢者農業者生産集団の役割が集落協定全体にまで拡大しつつある。

集落協定の概要

市町村･協定名	埼玉県児玉郡神泉村（こだまぐんかみいずみむら）　住居野（すまいの）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
7ha	―	ｻﾔｴﾝﾄﾞｳ、ｻﾔｲﾝｹﾞﾝ、山菜	―	―
交付金額	個人配分分			43%
79万円	共同取組活動分	法面・水路・農道管理		35%
	（57%）	生産性向上・担い手定着（新技術、新品種の導入）		22%
協定参加者	農業者　19人			

また、遊休農地の活用など、当集落は周辺地域のモデル的な役割を担っており、他集落からの関心も高まっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(畑：7ha)
個別対応

水路・農道の管理
（水路500m・農道1.5km
年2回清掃・草刈り）
共同取組活動

新たな農作物の栽培
集落内にハウスを１棟建築し、新たな集落の特産品として、ﾊﾟﾝｼﾞｰ、日日草の栽培を実施
住居野高齢者集団による共同取組活動（協定農家19人中９名加入）

多面的機能増進活動

桑園跡地の抜根及び桐等の耕作に支障をきたしていた農道の樹木の除去
（約20a、年1回）
共同取組活動

景観樹木の植栽による地域の景観整備
（農道沿い1.5kmに桜と紅葉、ハナミズキを植樹）
共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用
（草刈り鎌購入19本、
刈払い機械の替え刃の購入）
共同取組活動

農作業資材の共同購入
（薬剤の購入、肥料の購入、
集会所の景観用資材の購入）
共同取組活動

非農家３人の参加

鳥獣害（猪）適正防止
（電気柵1.1kmの設置）
共同取組活動（生産振興総合対策事業鳥獣害防止対策強化事業との連携）

農作物の共同出荷従来栽培していたサヤエンドウ、サヤインゲンの面積拡大を図り市場への共同出荷を実施
住居野高齢者集団による共同取組活動（協定農家19人中９名加入）

集落外との連携
○集落内に酪農農家がいないため集落外の酪農農家より堆肥を共同購入し、有機野菜栽培の推進及び遊休農地の解消を推進する。

[平成14年度までの主な効果]
○電気柵設置による鳥獣害（猪）被害の減少（防止柵1.1kmの設置）
○耕作放棄地の復旧（約20a）
○住居野高齢者集団による営農の効率化及び共同作業
・薬剤及び肥料の共同購入・調整・配布による高品質なサヤエンドウ、サヤインゲンの生産
（H12：3,998kg、H13：3,374kg）
・新たな農作物の栽培品目として、パンジー・ビオラ（H13：3,000鉢、H14：3,300鉢)、日日草(H14：2,800鉢）の栽培を実施
○景観樹木の植栽による地域の景観整備
・桜（30本)、紅葉（30本）ハナミズキ（30本）を農道沿いに植栽

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○離島における未舗装農道の整備等の取組

１．協定締結の経緯

当地区は、八丈島内でも特に急峻な地形で、農道も未舗装であることから、車での乗り入れができないため、農道の整備が切望されていた。

そこで、本事業を活用して農道を整備することとし、農業委員を中心に対象地区の農業者に対して積極的に推進活動を行った。

また、集落座談会の開催や広報等を通じて地域住民に対する普及活動を実施した。

２．取り組みの内容

共同作業による草刈りや樹木の伐採等、地域の農地周辺の管理を実施している。また、農地の管理が行いやすいように、農地に通ずる未舗装道路の定期的な補修、一部拡幅及び舗装を実施している。

その他、台風や大雨による防風林の倒木や土砂の撤去作業、害虫の一斉防除、病気等で一時作業ができない協定参加農家に代わって農作業を行うなど、地域の農地保全を集落全体で行っている。

農地への取付道（舗装後）

農道の終着点
（フェニックス・ロベレニー産地）

集落協定の概要

市町村･協定名	東京都八丈町（はちじょうまち）　三根（みつね）A			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
6ha	―	ﾌｪﾆｯｸｽ･ﾛﾍﾞﾚﾆｰ	―	―
交付金額	個人配分分			50%
64万円	共同取組活動分	草刈賃金等		45%
	（50%）	翌年度繰越		5%
協定参加者	農業者　14人			

３．取り組みによる効果

農道を整備することによって車での乗り入れが可能となり、営農作業及び農地の管理が容易になるなど、農地の遊休化の防止に役立っている。

また、本制度に取り組むことが、他の農業者に対する意識啓発にもなり、平成13年度には協定参加者３名、協定面積0.9haが新たに協定に加わった。

さらに同地区内で新たな集落協定（農家数４戸、協定面積7.7ha）の締結も行われた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(畑5.5ha)　／　個別対応
- 作業道の舗装　150m　／　共同取組活動
- 水路・作業道の管理（道路 2.0km、年２回 清掃、草刈り）　／　共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（随時）　／　個別対応

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約0.3ha、年２回）　／　共同取組活動

その他の活動

- 新規作物導入検討（約300㎡、フェニックス ロベレニーから里芋へ）　／　個別対応

[平成14年度までの主な効果]

○コンクリート舗装の実施　延長150m、幅１m
○面積の増加　0.9ha
○協定参加者の増加　３名
○同地区内の他集落で新たな集落協定（参加者10名、協定面積7.7ha）の締結

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○交付金を活用し、農道の整備及び簡易補修

１．協定締結の経緯

当集落は、町の南東部に位置し、協定農用地は急峻な山の中腹部から山頂部にかけてのみかん畑が中心となっている。

以前から「村雨農道組合」という管理組合が組織されており、この管理組合を中心に集落として比較的まとまりがあったことから、組合が主体となって集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

この集落では交付金全額を共同取組活動経費としており、集落協定としての主な活動としては、地域内の農道等の維持管理のための定期的な巡視及び点検や協定農用地までの草刈り等の実施、農道（約2.6㎞）等の簡易的な補修に充てられ、この農道補修に際しては近くにあるコンクリート資材製造会社から資材を購入し、これを協定参加者自らの手により整備、簡易補修を施している。

今後は、収穫時における農作業の協業化の推進や、高齢農家の作業効率化を図る目的で、農作業の受委託を進めるとともに、農作業の省力化を目指している。

着手前（水路が土砂で埋まっている）

着手後
（見事に水路が確保された）

集落協定の概要

市町村･協定名	神奈川県足柄上郡山北町　村雨（あしがらかみぐんやまきたまち　むらさめ）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
3ha	―	ミカン、キウイフルーツ	―	―
交付金額	個人配分分			0%
34万円	共同取組活動分（100%）	役員報酬、事務費		18%
		共同取組活動（草刈り等）		34%
		農道管理（資材購入費）		48%
協定参加者	農業者　21人、農道組合（構成員42人）			

３．取り組みによる効果

この制度に取り組むことにより、役員会や総会等の話し合いの機会も増えたため、以前にも増して集落としてのまとまりが出てきている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(畑2.9ha)
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（農道2.6㎞、年２回）
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（畑・農道の点検：随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約3ha、年1回）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業の受委託（今後検討）
  - 共同取組活動

集落外との連携

○コンクリート資材製造会社との連携

・農道、排水路の簡易補修の際に資材を格安で購入

[平成14年度までの主な効果]

○農地や農道等の定期的な巡回。

○協定参加者自らの手による農道、排水路の簡易補修。

○役員会、総会という話し合いの機会が増えたことにより、集落としてのまとまりがでてきた。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○交付金を活用して農道を開削

１．協定締結の経緯

高齢化の進展や後継者不足などの課題を抱える当地区であったが、「山あいの霧が育む良質な両河内の茶を後世に残していきたい」とお寺の住職の浄見全良氏らが発起人となり、協定締結を推進した。

２．取り組みの内容

急傾斜の斜面に張り付くように存在する約４haの茶畑は、これまで農道がなかったため、農作業が大変不便であったが、直接支払交付金を活用して延長350mの農道を新たに開削し、農作業の効率化や加重労働の軽減に役立てている。

農道の開削にあたっては、建設重機のリースや機具類、日当等を交付金より支弁し、実際の測量から工事まで、すべて関係の農家等が分担して施工した。

農道用地は各地主の無償提供

集落協定の概要

市町村･協定名	静岡県清水市（しみずし）　木山野（きやまの）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
18ha	－	茶	－	－
交付金額	個人配分分			46%
208万円	共同取組活動分（54%）	役員報酬		4%
		耕作放棄防止積立金		5%
		水路・農道管理		38%
		会議費等		7%
協定参加者	農業者　26人、木山野土地改良区			

３．取り組みによる効果

農道ができたことにより、茶畑における農作業の効率化が格段に向上するとともに、過重労働の軽減に効果が現れている。

また、草刈り等による農用地の手入れの具合も格段に良くなり、高齢化の進展によって心配されていた耕作放棄地の発生についても防止されている。

さらに、茶畑の頂上は眺めが良いことから、新たに整備された農道を使って地域のお年寄りが頂上まで散歩を楽しんでおり、地域の健康増進にも役立っている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（畑18ha）
  - 個別対応
- 農道・水利の管理
  （農道の草刈り　２回
  水利の保全　　随時）
  - 共同取組活動
- 法面の点検・草刈り
  （農道の草刈りと同時）
  - 共同取組活動
- 鳥獣害防止
  ・猪捕獲檻の設置　１機
  ・狩猟資格の取得　１名
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 茶の等高線栽培
  （全ての茶畑で実施）
  （土壌流出のの防止）
  - 個別対応
- 竹林の保全
  (放任竹林化を防ぎ良好な景観の保持)
  - 個別対応
- 水質汚濁の防止
  (共同購入肥料による適正施用の励行)
  - 共同取組活動

その他の活動

- 資材の共同購入（農薬・肥料）
  - 共同取組活動
- 農道の開設・管理
  ・新規の農道の開削・草刈
  （随時）
  - 共同取組活動
- 農地の利用権設定
  （集落外の農家への集積90ａ）
  - 共同取組活動
- 製茶工場等との連携
  (集落内の共同茶工場、個人製茶業者及び地域外の生産組織との連携)
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○茶の加工に関する生産組織の構成員に、耕作を停止する農地について引き受け手になってもらえるよう調整・協議を実施。

[平成14年度までの主な効果]

○当地区の協定参加者が管理する別の集落協定参加農地が耕作継続不可能になったが、引受手について当地区と先方の地区で協議して調整している。

○新規就農者　１名

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○耕作者マップによる課題の共有

１．協定締結の経緯

当地区では、農家が所有する農地は平均30～40ａであり、農業機械を個人ごとに所有し個別で経営している。しかし高齢化が進む中で今後農地の管理が不十分になり、耕作放棄地が広がる危険性があった。そこで農業者全体で農地の在り方について検討し、地域全体で取り組むべき課題に対応するべく協定の締結に至った。

２．取り組みの内容

本集落は、過疎化、高齢化による担い手の不足により今後の耕作維持が大変懸念されていた。そこで本制度の取組に際し、まず「ふるさとの再発見」の一環として、現在と５年後の農地の耕作者を聞き取り等によりマップ化し、５年後耕作ができなくなる可能性が高い農地を示すことで、集落全員に危機感を抱かせ、問題を共有化させた。

共同取組活動では、農地法面及び道水路の管理（草刈り等）、点検、補修のほか、農作物を獣害から守る電柵の設置や協定農地を利用して行われている都市と農村の交流農園への協力を行っている。

また、地元に古くから伝わる伝統芸能（獅子舞や太鼓等）の支援や担い手の育成を目的に農作業受託（大豆や牧草）している農家へ助成を行っている。

体験農園での大根の収穫

法面の草刈り

集落協定の概要

市町村･協定名	岐阜県郡上(ぐじょう)郡和良村(ぐんわらむら)　宮地(みやじ)			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
20ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			37%
161万円	共同取組活動分	文化伝承活動費		18%
	（63%）	鳥獣害対策費		28%
		担い手育成、交流農園支援活動・環境美化活動		8%
		役員報酬、その他		9%
協定参加者	農業者　47人、宮地水利組合			

３．取り組みによる効果

農地・法面の管理（草刈り等）は協定締結以前から実施していたが、集落協定書に記載されていることにより、個人個人がさらに意識して取り組むようになった。

また、様々な共同取組活動を通じて、集落内の話し合いや連携が一段と活発になり、お年寄りの生きがいをはじめ、集落に活力が感じられるようになってきた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田20ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路5km、道路4km、年1回、清掃・草刈り）
  - 共同取組活動
- 獣害適正防止（電気柵1.0kmの設置）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 体験農園の開設・運営（農園30ａ、年4回実施）
  - 共同取組活動
- 景観作物作付け（区境の花壇にパンジー等を植える）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 文化伝承活動（山車の屋根を新調）
  - 共同取組活動
- 農作業の受委託（協定内の農地540ａを転作として担い手に作業委託）
  - 共同取組活動

村、夢づくり塾（任意組織）との連携によるグリーン・ツーリズムの推進

集落外との連携

○集落外の農業生産法人へ田植えや稲刈り作業を委託
○隣接する集落協定と連携して水路清掃を実施
○隣接する集落と祭礼を合同で実施

[平成14年度までの主な効果]

○協定集落内の意識の統一が図られ、連携が活発になった
○獣害による被害の減少（電気柵1.0kmの設置）
○担い手農家への作業委託の推進（大豆、飼料作物約540ａ）
○体験農園における都市農村交流の推進
　・年４回実施。延べ400名参加。田植え、稲刈り、農作物収穫、もちつき、もち花つくり等
○景観作物の作付けによる地域活性化
　・区境の花壇に地元老人クラブが主体となりパンジー等を植えた
○山車の屋根を新調することにより祭に活気が見られるようになった

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○共同作業による周辺林地と水路等の管理の取組

１．取り組みの内容

スギ・ヒノキの直林地の成長や天候等の自然環境の変化により、年々目にする機会が減りつつある村の花「ささゆり」は、人工栽培が困難な植物であり、増殖は自然任せによるところが大きい。

そのようななか、この地区では従来から個人的に「ささゆり」の生殖しやすい環境とその増殖を目的に、農用地周辺林地を管理する作業が行われていた。この作業を本制度への取組みを機会に、非農家や交付対象外農家も含め、集落の共同活動の一つとして対象地の拡大とその保護を行っている。

その活動内容は、「ささゆり」の生殖位置を確認し目印を施し、採取を防止するとともに開花後種子が飛散するまで、草刈作業を控えることから始まる。この作業は、他の景観整備事業と合わせ年２回集落全員で実施される。

また、当地区には建設会社が１社あり、雇用等地区とのつながりが非常に強く、その利点を生かし、会社所有の土木重機を安価で借上げ協定参加者が自ら水路等の維持修繕工事を施工している。当地区には土木作業の経験者も多く、その施工技術も高いことから、このような取組みが展開された。

このように地域の力をいろいろな方法で結集し、農地や道・水路のみならず生活環境や地域文化までをも後世に引き継ごうとしている。

２．取り組みによる効果

地区の活動により、農用地周辺林地を中心に「ささゆり」が、可憐な花を咲かせているところを多く見ることができるようになってきている。特に村の施設である「山遊里」や「香恋の館」駐車場の付近の周辺林地では、かなり多くの「ささゆり」が確認されている。

集落協定の概要

市町村･協定名	愛知県東加茂郡下山村（ひがしかもぐんしもやまむら）　羽布（はぶ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
25ha	水稲、そば	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
406万円	共同取組活動分	研修会、役員報酬等		14%
	（50%）	農地、農道、水路等の維持管理		22%
		多面的機能増進活動（周辺林地管理等）		14%
協定参加者	農業者　49人、非農業者　7人			

また、水路等の維持工事については、その経費を正規に積算すれば、かなりの金額に相当するものであり大変な事業効果を生んでいる。

地域の力を結集すれば、大変大きな力となることを実証している集落活動である。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田25ha）／個別対応
- 水路・農道の管理（水路10㎞・農道7㎞、年3回（補修・草刈））／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（随時）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約4ha、年1回）／共同取組活動
- 体験農園の開設（ｻﾂﾏｲﾓ堀体験0.4ha）／共同取組活動
- 景観作物作付け（転作作物としてｺｽﾓｽを0.3ha作付け）／個別対応
- ビオトープの確保（通年湛水0.5ha）／個別対応
- 周辺林地の管理・「ささゆり」の保護増殖活動・景観作物の植栽管理0.5ha／共同取組活動

その他の活動

- 農作業の受委託（担い手農家3戸、受託面積４ha）／個別対応
- 水稲作付け品種の統一（奨励品種ミネアサヒの作付け　20ha）／共同取組活動
- 利用権設定による面的集積（担い手農家２戸、設定面積4.3ha）／共同取組活動

↕

集落外との連携

○集落内の農家に農作業受委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業受委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○土木重機の借上げによる道・水路の維持修繕工事の実施
○体験農園による都市農村交流の推進（サツマイモの掘り取り体験　0.4ha）
○景観作物の作付け（コスモス　0.3ha）
○村の花「ささゆり」の保護及び増殖活動の推進
○農用地周辺林地の景観樹木の植栽及び管理による地域の活性化
○担い手農家への農地集積（担い手農家２戸　集積面積　4.3ha）

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○イノシシによる農作物への被害防止に向けた取組

１．協定締結の経緯

当地区の農地は急勾配な箇所が多い上に高齢化も進み、農家個々では農地の維持管理も困難な状況になりつつある中、直接支払制度の説明をしたところ、集落の耕作放棄地の未然防止に対する意識も高いことから、合意形成は進み協定締結に至った。

２．取り組みの内容

当集落は高齢化が進み、また農地は山林に接しているため、法面の大きな箇所も多く、草刈等の管理が大きな負担となっている。更に、イノシシ等による農作物への被害も多く、鳥獣被害防止対策に要する経費も嵩み、このことが耕作に対する意欲の低下を招く大きな要因となっている。これまでも電牧柵の設置等による対策を講じているものの、被害は年々増える一方であり、こうしたことから捕獲柵の設置に踏み切った。その費用は、平成12年度及び平成13年度の交付金の一部を積み立てて、平成14年度の交付金と合わせ、経費の1/2について交付金を充当して、２箇所に設置した。

３．取り組みによる効果

捕獲柵の設置により農作物への被害が減ったという実績はまだないが、設置したという安心感から今後の生産意欲の向上を期待する。

また、共同活動への取組に対する意欲が高まってきた。

イノシシ捕獲柵

集落協定の概要

市町村･協定名	愛知県南設楽郡作手村　小田（みなみしたらぐんつくでむら　こだ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
4ha	水稲、大豆、牧草	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
89万円	共同取組活動分（鳥獣被害防止対策）			50%
協定参加者	農業者　11人			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田4.2ha）
個別対応

水路・作業道の管理 （水路2㎞、農道2㎞、 清掃、草刈り）
共同取組活動

鳥獣害適正防止 （捕獲柵の設置２箇所）
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （年1回）
共同取組活動

［平成14年度までの主な効果］

○生産意欲の向上（捕獲柵設置２箇所）
○共同取組活動に対する意欲向上

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○高齢者の農地を借りて、そばの集団栽培を実施

１．協定締結の経緯

本地域は滋賀県北西端の山間部に位置する、町土の約76%が山林等で耕地は約13%である。気象条件は、日本海側の気候に属する県下有数の豪雪地帯である。

当集落は、22世帯、約70人の集落で、現在16世帯が農業に従事しているが、担い手の高齢化が著しく、各戸毎の農地の保全が難しい状況にあること、また、有害鳥獣による農作物被害も深刻で、農業を継続していく意欲も減退している状況にあった。このため、直接支払交付金を活用することにより、個人対応では困難な共同作業としての獣害防止電気柵の設置事業への取り組み、そばの集団栽培への取り組み等を行う観点から、協定を締結した。

２．取り組みの内容

・協定締結にあたっての取組

農地所有者・耕作者の参加対象農家全員の出席を求め、制度説明と活動計画を話し合った。

・農業生産としての取組活動

高齢化による耕作者の減少を踏まえ、住民有志による集落転作組合を結成、高齢所有者農地1.5haを一括で借り受けて、そばの集団栽培を実施。

・多面的機能を増進する取組活動

景観作物を兼ねたそば栽培（白そば・赤そば）の充実。

・協定による将来の目標

転作組合を中核として、農作業の集団化と定着を目指す。

農業機械の共同購入、共同利用等。

・協定参加者相互および関係者との連携

定期的な会合により、農道・水路等の管理作業を共同で実施。

・交付金の使用方法

収穫そばの調理、試食、特産品としての振興、機械整備

獣害防止電気柵の整備に係る作業手間

農道・水路の整備に係る作業手間

集落協定の概要

市町村･協定名	滋賀県高島郡マキノ町　野口（たかしまぐん ちょう のぐち）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
7ha	水稲、そば	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
74万円	共同取組活動分（電気柵設置）			50%
協定参加者	農業者　15人、野口転作組合（構成員10人）　1			

３．取り組みによる効果

交付金によって獣害防止電気柵約1.5㎞が設置でき、防止効果のみならず、設置作業を通じての住民意識の向上に大きな効果が得られた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田7ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（約0.2ha、年２回） 共同取組活動	農地の一括借り受け（高齢農業者の農地1.47haを転作組合で一括借り受けし、そばの集団栽培を実施） 共同取組活動
水路の管理（水路1㎞、年2回） 共同取組活動	景観作物作付け（そばの植栽については景観を考慮し白赤２色を植栽） 共同取組活動	
獣害防護柵の管理（柵1.5㎞、年３回） 共同取組活動		

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の防止　1.47ａ

○電気柵設置については、獣害防止効果のみならず、設置作業・維持管理作業を通じて住民意識の向上に効果

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○棚田オーナー制度と獣害被害防止対策

１．協定締結の経緯

当地区では、平成10年度から都市住民が棚田のオーナーとなる棚田府民農園の活動が行われてきた。協定農用地内においても都市住民による畑作が行なわれている。

また獣害被害について、地域住民と都市住民が自ら育てる農産物を守ろうとする共通認識に立ち、その対策を協同で行なうなど連携が図られている。

本制度の導入により、こうした交流活動の充実に資するよう集落協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

当地区では平成10年度から棚田府民農園（棚田オーナー制度）に取り組んでおり、１区画の面積が小さく、機械化に適さない棚田を都市住民にオーナーとして農作業の一端を担ってもらっている。平成14年度にはオーナー等の都市住民と農業者（棚田府民農園管理組合）が一緒になって、米作りやかかしコンクールなどのイベント活動に取り組み、交流を深めている。

また、農園の開設時に棚田オーナーと共に獣害防止用柵を共同で設置しており、協定の締結を契機に、農園以外の防止柵と併せ、都市住民と農業者が一緒になって維持管理を行うこととした。

交付金は主に獣害防止用柵の維持補修等に充当することとしている。

集落協定の概要

市町村･協定名	大阪府豊能郡能勢町（とよのぐんのせちょう）　長谷（ながたに）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
2ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
36万円	共同取組活動分（100%）	集落協定の管理体制における担当者報酬		10%
		農業用施設の維持管理に要する経費		50%
		積立金		40%
協定参加者	農業者　8人			

３．取り組みによる効果

棚田オーナー制度を通じて、農業者と都市住民との交流活動が活発化しており、地域の活性化につながっている。

また、獣害防止用柵により鹿、猪の食害が防止されており、維持管理においても都市住民と共同で取り組むことで農業者の個人負担の軽減が図られている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(田1.7ha)
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路、農道、年3回草刈り、清掃）
  - 共同取組活動
- 獣害防止対策（防護柵約1㎞の設置）
  - 共同取組活動（野生鹿農業被害防止事業との連携）

多面的機能増進活動

- 棚田府民農園の運営（体験農園1.9ha(うち、直接支払制度対象地は0.2ha）各種イベント活動）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業の共同化（部分的な共同化が図られている現状であるが、全面的な農作業の共同化を目指す）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○体験農園内を含め、鳥獣害防止柵について、都市住民と一緒に維持管理を実施

[平成14年度までの主な効果]

○都市農村交流の推進

・体験農園（棚田オーナー制度）を実施（1.9ha（うち、直接支払制度対象地は0.2ha)、29名入園）

・イベント実績　田植え（5/18、5/19）　約470名

稲刈り（10/6）　約470名

収穫祭（11/4）　約470名

○獣害の防止による生産意欲の確保

○鳥獣被害防止柵対策に係る柵修繕費等の負担軽減及び維持管理の効率化

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○地域・周辺農家と連携した取組

１．協定締結の経緯

当地域においては、若者の農業離れ・過疎による農業従事者の高齢化のため、耕作を放棄する兼業農家が年々多くなり、立地条件においても山間地域で水路等の管理が大変なうえ、有害鳥獣による被害も深刻であり、農業を継続している者も耕作意欲が減退している。

本制度に取り組むことにより、個人対応では困難な作業の共同化を図ると共に、協定農用地付近の既耕作放棄地の草刈り等をすることにより、地域の環境保全を図ることも目的の一つとした。

２．取り組みの内容

農用地等の維持管理活動として、耕作地周辺の既耕作放棄地等の草刈り等を行い、保全管理に努めると共に、協定地周辺の既耕作放棄農家に協定の内容を説明・理解してもらい、草刈りの燃料代を支給するなど、保全管理に協力を依頼している。

また、有害鳥獣被害の防止については、共同で防護ネットを一括購入し、県・村の補助事業制度を活用している。

費用面で対応が困難な貯水池からの水路の補修等については、地域と連携して、村単独の補助事業と連携して行うなど、地域・周辺農家と一体となった取り組みを展開している。

３．取り組みによる効果

共同による草刈りや改修作業など、費用負担・管理面等において、共同作業の利点が発揮できた。

また、地域との連携により、協定地周辺の既耕作放棄農家にも理解と協力が得られ、保全管理が行われた。

個別では受益面積等の基準に該当しない村の補助金事業についても、地域と連携することで活用することが出来た。

また、草刈り等が徹底されたことにより景観が良くなり、山里の風景を撮影するカメラマンが訪れるようになった。

集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村･協定名</td><td colspan="4">奈良県宇陀郡室生村（うだぐんむろうむら）　大野上出（おおのかみで）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
3ha</td><td>田(100%)</td><td>畑</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">交付金額
66万円</td><td colspan="2">個人配分分</td><td colspan="2">85%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">共同取組活動分
（15%）</td><td>農道・水路の清掃管理等</td><td colspan="2">6%</td></tr>
<tr><td>多面的機能増進活動</td><td colspan="2">5%</td></tr>
<tr><td>機械購入のための積立</td><td colspan="2">4%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者　9人</td></tr>
</table>

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田3.1ha）
個別対応

水路・農道の管理・補修 （水路約７㎞、年２回 泥出・草刈）
共同取組活動

有害鳥獣被害の防止 （防護ネット900mの設置） →県・村補助金　申請
共同取組活動（野生鹿農業被害防止事業との連携）

水路改修工事 （村の補助金申請）

既耕作放棄地の草刈
共同取組活動･個別対応

多面的機能増進活動

集落道・周辺林地の草刈り等保全管理
共同取組活動･個別対応

その他の活動

周辺農家に草刈り依頼
個別対応

景観の保全
共同取組活動･個別対応

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○草生栽培による果樹園の保全管理

１．協定締結の経緯

当地区では、ポンカンを栽培する農家で組織する重畳山果樹生産組合により、農作業の共同化等に取り組んできたが、組合員の高齢化（現在の平均年齢65歳）に伴い管理作業が行き届かなくなってきた。

そこで、本制度を活用し、作業の効率化・共同化を行い、より一層の活動を促進するため取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

農業者の高齢化等により、年々管理作業が行き届かなくなってきており、除草作業、土づくりの省力化・農薬の低減等を図るため、ナギナタガヤによる草生栽培に取り組んでいる。また、草生栽培に取り組むことによって土壌改良の促進から品質の向上にもつなげることとしている。

生産者間の共同意識と知識の向上を図るため、初めての試みとして県外の生産者との販売協力及び研修を行った。今後の取り組みとして、共同出荷の充実を図るため販売の拡大と品質の向上に努めることとしている。

地域に密着した活動として小・中学校の授業参加、職業体験（農作業体験）・校外学習等への協力を行っている。

また、重畳山の登り口から園内農道までの草刈り作業と空き缶・空き瓶拾い、安全確保のため道路へはみ出している雑木の処理などを行い保全管理を行っている。

今後の取り組みとして、例えば、作業力が不足している園で作業受委託の取り組みができないか、グリーンサポート求人システムのようなものができないか等、集落全体で共同生産体系の充実ができないか模索中である。

草生栽培：ほ場に草を生やしたまま農作物を作る栽培方法。土壌侵食防止や有機物の補給による土壌の肥沃化に効果がある。

集落協定の概要

市町村･協定名	和歌山県東牟婁郡古座町（ひがしむろぐんこざちょう）　重畳山果樹園（かさねやま）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
15ha	－	ポンカン	－	－
交付金額	個人配分分			60%
174万円	共同取組活動分（40%）	多面的機能増進活動		32%
		農地・水路・農道等の維持管理等		6%
		その他		2%
協定参加者	農業者　19人			

ナギナタガヤによる維持・管理作業の省力化技術の実践

３．取り組みによる効果

高齢化等により耕作放棄地が増える中、本制度が耕作放棄地の解消について考えるきっかけとなるとともに、共同意識が向上し、保全管理等がしやすくなった。

一方で、ナギナタガヤの導入により今後の管理作業の省力化への期待が大きいが、播種条件（天候等）・園地条件（日当たり等）・次年度の発芽状況・鳥獣害対策等を考えればまだまだ定着までかなり時間がかかりそうである。特に鳥獣害対策が必要である。草生栽培をすることによってイノシシの被害が多くなり、被害を受けた場所は次年度の発芽が悪い。さらに、種子代が高いため大量に購入し広範囲に播くことができない。

このように、草生栽培が定着するまではまだまだいくつかのハードルをクリアしなければならない。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（果樹園15.1ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り等（年１回） 共同取組活動	農作業の受委託等 共同取組活動
水路・作業道の管理 共同取組活動	草生栽培の導入（ナギナタガヤ　2ha） 共同取組活動	学校教育との連携（授業参加、体験学習、校外学習等） 共同取組活動
鳥獣害防止対策 共同取組活動(予定)		

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○機械の共同購入で農用地維持管理の負担軽減

１．協定締結の経緯

当農用地域は三江集落を中心とした複数の集落からの入り作で、水路・農道管理は共同で行い、農用地の畦畔は個人で管理を行うこととしていたが、特に個人で管理する畦畔の法面についての管理は徹底されていない面があった。そのような中、本制度が設けられ、共同管理の促進を図る制度として、円滑に協定締結がなされた。

２．取り組みの内容

当農用地域は、畦畔の法面が５mを超えるような農地も多く存在し、農家にとって草刈りは相当の負担であった。そこで交付金を利用し、高畦草刈り機を６台購入し、無料で農家に貸し出しをしたり、周辺林地や耕作していない農地の草刈りを共同で行い、管理の徹底を図った。また、中古のトラクターと畦塗り機を購入し、作業受委託を進めた。

３．取り組みによる効果

高畦草刈り機、畦塗り機を共同購入・利用したことにより、農家の労働力の負担軽減及び経費削減となった。また、個人及び共同取組による農用地の草刈りを徹底したことにより、病害虫の発生が抑えられ、米の品質が向上した。

集落協定の概要

市町村･協定名	鳥取県倉吉市（くらよしし）　三江開田（みえかいでん）農地管理組合			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
23ha	水稲、ｽｲｶ、青刈ﾄｳﾓﾛｺｼ	―	―	―
交付金額	個人配分分			53%
456万円	共同取組活動分（47%）	役員手当・会議費・事務費		6%
		水路・農道管理費		7%
		農業機械購入		19%
		積立金		15%
協定参加者	農業者　47人、水路・農道管理団体（構成員65人）			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田23ha）	個別対応
水路・作業道の管理 （水路３㎞、道路６㎞、 年２回）	共同取組活動
農地法面の定期点検 （梅雨・台風等の降雨後の 見回り）	共同取組活動

多面的機能増進活動

堆きゅう肥の施肥 （約３ha、年１回）	共同取組活動

その他の活動

農作業の受委託推進 （畦塗り17ha受託）	共同取組活動
機械の共同購入・共同利用 （トラクター１台、 畦塗り機１台、 高畦草刈り機６台）	共同取組活動
オペレーターの育成・確保 （現状８人維持）	共同取組活動
認定農業者の育成 （現状２人、目標６人）	共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○機械の共同購入・利用による負担軽減・効率化
○共同購入した機械を利用した作業受委託による効率化
○徹底した草刈りにより病害虫発生が抑制され米の品質が向上

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○イノシシ防護柵を設置し営農意欲が向上

１．協定締結の経緯

昭和60年頃から、集落で多目的スプリンクラー施設を設置し、防除、潅水作業を共同で行い、その後、宮盛経営改善組合を発足する等、共同防除活動を柱とした集落活動があった。

また、農業の方向や高齢化した集落を効率よく運営していくことについての話し合いのできる雰囲気を作るため、地域活動として年１回文化祭や集落運動会を全戸参加のもと行ってきた。

本制度の導入により、これらの活動を継続していき、収益性の高い農業経営を確立することを目指して、平成12年度に集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

①農道・水路の維持管理

年１回の行政集落の活動として実施していたが、協定締結後、年２回実施。

②農作業の共同化

共同防除組合へ交付金を充てて、多目的スプリンクラー施設の修繕等、共同防除を継続実施するための体制整備。

③鳥獣被害防止対策

集落の樹園地の外周、林地との境界にイノシシ防護柵（総延長６㎞）を設置。

④周辺林地の下草刈

年２回の農道一斉清掃時に、農道沿いの林地等の草刈を追加して実施。

⑤景観作物作付け

集落内の集会所の周辺に、パンジーを共同で植えつけた。

集落協定の概要

市町村･協定名	広島県安芸郡蒲刈町（あきぐんかまがりちょう）　宮盛（みやざかり）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
44ha	－	柑橘	－	－
交付金額	個人配分分			0%
503万円	共同取組活動分（100%）	農業生産活動（共同防除、農道管理）		46%
		多面的機能増進活動		4%
		鳥獣被害防止対策		50%
協定参加者	農業者　133人			

３．取り組みによる効果

イノシシ被害の大幅な軽減と、多目的スプリンクラー施設の修繕などにも取り組んだことが、耕作意欲を湧かせ、大きな成果となった。

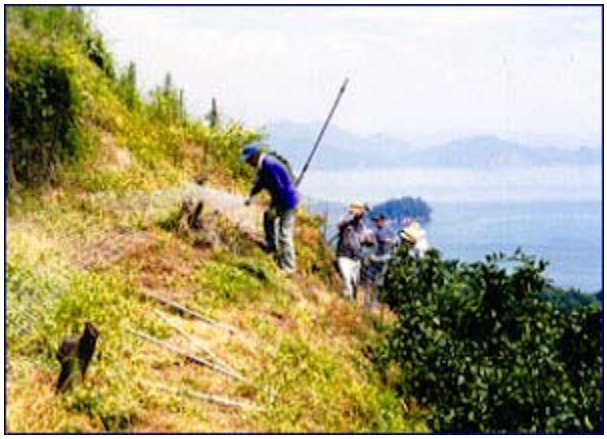

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（畑44ha）／個別対応
- 水路・農道の管理（年2回）／共同取組活動
- 鳥獣害適正防止（イノシシ防護柵6kmの設置）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（農道沿い、年２回）／共同取組活動
- 景観作物作付け（集会所の周辺にパンジーを植付け）／共同取組活動

その他の活動

- 農作業の共同化（共同防除の実施）／共同取組活動
- 多目的スプリンクラー施設の修繕／共同取組活動

協定参加者の家族や同行政集落の人も一緒に活動。協定参加者外にも出役賃金を配分。

既存組織宮盛経営改善組合の活動に交付金を割り当てることで実施。

集落外との連携

○宮盛経営改善組合と連携
○協定参加者の家族や、同行政集落の人と連携
○蒲刈町や農業委員会、地元ＪＡ支所などで組織する検討会が活動を支援している。

［平成14年度までの主な効果］

○鳥獣害による被害の減少（イノシシ防護柵6kmの設置）
○共同防除や共同利用施設の整備による生産意欲の維持
○樹園地の管理作業は労力が多く必要で、耕作放棄になりやすい傾向があるが、協定により、５年間守ろうという責任感が醸成された。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○営農組合による農作業受託

１．協定締結の経緯

当地区では、平成10年からほ場整備が進行中であり、一足早く営農組合が設立されていたことから、営農に関する関心は高かった。

そのような中で、直接支払制度が発足したが、制度の周知のほか対象農地の選定、共同活動の検討などが必要であったため、40・50歳代の集落内の若手を中心にして、営農組合の専門部会として取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

ほ場整備を契機に担い手の育成を図ろうとする気運が盛り上がっており、交付金を活用して田植機を購入し、田植え作業の受託を営農組合で開始した。

（平成14年度の受託面積　田植え作業　約４ha）

また、転作田において大豆を栽培することとし、機械作業については近隣地域の営農組織に委託するなど、近隣集落とも連携した活動を展開している。

３．取り組みによる効果

協定締結を契機に共同機械の整備を行い、営農組合を中心とした活動が本格的に稼働することとなった。

集落協定の概要

市町村･協定名	山口県柳井市（やないし）　木部（きべ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
14ha	水稲、大豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
168万円	共同取組活動分	道路・水路管理費		3%
	（100%）	多面的機能増進活動等		14%
		共同機械購入積立		83%
協定参加者	農業者　28人			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田14ha）
個別対応

水路・作業道の管理 （水路3㎞、道路1㎞、 年２回）
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物の作付け
共同取組活動

その他の活動

共同機械の購入（田植機）
共同取組活動

［平成14年度までの主な効果］

○営農組合による農作業受託活動の開始

○近隣地域との連携活動

・転作に関する機械作業を近隣地域の組織に委託

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○徹底した鳥獣害防止対策の実施

１．協定締結の経緯

当集落は、脇町北西部の阿讃山脈南斜面に位置し畑が８割程度を占めており、野菜が主に栽培されている他、ブロイラー経営が盛んである。

山村振興等農林漁業特別対策事業（山振事業）により農産加工施設が整備される前から、生活改善活動が盛んであったが、整備後は、加工品の販売等に取り組むようになり、更に山振事業で総合交流促進施設が整備されたのを契機としてグリーン・ツーリズムも積極的に推進している。

以前から鳥獣害被害が多いため、ネットやトタンを設置して被害防止に努めてきた。しかし、イノシシについては頭数が増えてきている状況で、対応に苦慮していた。そこで、増加傾向にあるイノシシ被害の対策を行うため、集落での話し合いで対策を講じることになり、集落協定の締結に至った。

２．取り組みの内容

イノシシについては出現頭数がかなり増えてきている状況の中、捕獲用ワナ（ククリワナ）を購入するとともに、４人に狩猟免許を取得してもらい平成13年10月頃から定期的にワナを仕掛けている。

その他の取り組みとして、地元産の大豆を使用した加工品づくりを行うため、交付金により大豆種子を購入している。また、当集落には、観光りんご園があるが、そのりんご園の更なる集客を図るため、観光案内板とパンフレットの作成代の一部を助成している。その観光りんご園と山振事業で設置した総合交流促進施設と連携してのグリーン・ツーリズムの取り組みの他、鶏糞発酵堆肥を施用して環境に優しい農業にも取り組んでいる。

３．取り組みによる効果

ワナを仕掛けてから２頭を捕獲することが出来、イノシシの出現回数が多少、減少したように感じている。

集落協定の概要

市町村･協定名	徳島県美馬郡脇町（みまぐんわきまち）　横倉（よこくら）			
協定面積	田(18%)	畑(82%)	草地	採草放牧地
15ha	水稲、大豆	茶、リンゴ、トマト	－	－
交付金額	個人配分分			50%
198万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		4%
		水路農道管理		20%
		鳥獣害防止		5%
		諸会合費		21%
協定参加者	農業者　25人			

狩猟免許を取得しワナを設置できるようになったので、特に収穫前の農作物を守るのに役立った。また、平成14年度についても交付金でワナを６本追加購入している。今後も引き続いて対策を講じていくとともに他集落へも広めていきたい。

また、総合交流促進施設を利用したグリーン・ツーリズムに力を入れているとともに、花いっぱい運動にも積極的に取り組む動きが出てきた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田2.7ha、畑12.3ha）／個別対応
- 水路・町道の管理（水路1㎞、町道1㎞、年2回）農道の簡易補修／共同取組活動
- 鳥獣害被害防止対策（ククリワナの購入及び狩猟免許の取得）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約0.5ha、年1回）／共同取組活動
- 体験農園の実施（観光りんご園の更なる集客を図るため案内看板とパンフレットを作成（りんご園 50a）／共同取組活動
- 堆きゅう肥の施肥（鶏糞発酵堆肥の施用による環境に優しい農業の推進）（米0.3ha、年１回）／共同取組活動

その他の活動

- 大豆種子の購入（加工品の原料として地元産大豆生産の為、大豆種子の購入）／共同取組活動
- 利用権設定による面的集積（0.2haを利用権設定）／個別対応

山村振興等農林漁業特別対策事業で整備した「美村が丘」（総合交流促進施設）との連携によるｸﾞﾘｰﾝ･ﾂｰﾘｽﾞﾑの推進

山村振興等農林漁業特別対策事業で整備した「中ノ谷農産加工施設」を利用した加工品の生産とその販売

集落外との連携

＜畜産農家との連携による堆きゅう肥の活用＞

○地力の増進と堆きゅう肥の有効利用を図るため、畜産農家との連携により堆きゅう肥の施用に努める。

[平成14年度までの主な効果]

○鳥獣害による被害の減少（イノシシ捕獲　２頭）

○体験農園等による都市農村交流の推進

・りんごの観光農園を実施（延べ1,500人参加）

・りんごの体験農園を実施（リンゴのオーナー制）

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○機械の共同購入による農作業受委託に向けた取組

１．協定締結の経緯

当地区では平成８年度に県営中山間地域総合整備事業を導入し、ほ場整備が完了し本村のような山間地では比較的優良な農地が整備された。

このような中で、本制度が発足し、制度の目的である「農用地を守る」ということがほ場整備された優良農地を守り生産性をより高めていくというこの地区の活動目的と合致することから、本地区の若い農業後継者等による受託集団組織である「ごほくもぐらクラブ」を中心として本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、「ごほくもぐらクラブ」が中心となり集落内の高齢者等の農作業を受託し、作業の効率化、遊休農地の増加の抑制に努めている。

（平成13年度　耕起367a、代かき305a、田植え97a、稲刈り213a、乾燥557袋）

さらに平成14年度には国道194号線からの見晴らしのよいほ場整備済み地区（総面積2.2ha)の水稲の後作に景観作物であるキカラシ（菜の花に似た花）を播き、地域のみならず交流客へ素晴らしい景観を提供しようとしている。

また、キカラシは景観用に使うだけでなく、田にすき込み、緑肥として土作りを行っていく。

集落協定の概要

市町村･協定名	高知県吾川郡吾北村　栃ノ瀬（あがわぐんごほくそん　とちのせ）			
協定面積	田(59%)	畑(41%)	草地	採草放牧地
6ha	水稲	花木、栗、野菜	―	―
交付金額	個人配分分			100%
110万円	共同取組活動分			0%
協定参加者	農業者　25人			

３．取り組みによる効果

集落協定を結ぶことにより地域の連携が密になったことと、また、農家の負担が大幅に軽減され余力の労働力を新しい取り組みに活かそうということから、平成14年度より、県（農業改良普及センター）及び村が普及に努めている高知県農産物等特別表示認証制度（減農薬栽培）を活用してアイガモ米を作り、環境・人にやさしい米作りをしていこうとしている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田3.8ha、畑2.7ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（約1ha、年1回） 個別対応	農業機械の共同購入･共同利用（ｺﾝﾊﾞｲﾝ1台､乾燥機1台、ﾏﾆｱﾛｰﾀﾞ1台、乗用田植機1台購入） 共同取組活動
水路・作業道の管理（水路0.9㎞、道路0.3㎞、年2回） 共同取組活動	景観作物作付け（道路沿い水田2.2ha、キカラシを植栽） 共同取組活動	農作業の受委託（もぐらクラブで農業の受託） 共同取組活動（水管理は各農家）
鳥獣害適正防止（防護柵の設置） 個別対応		

集落外との連携

○もぐらクラブは集落外の農地についても農作業を受託し、地区内外で活躍している。

[平成14年度までの主な効果]

○ごほくもぐらクラブの作業受託の推進
　・平成13年度　耕起367a、代かき305a、田植え97a、稲刈り213a、乾燥557袋
○他集落との連携による機械の有効利用によるコスト低減
○平成15年４月にオープンする道の駅「６３３美の里」との連携によりアイガモ米を販売を予定
○景観作物の作付による地域の活性化（キカラシ(2.2ha)を作付け）

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○農用地の持つ多目的機能の維持確保に向けた取組

１．協定締結の経緯

本集落は四国カルストのふもとに位置する中山間地域で、農用地のほとんどが谷間に点在している棚田である。

本集落も農業従事者の高齢化、後継者不足によって耕作放棄地が増加する傾向であったが、本制度の発足を期に集落が今後の農地保全のあり方について考え、そして守ろうとする意欲が高まり、耕作放棄地の解消と発生の防止、将来にわたっての継続的な農業生産活動の安定及び本集落の持つ多目的機能の維持確保を目的に本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

本集落は、少ないながらも後継者が育成されており、施設園芸栽培（米ナス・ミョウガ）を盛んに取組んでいる集落である。そういったやる気のある後継者が中心となって、遊休農地や高齢化により農作業が困難となった農地に基盤整備を推進するとともに、農作業の受委託化を図り集落営農活動の確立、農地の保全に努めている。

また、基盤整備を中心とした補助事業を積極的に導入しており、平成14年度においては高知県集落活動促進施設等整備事業（基盤整備事業）と梼原町が町内全域の水田の基盤整備を対象とした緑のダム整備促進事業を実施している。

３．取り組みによる効果

棚田であるため、農作業に過大な時間と労力を要してきたが、基盤整備を行うことにより乗用機械等の耕作が可能となり、農作業の効率化が図られ、受委託が進んだ。

平成15年度以降にも基盤整備の計画があり、生産活動が一層活発になると思われる。

集落協定の概要

市町村･協定名	高知県高岡郡梼原町　井の谷（たかおかぐんゆすはらちょう　いのたに）			
協定面積	田(46%)	畑(48%)	草地	採草放牧地(6%)
11ha	米、米ナス、ﾐｮｳｶﾞ	豆、花卉、茶、イモ	－	
交付金額	個人配分分			80%
163万円	共同取組活動分（農地、農道、水路の維持管理）			20%
協定参加者	農業者　22人			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（田5ha、畑5ha、
採草放牧地0.6ha）
個別対応

水路・作業道の管理
（水路1km、道路3km、年3回
清掃、草刈り、補修
台風、梅雨後の見回り）
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
（年３回）
共同取組活動

多面的機能増進活動

環境保全型農業導入
（堆肥、アイガモ等）
共同取組活動

基盤整備
（1.0ha
うち認定農業者0.3ha
新規就農者0.2ha）
共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用
（オペレーター　５名育成）
共同取組活動

農作業の受委託
（高齢農業者の農地３haについ
ては井の谷営農組合に
全面作業委託）
共同取組活動
（水管理は各農家）

利用権設定による面的集積
（担い手（認定農業者１人）
へ0.3haを利用権設定）
共同取組活動

集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　0.3ha
○認定農業者の新規確保　１名
○新規就農者　１名　0.2ha

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○農道舗装による生産性の向上

１．協定締結の経緯

当地区は、昭和41年から42年にかけて、ほ場整備事業を実施したことにより、従来の畑作地帯から水田地帯に転換し、町内でも有数の農業地帯となった。水稲、葉たばこ、和牛繁殖に積極的に取り組んでいる地域である。

一方、急峻な斜面に展開する農地へと続く農道の多くは未舗装であり、これまでも崩壊が多発していたため、協定締結以前から毎年３回（５月、８月、９月）定期的に農道・水路の清掃及び点検を実施していた。

協定締結にあたっては、協定内の６つの小集落から事業推進員を選出し、推進委員会を設立のうえ、協定内容について話し合った。

２．取り組みの内容

推進委員会において、各小集落の今後５ヶ年の事業計画を検討した結果、農道の整備が最優先課題と位置づけられたことから、小集落ごとに対象となる箇所をピックアップし、簡易コンクリート舗装により計画的に整備することとした。（施工延長は５年間で5,200mを予定）

このことによって、トラクターや軽トラックの乗り入れが容易になり、農作業や農道の点検作業の効率化を図ることができた。

その他、畜産に関する研修会を行っている青年部（集落内の農業後継者で組織）に対して活動助成を行い、将来の集落リーダーともなるべき担い手育成にも積極的に取り組んでいるところである。

３．取り組みによる効果

交付金を活用して、農道を整備したことにより、農業生産性が向上したことに加え、従来から取り組んでいた農地等の保全に対する意識が一層深まるとともに、将来に向けた集落のあり方について検討する機会が増えた。

集落協定の概要

市町村･協定名	宮崎県西臼杵郡高千穂町（にしうすきぐんたかちほちょう）　下野西（しものにし）			
協定面積	田(80%)	畑(19%)	草地	採草放牧地(1%)
74ha	水稲、たばこ	たばこ	－	飼料
交付金額	個人配分分			45%
1,304万円	共同取組活動分	水路、農道の維持管理		40%
	（55%）	その他		15%
協定参加者	農業者　95人、水利組合　3			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理 （田60ha、畑14ha等）	周辺林地の下草刈り （年1回）	集落リーダー育成 (研修会の実施)
個別対応	共同取組活動	共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路の泥上げ:年3回 ・農道の草刈り:年3回 ・農道簡易舗装:5,200m	景観作物作付け	農作業の受委託（5ha）
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○認定農業者の確保（16名）
○農作業の受委託の促進（５ha）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○理想郷タシロピアの実現をめざして

１．協定締結の経緯

田代地区では、平成12年度に、自らの故郷の未来は自分たちがその方向性を示そうということで、地域づくりの目標を定めた「田代地区振興計画書」（理想郷「タシロピア」の実現をめざして）を策定した。集落協定の締結に当たっては、その計画実現に向けて交付金を活用することが話し合われ、協定参加者から同意を得ることができた。

２．取り組みの内容

従来から地区の環境整備に力を入れてきたが、協定を締結した平成13年度から取組みを充実させ、渓流や里山を巡る「せせらぎ遊歩道」や階上岳西登山道を開設し、平成14年度には幹線道沿いや遊歩道に草木を植栽 して景観整備を行った。

この他にも、子どもたちや他地域の人たちが田代地区に定住することを目指し、「カジカと蛍の里づくり」や「せせらぎ公園夏祭り」等の取組みを展開している。

３．取り組みによる効果

計画段階のものも多いが、これらの活動は新聞等にも取り上げられ、田代集落の魅力が都市部へ発信されている。

今後、都市部との交流が盛んになることによって、地区の活性化が図られ、現在の過疎化が解消されることが期待される。

せせらぎ公園での夏祭り

集落協定の概要

市町村･協定名	青森県三戸郡階上町　田代（さんのへぐんはしかみちょう　たしろ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
27ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
285万円	共同取組活動分（50%）	多面的機能増進活動（景観作物、集落祭りほか）		47%
		共同利用施設		3%
協定参加者	農業者　35人			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（田27ha）
個別対応

水路・作業道の管理
（水路1.5km、道路5.0km、年2回）
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
（道路沿い１kmにプランターを設置、農村公園や遊歩道沿いにアジサイを植栽）
共同取組活動

農村公園の整備
・農村公園沿い1.0kmの河川流域の清掃、刈払等を実施
・案内板の設置
・遊歩道の整備
・公園周辺林地整備
共同取組活動

夏祭りの開催
（帰省都市住民との交流を目的に集落主催の夏祭りを実施）
共同取組活動

その他の活動

農作業の受委託
（高齢農業者の田1.5haを担い手農家に作業委託して耕作放棄を防止）
共同取組活動（水管理は各戸）

集落（協定）外との連携

○田代町内会（タシロピア実行委員会）（協定外参加者45名、うち非農家25名参加）との連携（農村公園の整備や自然資源を有効活用した都市農村の交流推進など各種活動）

○「田代地区振興計画」の実現に対して町が行っている各種支援の活用

［平成14年度までの主な効果］

○担い手農家と連携し、高齢者の農作業を受託　1.5ha

○農村公園を中心とした周辺林地・河川の整備や夏祭り実施による都市農村交流の推進（将来目標は、グリーン・ツーリズム活動への発展）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○地域資源として棚田を有効に活用し環境美化も推進

１．協定締結の経緯

大東町では、経営耕作面積が１農家平均１ha弱と小さいこと、農家毎の圃場が分散していること、小さい団地単位では単に管理のみに重点が注がれ、集落営農への展開（人的広がり）が難しいこと、などの理由から農協支所単位での協定とし、町全域で６つの協定としている。本協定集落は町東部に位置している。

協定締結時には、集落内の農協職員が各戸に声を掛けるなど意識啓発に努め、協定締結後は農協支所が経理の指導を行なうなど、農協が指導的な役割を担った。

協定集落の範囲が広いことから、14地区の各地区推進員を中心として活動を行っており、農地の管理だけでなく、農家組合や自治会等と連携しながら、環境、景観など地域全体を考えた共同取組活動を行っている。

協定集落は14地区で構成され、参加農家数は641人と、町内でも大きな集落となっている。

２．取り組みの内容

(1) 農業生産活動等

活動日を決めて、水路の清掃、農道等の草刈を行っている。草刈りは、地域全体の景観向上のため、農道に限らず町道や作業道なども一部行なっている。

水路の補修等の経費は、交付金で賄うように努めるなど、集落内に自立性が生まれてきた。

室根山を仰ぐ『北限の棚田』

(2) 多面的機能の増進

ゴミステーションを町道の傍に16箇所設置するなど、非農家と一緒に地域全体の環境美化活動に取り組み、周辺住民から喜ばれている。

平成11年７月に協定地域内の山吹地区にある棚田が“北限の棚田”として「日本の棚田百選」に認定されたことから、これまで傾斜が急なため手入れが行き届かなかった棚田を地域資源として見直し、交付金を活用して棚田の景観形成に取り組んでいる。

集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県東磐井郡大東町（ひがしいわいぐんだいとうちょう）　大原（おおはら）			
協定面積	田(79%)	畑(17%)	草地	採草放牧地(4%)
492ha	水稲、大豆他	野菜他	－	牧草
交付金額	個人配分分			45%
6,863万円	共同取組活動分（55%）	水路・農道の点検・草刈等		8%
		多面的機能増進活動（ｺﾞﾐｽﾃｰｼｮﾝ設置、景観作物作付け等）		3%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入、土地基盤整備準備資金等）		33%
		研修会費用・事務費等		11%
協定参加者	農業者　641人			

(3) 生産性・収益性の向上、担い手の定着

基盤整備を行なうため、準備委員会等を設置し話し合いを進め、現在１地区取り組んでいるが、新たに２地区で基盤整備を予定している。

平成13年の視察研修（安代町）への参加を機に、集落を越えた広域的な特産品づくりとして山ブドウ栽培を始め、集落内の山野から採取した山ブドウを未利用の畑３箇所に600本（2ha分）を挿し木した。なかなか根付かず、栽培が困難とのことであるが、継続して苗木づくりに励んでいる。

３．取り組みによる効果

(1) 多面的機能の増進

棚田の景観形成への取組の結果、東京などからの見学客も訪れるようになった。また、棚田米として完熟堆肥により栽培された米（あきたこまち）のイベント等での試験販売にも取り組んでいる。

平成13年度に農業農村体験として千葉県の修学旅行生50人を受け入れ、「かじかの里づくり」として砂鉄川で石磨き体験を行なうなど、交流活動が盛んになっている。

(2) 生産性・収益性の向上

山ブドウ栽培は、緒についたばかりであり、実がなるまで３年、商品化するには５年かかるとのことであるが、今後、地域の特産品としてジュース作りなどの活用方策等を検討することとしている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田389ha、畑84ha、採草放牧地19ha） 個別対応	ゴミステーション設置による環境美化 共同取組活動	基盤整備の実施に向け準備委員会を設立し、精力的に検討 共同取組活動
水路・農道の草刈・点検・清掃（農道の他町道・作業道も実施） 共同取組活動	「北限の棚田」の景観形成 共同取組活動	山ブドウの栽培（600本、２ha） 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○基盤整備実施に向けての機運醸成
○収益向上策の一環として、山ブドウ栽培の推進
○ゴミステーション設置により、非農家と共に地域全体の環境美化
○棚田の景観形成、棚田米の試験販売開始

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○集落のアイデアで多様な活動

１．協定締結の経緯

高齢化を始めとし農業を取り巻く情勢に光が見えない状況の中、地域内の元気も薄れていっている感じがあったが、農業生産の継続とともに、地域・農業に活気を与えようと、協定を締結することとした。

２．取り組みの内容

役員12名を中心に話し合いの場を多く設けて、集落全体で知恵を出し合い、多様な活動に取り組んでいる。

① 集落内の市道沿いに、景観作物としてアジサイを２ヶ年計画で1,500mの植栽を行い、集落で下草刈り、水やり等を行っている。

② 集落で考え、意識することを狙いに協定参加者全員を対象に先進地視察研修を定期に開催するとともに、研修を契機に、村おこし事業として、近隣集落も巻き込んで、「権立（ごんたち）」と呼ばれる伝統行事をベースとした「羽山まつり」を実施した。

③ 作業効率の改善を狙いとして、協定参加農家が、個別に簡易ほ場整備、暗渠等の簡易な基盤整備を実施する場合に助成を行っている。

④ 高齢等の理由で耕作放棄地になっている２名分の農地を集落で管理している。

３．取り組みによる効果

できるだけ集落全体で活動を進めた結果、集落全体での共同作業がしやすい環境になるとともに、同時に地域のコミュニケーションがとりやすくなった。

集落独自のアイデアが実現されることで、地域全体の活性化につながればと集落では考えている。

村おこし事業の羽山まつり

集落協定の概要

市町村･協定名	宮城県白石市（しろいし）　犬卒都婆（いぬそとば）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
28ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			46%
471万円	共同取組活動分	研修会費等		16%
	（54%）	農地管理、農道・水路の点検等		14%
		多面的機能増進活動（景観作物）		6%
		役員報酬、その他		18%
協定参加者	農業者　54人			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田28ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路5km、道路7km、年3回）
  - 共同取組活動
- 耕作放棄地集落管理（集落で保全管理）
  - 共同取組活動
- 簡易基盤整備助成（申請農家への対応）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（年１回）
  - 共同取組活動
- 景観作物作付け（集落内の市道沿い１.5kmにアジサイを植栽：年数回の管理）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（畦塗り機１台購入、ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ育成の研修参加）
  - 共同取組活動
- 集落内研修（先進地視察を年１回）
  - 共同取組活動
- 村おこし事業実施（集落独自の事業で年１回：羽山まつり）
  - 共同取組活動

↕ 周辺集落の参加

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　0.47ha
○先進地研修による新規活動の実施（村おこし事業）
○村おこし事業「羽山まつり」の実施により、集落間交流の推進　参加者数300名
○畦塗り機の作業により、景観の改善（畦塗りシートが無くなる）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○畦塗り機の共同利用と減農薬を推進

１．協定締結の経緯

当地区の水田は、海抜０ｍから180ｍという高低差の大きい地理条件のもと、段々田の未整理田が広がっており、生産条件の不利、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の拡大等が懸念されていた。

このような中で、機械の共同購入等により労力・時間の軽減を図り、生産性を向上させることが必要だという合意形成がなされ、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

○機械の共同利用

乗用畦塗機を１台購入して油代負担程度で協定参加者に貸し付けを行い、低コスト化を推進。（約30ha）

○減農薬農法の実践

自然と人に優しい農業が注目されている中、協定農用地のうち6.8haで減農薬農法を実践しており、このうち1.3haに200羽の合鴨を放し「合鴨農法」を実施している。鴨の購入経費の一部（7万8千円）を交付金で助成。

○全員参加による共同作業

農道水路の維持管理、畦畔の除草並びに景観作物の作付けを実施し、農地管理を徹底。

（平成13年度における活動内容
５月　共同機械による畦塗作業、水路普請、農地の除草（～10月迄　３回）
６月　景観作物作付（ひまわり・コスモス）
９月　景観作物の管理（雑草刈り払い）、農道普請）

３．取り組みによる効果

共同作業により、農道・水路・畦畔の維持管理が協定締結以前に比べ格段に良くなり、乗用畦塗機を共同利用することで、作業量軽減と時間短縮ができた。費用負担も少額で済むため、協定参加者の農作業意欲が増すことにもつながった。

集落協定の概要

市町村･協定名	秋田県由利郡象潟町（ゆりぐんきさかたまち）関（せき）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
77ha	水稲、大豆、小豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
1,607万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		8%
		生産性向上・担い手定着（機械購入）		15%
		役員報酬、積立金、繰越金、事務費等		27%
協定参加者	農業者　49人			

また、合鴨を放している水田について、以前は農薬等を８kg／10ａ程度投入していたが、現在は一切使用しておらず、蛍、トンボ、カエル、くも、といった昆虫類が目立つようになったほか、生産される米についても収量は平年より90kg／10ａ程度減少したものの、俵当たり単価は約2万1千円と、１俵当たり5千円程度も高値で取引されるようになった。

その他、集落内での話し合いの場が増え、農家同士のコミュニケーションが以前よりも密になった。

合鴨による減農薬農法

活動内容の概要

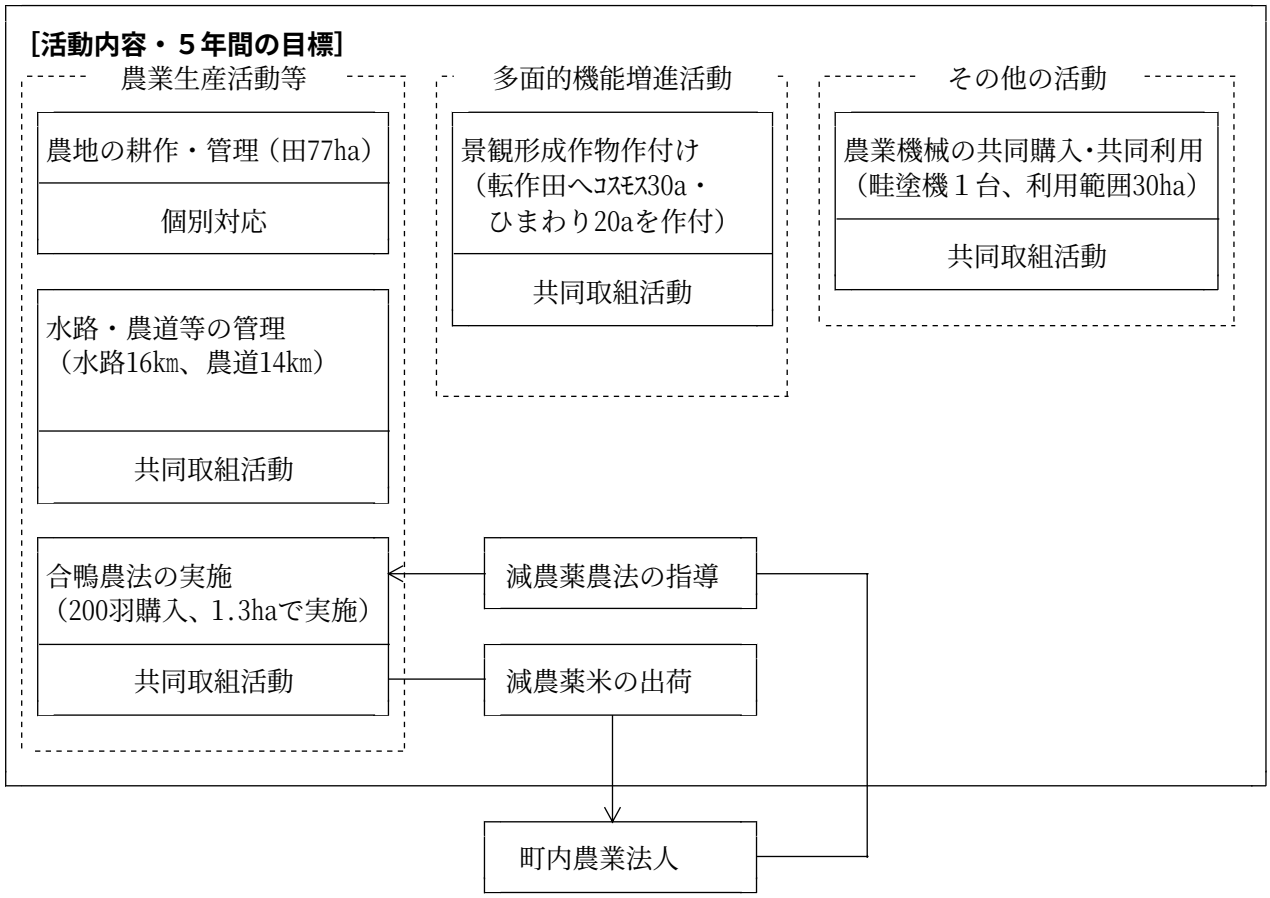

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄に近かった水田（4.1ha）の復旧
○乗用畦塗機の共同利用（30ha）によるコスト低減
○農道・水路・畦畔の維持管理状態の向上
○集落内の連携向上
○減農薬農法による米価格の向上　　15,000円/俵 ⇒ 21,000円/俵

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○鯉の養殖で転作田を有効利用

１．協定締結の経緯

当地区では、直接支払制度が発足する前は、各人がそれぞれの農地を管理してきたが直接支払制度の発足を契機に「農地のはたす役割・機能」を再認識し、農地の管理は国民に対する集落全体の義務と考えて本制度に取り組むこととした。

２．取り組みの内容

将来的に鯉を活用した雑草の駆除を行うため、地権者の同意を得て、約26ａを転作田（養魚水田）として平成13年度に鯉の幼魚約250匹を放流し、共同で周辺の草刈り等をするなどして管理してきた。平成14年度には新たに約500匹の鯉の幼魚を放流した。10月下旬には養殖した鯉を集落役員が中心となり生育状況の確認を兼ねて捕獲し、希望する協定参加者及び地域住民の方に分けた。今後は、雑草駆除のみならず、地域住民との交流に活用することも考えている。

また、同時にハスを植栽して景観形成にも配慮している。

水田に一年中水が張ってあり、水生植物・水生昆虫の住みかになるなど当初は考えていなかったビオトープとしての役割を果たす等、複合的な取組みにすることができた。

転作田で鯉の養殖

集落協定の概要

市町村･協定名	福島県安達郡大玉村（あだちぐんおおたまむら）　西栄（さいえい）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
49ha	水稲、飼料作物、ｿﾊﾞ	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
1,034万円	共同取組活動分	農地法面、農道、水路の点検等		46%
	（50%）	多面的機能増進活動		4%
協定参加者	農業者　46人			

３．取り組みによる効果

景観作物として植栽したハスは、開花時期には農作業中の人々の目を楽しませ、またビオトープとして減少傾向にある水生昆虫の住みかの確保となった。

鯉の育成の取組みは、それに付随する取組みを行うことで地域住民との交流を図ることができる。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田49ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（個人の水田に面した水路、農道を個人で管理）
  - 個別対応

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈（個人の水田に面した林地を個人で管理）
  - 個別対応
- 鯉の育成（養魚水田約26ａに H13年度250匹 H14年度500匹放流）
  - 共同取組活動
- 景観作物作付け（養魚水田のうち0.8haにハス植栽）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 利用権設定による担い手への農地集積（1.5ha）
  - 個別対応

[平成14年度までの主な効果]

○利用権設定による担い手への農地集積　0.6ha

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○農地保全と学童農園への取組

１．協定締結の経緯

当地区は、昔から人足制度が機能し、比較的まとまりのある集落で、集団転作（大豆）ばかりでなく、新たな転作作物の一つとして「サトイモ」の栽培を手掛けるなど先進的な地区である。

市が緩傾斜農用地も対象とすることで、当地区も対象要件を満たすことを契機に、地区全体で組織を再構築し協定締結に至った。

なお、農道・水路等の管理以外に、学童農園にも取り組み、本制度の目的を広く市民にも普及している。

２．取り組みの内容

地区内の水路・農道等を管理するための定期的な共同作業を実施するとともに、大雨の際の共同での巡視や水門の管理、渇水期の対応、さらには集団転作への取組を行っている。

また、学童農園を開設し、市内の小学校の家族を対象に「サトイモ・サツマイモ」の農作業体験学習会を行い、農地保全の大切さ、農業への魅力や理解を深めてもらう活動を通じて農地の公益的機能について理解の増進を図っている。

学童農園の除草作業

植え付け作業

集落協定の概要

市町村･協定名	茨城県高萩市（たかはぎし）　秋山上（あきやまかみ）・北方（きたかた）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
21ha	水稲、大豆、ｻﾄｲﾓ	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
171万円	共同取組活動分	役員報酬		8%
	（50%）	法面・農道・水路管理、学童農園		42%
協定参加者	農業者　37人			

３．取り組みによる効果

農地が持つ多面的機能の役割が再認識された。

本制度に取り組むに当たり、協定内にある既存の６生産組合と集団転作実践委員会の長所が上手に融合した組織を中心に、これまでより話し合いや共同作業回数が増え、地域のまとまりが更に強固になった。

学童農園開設により、農地保全の大切さや農業への魅力等について理解を深めるとともに、農地の公益的機能について理解の増進が図られた。

また、同活動により、一般市民に対する本制度の周知が図られるなど幅広い成果が上がっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田21ha）
  - 個別対応
- 水路・農道の管理（水路 約3㎞、農道 約2㎞ 年２回　清掃、草刈り）
  - 共同取組活動
- 水門の管理、渇水期対応（随時）
  - 個別対応

多面的機能増進活動

- 学童農園の開設（２区画、約10ａ）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 新たな転作作物の栽培（大豆からサトイモへ）
  - 個別対応

集落外との連携

○学童農園において、市内の小学校の家族を対象に農作業体験学習会を開催

[平成14年度までの主な効果]

○既存の６生産組合と集団転作実践委員会が融合したことにより、話し合いや共同作業回数が増え、地域のまとまりが強固になった。

○農作業体験学習会を開催したことにより、農地保全の大切さ、農業への魅力や理解を深められた。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○景観形成作物を主体とした集落環境保全の推進

１．協定締結の経緯

当地区は、杉林に覆われた山間地に位置し、農地の管理放棄は、集落の存在そのものにもかかわる問題であったため、集落内の「結い」を基本とした農地の共同管理体制を確立するとともに、景観形成を主体とする農地、景観保全の推進を目的に本制度に取り組むこととした。

協定締結に当たっては、個々の管理から地域として管理することで合意形成を図り、地域ぐるみでの保全対策を徹底することとした。

２．取り組みの内容

杉林に覆われた山間の水田において、水稲を中心とした作付けが行われており、転作作物としてのミズバショウの作付けや周辺林地の下草刈り等により､集落内の景観形成を図っている。

農道、水路の維持管理や周辺林地の下草刈り等を共同で行うとともに、ミズバショウ作付けほ場内の除草やゴミ取り、更にはミズバショウの株分け、移植などより良い景観形成づくりを目指して積極的に取り組み、農地、施設等の荒廃防止に努めている。

管理された「ミズバショウ」作付ほ場

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、景観形成作物による集落環境保全の推進や適正管理による農地の保全等についての話し合いが、代表者等を中心に徹底されるようになり、地域としてのまとまりが出てきている。

見事な「ミズバショウ」

集落協定の概要

市町村･協定名	栃木県那須郡黒羽町（なすぐんくろばねまち）　滝沢（たきざわ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
2ha	水稲、ﾐｽﾞﾊﾞｼｮｳ	―	―	―
交付金額	個人配分分			49%
51万円	共同取組活動分	役員報酬		7%
	（51%）	法面・水路・農道管理		24%
		多面的機能を増進する活動		12%
		生産性向上、担い手定着		8%
協定参加者	農業者　3人			

以前よりミズバショウの群生地として、多くの人々が訪れていたが、周辺林地や畦畔、水路等の維持管理が徹底されるようになったことから、地域全体としても良好な景観が形成されるようになっており、地域ぐるみでの農地保全、景観形成の意識が芽生えるなど、地区外への波及効果も期待されている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田2.4ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理（水路0.8㎞、道路0.6㎞、年3回、清掃、補修、草刈）／共同取組活動
- 農地法面の定期的な　点検（年２回）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約0.4ha、年1回）／共同取組活動
- 景観作物作付け（転作作物として、0.43haにミズバショウを植栽。ほ場内の除草やミズバショウの株分け、移植。常時一般に開放）／共同取組活動 一部個別対応

その他の活動

- 農作業の共同化（稲刈り0.5ha）／共同取組活動
- 農業機械の共同利用（コンバイン 1台）機械のコスト低減に向け、共同利用の推進を検討／共同取組活動

ミズバショウの群生地として、広く良好な景観を提供

集落外との連携

○集落内の農家に農作業受委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業受委託等を推進する。

○地力の増進と堆きゅう肥の有効利用を図るため、畜産農家との連携により堆きゅう肥の施用を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○周辺林地や畦畔、水路、農道の適正管理による農地保全と良好な景観の形成

○集落内の連携による機械の有効利用によるコスト低減

○景観形成作物の作付けによる地域活性化

・ミズバショウ（0.43ha）を作付け

・開花期には、町内外から多くの人々が観賞に訪れる。（延べ 3,000人）

○代表者を中心とした定期的な話し合いの徹底により、地域ぐるみでの農地保全と景観形成の意識が芽生えた。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○棚田オーナー制度を活用し地域の活性化を図る

１．協定締結の経緯

大山千枚田は、鴨川市西部に位置し、傾斜が1/5程度の斜面に約400枚の水田が展開し、農林水産省の「棚田百選」にも指定されている。

農業従事者の高齢化や耕作放棄が増加する中で、伝統ある棚田を保全し地域の活性化を図るため、平成９年に地権者と周辺農家が参画した「大山千枚田保存会」が結成された。

さらに、地元農家のみによる棚田の保全を脱却し、都市住民との交流に活路を得るため、平成12年度より「東京に一番近い棚田」としての立地条件を活用した棚田オーナー制度を導入した。

直接支払制度については、平成12年度から取組み、法面や水路の維持管理を通じ、オーナー制度の円滑な実施に寄与している。

美しい千枚田の風景

２．取り組みの内容

オーナー制度は、特定農地貸付法に基づき農家が鴨川市に農地を貸付け、鴨川市が大山千枚田保存会に管理運営委託し、利用者（棚田オーナー）に提供している。制度導入後３年目となる平成14年度は115区画の農地に対し、千葉県民の他、東京都、埼玉県等県外住民も含む134名が棚田オーナーとなり、地元農家の指導の元、稲作を行った。

また、地元との交流をより一層活発に図られるトラスト制度の導入や自然観察会の開催、棚田で生産された米のインターネット販売等にも積極的に取り組んでいる。

平成14年８月30日～９月１日には鴨川市で「第８回全国棚田（千枚田）サミット」が開催され、大山千枚田は現地見学やイベント会場として大いにぎわった。

多くの都市住民が訪れ、田植え等の農作業を行い、地元との交流を深めている。

集落協定の概要

市町村･協定名	千葉県鴨川市（かもがわし）　釜沼千枚田（かまぬませんまいだ）			
協定面積	田(91%)	畑(9%)	草地	採草放牧地
8ha	水稲	大豆	－	－
交付金額	個人配分分			36%
155万円	共同取組活動分（64%）	農地・水路・農道管理		33%
		多面的機能増進活動費		18%
		役員報酬、その他		13%
協定参加者	農業者　12人、大山千枚田保存会（構成員410人）			

３．取り組みによる効果

本制度の取組により、法面管理や除草が行われ、オーナー制度導入のための下地整備が図られた。この結果、棚田オーナーも平成14年度は115区画134名と順調に推移し、こうしたオーナー制度を通じた都市との交流が推進され、地域の活性化に資するとともに耕作放棄の発生が回避された。

活動内容の概要

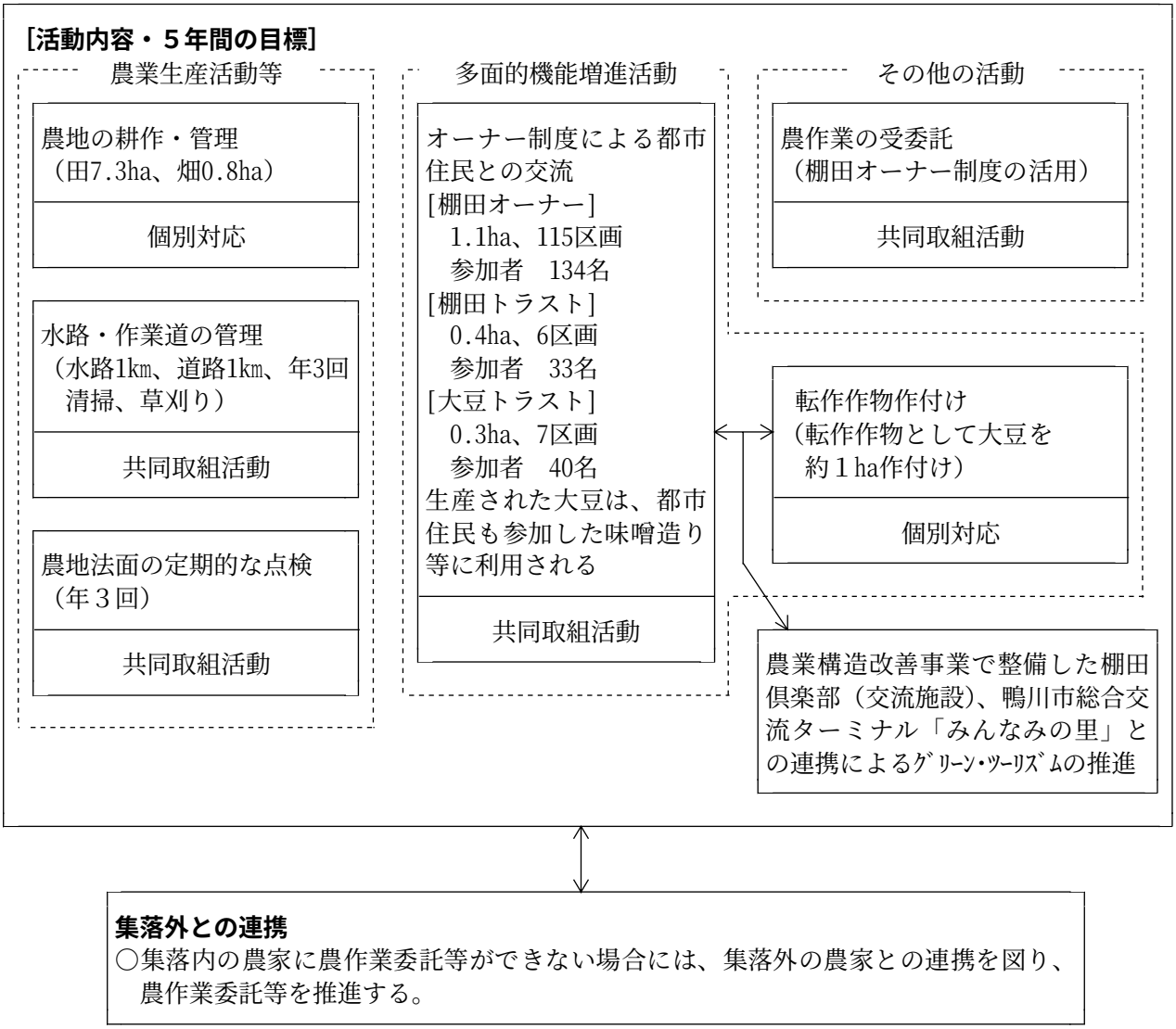

集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○棚田オーナー制度等による都市農村交流の推進
- 参加者　棚田オーナー：134人、棚田トラスト：33人、大豆トラスト：40人
- 都市部の小・中学校の農作業体験を受け入れ（年６回、延べ388人参加）
- 全国棚田サミットの関連行事を開催（1,200人参加）

○転作作物の作付けによる地域の活性化
- 大豆（１ha）を作付け

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○ホタルの生息に配慮した水路の維持管理を実施

１．協定締結の経緯

当集落が維持管理する水路周辺は、優れた自然環境に恵まれ、毎年夏になると羽化した無数のゲンジボタル、ヘイケボタルが乱舞する光景が見られた。

しかし、近年、水路へのゴミの不法投棄等が目立つようになり、地元では、農業生産環境の悪化（農業用水の水質悪化）とともに、ホタルの生息環境の悪化が危惧されるようになっていた。

このため、集落では地域のかけがえのない資源であるホタルを守り、次の世代に引き継ぐことができるよう、ホタルの生息に配慮した水路の維持管理を内容とする協定が締結された。

２．取り組みの内容

水路のゴミ拾いを徹底し、ゴミの「ポイ捨て」等を行わないよう改めて各戸に周知した。

さらに、市役所環境保全課による水質浄化対策の普及パンフレットを配布し、雑排水による水質悪化を防止するように心がけた。

また、農業改良普及センターと連携してホタルの生息環境についての勉強会を開催し、水路内の水苔や草の根等に産卵するホタルの生態にあわせて一律に除草するのではなく、部分的に草を残す等、生息環境に配慮した管理の必要性について学び、集落全体で実践していくこととした。

集落による水路の維持管理
徹底したゴミ等の除去を実施した。

集落協定の概要

市町村･協定名	千葉県館山市（たてやまし）　山下（やました）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
4ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
68万円	共同取組活動分	水路・農道管理費		10%
	（50%）	その他		40%
協定参加者	農業者　16人			

３．取り組みによる効果

本制度の取組により、身近な自然環境を再認識する契機となった。

貴重な地域資源であるホタルを守ることを通じ、集落が一丸となって勉強会、水路清掃に取組み、地域の連帯感を改めて醸成するに至った。

また、清流に舞うホタルは地域のアメニティーを向上させ、地域に対する愛着が一段と向上した。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田4ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路0.6㎞、道路0.8㎞、年2回、清掃、草刈り）
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年４回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 魚類・昆虫類の保護（ホタルの生息に配慮した水路の維持管理・清掃（年２回）ホタルの生態についての勉強会（年１回））
  - 共同取組活動
- 伝統行事の伝承（地区を見直すため神余地区の史跡について研修会を開催（年１回））
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業の受委託の推進（農作業受委託についての説明会開催）
  - 共同取組活動
- 利用権設定による面的集積の推進（利用権設定についての説明会開催→担い手農家に0.1haを利用権設定）
  - 共同取組活動
  - 個々の利用権設定は個別対応

↕

集落外との連携

○農業改良普及センターと連携し、ホタルの生息に関する知識について指導を受けた。

[平成14年度までの主な効果]

○ホタルの生息数が増加し、地域のアメニティ向上が図られた

○集落全体での生産体系の見直しの気運が高まると同時に地区コミュニティーの醸成が図られた

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○棚田を保全し景観の維持に取組む

１．協定締結の経緯

当地域は、町の中北部に位置し、集落内の棚田を中心に素晴らしい田園風景を形成している。

地域の財産である棚田の保全を図るため、以前から「敷島町棚田保存会」を設立し、棚田の保全に努めてきた。

本制度を契機に、交付金を棚田の維持管理費用に充て、貴重な田園風景を守るため、集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

集落では地域の財産である棚田を守るため、以前からＮＰＯ法人等の協力を得る中で「敷島町棚田保存会」を設立し、棚田の保全に努めてきた。

集落では交付金を活用し、地域内水路の維持管理作業や農地法面の点検作業を行って棚田の持つ多面的機能の保全と良好な景観の維持に取り組んでいる。

また、一般住民を対象とした田植えや稲刈り等、農作業を体験してもらう町主催のイベントとして協定内の棚田を使った地域交流イベントを開催するなど、行政と集落協定が一体となった活動を積極的に推進し、地域の活性化へつなげるよう取り組んでいる。

３．取り組みによる効果

集落協定を締結したことで、一層地域の農地を守っていこうという意識が強くなった。

また、交付金という新たな財源を得たことで、地域の活性化に向けた活動を行うことができるようになった。

集落協定の概要

市町村･協定名	山梨県中巨摩郡敷島町窪田（なかこまぐんしきしままち　くぼた）			
協定面積	田(99%)	畑(1%)	草地	採草放牧地
11ha	水稲	野菜等	―	―
交付金額	個人配分分			84%
225万円	共同取組活動分	役員報酬		1%
	（16%）	法面・水路・農道管理		6%
		交流イベント費用		9%
協定参加者	農業者　54人			

棚田の風景

地域交流イベント風景

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田10.7ha、畑0.2ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路2km、道路3km、年2回）
  - 共同取組活動
- 農地法面点検（年１回巡回点検）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 一般住民との交流（水田約1haを利用、年2回）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業受委託の推進（受委託システムを検討中）
  - 共同取組活動

敷島町主催の地域交流イベントで協定農用地の棚田を使用（年２回実施）

「敷島町棚田保存会」による棚田の景観保全活動としても活動

[平成14年度までの主な効果]

○協定を締結したことにより一層地域の農地と景観を維持していこうという意識が強くなった。
○交付金という財源を得て新たな活動を考え行うことが出来るようになった。
○地域交流イベントを５月、10に開催、一般住民が延べ70人参加した。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○地区の景観維持と農地保全に取組む

１．協定締結の経緯

当地域は、町の中央に位置し、地域内を流れる河川沿いに急傾斜の田畑が連なる山間農業地域である。以前から、除草等の作業を集落全体で取り組んでおり、まとまりがある地域である。

本制度の導入にあたっても、交付金が従前からの共同作業に役立てられることから、協定締結はスムーズに行われ、交付金は100%共同取組活動に充てている。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、水路清掃を３・７・９月に１回ずつ、草刈り作業を３・６・７・８・９月に１回ずつの延べ８回、集落全体で地域農業を守ろうと取り組んでいる。

多面的機能を増進する活動として、集落内の遊休農地（約0.1ha）にサルビア・百日草・マリーゴールドを植栽し、地域内の景観保全に努めている。

また、東京都に隣接している地理的条件を活かし、減農薬・減化学肥料栽培に取り組むとともに、今後は、都会の人達を対象とした体験農園の開設や、町の温泉施設や直売所と連携した都市住民との交流活動も推進していきたいと考えている。

草花の植栽
（サルビア・マリーゴールド
・百日草）

集落協定の概要

市町村･協定名	山梨県北都留郡上野原町　芦垣（きたつるぐんうえのはらまち　あしがき）			
協定面積	田(51%)	畑(49%)	草地	採草放牧地
7ha	水稲	野菜等	―	―
交付金額	個人配分分			0%
93万円	共同取組活動分	役員報酬		5%
	（100%）	法面・水路・農道管理		65%
		景観形成作物植栽		30%
協定参加者	農業者　38人			

３．取り組みによる効果

従来からまとまりのあった地域だが、交付金が交付されたことにより、一層活発な共同活動が可能となり、活動に活気が出てきた。

また、集落内の遊休農地約0.1haの解消が図られた。

活動内容の概要

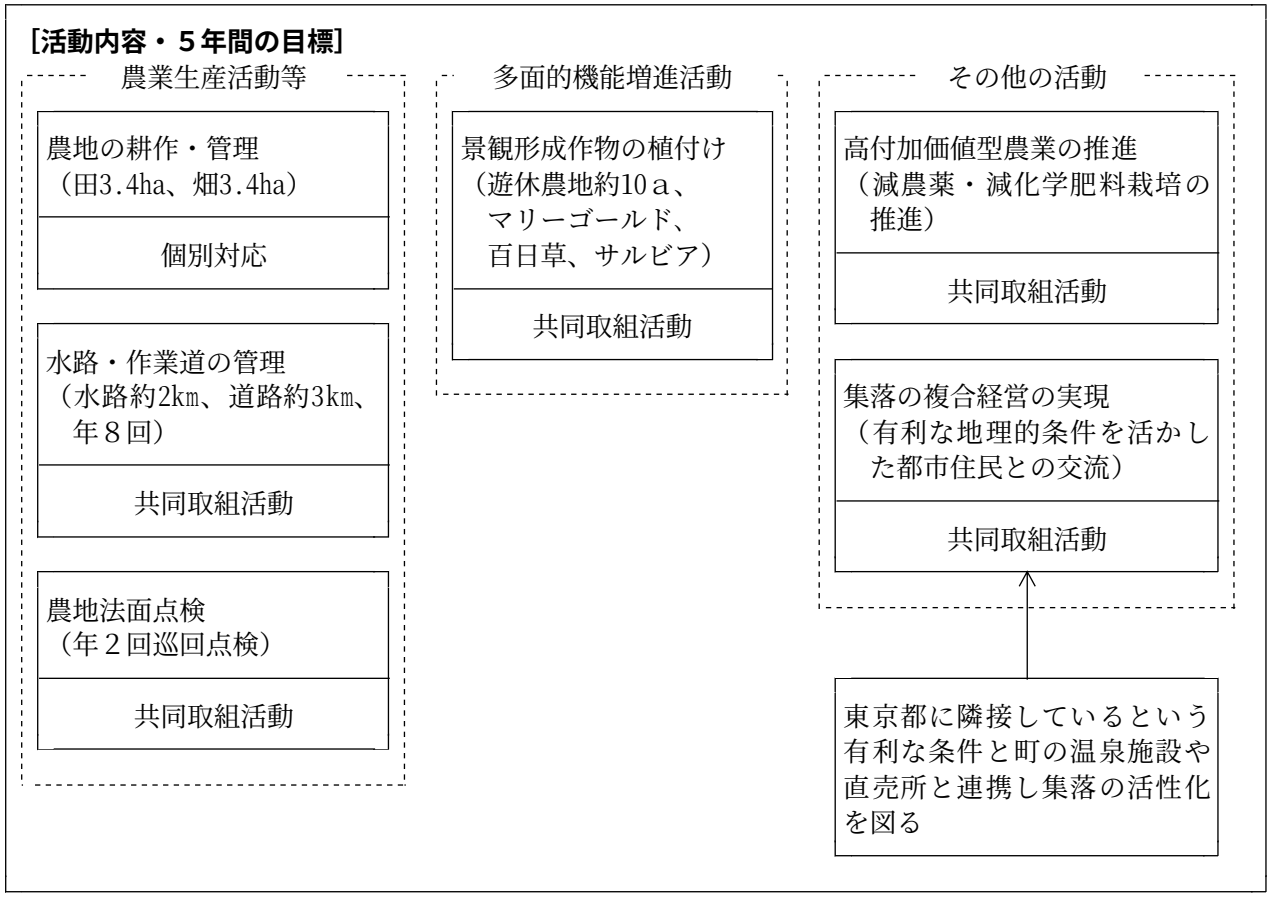

[平成14年度までの主な効果]

○景観作物の植栽により、遊休農地約10ａを解消できた。

○以前よりも話し合いも前向きな意見が多く出るようになり、活動が活発になった。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○多面的機能増進活動としての多様な取組の展開

１．協定締結の経緯

当集落は、長野市の最北部に位置し、地理的には、他集落との交流が比較的難しい一方、集落のまとまりは良好である。

平成12年度に本制度を導入したが、当時の区長がＪＡの理事でもあったことから、リーダーシップをとり、協定締結に至った。

また、各役員とも当制度に理解があり、一致協力して新たな取り組みを展開している。

２．取り組みの内容

(1) 地元小学生の農業体験

ジャガイモを共同栽培し、地元小学生に収穫体験の場を提供するとともに、とれたてのジャガイモの試食会を開催して交流を図っている。

(2) 景観作物の植えつけ

農作業を楽しくする観点から、農道沿い、畑の土手上、集落内に景観作物として、ひまわりの植えつけをした。

(3) 大豆の共同栽培と手作り豆腐の講習会

大豆を共同栽培し、収穫した大豆を用いて手作り豆腐の講習会を開催している。

(4) 直売所の設置

県道沿いにテントによる直売所を設置。毎週日曜日の営業で、地元老人クラブと共同で運営している。

小学生の農業体験

集落協定の概要

市町村･協定名	長野県長野市（ながのし）　坂中（さかなか）			
協定面積	田(7%)	畑(93%)	草地	採草放牧地
10ha	水稲	リンゴ	－	－
交付金額	個人配分分			54%
93万円	共同取組活動分（46%）	耕作放棄地草刈り・水路・農道管理		20%
		多面的機能増進活動		6%
		生産性向上・担い手定着		7%
		役員報酬、会議費、事務費等（総会等）		13%
協定参加者	農業者　30人			

３．取り組みによる効果

農道の草刈、水路の泥上げ等は義務的な意識があったが、事業実施により共同作業に積極的に参加するなどの変化が現れてきている。

また、農地を守っていくという意識が醸成されてきており、平成14年春には８ａの遊休農地にタラの木105本を植え、２～３年後の収穫を見込み、直売所でタラの芽の販売も見据えている。

活動内容の概要

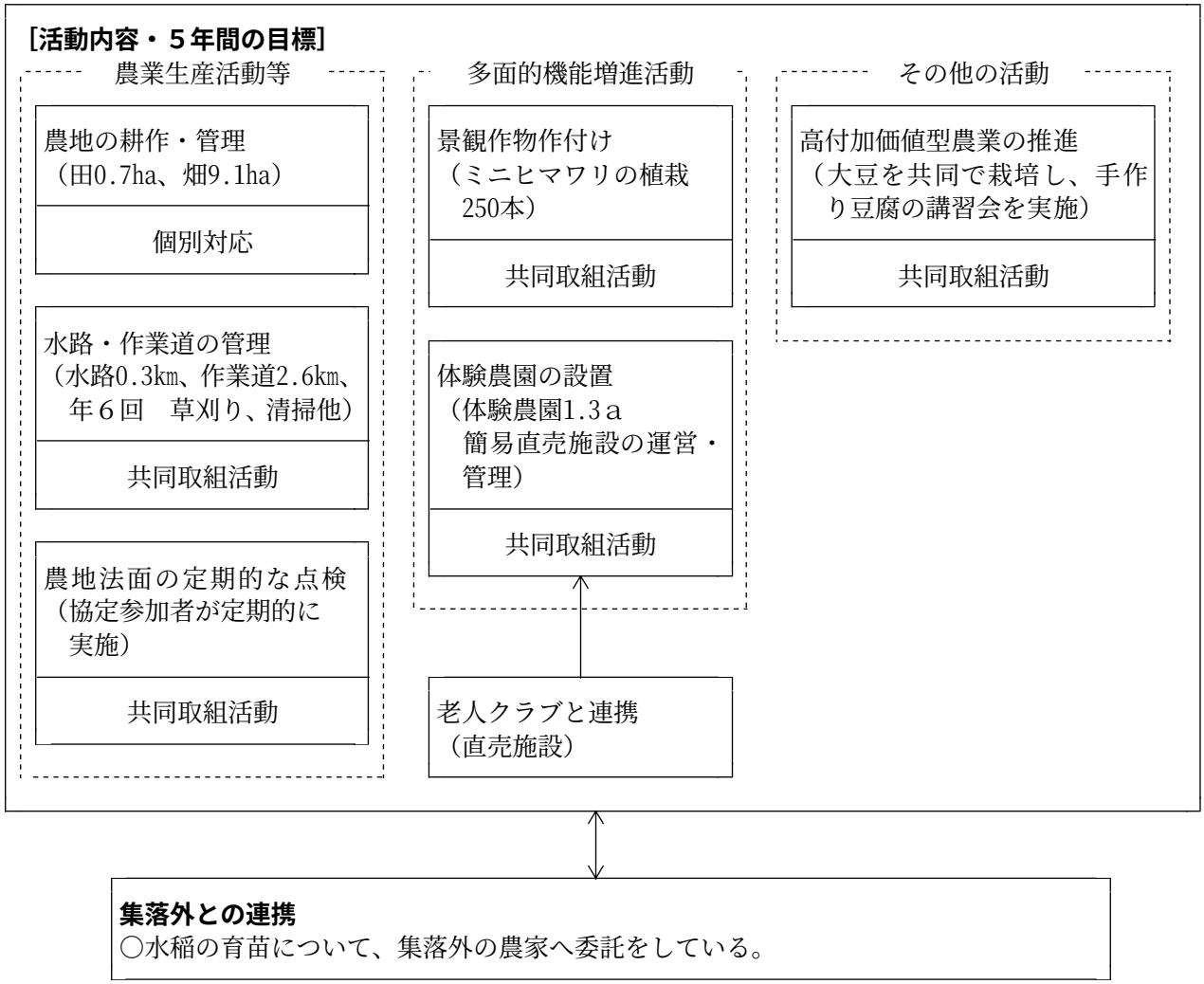

[平成14年度までの主な効果]

○景観作物の作付けによる地域の活性化
- ミニヒマワリ(250本）を農道沿いに植栽

○体験農園等による農村交流の推進
- 地元小学生28人とジャガイモの共同収穫を行い、試食会を実施
- 県道沿いにテントによる直売所を設置する。毎週日曜日の営業で、老人クラブと共同で運営
  平成14年７月21日にオープンし、今年度の売上は45万円
- 直売所での販売を目指して、荒廃地８ａを復旧して、たらの木105本を植え、根曲竹の栽培についても実験中（H14から栽培）
- 愛知県一宮市の女性15人を集落に招いて、リンゴ狩りを実施。また、婦人部がきのこ汁やおやきを作ってもてなす

○豆腐作りの実施
- 30名が参加して、共同で栽培した大豆９kgから、30丁の豆腐を作る

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○共同取組活動に交付金全てを活用して集落の事業を推進

１．協定締結の経緯

本集落では、水田の耕作管理を個々の農家が行ってきたが、高齢化が進み、個人で耕作等ができないところが出てきた。同様に、水路清掃等の共同作業も困難なものが出てくるなど、問題が顕在化してきた。

このため、既存組織をベースに協定を締結し、集落の役割を強化して地域全体で農地を守っていこうと考えた。

２．取り組みの内容

本集落では、協定の中で、協定運営、用水維持管理、精米所管理、景観保全創出、ほ場整備の各部門を設けて取り組んでおり、交付金は全てこれらの共同活動に利用している。各活動は集落に従来からある組織「用水組合、農家組合、ほ場整備実行委員会、景観形成住民協定運営委員会、小菅区」と一体となって取り組んでいる。

特に、水路については清掃、草刈を年４回、農道は簡易補修を毎年春に行っているところであり、これらの共同作業は全員参加が原則であるが、高齢のために作業が困難な者は他の者へ依頼できるように取り扱っている。

また、景観については、観光資源として溜池の周辺に菜の花を作付けているほか、小菅区内で景観協定を締結し、道路添いを花で飾る取り組みを行っている。併せて、集落内にあるビオトープを維持し、自然観察会などに役立てている。

「自然観察会」

集落協定の概要

市町村･協定名	長野県飯山市（いいやまし）　小菅の里（こすげのさと）				
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地	
17ha	水稲	―	―	―	
交付金額	個人配分分			0%	
355万円	共同取組活動分（100%）	役員報酬		1%	
		法面管理、水路・農道等管理（草刈・清掃・溜池管理）		56%	
		多面的機能増進活動（景観形成、ビオトープ確保）		10%	
		生産性向上・担い手定着（ほ場整備関係）		33%	
協定参加者	農業者　45人、小菅用水組合(構成員60人)、小菅農家組合(構成員50人)、小菅ほ場整備実行委員会(構成員50人)、小菅区(構成世帯72世帯)				

３．取り組みによる効果

集落全体で、農地や水路をしっかり管理して守っていこう、という気持ちが強くなった。

高齢のため耕作や共同作業が負担になっていた者にとっては、協定締結により安心して作業を依頼できるようになるなど、不安感の解消につながっている。

また、景観形成や自然観察会など地域資源を活用した活動が継続されることにより、都市住民との交流が進められ、当集落の活性化が図られている。

活動内容の概要

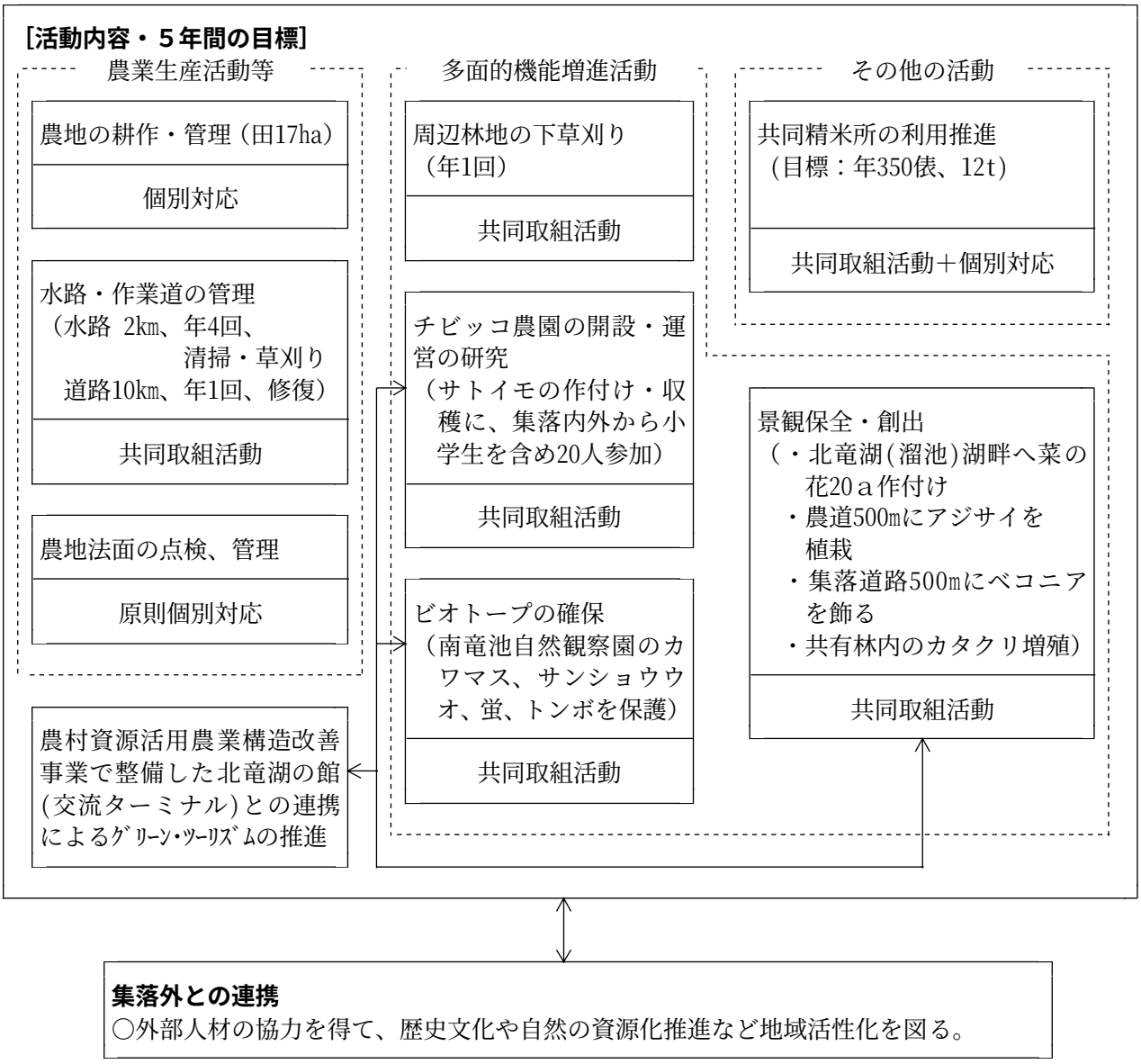

集落外との連携

○外部人材の協力を得て、歴史文化や自然の資源化推進など地域活性化を図る。

[平成14年度までの主な効果]

○農業体験、自然観察会による都市農村交流の推進
　・サトイモ作付け・収穫体験及びビオトープでの自然観察（集落外から20人参加）
○景観作物の作付けによる地域の活性化
　・北竜湖に菜の花（20ａ）を作付け
　・北竜湖菜の花湖畔まつり（毎春約1ヶ月、集落外から多数参加）
○歴史文化の資源化推進による地域活性化
　・修験道シンポジウムで集落外から70人が小菅神社奥社を見学

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○環境に配慮して自然と共生する地域づくり

１．協定締結の経緯

当地区では、協定締結以前から「地域を考える会」があり、環境活動のための活動を行っていたが、資金不足から思うような活動ができずにいた。

しかしながら、本制度を契機として、次世代を担う子供たちが誇りを持てる地域づくりに向けた取り組みが集落から出されたことから、地域を考える会を基盤として、集落全体での本格的な活動を展開すべく、集落の合意形成を積極的に推進した。

２．取り組みの内容

「環境に配慮して自然と共生する地域づくり」を目標に、集落が一体となって環境改善のための行動計画の策定に取り組んでいる。

平成12年度には、地域住民の参加を得て、環境コンサルタントとともに「地域環境調査」を実施し、現状把握や行動計画の抽出を行うなど、住民参加による調査及び資源循環に関する学習会は19回に及んだ。

また、地元の水見色小学校と連携し、総合的な学習の一環として環境教育を進めている。

資源循環に関する学習会等は19回に及んだ

３．取り組みによる効果

本制度の取り組みを通じて、環境に対する意識啓発が進むとともに、「環境に配慮して自然と共生する地域づくり」への機運が高まり、実践的な活動につながった。

特に、自然環境に配慮した農業生産の推進や耕作放棄地発生の防止が図られるとともに、小学校との連携により、水見色川の水質の浄化を図り、「泳ぐことのできる川にする」から「水を飲める川にする」ことによって、次世代を担う子供たちが誇りの持てる地域にするための具体的な行動計画を立てることができた。

集落協定の概要

市町村･協定名	静岡県静岡市（しずおかし）　水見色（みずみいろ）			
協定面積	田(5%)	畑(95%)	草地	採草放牧地
53ha	水稲	茶	－	－
交付金額	個人配分分			0%
412万円	共同取組活動分（100%）	多面的機能の増進活動		27%
		水路・農道管理		64%
		会議費等		9%
協定参加者	農業者　127人			

また、集落で話し合う機会が増え、集落が抱えている課題について話し合いが進み、従来、集落の手前５㎞で止まっていた路線バスを延長するようバス会社へ申し入れを行った。この結果、バスの反転地を用意することが運行の条件として提示され、共同取組活動費を活用して反転地を整備し、集落内までバスが開通することとなった。

現在では、一日４本が運行され、集落の利便性が大いに向上した。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田3ha、畑50ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（10ha,年2回） 共同取組活動	農業用取水施設の設置（８ｔタンク　２箇所） 共同取組活動
水路・作業道の管理（水路、道路、年2回清掃、草刈り） 共同取組活動	景観作物作付け（花木の苗を各戸に配布・H13年度127戸） 共同取組活動	集落マップ(1000部)及び集落カレンダー(300部)の作成 共同取組活動
農地法面の定期的な点検（年２回） 共同取組活動	鳥獣害適正防止（猪捕獲檻設置３箇所） 共同取組活動	集落外住民との交流（ホタルコンサート、竹の子まつり） 共同取組活動

集落外との連携

○地元の水見色小学校と連携し、「環境に配慮して自然と共生する地域づくり」を進める。

[平成14年度までの主な効果]

○鳥獣害による被害の減少（猪捕獲檻３箇所の設置）
○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
　・取水施設の設置による営農の効率化
○地域見直し運動の推進（集落マップ、カレンダーの作成）
○担い手への利用集積（4.8haを認定農業者に利用権設定）
○地域イベントによる都市農村交流の推進
　・ホタルコンサート（年1回、延べ300人参加）
　・竹の子まつり（年1回、延べ200人参加）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○体験農園の開設による子どもたちとの交流

１．協定締結の経緯

当集落では、集落営農による農業生産体制の整備を図り、集落内が一致団結、協力を信条として、美味しい米づくりに取り組んでいた。

そのような中で、直接支払制度を契機として、制度の目的である「農用地を守る」ことが地域農業の担い手となる営農組合の活動と合致することから、営農組合を中心として、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

集落の将来像として、棚田の美観を誇れる集落の構築を目指して活動を行っている。具体的には、営農組合による生産活動を継続していくとともに、耕作できない水田については営農組合が管理し、耕作放棄の防止を図っている。

また、市内にある直売所出店への野菜の栽培を行うなど、高齢者や女性が積極的に取り組んでいる。さらに集落の活性化を図るため、転作田を活用し、親子ふれあいの場として「とうもろこし」を植え、収穫等を通して、子どもたちに喜びや感動を体験させている。なお、収穫祭は住民の関心を集め、総勢200名の参加を集めている。また、栽培管理は地元の老人会などの管理により、積極的、献身的な奉仕の態度で接していることから、好意的に受け取られており、集落全体で交流活動を展開している。

３．取り組みによる効果

営農組合よる生産活動については、リーダーとなるべき若い世代の意欲の醸成を図っていくことが必要であった。

このため、活動の実施にあたっては、若い世代が中心となり企画実行することにより、自信を持つようになり、また子どもたちとの交流を図ることにより、集落内の活性化が図れ、世代間を通じて、農業に対し理解が深まり、営農組合のリーダーの育成や集落の活性化につながっている。

集落協定の概要

市町村･協定名	富山県氷見市（ひみし）　論田（ろんでん）			
協定面積	田(99.8%)	畑(0.2%)	草地	採草放牧地
28ha	水稲、ひまわり	果樹	－	－
交付金額	個人配分分			47%
594万円	共同取組活動分	多面的機能増進活動		26%
	（53%）	農業生産活動		27%
協定参加者	農業者　116人、生産組織　1、自治会　1			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田28ha）
個別対応

水路・作業道の管理
（水路、道路、年２回
草刈り、清掃）
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
（年２回）
共同取組活動

峠の店こられ（直売施設）との連携によるグリーン・ツーリズムの推進

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年１回)
共同取組活動

体験農園等の開設・運営
・体験農園で
トウモロコシ10ａ、
さつまいも10ａ作り
・農産物直売所の運営・管理
共同取組活動

景観作物作付け
・転作作物として
ひまわり25ａ、
コスモス25ａ、
菜の花10ａを作付け
共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用
（ｷｬﾀﾋﾟﾗｰ付き耕運機１台、
ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ 16名育成）
共同取組活動

農作業の受委託
（高齢者の田について生産組織に全面作業委託　120ａ）
共同取組活動
（水管理は各農家）

オペレーターの育成・確保
（集落リーダー・オペレーターを研修に参加）
共同取組活動

集落外との連携
○直売施設で集落外の農家の農産物も取り扱う。

[平成14年度までの主な効果]
○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
　・機械の共同利用による低コスト化
○営農組合への作業委託の推進
○水系単位での農作業の共同化、省力化
○体験農園等による都市農村交流の推進
　・保育園児、小学生の体験農園を実施（延べ100人参加）
　・とうもろこし収穫祭（200人参加）
○景観作物の作付けによる地域の活性化
　・ひまわり、コスモス、菜の花を作付け

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○農村景観の形成等による世代間交流の取組

１．協定締結の経緯

当地区では、農業者の高齢化が進む中、集落の農業振興と活性化を図るために、直接支払制度に取り組むこととし、農業機械の共同利用及び景観作物の作付による農村景観の形成、さらに水田を活用したビオトープ設置による水生動物の保護や鳥類の餌場確保を図ることとした。

２．取り組みの内容

営農活動及び水路・農道の維持管理活動を行うとともに、農業生産コストの低減を図るため、交付金を活用してトラクター、畔塗り機等の農業機械を購入し、集落全体で共同利用を行っている。

また、美しい農村景観を形成するために、集落内の農用地にヒマワリやコスモス等の景観作物を栽培している。

そのほか、鳥類や水生昆虫類等の保護を図るため、調整水田を活用したビオトープを設置するとともに、ビオトープを訪れる学童等の理解を深めるため、水田に看板等を設置している。

３．取り組みによる効果

農地の管理及び水路・農道の維持管理が徹底されたとともに、共同利用機械の購入により、生産コストの低減が図られた。

また、景観作物の栽培により、美しい農村景観が形成された。また、コスモスフェアやそば祭り等のイベントの実施により、集落内の世代間交流が促進された。さらに、ビオトープの設置により、学童に自然に対する興味の高まりが見られるようになった。

なお、直接支払制度への取り組みに伴う話し合いの機会の増加により、農業に関する情報交換等も活発となり、互いの営農意欲の向上が図られている。

集落協定の概要

市町村･協定名	富山県婦負郡八尾町（ねいぐんやつおまち）　河西（かわにし）			
協定面積	田(96%)	畑(4%)	草地	採草放牧地
20ha	水稲	りんご	－	－
交付金額	個人配分分			50%
395万円	共同取組活動分（50%）	水路・農道等の維持管理		23%
		生産性・収益向上（農業用機械の購入等）		21%
		多面的機能を増進する活動		6%
協定参加者	農業者　18人、土地改良区　1			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（田19.3ha、畑0.7ha）

個別対応

水路・作業道の管理
（幹線水路1㎞、分水路0.8㎞、道路1㎞の清掃・草刈り、農道舗装、延べ10回）

共同取組活動

協定に参加していない高齢農家３戸の参加

多面的機能増進活動

景観作物作付け
（コスモス、ヒマワリ、ショウブ、ピラミッドゴールド等、1.5ha）

共同取組活動（0.9ha）
個別対応（0.6ha）

ビオトープ設置（0.2ha）

共同取組活動

月１回役員会開催（９名）
事業計画協議、学習会、営農情報交換等

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用
（トラクター１台、畦塗り１台、ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀｰ１台購入）

個別対応

世代間交流イベント
（コスモスフェア　10月、そば祭り　２月）

共同取組活動

そばの共同栽培
（そば祭り用　0.2ha）

共同取組活動

・地区内の保育所との連携（子供達の自然観察）
・山村振興等農林漁業特別対策事業で整備した八尾ゆめの森こども元気村が実施しているグリーンツーリズム体験教室との連携（自然観察会）

集落外との連携
○集落外の農作業受託組織へそば刈り取り作業（0.8ha）を委託予定(平成15年度)

[平成14年度までの主な効果]
○共同機械購入によるコスト低減
○景観作物栽培による美しい農村景観の形成
○集落の話し合い増加による営農情報交換の促進
○ビオトープ設置によるホタル、トンボ等の増加、子供達の環境教育促進
○イベント開催による集落内の世代間交流の促進

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○棚田オーナー制度を活用した農用地の保全

１．協定締結の経緯

当集落は、越前町の水仙生産の中心地区である。しかし生産者は高齢者が多く、急傾斜地の水仙栽培では生産出荷できなくなる生産者も現れるようになった。また、不在地主の棚田から荒廃していく懸念もあった。

そのような中で、直接支払制度が発足した。「棚田を保全し守っていきたい」という当集落にとって、棚田の荒廃はタイムリーな問題であった。そこで、本制度を活用した、農村の多面的機能を増進する活動のメニューに沿っての取組みを検討していった。

２．取り組みの内容

当集落は、自然と共生し、地域の風土に合った農業を推進し、用水路の保全、畦畔の草刈り、水仙の計画生産等に対し活動を行っている。需要に応えることのできる、品質の揃った水仙の長期安定出荷を目指すため、作期をずらして栽培する促成栽培・抑制栽培など技術の高度化を目指すとともに、高付加価値型農業の推進を図っている。

また、農村の多面的機能を増進する活動として、平成13年度には、棚田オーナー制度を導入し、景観の形成や保全を図っている。オーナーは、草刈り作業や、収穫作業を園主から学びながら体験し、この作業の後には、オーナー（都市の住民）と園主との交流会を実施して、都市住民と農村の交流にも一端を担っている。

○棚田オーナー制度の概要

		水仙オーナー		梅オーナー
		10㎡区画	5㎡区画	
契約数	H13	57人（60区画）	3人（ 3区画）	－
	H14	74人（75区画）	39人（39区画）	9人（9本）
募集区画・本数		100区画	100区画	100本
年会費		10,000円	5,000円	7,000円／本
収穫量保証		250本	100本	20kg
募集期間		毎年12月１日～翌年３月31日		
オーナー期間		１年間		

集落協定の概要

市町村･協定名	福井県丹生郡越前町（にゅうぐんえちぜんちょう） 梨子ヶ平（なしがだいら）			
協定面積	田(17%)	畑(83%)	草地	採草放牧地
15ha	水仙	水仙	－	－
交付金額	個人配分分			50%
198万円	共同取組活動分（棚田オーナー制度）			50%
協定参加者	農業者　18人			

３．取り組みによる効果

高付加価値農業の推進による、作期拡大に向けた取組みにより、消費者ニーズにあった生産ができるようになった。

また、棚田オーナー制度は、農用地保全だけでなく、観光資源としても有用であるため、観光客の増加にもつながっている。農業と観光とが結びつき、集落の活性化に大きな効果をもたらしている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田2.6ha、畑12.6ha）
  - 個別対応
- 農地法面の定期的な点検（随時、法面点検担当者が点検）
- 水路・農道の管理
  - ・水路2.0㎞、６月清掃、梅雨・台風等の降雨後に見回り
  - ・農道2.0㎞、６月簡易補修、６月、８月草刈
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 棚田オーナー制度（棚田の下草刈り年２回、収穫作業年１回、オーナーとの交流会）
  - 共同取組活動
- 景観作物作付（集落内道路沿いにプランターを設置し、日々草を植栽、ふるさと文化交流施設周辺の花壇にパンジーを植栽）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 高付加価値型農業の推進（抑制、促成栽培の推進）
  - 個別対応
- 認定農業者の育成

↔ 快適でふれあいのある集落整備事業（県単）で整備した、ふるさと文化交流施設との連携によるグリーンツーリズムの推進。

↕

集落外との連携

○隣接する３集落による「花いっぱい運動」を実施。

○隣接する１集落と連携して、農道の草刈を実施。（２集落協定の合計で1.0㎞）

[平成14年度までの主な効果]

○不在地主の農地保全（1.0ha）

○オーナーとの交流会による、都市住民との交流（棚田オーナー制度の導入）約120名参加

○高付加価値型農業の推進による、作期拡大に向けた取組により、消費者ニーズに沿った生産ができるようになった。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○集落の景観形成とむらおこしに向けた取組

１．協定締結の経緯

当地区では、過去、集落を流れる小川に製油のための水車が点在する、のどかな田園風景が展開されていた。しかしながら時代の流れとともにその風景は失われ、昨今では住民の高齢化と有害鳥獣による農作物被害の拡大により、農地の荒廃が増加する傾向にあり、また核家族化による後継者の転出等集落の抱える課題も多く、地域の活性化が急務となっていた。

これらの打開方法として、昔の農村風景を復元して農村の活性化につなげようと直接支払制度を活用した各種の取組を行うこととした。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、農作業の効率化を推進するため集落内外の担い手や第三セクター等に農作業の受委託を進めている。また獣害による生産意欲の減退や耕作放棄を防止するため電気柵を設置し農地の保全に努めている。

その他、転作田を利用し新規特産品の定着を目指す後継者グループがトウモロコシや黒エダマメ等の野菜づくりに取り組んでいる。

○担い手等受委託面積　　・・・　0.7ha
○獣害防止電気柵設置距離　・・・　約600m

多面的機能増進活動としては、水田の畦畔にグランドカバープランツ（マツバギク）を植栽し、集落の景観形成と土壌の流出防止に取り組んでいる。また、昔の農村風景を再現するため水田に農作業風景をかたどったモニュメントを設置し、集落の活性化を図っている。

○マツバギク植栽面積　　・・・　約100㎡（480ポット）
○モニュメント設置期間　　・・・　平成14年10月～12月

その他集落の活性化策として、毎年秋に開催している「秋まつり」の参加が年々減少してきていることから新たなイベントとして「前夜祭」を実施し、子どもたちを主体としたものへの内容の見直しを行っている。

集落協定の概要

市町村･協定名	福井県三方郡(みかたぐん)三方町(みかたちょう)　下白屋(しもじろや)			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
3ha	水稲、野菜	―	―	―
交付金額	個人配分分			48%
68万円	共同取組活動分	役員報酬		4%
	（52%）	農地法面、農道・水路の点検等		19%
		多面的機能増進活動（景観形成作物等）		29%
協定参加者	農業者　18人、水利組合　1			

３．取り組みによる効果

取り組みの主になる集落の景観形成については、集落協定での取り組みが住民の意識の向上につながり、畦畔等の除草などより景観に配慮された活動がなされた。

特に、秋に設置したモニュメントについては反響も大きく、住民の郷土に対する誇りと情熱を再確認することができた。

また後継者グループによる野菜づくりは、収穫祭等イベントでのふるまいなど波及効果も大きく、住民の連帯感が強固されるこことなった。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(田3.2ha)
- 農作業の受委託の促進（0.7haを集積）
- 個別対応

- 農道、水路の清掃、管理（計1.2㎞、年１回）
- 有害獣防止電気柵の設置、管理（600m）
- 転作田を利用した振興野菜の試験栽培（黒枝豆等10ａ）
- 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（マツバギクの植栽 約100㎡）
- 共同取組活動

その他の活動

- 農作業風景モニュメントの設置（8体　10月～12月）
- 共同取組活動

- 活性化イベントの実施（前夜祭、秋まつり）
- 共同取組活動

- 先進地での現地研修（景観）の実施（愛知県）
- 共同取組活動

中山間地域等モデル集落育成事業（県補助事業）の活用 ←→

[平成14年度までの主な効果]

○農作物の有害鳥獣による被害の減少（電気柵の設置による）・・・栽培意欲の復活
○担い手への作業委託の促進　　0.7ha増
○集落イベント参加者の増

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○棚田を通じた都市住民との交流

１．協定締結の経緯

本集落は、全国棚田百選にも選ばれた「坂折（さかおり）棚田」が存在し、その棚田を守るための農業活動が大変重要となっている。

このような中で、直接支払制度が発足し、制度の目的である「農地を守る」ということが、集落内の棚田を維持する活動目的と合致することから、集落内の農業者で本制度を導入し、協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

棚田を守るため、畦畔の草刈りを確実に行い良好な景観を維持するとともに、農用地の荒廃防止と地域の活性化に役立てたいとの考えから都市住民を対象とした稲刈り体験ツアーや地元の小中学校との連携による体験学習を通じた活動に交付金を活用している。

○稲刈り体験ツアー

ツアー参加者　平成12年：30家族 71名
平成13年：33家族 97名
平成14年：50家族143名（県内12家族36名、県外38家族107名）

また、全国の棚田がある市町村と連携を図り、情報収集や棚田サミットへの参加を実施している。

田植え体験

稲刈り体験

集落協定の概要

市町村･協定名	岐阜県恵那（えなし）市　第三（だいさんく）区			
協定面積	田(88%)	畑(12%)	草地	採草放牧地
11ha	水稲	大豆等	－	－
交付金額	個人配分分			50%
201万円	共同取組活動分	草刈り作業費		11%
	（50%）	体験ツアー交流事業費		2%
		全国棚田サミットの参加経費		23%
		その他		14%
協定参加者	農業者　23人			

３．取り組みによる効果

棚田を保全しなければならないという意識が高まったことにより、以前に比べ草刈り等を積極的に実施するようになった。

また、様々な都市住民との交流や新たなイベントの企画など地域の更なる活性化が期待される。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 （田9.3ha、畑1.3ha）	個別対応
水路・作業道の管理 （水路、農道、年3回、清掃、草刈り、補修、見回り）	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年３回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （年1回）	共同取組活動
都市との交流 （都市住民を対象に「棚田稲刈り体験ツアー」を実施）	共同取組活動
体験農園の設置、運営 （地元農業高校の生徒を対象に水稲栽培の体験実習）	共同取組活動
棚田に関する情報交換 （全国棚田サミットに参加）	共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○農地の保全管理、耕作放棄地の発生防止に対する保全意識の向上
○地元の農業遺産ともいえる「石積みの棚田」に対する意識の高揚
○集落の将来を担う子供たちに対する愛着心の醸成
○棚田での農作業体験を通じた都市住民との交流

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○景観作物を作付け、農村らしい景色を保全

１．協定締結の経緯

直接支払制度を活用することによって、地域の農業組織である農事組合による農地保全が推進（水路・農道などの管理作業の円滑化）され、また農地の多面的機能の確保、特に景観形成について中山間地域の農村らしい景観を維持するために有効であるということで、本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

地域の農業組織である農事組合の組合員により、年間を通して農地の管理作業を共同で行っている。特に景観形成については、草刈り等によってきれいに管理された中山間地域の農村らしい景色もさることながら、花いっぱい運動の実施として各農家の庭先に花を植えたり、従来から協定農用地の畦畔法面等に自生していた「西洋タンポポ」を手入れすることにより、辺り一面に花が咲き誇り通行人等の目も引いている。

○主な農地の共同管理作業
- 農業用水路・排水路の清掃
- 水路・農道の草刈
- 畦畔法面の点検
- 畦畔法面の草刈
- ため池の草刈
- 西洋タンポポの手入れ　など

集落協定の概要

市町村･協定名	愛知県西加茂郡藤岡町北曽木（にしかもぐんふじおかちょう ほくそぎ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
3ha	水稲、レンゲ	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
60万円	共同取組活動分（50%）	役員手当		5%
		農地法面、農道、水路の点検等		17%
		多面的機能増進活動		8%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入等）		20%
協定参加者	農業者　8人			

３．取り組みによる効果

管理作業に伴って日当を各組合員に支給することなどにより、農地保全が推進（管理作業が円滑化）される一方、農村らしい景色を残していこうという意識の高揚にもつながっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田3ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理(年3回)
  - 共同取組活動
- 農地法面点検（年３回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（対象農用地の畦畔等に自生している西洋タンポポを手入れ）
  - 共同取組活動
- 花いっぱい運動の実施として、各農家庭先に花を植える

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（農業機械１台購入、オペレーター２名育成)
  - 共同取組活動
- 農作業の共同化受委託（農作業の共同化を進める）
  - 共同取組活動

集落外との連携

○集落内の農家に農作業受託ができない場合には、集落外の農家との連携を図り農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○農地の管理作業の共同化
○農村らしい良好な景観の維持

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○体験農園を中心とした取組

１．協定締結の経緯

当地域では、「営農組合」が昭和60年に組織化されており、計画的な作業の共同化・効率化を図っている。

また、転作田を利用した「イモ掘り取り農園」を中心とした、体験農園を実施しており年に１度「収穫祭」を開催し、都市住民との交流を深めている。

このような中で、直接支払制度が発足し、制度の目的である「多面的機能を増進する活動」と合致することから、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

従来の転作田は、大豆・牧草が中心であったが、嫁いできた若妻たちのグループ「野菜クラブ」（９名）の発想の中から少しでも収益がありそうな、さつまいもの栽培を考えた。営農組合のバックアップにより、現在では年に１度「収穫祭」として定着している。

作業計画に基づき組合員の共同作業により、毎年４月～11月まで転作田を活用し、さつまいも（べにあづま）を植え「掘り取り農園」（体験農園）として多くの方に知られている。11月開催の「収穫祭」においては、町内外を問わず多くの方々が訪れ地域住民と都市住民の交流活動を展開している。

また秋には、香嵐渓園地内において農園で採れた「さつまいも」を商品として販売し、消費拡大に努めている。

転作面積：0.75ha
品　　種：べにあづま
収　　量：26,500株
商品化率：70%

集落協定の概要

市町村･協定名	愛知県東加茂郡足助町（ひがしかもぐんあすけちょう）　下国谷・白倉（しもくにや・しらくら）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
6ha	水稲、ｻﾂﾏｲﾓ、大豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
132万円	共同取組活動分（100%）	農地・農道・水路点検管理等		21%
		生産性向上（共同機会購入）		29%
		都市と農村交流イベント		50%
協定参加者	農業者　5人、下国谷地域営農組合（構成員20名）			

３．取り組みによる効果

「掘り取り農園」を実施することにより、都市住民との交流活動・労力の支援等が活発となりネットワークの拡大やさつまいもをベースとした、商品流通により消費の拡大そして、集落に新しい風を吹き込むことで、より一層集落にまとまりがでている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田6ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理（年２回、清掃、草刈り）／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年３回）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 土壌流亡に配慮した営農の実施（畦畔・管理道の適切な管理）／共同取組活動
- 体験農園等の開設・運営（体験農園0.7ha さつまいも掘取り農園 年に１度「収穫祭」の開催）／共同取組活動

↕

地域住民と都市住民の交流拠点

その他の活動

- 農作業の受委託（現状 3ha、目標 4ha）／共同取組活動（水管理は各農家）
- 新技術習得のための研修参加／共同取組活動

農業の効率化を進めるための共同機会購入・外部団体への委託

↕

集落外との連携

○代掻きから精米までを「あいちとよた農業協同組合」に全面委託し連携を図る。

[平成14年度までの主な効果]

○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
　・組合全体が農協に作業を全面委託により兼業農家の効率化を図る。
○体験農園等による都市農村交流の推進
　・掘り取り農園の実施（８～11月）・リピーターの確保
　・11月「収穫祭」の開催
　・販売による消費拡大

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○棚田オーナー制度で都市住民との交流

１．協定締結の経緯

当地区は高齢化率が高く、担い手もいない状態で、ほ場整備をしていない箇所については耕作放棄が懸念されていた。そのような状況の中、直接支払制度が始まり、自治会役員交代を機に、新役員が中心になり個別に説明、説得を重ねるうちに「自分たちの農地は自分たちで守らなければならない」という集落の意識が醸成され、本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

本制度への取り組みを契機に、「手探りでも良い、やれることはやってみよう」という考えのもと、棚田保存会を設立。都市住民15名とともに0.6haの耕作放棄地を復旧し、復旧した農地で棚田オーナー制度（３万円１年契約、収穫米30kgを保証）を開始した。

また、無料の廃材を集め、交流拠点とするための小屋を造り、囲炉裏を囲んで集落の将来像、交流活動のあり方について都市住民と集落で話し合いを行っている。

集落協定の概要

市町村･協定名	三重県員弁郡北勢町（いなべぐんほくせいちょう）　川原（かわはら）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
38ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			17%
409万円	共同取組活動分	法面草刈り、水路・農道管理、鳥獣被害防止対策		18%
	（83%）	多面的機能増進活動（棚田オーナー制度）		47%
		役員報酬		4%
		繰り越し		14%
協定参加者	農業者　93人、水利組合　1			

３．取り組みによる効果

手探りで始めた棚田オーナー制度で、まだ十分な対応ができていない部分もあるが、交流活動をうまく軌道に乗せて、都市住民と協力して交流活動を行っていくことにより集落の活性化が期待される。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田38ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路24.8㎞、道路18.9㎞、年２回）
  - 共同取組活動
- 鳥獣害適正防止（防護柵1.5㎞の設置）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 棚田オーナー制度（田0.6ha）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業の受委託（受委託面積１ha）
  - 個別対応

↕

集落外との連携

○棚田オーナー制度により都市住民と交流活動。

[平成14年度までの主な効果]

○水路・法面・農道の適正な管理による耕作放棄の防止
○防護柵設置による獣害の防止
○棚田オーナー制度による都市住民との交流（都市住民15名）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○人と人との交流を目指した活力ある村づくり

１．協定締結の経緯

当地区では、従来から営農組合による活動が非常に盛んであり、集落外からの農業体験や京都方面へ縦断する国道27号沿線での直売所運営に力を入れてきた。

そのような中で、直接支払制度が発足し、制度の目的である「農用地を守る」ということが常日頃から野菜等の作付けにより耕作放棄地が存在しない戸奈瀬町にとっては容易なことであり、本制度に取り組むことになった。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、営農組合を中心とした農産物直売所（朝市）の運営や都市からの体験農園の開設を通じて、人との交流を深めて活性化を促進している。

また、生産調整による農用地の効率的な利用を図り、集落全体で地域特産物の生産体系を推進している。

平成12年度からは、多面的機能増進活動として「もぎとり農園」や「体験農園」を開設した。これらの農園とともに営農組合主体の「つつじ祭」を開催し、大いに賑わった。

平成13年度においても、引き続き「もぎとり農園」や「体験農園」を開設した。また、猪や猿等の有害鳥獣の被害が多発し、防止柵についても老朽化が進んでいたため補修等を実施した。

（○もぎとり農園…観光農業・環境保全型農業の振興、色とりどりの豊富な作付体系
減農薬又は無農薬栽培の普及とＰＲ
○体　験　農　園…地元生産農家との交流、年間を通じた年中野菜の生産体制）

更に、転作については地域特産物の作付で管理している。景観作物はキクやつつじ等を作付けし、催しを実施した。野菜のもぎとり農園や農産物の直売所、楽農体験を実施するなど、集落全体で都市住民との交流活動を展開している。

３．取り組みによる効果

生産調整の制度だけでなく、本制度に取り組めることになり、より一層農地を荒廃から守るという意識が強くなった。

そして、農産物直売所や体験農園等を通じた都市住民との交流による地域の更なる活性化が期待される。

集落協定の概要

市町村･協定名	京都府綾部市（あやべし）　戸奈瀬町（となせちょう）営農組合			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
6ha	水稲、野菜	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
102万円	共同取組活動分（100%）	農産物直売所の修理等		59%
		多面的機能増進、農道・水路補修費		33%
		役員報酬 、農作業受委託料、事務費等		8%
協定参加者	農業者　24人、戸奈瀬町営農組合（構成員33人）、水利組合　3			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田6ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り （約0.8ha、年４回）	農作業の効率化を推進するため、農作業の受委託を進める。 （現状20%、目標50%）
水路・作業道の管理 （水路2.5㎞、年2回、清掃、草刈り 農道2㎞、年４回、草刈り）	体験農園、もぎとり農園の開設・運営 （体験農園　0.1ha もぎとり農園　0.1ha 農産物直売所の運営・管理）	農業機械・施設の共同購入、共同利用を進める。 （現状　０%、 目標　保全管理機の導入）
農地法面の定期的な点検 （年３回）	景観作物の作付け （転作作物としてつつじを約100ａ、約１万本作付け、開花時には「つつじ祭り」を開催）	農用地の連担化・交換分合等により生産性向上を図る。 （現状　０% 目標　地域特産物の育成と団地化）
鳥獣被害防止対策 （防護柵5㎞の設置）計画中		担い手への利用権設定による農地の面的集積を図る。 （現在　利用権設定 4件 目標　利用権設定10件）
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動

集落外との連携

○集落、市町村を越えた、体験農園やもぎとり農園への参加がある。
○農産物直売所（朝市）は国道に面しているので近隣の府県からの来客もある。
○現在、棚田のオーナー制の準備をしている。

[平成14年度までの主な効果]

○鳥獣害被害の減少（防止柵5㎞の設置）
○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化（地域特産物の生産を行い荒廃地がない。）
○体験農園・もぎとり農園、農産物直売所の実施により、都市農村交流が図られた。
○景観作物の作付けによる地域の活性化（「つつじ祭り」の開催）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○体験農園を通じた住民との交流

１．協定締結の経緯

当集落は、対象農用地の殆どが中山間部にあり、農用地のほぼ全域で水稲、きゅうり、なす、みかん、柿等が作付されてきた。

本制度の導入について、区長、町会長、実行組合長を対象に代表者説明会を開き、協定締結による農用地の適正管理や水路清掃、除草、農道維持補修等について理解を求めた。説明会開催後は代表者を通して各農家に対し、積極的に協定締結に向けて働きかけを行い、その結果、協定締結に至ることができた。

２．取り組みの内容

当集落では、協定締結を機に、多面的機能の増進のため、協定対象農地の一部を利用して、集落の特産物であるミカンの収穫体験農園（0.2ha）を設置している。

平成14年には、地元住民（約20名）と子供会（３組織）がミカンの収穫体験に参加し、地域との交流を図っている。

また、当集落では交付金を全額個人配分しており、個々の農家の生産意欲の向上につながっている。

３．取り組みによる効果

交流活動が刺激となって、地域の活性化につながることが期待できる。

また、本制度の導入により交付金が直接農家に配布されることから、営農意欲の向上が図られ、今後も農用地を適正に維持・管理しなければならないという意識が一層高まっている。

集落協定の概要

市町村･協定名	大阪府南河内郡太子町　畑（みなみかわちぐんたいしちょう　はた）			
協定面積	田(85%)	畑(15%)	草地	採草放牧地
7ha	水稲、なす	みかん、柿	－	－
交付金額	個人配分分			100%
146万円	共同取組活動分			0%
協定参加者	農業者　30人			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（田6.3ha、畑1.2ha）
個別対応

水路・作業道の管理
（水路、年3回
清掃･草刈り
道路、随時、
維持補修、草刈り）
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
（点検班を北と南に分ける）
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
（年1回）
共同取組活動

体験農園等の開設・運営
（体験農園0.2ha）
共同取組活動

その他の活動

農作業の共同化（除草等7.5ha）
共同取組活動

認定農業者等の育成
（みかん、柿栽培園地講習会
（剪定、防除等）
先進地視察講習会
果樹品評会）
共同取組活動

↕

太子町果樹振興会との連携を図り、ミカンの高品質化、均一化を図る。

［平成14年度までの主な効果］

○体験農園等による住民との交流の推進
・ミカンの収穫体験農園の実施（0.2ha、都市住民約20人、子供会３組織（延べ50名人）参加）

○農作業の共同化による効率的な営農の実施
・除草（3.8ha）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○棚田保全に向けた取組

１．協定締結の経緯

千早赤阪村は日本の棚田百選にも選ばれている美しい農村景観の広がる地域である一方で、耕作条件は決して恵まれているとは言えない。

そこで、本制度発足による村の啓発活動を契機として、協定を締結することとなった。

本協定地域については、水路・農道等を維持・管理する組織も無く、また、出入り作を含むため、集落の範囲を越えた話し合いが必要となり、協定締結においては困難が生じたが、核となった農業者の強いリーダーシップにより参加農家を取りまとめ締結につながった。

２．取り組みの内容

協定の締結を契機に、集落の景観形成及び地力増進のため、レンゲ栽培を導入することとした。平成13年度には48ａ、平成14年度には156ａで栽培されている。

また、これまでは農作業は個々の農家で対応していたが、防除作業を共同で実施しており、作業の共同化により、効率化を図ることとしている。

集落協定の概要

市町村･協定名	大阪府南河内郡千早赤阪村　東坂・森屋（みなみかわちぐんちはやあかさかむら　あずまさか　もりや）			
協定面積	田(71%)	畑(29%)	草地	採草放牧地
2ha	水稲	みかん、植木	―	―
交付金額	個人配分分			80%
40万円	共同取組活動分（草刈り機購入のための積み立て）			20%
協定参加者	農業者　6人			

３．取り組みによる効果

協定締結以前は、異なる集落の農業者とは話をする機会があまりなかったが、協定締結を契機に合同の会合等が開催され、持続的な生産活動や多面的な機能の発揮に向け話し合うようになった。

今後、本村における棚田保全のモデルとして、他の未協定地域への波及効果が期待される。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田1.6ha、畑0.7ha）	個別対応
水路・作業道の管理（随時、清掃・草刈り・維持補修）	共同取組活動
農地法面の定期的な点検（随時）	共同取組活動

多面的機能増進活動

景観及び緑肥作物の作付（転作作物としてれんげを作付け、景観形成と地力増強を推進）	共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入（草刈り機）	共同取組活動
農作業の共同化（防除作業等）	共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○れんげの作付けによる景観形成及び地力増進
○農業後継者の育成、確保　１名
○農業機械の共同利用、作業の共同化による効率的な営農の推進

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○景観作物の作付けと都市住民との連携

１．協定締結の経緯

当地区には、高齢化等により数年から数十年に亘り耕作放棄された田や、所有者が適当な作物を選ぶことができず休耕している田があるような状況の下、直接支払制度を活用して耕作放棄された田を蘇らせようという意見で一致した。しかし、ここで問題が浮上する。それは、人手不足であった。景観作物を植え付けても、収益があがらないことから、人を雇って栽培することは、所有者にとって大きな負担になると考えられた。しかし、当地区では、数年前に発足した「山野草の里づくりの会」（東大阪市、大阪市、奈良市等の都市住民が参加して活動している。）の会員の協力を得られることになり、この問題を克服し、協定を締結することができた。

２．取り組みの内容

当地区では、希少となった山野草を守り復旧しようという考えに同調した都市住民とともに数年前に「山野草の里づくりの会」を発足させ、「山野草に囲まれた美しい村にしよう！」との活動を行ってきた。都市住民の参加の背景には、汗を流し、里づくりに関わることにより、自分で育てた自然を楽しむ事にあるようで、本制度の導入を契機にさらに積極的な参加があった。

制度導入当初、協定参加者は、水稲や野菜の作付けが行われていない休耕田には山野草を植えようと検討されたが、山野草の種や苗の確保が困難であることから、他の景観作物も導入することにした。平成14年現在の栽培されている作物と面積は以下のとおりとなっている。

（コスモス　15ａ、花菖蒲　10ａ、ひまわり・あじさい等混植　７ａ、
菖蒲・ぬまとらのお・ちだけさし等山野草　７ａ、赤いそば　６ａ）

特に、赤いそばの栽培は、制度対象地以外の隣接地でも行われており、制度を越えた取り組みとしてますますその範囲が拡大している。

３．取り組みによる効果

景観作物（コスモス、赤いそば）の開花時期に合わせて、「山野草の里づくりの会」主催で「花の宴～自然を楽しむ会～」を開催したところ、県内外から約500人の参加があった。

集落協定の概要

市町村･協定名	奈良県桜井市（さくらいし）　三谷（みたに）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
2ha	水稲、景観作物	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
43万円	共同取組活動分（農地法面、農道、水路の点検等）			50%
協定参加者	農業者　8人			

景観作物を、多くの人々に楽しんでもらい良い評価を得ることができ、皆の自信にもつながった。中には栽培に携わりたいと新たに会に加入する者も現れ、「山野草の里づくりの会」のメンバーも様々な職種の人々で構成されるようになり、「守ろう　生かそう　楽しもう　みんなの自然」をキーワードにそれぞれの特技を活かした取り組みに発展している。

また、地域住民は都市住民と作業を共にし、交流を深めていることで、自分たちの地域の魅力を再認識しており、農振農用地区域以外の耕作放棄地へも作付しようとその意欲はますます高まっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田2ha）	個別対応
水路・作業道の管理（水路0.4㎞、農道0.3㎞、年2回）	共同取組活動
農地法面の定期的な点検（年６回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け ・コスモス　15ａ ・花菖蒲　10ａ ・ひまわり、あじさい等混植　７ａ ・菖蒲、ぬまとらのお、ちだけさし等山野草　７ａ ・赤いそば　６ａ	共同取組活動
休耕田の活用（45ａ）	共同取組活動

その他の活動

花の宴～自然を楽しむ会～（年４回開催）	共同取組活動
周辺林地の下草刈り（約20ａ）	共同取組活動
耕作放棄地の解消（協定対象外農地６ａ）	共同取組活動

集落外との連携

数年前に発足した「山野草の里づくりの会」とともに景観作物の作付けを行っている。（三谷集落18戸、23名（協定参加者８名を含む）を含む53名で活動中。）

[平成14年度までの主な効果]

○「花の宴～自然を楽しむ会～」を開催。（年４回、延べ700人参加）

・自然保護の大切さを訴える展示や自然と関わっての教室等を開催し（自然散策、ほたる観察、スケッチ教室、野草料理教室、そば打ち体験等）美しい村をアピールできた。

○景観作物の作付けによる地域の活性化

・集落の取組として景観作物を作付けたことにより、マスコミにも取り上げられ、予想外の訪問者があった。（その効果もあり、イベント開催後２週間は、毎日10～50人ほどの訪問があった。中には４、５回足を運ぶ熱心な方もいた。）

・今後は、栽培面積の拡張を計画すると共に、評判の良い加工食品の研究、景観作物の花や種を分けて欲しいとの要望に対応できるようそれらの販売も検討している。地域住民の農作業の見識と、都市住民のアイディアが融合した形での地域の活性化が進みつつある。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○豊かな自然を生かした交流による地域づくり

１．協定締結の経緯

当集落は出雲市の南部、神戸川の支流、稗原川のふところに位置し、海抜およそ110mであり、出雲市内より約15分の距離にある。水稲作を主に繁殖牛を育成し、ほとんどの農家は兼業である。また、少子高齢化により農地の荒廃が進みつつある。

そのような中、集落の農地保全を行うこと、また多面的機能として緑豊かな自然環境で交流を通じた豊かな地域を作ることにより、集落全体の活性化を図ることを目的に本制度が導入された。

２．取り組みの内容

農業生産活動で行われる農用地の管理については、農地保全班を立ち上げ、比較的労働力に余裕のある農家13名を「山寄国土保全組合」と称し、農地・農道の草刈り等の保全活動を実施している。また、農地保全の取り組みでは、荒廃農地を利用しての蕎麦・酒米栽培及び椎茸・蕎麦のオーナー制度による都市部の住民との交流等、荒廃農地を有効活用する取り組みを行っている。

また、多面的機能を増進する活動として、集落の活性化を促す様々な取り組みをしている。

・花作り女性部による景観作物作りで、集落の美化と女性グループの活性化。
・森の緑を守る「森の仲間」グループによる、森林の枝打ち及び下草刈り作業。
・猪対策として、猪罠の購入。
・島根医科大学学生（漢方研究会、農園同好会）との連携。
　荒廃農地を利用し、漢方薬草の栽培及び蕎麦栽培等の農業体験を実施している。
・市民農園の運営による都市部との交流。
　平成10年に開園した「稗原やまびこ農園」は、現在81区画、0.54haの圃場で、48組の都市部の利用者が野菜、花等を栽培し、収穫の喜びと自然とのふれあいを楽しんでいる。また、平成13年12月に、市の補助と直接支払交付金により交流施設「やまびこ館」が建築され、農園利用者、地域住民、子供会等の活動に利用され、収穫祭や小学生の農林業体験の場として使用されている。

集落協定の概要

市町村･協定名	島根県出雲市（いずもし）　山寄（やまよせ）			
協定面積	田(90%)	畑(10%)	草地	採草放牧地
21ha	水稲、大豆	蕎麦、野菜	－	－
交付金額	個人配分分			45%
371万円	共同取組活動分	農地法面、農道、水路の点検等		10%
	（55%）	多面的機能増進活動		35%
		農業機械購入		10%
協定参加者	農業者　48人			

３．取り組みによる効果

農地保全活動により、集落の農地保全がされるとともに、その活動に対する意識が高まっている。

また、様々な活動や市民農園による都市との交流を通じて、集落の活性化の効果が著しく、今後も多様な取り組みを行っていきたい。

今後の本制度の活用方法として、猪対策や農業機械購入の他、蕎麦生産組合の立ち上げ、嫁婿不足の対策、情報機器普及によるパソコン教室の開催等を行いながら、さらなる活性化を目指していきたい。

やまびこ農園とやまびこ館

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田19ha、畑2ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理（水路年３回、道路年２回）／共同取組活動
- 鳥獣害対策（猪罠を設置、猪捕獲免許申請費助成）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（年２回）／共同取組活動
- 市民農園の運営（81区画）／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検／共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（草刈り機）／共同取組活動
- 景観作物の作付け／共同取組活動

↕

島根医科大学の学生と連携（漢方研究会、農園同好会）

[平成14年度までの主な効果]

○市民農園などによる都市部との交流を通じて活性化が図られている。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○魚類・昆虫類の保護（ビオトープ）に向けた取組

１．協定締結の経緯

当地区では、非農家や第２種兼業農家が多く、比較的若い世代が営農の中心となっているため、会社や余暇を優先することが多く、農地の維持管理に不安を持っていた。

また、直接支払制度の目的の一つである、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下を防止し、機能を確保するため、休耕田をビオトープや体験農園（稲作を含む）として整備し、子供たちの学習や遊びの場として活用すること等が組合の活動目的と合致することから本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

農業生産活動においては、イナキビ又は大豆、麦と水稲の二年三作を行い、農用地の効率的な利用を図るとともに、平成14年度から高齢化等により農業生産活動が困難になった農用地について、管理組合が維持管理を受託し、当該農用地でイナキビ等の栽培及び維持管理を受託している。

また、多面的機能の増進という観点から、ビオトープや体験農園（水稲等実習田、3.3ａ）を整備し、子供たちの学習や遊びの場として活用するとともに、農用地の日照時間を確保するため陰切りを行い、その際発生する竹や雑木を活用し、炭焼きを行い田に還元し地力増進を図ることとしている。

更に、平成14年度から女性や高齢者を営農の主体とした、新規特産物としてハタケシメジに着目し栽培実証を行っている。

３．取り組みによる効果

多面的機能の増進に関する活動については、費用負担を伴うことから、意欲はあっても実施に至らないことがあったが、交付金の共同活動分を活用することにより、活動が一層活発になり、自由な発想をより具現化できるようになった。

集落協定の概要

市町村･協定名	岡山県上房郡有漢町（じょうぼうぐんうかんちょう）　鈴岳（すずおか）			
協定面積	田(99%)	畑(1%)	草地	採草放牧地
11ha	水稲、大豆、雑穀	野菜、大豆、雑穀	－	－
交付金額	個人配分分			50%
237万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検		10%
		多面的機能増進活動（ビオトープ、炭焼き）		20%
		生産性向上、担い手定着（農業機械購入等）		20%
協定参加者	農業者　15人			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（田11.3ha、畑0.1ha）

個別対応

水路・作業道の管理
（水路3.0km、道路3.5km）

共同取組活動

鳥獣害の防止
(電気柵等の共同設置:
L=3.0km(一部整備済み))

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地等の陰切り
（炭焼き釜:2基（整備中）
随時)

景観作物の作付け
（道路沿いに花木を植栽
1.0km）

ビオトープの整備
（休耕田を、子供たちの
学習や遊びの場として
活用）

体験農園（3.3ａ、学校実習田）の整備
（休耕田を活用し、小学
校の稲作等実習及び栽
培指導）

農用地の地力増進
（陰切りにより発生した、
竹や雑木を炭焼きし農
用地へ還元）

共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入
（整備済 草刈機購入:16台
整備予定 畦付機:1台、草刈
機用刃研磨機:1台播種機(大
豆･小麦用):1台)

農用地管理の受託
（H14年度実績:0.3ha）
（高齢農業者の農用地の管理
を受託:0.5ha）

特産品開発及び直売
・地産地消の推進
整備済ハタケシメジ栽培施
設：A=30㎡、整備予定農産
物等加工施設
・パン･麺用小麦、キビ等雑穀、
青大豆及び黒大豆の生産

作業受委託のためのオペレー
ター確保
（非農家を含めた青壮年を対
象とした機械操作講習の実
施）

マスタープランの作成
（集落の将来像を明確にし、
計画的な営農活動を行う）

共同取組活動

集落外との連携
○畜産農家との連携による地力増進
○集落内で受委託できない場合の連携を行う

[平成14年度までの主な効果]
○多面的機能の増進に係る活動の活性化に伴い、地域にある潜在的な技能等の活用が進み地域に活力が生じ、自由な発想による地域づくりを具現化できるようになった。
○ビオトープや体験農園等への取組は、子供たちへの学習や遊びの場を提供するとともに世代間交流や都市農村交流の推進が期待される。
○ハタケシメジ生産においては、新規雇用の創出を図るとともに特産物として期待される。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○カブトムシの保護・育成による自然保護活動の推進

１．協定締結の経緯

当地区は、平成３年にほ場整備が全域完了し、高齢化等により農業生産活動が困難な農用地は地区内の中核的農家への利用集積が図られている。本制度を導入するに当たり、より有効な土地利用と畦畔・法面の維持管理の省力化を目指すとともに、併せて自然保護の必要性を感じたため、カブトムシの保護を図ることとした。

２．取り組みの内容

多面的機能増進の取り組みとして、数年前から荒廃し耕作放棄地化した畑が山林に隣接し農道も荒れ放題の状況にあったことから、平成12年度に本制度を導入するに当たり、その畑を無償提供していただき、耕作放棄地の復旧とカブトムシを保護育成することとした。畜産農家の副産物である堆肥を利用して、カブトムシの幼虫を育てる増殖用の床を整地し直し、幼虫を羽化させ、放虫を行っている。また、地域イベントで都市からの帰郷者への無料配布を行っている。

○カブトムシの家

敷地総面積…2,300㎡（うち、1,000㎡の耕作放棄地を整地）

舎　　…　39㎡（２基）

材　　料…平成12年度　堆肥：10ｔ、真竹：12束、材料費：16万円

平成13年度　堆肥：10ｔ、材料費：23万円

○カブトムシ発生数

平成12年度は、発生跡は見られたがネットの編み目大きく捕獲できず

平成13年度は20匹捕獲し、平成14年度は40匹捕獲

また、平成14年からは、畦畔管理の省力化を目的として、雑草抑制のグランドカバープランツとしても利用されるアジュガの植栽を行っており、当地区に適応する場合は拡大を図ることとしている。更に、協定参加者の中に大規模畜産（肥育）農家があり、堆肥処理の有効利用も図る観点から地区内耕作地への還元を行い地力の増進に努めている。

カブトムシの家を建設

集落協定の概要

市町村･協定名	岡山県真庭郡湯原町（まにわぐんゆばらちょう）　野田（のた）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
7ha	水稲、そば、ﾄｳﾓﾛｺｼ	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
143万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		21%
		多面的機能増進活動（カブトムシ）		9%
		生産性向上、担い手定着（農業機械購入）		20%
協定参加者	農業者　19人、非農業者　2人			

３．取り組みによる効果

協定参加者の共同作業を通じて、地域環境の保全が進められ、自然保護の意識の高揚と地域住民の協力関係が構築出来、コミュニティ活動の活性化が図られている。

また、畜産副産物の悪臭、害虫の発生が抑えられ、住み良い村づくりにつながるとともに、併せて農地の利用集積等への理解も出来始め、認定農業者及び若者の就農者が１名出来た。更に、共同取り組み活動への費用的な問題が解決されたこと、また、耕作放棄地で竹が繁茂していたが取り組みにより10ａを整地（復旧）できた。

活動内容の概要

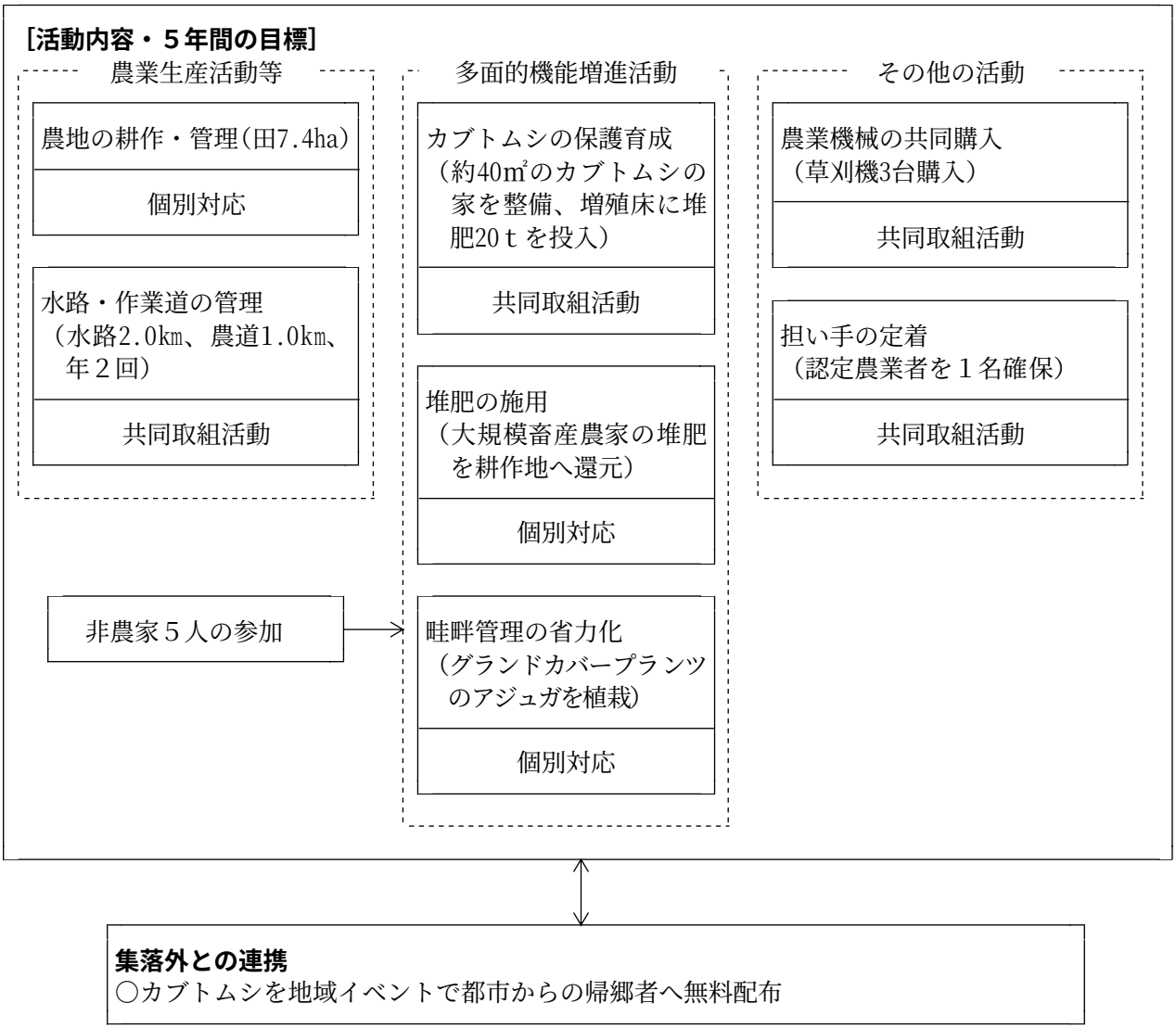

集落外との連携
○カブトムシを地域イベントで都市からの帰郷者へ無料配布

[平成14年度までの主な効果]
○自然保護の意識高揚と地域住民の協力関係により、コミュニティ活動の活性化
○畜産副産物の悪臭及び害虫発生の抑制
○農地の有効利用集積等への理解の深まり
○認定農業者及び若者の就農者１名を確保
○耕作放棄地10ａ(協定対象外)を復旧

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○地域の伝統的な跳ね天秤を復元

１．協定締結の経緯

農地の管理は個々で行われ、高齢化の進展や農業への意欲の減退により、耕作放棄地や休耕地が増えていく状況があったが、個人の力ではどうすることもできなかった。

また、住民間の交流も比較的疎であり、農地の管理も集落としてどう対処していくのか話し合われることもほとんどなかった。

このような状況の改善のため、平成13年度に、既存の行政集落を範囲として集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

農道・水路清掃で集落環境が改善され、また、景観作物としてレンゲや菜の花等を30ａ作付け、集落の景観が良くなった。

さらに、伝統的な跳ね天秤（かんがい用井戸から水を汲み上げる装置）を復元して設置し、農業への意欲や、コミュニティにも良い影響を与えた。

馬鈴薯の共同作付けや朝市にも取り組み、集落農場型農業生産法人の検討も始め、集落の中で農業が生き生きしてきた。

小学生の稲刈り体験や、地域内の池の破損調査を兼ねた魚取り・ビオトープ的な利用への場の提供など、行事を通して集落の共通の話題が増え、地域住民の意思疎通が図られるようになった。

３．取り組みによる効果

自走式草刈機を購入し、共同利用することで、約50ａの耕作放棄地が復旧した。

また、伝統文化の継承、学習の場の提供、景観の向上など、集落の活性化が図られた。

跳ね天秤

集落協定の概要

市町村･協定名	広島県竹原市（たけはらし）　郷（ごう）区中山間地会			
協定面積	田(63%)	畑(37%)	草地	採草放牧地
19ha	水稲	野菜	―	―
交付金額	個人配分分			30%
230万円	共同取組活動分（70%）	農業生産活動（鳥獣被害防止、草刈機購入）		34%
		多面的機能増進活動（伝統文化、都市農村交流）		7%
		その他の活動（法人化検討、会報発行）		29%
協定参加者	農業者　88人			

活動内容の概要

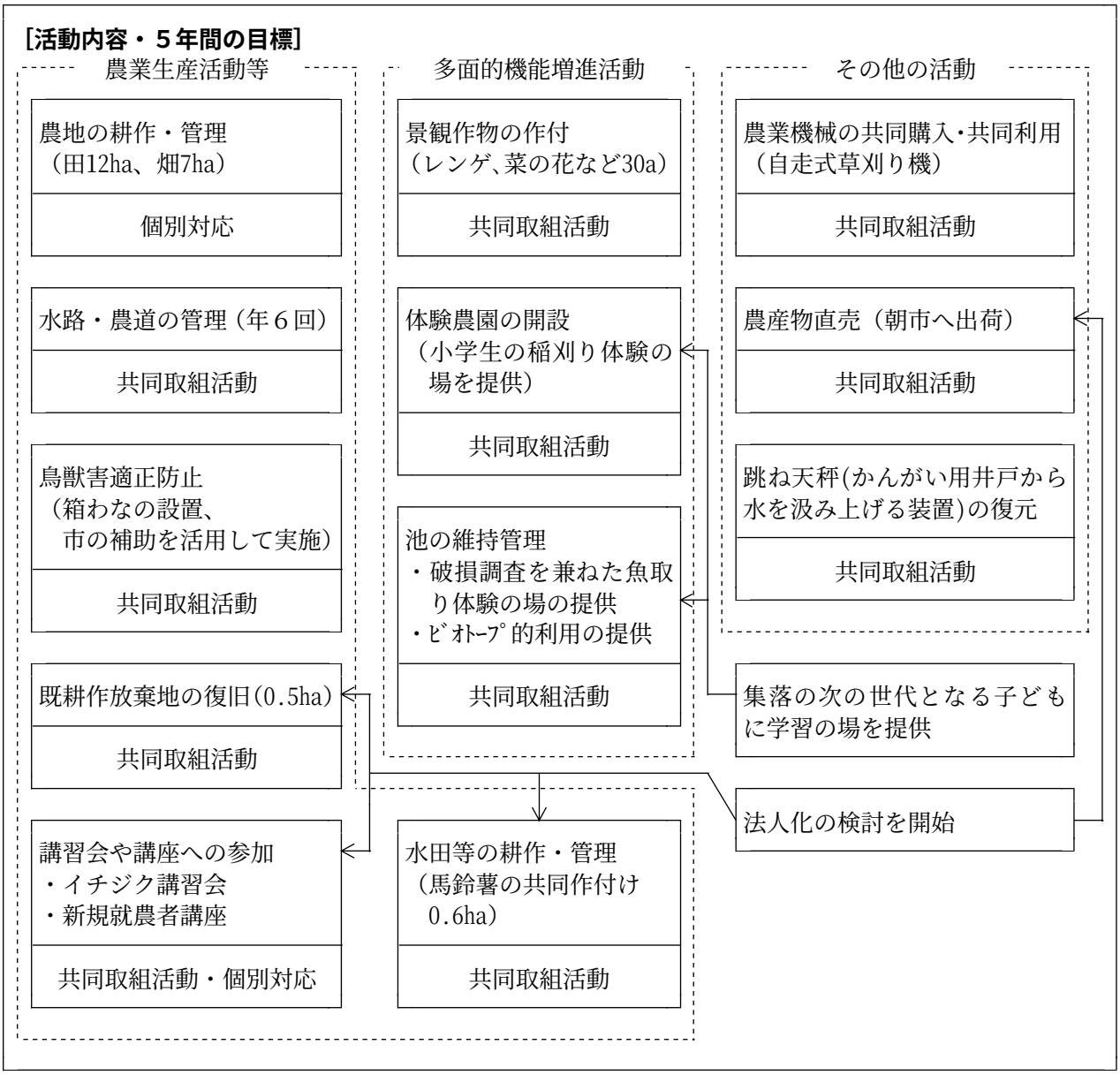

[平成14年度までの主な効果]

○自走式草刈り機を共同購入・共同利用し、0.5haの耕作放棄地が復旧
○集落景観が良くなった。(跳ね天秤復元設置、景観作物作付け)
○共同取り組み活動を通じ、集落地域住民の意思疎通が図られるようになった。
○集落、農業の将来について考えるきっかけになり、法人化の検討や子どもの学習の場としての農業を始めた。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○ビオトープ、トピアリーによる環境づくり

１．協定締結の経緯

山間にある農地は、急峻地形にあるみかん畑がほとんどで、また、一戸当たりの耕作地も少なく零細（協定参加者29名で一戸当たりの平均耕作面積は、0.3haである。）で、高齢化が進んでいる。

５年間は農地を守ことが基本である直接支払制度導入においては、高齢化の進んでいる当地区での不安感もあったが、みんなが話し合えるきっかけが出来れば何かが出来る、出来ることからやればいいと協定参加者を募った。

２．取り組みの内容

(1) 農道の管理

集落の農道管理には、協定参加者の出役で夏場の草刈りを行っている。平成13年度は、農道脇の数本の立木が素人では切れないくらい大きくなって困っていたので、木材の専門家に頼んで伐採した。

(2) ビオトープ

ビオトープ（魚類や昆虫類などの生態系の保護）として、湧水のある休耕田を利用し、耕運して水を溜めている。おたまじゃくしが泳いだりとんぼが卵を産み付けている様子が観察できる。今後、面積を増やす予定で、とんぼや蛍の増加が期待される。

(3) トピアリー

植木で作ったトトロがみかん畑に出現！「農作業ごくろうさま」と毎日大きな口で叫んでいるようで、夢がある集落になりつつある。

集落協定の概要

市町村･協定名	徳島県勝浦郡勝浦町　石倉谷（かつうらぐんかつうらちょう　いしぐらだに）			
協定面積	田(8%)	畑(92%)	草地	採草放牧地
9ha	水稲	みかん	―	―
交付金額	個人配分分			50%
105万円	共同取組活動分	事務費、役員手当、集落会合費		14%
	（50%）	農道管理費		36%
協定参加者	農業者　29人			

３．取り組みによる効果

交付金の活用により、小さな集落でも地域に根ざした活動が定着しつつある。生活に追われる現代において、心の癒される環境づくり、遊び心や発想の仕方で、自分たちの生活空間がきれいかつ、楽しくなっていくものである。次世代の子どもや孫に残せる心温まる活動がいつまでも続くことが望まれる。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 （田0.7ha、畑7.9ha）	個別対応
水路・作業道の管理 （水路0.8km、道路2.0km、年1回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

ビオトープ (池160㎡、年１回)	共同取組活動
トピアリー （１体、年１回剪定）	共同取組活動

集落外との連携

○木の伐採の専門家との連携により、邪魔な立木が取り除かれ農道が広く感じられる。

[平成14年度までの主な効果]

○とんぼやおたまじゃくしが生息しており、湿地に生息する動植物が観測出来たり、植え込みのトトロがある集落として楽しみながら農業ができている。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○地域の伝統的祭りを核とした取組

１．協定締結の経緯

当集落は、黒川谷沿いに集落があり、急峻な地形の中、茶の生産が以前から盛んで、集落内には製茶工場も整備されている。また、古くからほたるの生息地としても有名で、毎年6月には「ほたる祭り」が地域を上げて行われており、町内外から多くの見物客を集めている。しかし、集落内では高齢化、担い手不足が深刻になる中、今後の農地管理についてが地域の課題になっていた。共同取組による農道、水路等の管理とともに、環境への問題提起として、ほたる祭りを地域として継続して行っていくことを確認し、平成12年度に集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

水路・農道等の管理は毎年２回実施している。また、６月のほたる祭り開催に向けては、地域の方々やボランティアの方々とともに河川清掃や、ほたる祭り会場周辺の簡易整備を行っている。ほたる祭り当日には、町内外より多くの見物客が訪れ、農産物の直販も行っている。さらに、集落内で採れた野菜などを、毎週末直売市にて販売も行っている。

集落協定の概要

市町村･協定名	徳島県三好郡山城町　黒川谷（みよしぐんやましろちょう　くろかわだに）			
協定面積	田(9%)	畑(91%)	草地	採草放牧地
10ha	水稲	茶、すだち	－	－
交付金額	個人配分分			60%
127万円	共同取組活動分（40%）	水路・農道等の維持管理		4%
		多面的機能増進活動		32%
		その他		4%
協定参加者	農業者　16人			

３．取り組みによる効果

ほたる祭りの取組や集落協定を締結する中で、今まで以上に農地の適正な管理へ農業者の意識が高まり、管理が行き届かない農地については、ファームサービス（農作業受託組織）へ委託している。また、協定参加者の中から認定農業者を目指そうとする農業者が育ってきている。さらに、交付金の使途について検討する集まりの機会も増える中、交付金の有効活用が検討されている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田0.9ha、畑9.4ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（道路6.0㎞、年2回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 河川の清掃活動（年1回）
  - 共同取組活動
- ほたる祭りの実施（年1回）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業の委託の推進
  - 個別対応
- 認定農業者の育成
  - 個別対応
- 農産物の直売（毎週末）
  - 個別対応

[平成14年度までの主な効果]

○適正な農地管理のための作業委託（１ha）
○環境保護と都市との交流に向けたほたる祭りの実施(年１回・来場者約800人)
○集落内での栽培された農作物の直売（毎週末・協定参加農家の女性グループ）
○認定農業者の育成（３人、１組織）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○棚田を活用した地域の活性化

１．協定締結の経緯

星野村は、福岡県の南東部に位置し、面積の84%が山林で、谷間に農地が散在する典型的な山間地域である。

６区集落は本村の北部、浮羽町（うきはまち）との境に位置した「日本の棚田百選」に選ばれた広内・上原棚田を含む地域であり、平成12年9月には全国棚田サミット（浮羽町と共催）が行われ、歴史的文化遺産でもある棚田の活用・保全に向けた様々な取り組みが行われている集落である。

また、全国でも珍しい「棚田保護条例（平成11年村交付）」の指定地域でもあり、地域住民のみならず、村と村民が一体となって保護・活用を推進している本村の象徴的な集落でもある。

しかしながら、高齢化が進み担い手不足が深刻化する６区集落においては、営農条件が厳しい棚田をいかに維持・活用するかが課題であり、本制度の活用により様々な取り組みがようやく始まったばかりである。

２．取り組みの内容

共同経費は、水路・農道の維持管理（日当・材料費等）や県営中山間地域総合整備事業で施工中の農道工事費に係る地元負担金、田植機などの共同機械購入費に充当されるほか、直売施設の建設費や各種の農業体験交流事業（田植え、稲刈り、そば作り体験など）に活用されている。中でも、直売施設は棚田を一望できるロードパークに隣接して設置され（平成14年３月完成）、各種農産物の販売のほか交流拠点としても期待されている。

３．取り組みによる効果

今後とも交付金を有効に利用しながら、棚田の景観を保全・活用した各種交流事業等を展開しつつ、活力ある地域づくり・担い手の育成を目指していく。

集落協定の概要

市町村･協定名	福岡県八女郡星野村（やめぐんほしのむら）　６区（ろっく）			
協定面積	田(54%)	畑(46%)	草地	採草放牧地
40ha	水稲	茶	―	―
交付金額	個人配分分			50%
573万円	共同取組活動分	水路・農道管理		10%
	（50%）	多面的機能増進活動(体験農業、景観保全)		3%
		生産性向上・担い手定着(機械購入等)		18%
		農道整備、直売所建設		11%
		役員報酬、その他		8%
協定参加者	農業者　61人、水利組合　15、農道組合　9、非農業者　1			

○広内・上原地区棚田保護条例（抜粋）

第１条　この条例は、棚田が美しく豊かな水田景観を形成し、かつ、貴重な稲作文化遺産であることに鑑み、村及び村民等が一体となってその景観の保護に努めるとともに、生産の場としての有効な活用を図ることによりふるさとづくりに資することを目的とする。

第２条　村は、現状を総合的に勘案し、広内・上原地区に存在する規則で定める棚田（以下「保護区域」という。）を保護する。

第３条　村は、保護区域の保護及び活用を図るため必要な施策を推進しなければならない。

第４条　村民は、保護区域の保護及び活用を図るため、村の施策に協力しなければならない。

第５条　保護区域の棚田の所有者及び耕作者（以下「所有者等」という。）は、保護区域が貴重な遺と資源であることを認識し、自ら進んで保護区域の保護及び活用に努めなければならない。

第６条　保護区域内の所有者等が、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ村長にその旨を届出なければならない。

(1) 所有権の移転、(2) 耕作内容の変更、(3) 耕作道を含む道路の新設及び改良、
(4) その他工作物の設置

２　村長は、前項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは当該届出をした所有者等に対して必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田22ha、畑18ha）
- 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路5km、道路10km、年２回）
- 農地法面の定期的な点検（年２回）
- 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 体験農園等の開設・運営（体験農園0.6ha、年3回）
- 景観作物作付、棚田保全（棚田0.5haに彼岸花を植栽）
- 共同取組活動

県営中山間地域総合整備事業による農道整備 ↔ 基幹農道の整備（道路整備による生産性の向上）

その他の活動

- 農業機械・施設の共同購入・共同利用（田植機３台購入、用水施設共同設置利用）
- 担い手研修会への参加（各種研修会に担い手リーダーを派遣）
- 直売施設の設置（地元産物の販売、交流拠点の整備）
- 基幹農道の整備（道路整備による生産性の向上）
- 共同取組活動

↕

集落外との連携

○棚田保存委員会（任意団体）、そばづくり実行委員会（任意団体）との共同による体験事業の実施（0.6ha）

[平成14年度までの主な効果]

○機械、施設の共同化による営農の効率化
　・田植機３台、用水整備一式
○体験農業による都市住民との交流の推進
　・限界的農地の有効活用によるソバづくり体験（0.5ha）
　・田植え、稲刈り体験（0.1ha）
○景観作物等による棚田保全と直売施設設置による地域の活性化
　・彼岸花を棚田0.5haに作付し棚田景観を保全
　・見晴らしのいい場所に直売所を設置し、地元農産物を販売

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○花いっぱい運動とイベントの開催で地域の活性化

１．協定締結の経緯

当集落は、昭和56年度にほ場整備を実施したが、近年、法面や水路等の老朽化が進んでおり、特に必要なところについては共同作業により修復を行ってきた。

地域内の農業従事者は他の中山間地域と同様に高齢化が進んでおり、後継者不足で耕作者の確保も難しい中、耕作地の維持管理を第一の目標として、協定締結に至っている。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、農地の法面崩壊を未然に防止するための定期的な点検、協定農用地への柵・ネット等の設置等による鳥獣被害防止対策、農道、水路の維持管理を行っている。

今回の集落協定締結を機に、共同活動の一環として、急傾斜の法面に、あじさいやつつじ、桜等の景観作物を植え、集落を花でいっぱいにしようと「花いっぱい運動」に取り組むようになった。

また、次世代を担う子供たちに土に親しんでもらうことを目的に、田に水張りし、鯉やうなぎなどの「つかみどり大会」を開催し、都市と農村との交流に取り組んでいる。

さらに、平成14年度は、新たにれんげそうを作付した水田に、近くの幼稚園児を招き、紙飛行機を飛ばしたり、れんげそう摘み等で自然に親しむイベントを行った。

３．取り組みによる効果

○農地の法面崩壊を未然に防止するための定期的な点検・・・年５回
○鳥獣被害防止対策（柵、ネットの設置）・・・1,150m
○景観作物（あじさい、つつじ、桜等）
○緑肥作物（れんげ）の作付け
　合わせて800㎡（300本）
○鯉・鰻つかみどり大会・・・総参加人数80人
○協定集落内の話し合いや共同作業によって、失われつつあった地域の「活力」、「和」が戻り、また、荒廃しつつあった農地、景観も以前よりずっと良くなった。

集落協定の概要

市町村･協定名	佐賀県鳥栖市（とすし）　神辺地区上の車（こうのえちくうえのくるま）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
5ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			48%
113万円	共同取組活動分	道路水路管理費		24%
	（52%）	多面的機能増進活動		19%
		役員報酬、その他		9%
協定参加者	農業者　14人			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田5.4ha）
個別対応

水路・作業道の管理 ・水路0.8㎞、年2回、清掃、草刈り ・道路0.4㎞、年4回、草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検（年５回）
共同取組活動

鳥獣害適正防止（防護柵1,150mの設置）
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物等作付け（転作作物等としてあじさい、れんげ等を約800㎡作付け、れんげの開花時期には幼稚園児を招き自然に親しむイベントを開催）
共同取組活動

その他の活動

鯉やうなぎのつかみ取り大会を開催（小学生を中心に毎年７月に田に水を張り鯉やうなぎのつかみ取り大会を開催）
共同取組活動

［平成14年度までの主な効果］

○鳥獣害による被害の減少（防止柵1,150mの設置）
○水路・農業道の継続的な維持管理・・・年２～４回
○農地の法面崩壊を未然に防止するための定期的な点検・・・年５回
○「花いっぱい運動」の展開
　・景観作物（あじさい、つつじ、桜等）、緑肥作物（れんげ）の作付け・・合わせて800㎡（300本）
○水田を利用した鯉・鰻つかみどり大会の実施・・・総参加数80名

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○施設野菜や新規作物等の高収益農業に向けた取組

１．協定締結の経緯

当地区は、西木村南部に位置する山間の高台にあり、区画が10ａ未満の未整備田のほか急傾斜で、高い生産コストを要しながらも農業生産活動を継続してきた。

また、村で従来から高収益農業の展開を図るため、重点作物として取り組んでいる施設野菜（ホウレンソウ）が、近年栽培されるようになっている。

このような中で、直接支払制度の発足により、農地の保全を第一義に目的として、集落全体の農業者の合意形成により、協定を締結した。

２．取り組みの内容

水路の清掃や農道等の草刈りを実施するほか、耕作放棄による農地の荒廃を防止するため、協定代表者のリーダーシップにより集落内での話し合いを行い、ホウレンソウの栽培拡大や新規作物としてソバの作付け等の農業生産の拡大に取り組んでいる。

また、山林に隣接する農地も多いことから多面的機能増進活動として、周辺林地の下草刈りを行うとともに、西木フラワーロードの一貫として集落に沿って走る国道添いに非農家を含めた活動によりマリーゴールドを植栽している。

集落営農計画を作成しソバを作付け

集落協定の概要

市町村･協定名	秋田県仙北郡西木村　十二峠（せんぼくぐんにしきむら　じゅうにとうげ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
3ha	水稲、ﾎｳﾚﾝｿｳ、ソバ	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
66万円	共同取組活動分	農業生産活動		21%
	（50%）	多面的機能増進活動（下草刈り、景観形成作物等）		29%
協定参加者	農業者　4人			

３．取り組みによる効果

・集落全体として農地保全に対する意識の高揚。
・耕作放棄地の発生防止。
・農地保全を前提にした集落営農計画の策定（施設野菜（ホウレンソウ）の生産拡大や新規作物（ソバ）の作付け等）により高収益農業へ動きだした。

活動内容の概要

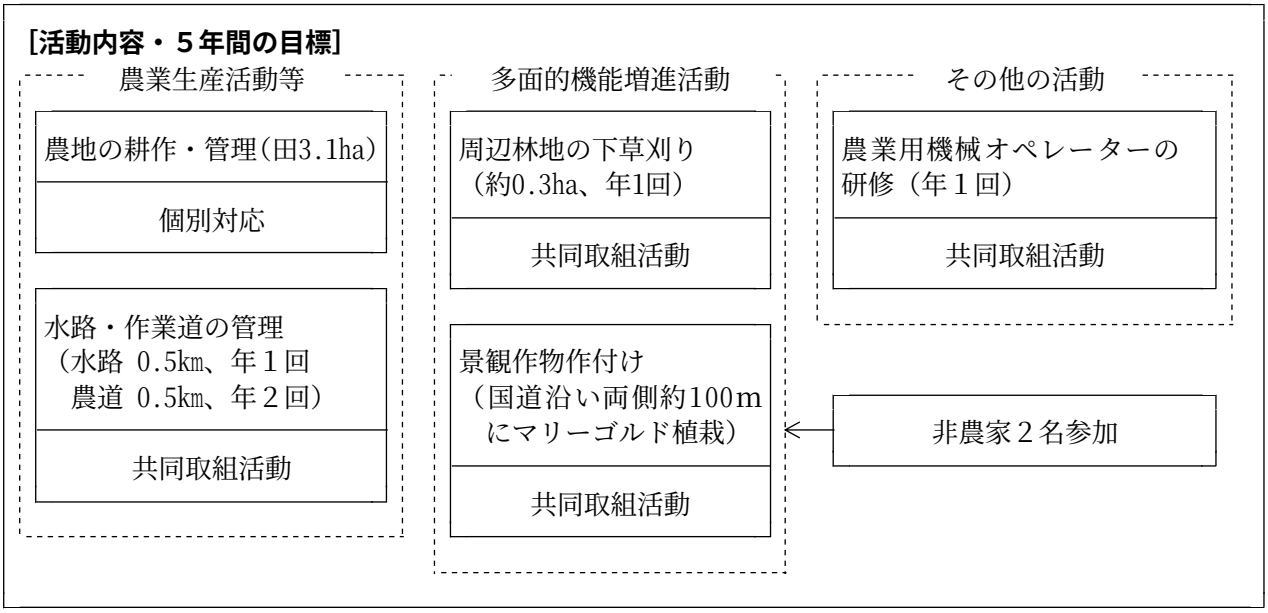

[平成14年度までの主な効果]
○ホウレンソウの栽培　　0.3ａ
○新規作物ソバの作付け　１ha

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○転作でソバの栽培とソバ粉の販売

１．協定締結の経緯

当団地は沢あいの農地で、ほとんどが兼業農家であるため、団地内の道・水路の管理がおぼつかない状況で支障を来たしていた。

そのような中で、直接支払制度が発足し、道・水路の管理の必用性と、高付加価値型農業への取組が集落の担い手活動の目的と合致したことから、本制度に取り組むこととした。

２．取り組みの内容

以前は、転作作物として牧草（0.7ha）が主であったが、景観的にも美しく集落全体の目標である高付加価値型農業を営むため、「ソバ」を約0.4ha作付し、収穫後は製粉したものを町内で販売している。

また、これによりソバ作付けの耕起、播種等の作業受委託（0.2ha）が開始された。

３．取り組みによる効果

ソバの販売により、地域間に交流が生まれた。また、これをきっかけにソバ打ちを習得し、地域内での試食会等を行い、楽しみながら経営を行うことにより、ソバを通じた組合員の話合いや交流もあり、地域内で和気あいあいと活動を行っている。

平成14年度は作付初年度ということもあり、管理が的確に実施出来なかったため、目標収量を下回るなど何点か問題は残しているが、解決に向けた話合いを行っている。また、今後地域への増反を図り、安定収入を得たいとの意欲も出てきている。

ソバの作付け

集落協定の概要

市町村･協定名	福島県田村郡常葉町（たむらぐんときわまち）　早坂（はやさか）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
2ha	水稲、ソバ	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
47万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		6%
		多面的機能増進活動		41%
		生産性向上・担い手定着		3%
協定参加者	農業者　10人			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田2.2ha)	個別対応
農地法面の点検 （団地内　2.2ha）	法面点検担当者
水路・道路の管理 （水路1.0㎞、道路 1.5㎞ 年３回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （約0.5ha、年1回）	共同取組活動
堆きゅう肥の施肥 （水田　約0.3ha）	個別対応

その他の活動

農作業の受委託(ソバ　0.2ha)	共同取組活動
オペレーターの育成(3名育成)	共同取組活動
高付加価値型農業を営む （水田転作0.8ha うち0.4haソバ作付）	共同取組活動
問題解決に向けた話合い	共同取組活動

［平成14年度までの主な効果］

○地域間の交流
○ソバ管理作業の受委託
○ソバ打ちの技術習得
○問題解決に向けた話合い
○楽しみながら経営
○ソバ栽培面積増反により安定収入を得る
○地域内で和気あいあいと活動

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○みんなの手で守り残したい　この風景と農業

１．協定締結の経緯

当地区は、担い手の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が点在しているため、草刈り・害虫防除・水路管理が問題になっていた。

このため、地域で何らかの取組を行う必要があるとの声があり、本制度に取り組むことになった。

協定締結に当たっては、農業委員等が中心になり数回の打ち合わせと個別説明を持ち、地域ぐるみで取り組もうと合意に至った。

また、中山間地の特色を活かし、安心でおいしい米の里づくりを目指すこととした。

２．取り組みの内容

協定者の平均年齢は64歳で、79歳の高齢者もいるが、協定参加者全員で道路（約600m）・水路（約700m）の草刈りを年３回一斉共同作業により管理している。

特に、水路については、おいしい米作りの源となるため、補修や水源確保を行うとともに、消費者がおいしく安心して食べられるよう、化学肥料を控えめにした有機栽培等のほ場研修や調査研究を行っている。

また、機械化が進む中、「ほだがけ」を農村の風物詩として守り、消えゆく農村の景観づくりにも積極的に取り組んでいる。

美しい農村風景を守るため、草刈りを行う協定参加者

集落協定の概要

市町村･協定名	茨城県東茨城郡御前山村　三丸田（ひがしいばらきぐんごぜんやまむら　みつまるた）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
2ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
18万円	共同取組活動分（50%）	農用地に関する事項		17%
		水路・農道の管理		10%
		会議費等		23%
協定参加者	農業者　10人			

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、台風や大雨の際、水路の流れも良くなり、被害を最小限に防ぐことができた。

地区の７割が「ほだがけ」を実施し、農村の美しい景観形成に協力が得られた。

高齢化により耕作放棄されそうな農用地について、農用地の貸借を推進し、これまでに0.75haの水田を耕作放棄から未然に防ぐことができた。

後継者不足により協定に含めない耕作放棄地0.33haが荒廃化し、害虫などの発生源になっていたが、協定参加者が一斉草刈りや水路の補修等を行った結果、害虫防除にも効果が上がっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(田2.3ha)
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  （水路 約0.7km
  農道 約0.6km
  年３回　清掃、草刈り）
  - 共同取組活動
- 水路の補修、水源確保(随時)
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 有機栽培の取組
  （化学肥料を控える
  約0.9ha）
  - 共同取組活動
- 協定に含めない耕作放棄地の一斉草刈り
  （放棄地：約0.3ha）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 美しい農村風景の保存
  （地区の７割が「ほだがけ」を行う）
  - 個別対応
- 農用地の賃貸借の推進
  （田：約0.7ha）
  - 共同取組活動

集落外との連携

○集落内の農家に農用地の賃貸借等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業の賃貸借等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○農用地の賃貸借を推進することで、これまでに0.75haの水田を耕作放棄させずにすんだ。

○協定に含めない耕作放棄地0.33haを一斉草刈りや水路の補修等を行った結果、害虫防除にも効果が上がっている。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○地域の特性に適した高収益･高付加価値型作物栽培の展開

１．協定締結の経緯

当地区は、山の中腹にあって、ゆずの栽培を中心とした農業を営んでいる。今回、地域の活性化を目指し、本制度に取り組むこととなった。

協定締結に当たっては、町の職員等が積極的に制度のＰＲを行ったこともあり、比較的容易に合意形成を図ることができた。

また、柑橘類の栽培に適した地域条件を活用して「デコポン」の栽培等を新たに始め、高付加価値型農業を目指すこととした。

２．取り組みの内容

当地区は四方を山で囲まれたその中腹にあり、畑はとても小さいが、水はけがよいという利点があり、柑橘類の栽培に適している。そのため、昔からゆずの栽培が盛んであった。

ところが、ゆずの価格が低迷し、農家の採算が合わなくなってきたので、かわりに、付加価値の高いデコポン栽培に取り組むという協定の方針が固まった。デコポンは４年間で600本を導入し、将来的には「デコポンの小さな産地」にすることを考えている。

また、地区内にある耕作放棄地を復旧（0.22ha）し、ワラビ栽培を始めた。現在は畑一杯にワラビが広がり、これを「日本農園」と名付け、平成15年度からワラビを販売することも検討している。

さらに、協定参加農家にマイタケの原木を配布しており、将来的にはこれも地域の特産にしたいと考えている。

「日本農園」：今後、密集したワラビを観光客に「ワラビ狩り」をしてもらう予定

「デコポン」：たわわに実ったデコポン
夢は「デコポンの小さな産地」

集落協定の概要

市町村･協定名	埼玉県入間郡越生町（いるまぐんおごせまち）　龍ヶ谷（たつがや）			
協定面積	田(7%)	畑(93%)	草地	採草放牧地
8ha	水稲	ゆず、自家用野菜	－	－
交付金額	個人配分分			43%
100万円	共同取組活動分（57%）	役員報酬・会議費等		13%
		法面・水路・農道管理		16%
		生産性向上・担い手定着（新技術、新品種の導入）		28%
協定参加者	農業者　36人			

３．取り組みによる効果

当地区では、「若い人には収穫の喜び」を、そして「年配者には新しい作物に挑戦する機会を」を合い言葉に、共同取組活動を行っている。活動しているその瞬間は、皆が同じ目標を持ち、同じ方向を向いて心が一つになることから、集落のまとまりも世代を越えて芽生えつつある。当地区では、皆が心を一つに通わせ、共同取組活動の中で楽しさを見出し、そして将来の地区の素晴らしい姿を夢見ながら、地域活動が動き始めた。

また、0.22haの耕作放棄地を復旧し、ワラビ栽培を始めた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田0.5ha、畑7.7ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路2㎞、道路5.2㎞、年1回　清掃、草刈り）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約２ha、年１回）
  - 共同取組活動
- 耕作放棄地の解消
  - ・体験農園等の開設　わらび摘取り園 0.2ha
  - ・きのこ栽培　協定参加者の共同栽培
  - 共同取組活動

↕

グリーン・ツーリズムのソフト事業「きのこのオーナー制」との連携

その他の活動

- 植え付け農作物（果樹等）の共同購入（デコポン苗木５年間で600本　舞茸菌床　各世帯へ配布）
  - 共同取組活動
- 農作業の受委託（集落内の耕作放棄農地の草刈り等、他の集落協定参加者が委託を受け実施）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○集落内の農家が農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　0.2ha
　・「わらび」摘取り園（0.2ha、延べ50人参加）
○新規作物の作付けによる地域の活性化
　・デコポン360本（5年間で600本）を作付け
○第三セクターとの連携による都市農村交流の推進
　・きのこオーナー制を実施（年3回イベント開催、80人参加）
　・収穫祭（延べ2,000人参加）

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○農業経営の将来を見据えた新規作物の模索

１．協定締結の経緯

当地区は、基幹作物である茶を中心に農業を営んでいた地域である。また、区域内には、茶の生産組合及び該当地権者が全員地元自治会内に在住していたこと、地域が行政からの参加依頼に対して協力的なこと等により本制度に取り組むことができた。

協定締結に当たっては、町と地元農業委員等を中心に地元説明会を数回行った。

なお、問題が生じればその都度打ち合わせを行うなどの連携を保ちつつ、地域の合意形成を図っている。

また、協定締結を進めていた中で、農作物の鳥獣被害や、農業従事者の高齢化率も高い中で、如何にして今後の農業経営が行えるかが一番の問題として挙げられた。よって、作物に対する鳥獣被害が著しい地域にどのような作物が適し、採算性及び農作業時間などの問題を検討し、時代に即した農業を行うことによる様々な事業効果を見込み、本制度導入に踏み切った。

２．取り組みの内容

鳥獣被害が著しく、農業者の営農意欲が衰退しかけている地域の農地をどのように守り、保全していくかの観点から、共同作業の一部として多種多様な農作物を植えることを協定上に位置付けて活動を行っている。

なお、平成14年度実績では、景観植物として以下の作物を道路脇に植え付けることで、地域に見合う作物の選定に向けた取組を行っている。

◎植え付け作物	みかん	５本	プルーン	１０本
	ゆず	７本	イチジク	５本

また、その他の取組として、地域内にある農道３路線を中心に、維持管理のために定期的な共同清掃作業や草刈り等を行い、住み良い農村づくりのための活動に精力的に取り組んでいる。

集落協定の概要

市町村･協定名	神奈川県足柄上郡松田町　大寺（あしがらかみぐんまつだまち　おおてら）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
4ha	－	茶、野菜、栗	－	－
交付金額	個人配分分			0%
34万円	共同取組活動分（100%）	役員報酬		18%
		水路・農道管理		72%
		生産性向上・担い手定着（新技術、新品種の導入）		10%
協定参加者	農業者　17人			

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、地域環境を守るために、地域の者が共同で行うという意識を再確認し、地域の者が連携しあい農地を保全していこうという役割意識が芽生えている。

さらに、協定締結時（平成13年度）には当地区の一部の参加であったが、現在では隣接地区が追加で参加するなど着実に地域への普及が図られ、農業者の意識が芽生えている。

農道沿いに、地域に見合う作物の選定を試験的に実施（作物：ゆず）

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（畑4.2ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理（大寺農道241m、大寺北農道287m、大寺中央農道241m 年２回　草刈）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（農道沿いに植栽）／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年２回、水路・農道草刈時に確認）／共同取組活動

その他の活動

- 地域に適した農作物の選出／共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○集落協定面積が年々拡大傾向にあり、地域住民並びに関係地権者の農地に対する意識及び危機管理への意識が芽生えている。平成13年度集落協定面積234ａに対し、平成14年度は423ａに拡大された。

○鳥獣被害が著しい地域に適した農作物を試験的に植樹するなど、営農意欲が見られるようになった。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○遊休農地解消を目標に町特産の大豆栽培に取組む

１．協定締結の経緯

当地域は、従来から過疎化・高齢化による農地の遊休化が課題となっており、地区内の有志によって「宮木ふれあい農園」が組織され農地の保全に努めてきた。

平成12年度の直接支払制度の導入を契機として「宮木ふれあい農園」組織と連携しながら活動する「宮木農業振興組合」が設立され、同組合を基に集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

交付金の全額を共同取組活動に充て、大豆栽培にかかる労働力軽減に必要な播種機や脱粒機を購入し、共同利用を図るとともに、道路・水路及び揚水ポンプの維持管理、後継者や地域リーダーの育成等に活用するなど、集落全体で地域農業の発展に取り組んでいる。

また、中富町特産である「あけぼの大豆」の収量・品質向上のため、普及センター等の指導機関から技術講習を受けて、栽培に取り組んでいる。

交付金で購入した中耕培土機

「あけぼの大豆」の管理風景

集落協定の概要

市町村･協定名	山梨県南巨摩郡中富町　宮木（みなみこまぐんなかとみちょう　みやき）			
協定面積	田(99.5%)	畑(0.5%)	草地	採草放牧地
10ha	水稲、大豆	野菜等	―	―
交付金額	個人配分分			0%
79万円	共同取組活動分	研修会等		4%
	（100%）	農道・水路管理		27%
		共同利用機械購入等		37%
		ポンプ等維持管理費		32%
協定参加者	農業者　51人			

３．取り組みによる効果

大豆栽培にかかる労働力軽減のため、播種機・中耕培土機・脱粒機が購入できたことで栽培面積が300ａから430ａに拡大できた。

また、地域農業を守ろうという気運が一層高まったことで、地域としてのまとまりが強くなった。

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田9.8ha等）／個別対応
- 水路・作業道の管理（道路約3km、水路約4km、揚水ポンプ１機、年７回）／共同取組活動
- 農地法面点検（年３回巡回点検）／共同取組活動
- 鳥獣害防止対策（簡単な柵の設置、約1km）／個別対応

多面的機能増進活動

- 魚類・昆虫類の保護（地域内河川の清掃、年２回）／共同取組活動

その他の活動

- 農作業受委託の推進（地域内組織が受託）／共同取組活動
- 農業機械の共同購入･共同利用（大豆栽培用機械3種3台）／共同取組活動

［平成14年度までの主な効果］

○大豆栽培用農業機械の共同利用により栽培面積が拡大した。300ａ→430ａ
○財源を得たことにより、地域農業を前向きに考えるようになった。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○農地の利用集積による生産性・収益の向上

１．協定締結の経緯

当集落は、諏訪市の西山地域に位置し、古くから漬け大根の産地として知られるなど、転作田での大根栽培が行われてきた。

こうした中で、法指定地域ではないが、上伊那郡辰野町（かみいなぐんたつのまち）の法指定地域である旧朝日村上野集落の上流に位置するなど実質的に山間地域であることから、高齢化の進む地域の活性化を目的に、特認地域として取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

共同取組活動として、水路・農道の維持管理を集落全体で取り組むとともに、地域特産の大根の生産性向上を図る観点から、担い手農家への農地の集積を図り、農作業の効率化や品質の安定化に努め、上野大根のブランド化に向けて取り組んでいる。

また、収益の向上を図るため、加工組合を設立し、大根を原料とした漬け物「上野たくあん漬」の生産・販売を行っている。

- 信州大学や農業改良普及センター等の協力を得て、交雑化の進んだ特産大根の系列選抜を行い、Ｆ1品種の育成に成功し、「諏訪湖姫」として種苗登録を行った。
- 隔離ハウスでの原種播種などの共同作業や栽培方法の平準化等により、特産大根の品質の安定化を図った。
- 「上野大根祭り」を開催したり、市の農業祭等の各種行事に参加するなどして、上野大根のブランド化や品質について広く宣伝を行った。

さらに、多面的機能を増進する活動として、田にコスモスやひまわり等の景観形成作物の栽培を奨励し、農村景観の美化に努めている。

３．取り組みによる効果

共同作業や大根祭等を通じて集落内の協調性が高まった。

また、景観形成作物の栽培（１ha）の奨励により農村景観の美化が図られた。

集落協定の概要

市町村･協定名	長野県諏訪市（すわし）　大字豊田（とよた）　上野（うえの）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
8ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			20%
163万円	共同取組活動分（80%）	鳥獣害防止、水路・農道等管理		26%
		景観作物作付、農作業受委託等		9%
		役員報酬		6%
		共同機械購入積立金		39%
協定参加者	農業者　21人			

市民農業体験：大根の収穫

上野大根祭での即売

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田7.7ha）
  - 個別対応
- 高付加価値作物の栽培（地域特産大根のブランド化、共同作業による播種育苗、栽培方法の平準化）
  - 共同取組活動
- 水路・作業道の管理（水路1.9㎞、道路1.5㎞ 年３回）
  - 共同取組活動
- 鳥獣害防除（ネット等機材の補助）
  - 個別対応

多面的機能増進活動

- 景観作物の作付け（県道沿い1㎞コスモスを植栽）
  - 共同取組活動
- 周辺林地の下草刈（約6.5ha、年１回）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 担い手の育成（離農者の家屋を整備し、新規就農者に住宅を３戸提供）
  - 共同取組活動
- 農業機械の共同購入・利用のための積み立て
  - 共同取組活動
- 伝統行事の育成（上野大根祭への参画補助）
  - 共同取組活動

［平成14年度までの主な効果］

○共同作業、大根祭等を通じ、集落内の協調が高まった。
○景観作物の奨励により、地域の美化が図れた。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○農産物加工で女性・高齢者も参画できる場づくり

１．協定締結の経緯

当集落は、離村により戸数が７戸まで減少している小集落であるが、担い手のＵターンをきっかけに生産組合を設立し、共同利用機械・施設を整備するとともに、女性・高齢者でもやれることを模索し、地場産農産物を使った加工品の生産・販売に取り組んでいる。

直接支払制度の発足にあたって、これらの取組みに交付金を活用しようと集落全戸参加により協定を締結した。

２．取り組みの内容

集落戸数減少と高齢化等に対応するため、軽作業で楽しくやれる取組みを検討した結果、平成10年から地場産大豆を使った加工品（味噌など）の試作に取り組んできた。

また、平成11年に集落の高齢者が主体となって、Ｕターンの担い手を中心とする生産組合を設立し、県単補助事業を活用して水稲共同利用機械・施設を整備した。

平成12年に、直接支払制度の発足により集落全戸で集落協定を締結した。

交付金は100％共同取組活動分に充当することとしており、共同利用機械導入補助の地元負担分へ充当するとともに、これまで検討を進めてきた農産物加工を本格化するための加工所の建設費へ充当するなど、年次計画に沿って計画的な活用を図っている。

農産物加工は、加工所の設置を契機に生産組合内に加工部会を組織し、納豆と漬物（キムチ、たくあん）の生産に取り組んでいる。

吉川町では、環境に配慮した農産物生産を目指した「エコタウン吉川」構想を掲げており、当集落の加工品も環境保全型農法で生産された地場産農産物を素材とするものにこだわっている。集落内で生産された加工原料は生産組合で買い取り、加工所の出役にも賃金を支払っている。販路は町の協力を得て、町内の施設等での販売のほか、現在は首都圏の生協へも販売ルートが拡大している。

今後は、加工品目の拡大、加工設備の規模拡大、雪を利用した加工原料の長期貯蔵にも取り組んでいく予定である。

集落協定の概要

市町村･協定名	新潟県中頸城郡吉川町　大賀（なかくびきぐんよしかわまち　おおが）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
11ha	水稲、大豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
225万円	共同取組活動分	生産性向上・担い手定着（農業機械購入等）		55%
	（100%）	農業生産の拡大		45%
協定参加者	農業者　6人、非農業者　1人、大賀生産組合（構成員6人）、水利組合　1			

３．取り組みによる効果

農業生産活動に加えて、だれでも参画できる農産物加工に取り組んだことにより、若手だけでなく女性・高齢者の活動の場ができた。このことにより、集落戸数の減少とともに離れかけていた集落住民の気持ちに共同の意識が生まれ、もう少しがんばってみようという気運が高まった。

特に、高齢者は、集落共同活動に声をかけてもらえることで生き甲斐ができ、共同活動を通じて集落みんなの顔を見られる機会ができたことを喜んでいる。

また、他の地域から視察者が訪れることもあり、その方々との交流や情報交換の機会が持てて、喜んでいる。

活動内容の概要

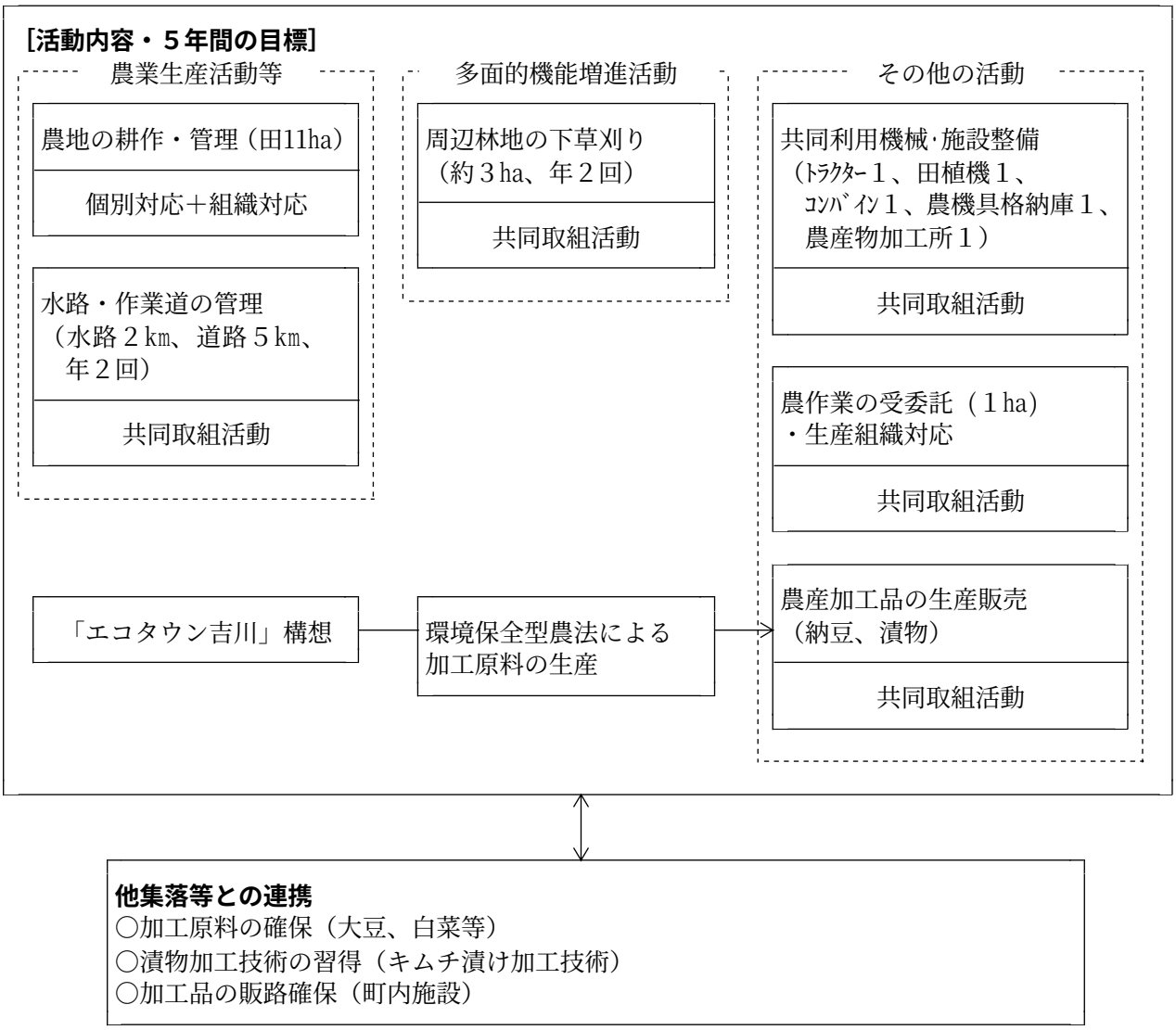

[平成14年度までの主な効果]

○生産組織の設立
○共同利用機械・施設の整備によるコスト低減
○農作業受委託の推進　１ha
○農産物加工の生産・販売の取組による雇用・所得機会の創出（従事者７名）

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○日本五大銘茶の安定生産、品質向上に向けた取組

１．協定締結の経緯

1250年の昔、伝教大師（僧　最澄）が中国からお茶の実を持ち帰り、岩谷山に植えられたことが始めとされ、日本五大銘茶の一つである朝宮（あさみや）茶の主生産地で、寒暖の激しい気候と15度程度の傾斜地を活かし、味・香気とも最高品質の茶を生産しており、地域ぐるみで安定生産、生産向上、品質向上を図っている。

当初、一部の農家が５年間の耕作に不安があるということで協定締結は難しいとのことであったが、数回にわたる話し合いや地元の努力により、集落協定に至った。

２．取り組みの内容

農業生産の向上を図るため、話し合い等を行うとともに、耕作放棄されそうな農用地については、地域の担い手農家に農作業委託を行うことができる体制を整備し、農用地の維持管理を行っている。

また、共同活動として、協定参加者全員による農道の改修や周辺道路の草刈り作業、周辺隣地の下草刈り作業を行っている。また、防霜ファンの共同維持管理を行っており、交付金は防霜ファンの維持管理代（電気代、修理代）に使用している。

３．取り組みによる効果

防霜ファンの管理について、修繕等がスムーズに行えるようになり、生産性が向上するとともに、共同による草刈り作業について、周辺農道だけでなく、生産団地に至るまでの県道の草刈りも行うようになり、景観も良くなった。

また、話会いの機会が増えたことにより、農業生産向上について話し合いを行えるようになるとともに、耕作放棄の防止を行うため、農作業委託を行うことができる体制を整備することができた。

集落協定の概要

市町村･協定名	滋賀県甲賀郡信楽町（こうかぐんしがらきちょう）　奥山（おくやま）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
26ha	－	茶	－	－
交付金額	個人配分分			0%
209万円	共同取組活動分	役員報酬		2%
	（100%）	防霜ファン維持管理		98%
協定参加者	農業者　25人			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（畑26ha）	個別対応
水路・作業道の管理 （水路 5㎞、年1回 道路10㎞、年2回 清掃、補修、草刈り）	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年2回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （年1回）	共同取組活動

その他の活動

防霜ファンの維持管理 （防霜ファンの運用・修繕等の共同維持管理）	共同取組活動
認定農業者の育成 （７名：当初４名で３名増加）	共同取組活動
高負荷価値農業の推進 （認定農業者を中心に研修会や勉強会を開催年1回以上）	共同取組活動
農作業の受委託 （耕作放棄されそうな茶園を、地域の担い手農家に農作業委託　約2.4ha）	共同取組活動

滋賀の園芸新世紀ステップアップ産地育成事業による、茶園の改良

集落外との連携

○耕作放棄地の防止のため、地域の担い手農家に農作業委託できる体制を整備し、交付金全額を共同取組活動に使用している。

[平成14年度までの主な効果]

○地域の担い手農家に農作業委託できる体制を整備することにより、耕作放棄を防止することができた。

○高付加価値型農業や生産性の向上について、話あったり、勉強会を開くことができ、農家の意欲が向上している。

○防霜ファンを共同で維持管理することにより、地域がまとまった。また、防霜ファンの修繕等もスムーズに行えるようになった。

○農道等の草刈りについて、農道だけではなく、生産団地に至るまでの県道の草刈りも行うようになり、景観も良くなった。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○「そば」を活用した高付加価値型農業の展開

１．協定締結の経緯

以前から栽培していた地元特産のそばを集落協定参加者でもある「そば生産組合」が中心になって作付けし、収穫されたそばについては、地元産米・小豆・その他農産物及び加工品とともに、平成11年に完成した「そば処　春来　てっぺん」において提供・販売するなど地域農業を支えてきた。

また、当施設を中心にそば打ち体験や田植え、稲刈り、草刈りなどの農作業体験により都市住民との交流活動を行ってきた。

こうした気運の中、直接支払交付金を受けることで、さらに地域全体として農用地を維持し、振興を図る必要があると考え、集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

春来そば生産組合を中心にそばの計画生産（約４ha）を行うとともに、そばの刈り取りを中心とした作業受託組織を設置した。また、交付金を活用して専用刈り取り機、脱穀機を導入した。

また、担い手の所得確保のために、春来そば生産組合で「そば処　春来　てっぺん」を運営している。

さらに、棚田保全ボランティアである「棚田交流人」などを受入れ、都市住民と農地の維持保全活動を共同で行い、人的交流を促進している。また、農道管理を非農家を含めた地区全体で行うなど地域内交流にも力を注いでいる。

集落協定の概要

市町村･協定名	兵庫県美方郡温泉町（みかたぐんおんせんちょう）　春来（はるき）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
24ha	水稲、そば	―	―	―
交付金額	個人配分分			51%
512万円	共同取組活動分（49%）	水路農道管理		10%
		多面的機能増進活動		10%
		生産性向上、担い手定着		16%
		担当者報償費等		13%
協定参加者	農業者　44人、非農業者　6人、水利組合　1			

３．取り組みによる効果

自治会、老人会、婦人会、農会、そば生産組合などの組織・団体の連携がより密接になり、全員参加によるむらづくりを推進している。

このことで、農業を中心とした将来の集落のあり方について住民全員が真剣に考えるようになり、「今何をすべきか」という自覚・認識を高めている。

活動内容の概要

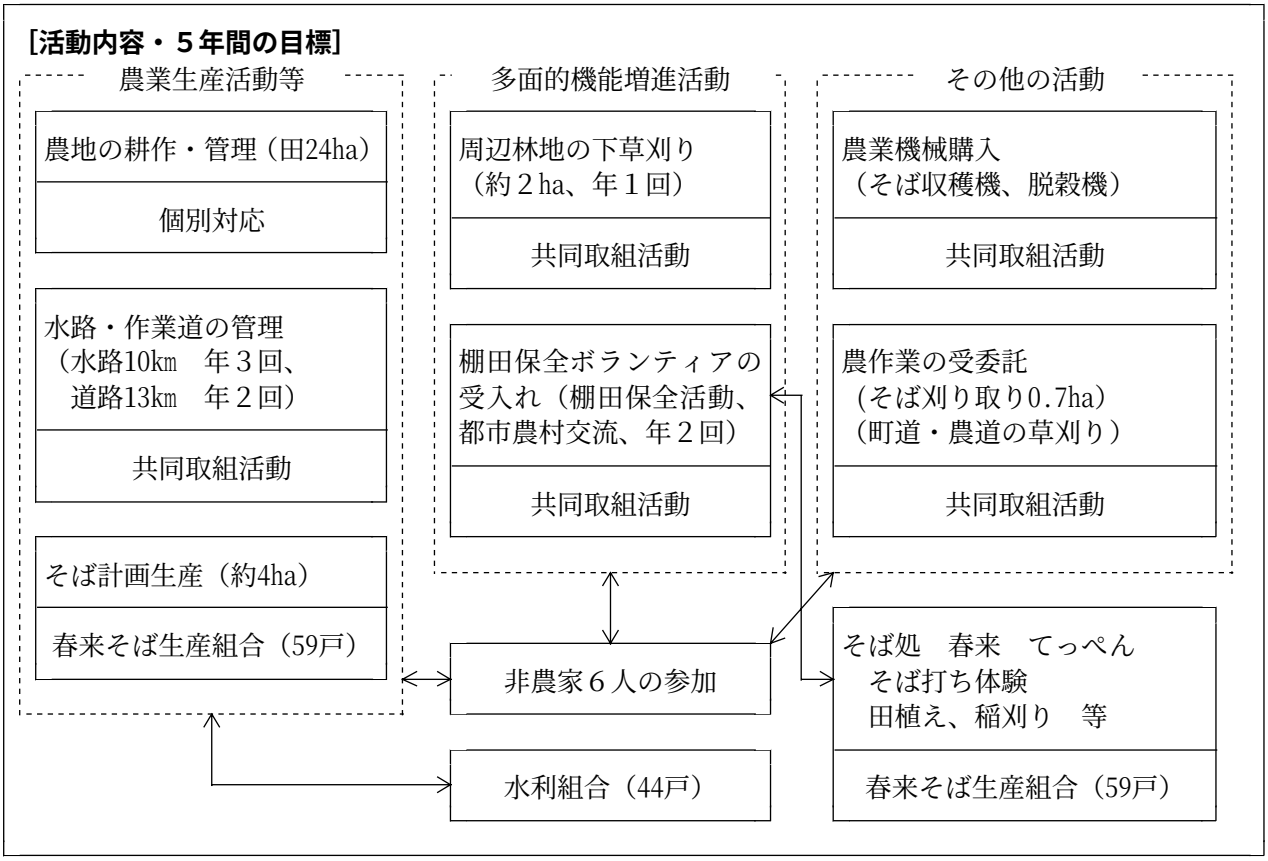

[平成14年度までの主な効果]

○棚田保全ボランティアを受入れることで、棚田保全活動、都市農村交流を推進
（年２回程度、延べ20人）

○そばを栽培（約4ha）し、加工施設である「そば処　春来　てっぺん」でそば打ち体験、そばの提供を行うなどそばを中心とした集落の活性化を推進
（雇用人数：正規職員　１人、パート職員　平日２～３人、日曜・祭日３～５人）

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○地元産小麦を使用したうどん、パンづくり

１．協定締結の経緯

当地区は、１区画30a程度のほ場整備実施地区で、大柳生営農組合が密接に地域の農業に携わっている。集落協定には営農組合が中心となり、本制度の導入を推進し、協定締結に至った。

なお、地域の農地は集落全員で守るべきとの観点に立って協定を締結するとともに、交付金は地元農家に還元できるよう農業機械の共同購入に充てることとしている。

２．取り組みの内容

当地区では、平成８年度に県営ほ場整備事業に取り組み、平成11年９月には大柳生営農組合を結成して集落営農による土地利用集積を進めてきた。営農組合の構成員は66名で、その内４名の担い手農家がオペレーターとなっている。協定内農地は営農組合が一括管理し、小麦による集団転作を行っている。

営農組合では、地産地消の取組として、小麦を使ったうどん、パンの商品化を計画しており、安全で安心して食べられる食材を消費者に提供することで大柳生ブランドの高価値化に努めるとともに、平成12年からは、そば祭りを開催し都市住民との交流を図っている。

平成12年の大柳生営農組合による田植機等共同機械の購入を契機に、基幹作業の受委託を開始した。基幹３作業に加えて乾燥調製作業の委託要望も年々増加しているため、平成14年度に地域農業構造改革モデル事業でミニライスセンターを導入し、地区の農家の負担減少による経営の安定と効率的な土地利用を推進している。

集落協定の概要

市町村･協定名	奈良県奈良市（ならし）　大柳生町（おおやぎゅうちょう）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
9ha	水稲、小麦、そば	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
190万円	共同取組活動分	事務用消耗品		3%
	（100%）	農業機械の共同購入		97%
協定参加者	農業者　34人、大柳生営農組合（構成員66人）			

３．取り組みによる効果

大柳生営農組合で、肥料、苗、農薬等資材の一括購入を通して原価を抑え、地区の農家の負担減少による経営の安定と効率的な土地利用の推進が図られた。またミニライスセンターの導入により、地元産の米、小麦を大量に加工販売し、消費者に安全で安心して食べられる食材の提供が可能になった。

将来、直売所を建設し、うどん、パン、水稲、野菜等の販売を通して「大柳生ブランド」を確立し、儲かる農業を目指していく。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田9ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（年1回） 共同取組活動	農作業の受委託（面積５ha） 営農組合活動
水路・作業道の管理（４月簡易補修 ３月、９月草刈り） 共同取組活動	畦畔に花、センチピードグラスの植付け 営農組合活動	オペレーターの育成(目標5人) 共同取組活動
法面の定期点検（随時） 共同取組活動	景観形成作付け ・コスモス・レンゲの植付け ・11月そば祭りの開催 共同取組活動 営農組合活動	小麦・そばの作付け 営農組合活動
水路清掃（４月水路清掃 ５月、７月草刈り） 共同取組活動		

[平成14年度までの主な効果]

○景観作物の作付けによる地域の活性化
- ・コスモス、れんげの作付け
- ・畦畔にクロッカス、センチピードグラスの植え付け

○体験交流館の建設計画の策定
- ・都市と農村の交流(11月そば祭りの開催)
- ・地元産小麦を使ったうどん・パンづくり

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○機械施設の共同利用に向けた取組

１．協定締結の経緯

阪原町は、第２種兼業農家の割合は高いが、農業には積極的に取り組んでいる。当地区は、耕作放棄地も少なく広範囲に亘り面的な一団地性を有した地区であり、平成２年度に県営ほ場整備事業に取り組み、平成６年１月には集落営農組織である阪原営農組合を結成して担い手農家への農地利用集積を進めてきた。

本制度の導入に当たっては、当営農組合を中心に話し合いが行われ、「地域の農地は集落全員で守るべき」との観点に立って、協定内に農地を所有しない農業者を含めて協定を締結することとした。

２．取り組みの内容

営農組合による農地利用集積を進めた結果、これまで４人の担い手農家への全面委託・基幹作業委託による農地利用集積（約16ha）がなされた。また、営農組合が地区ブロックごとに斡旋・仲介を行っている。

この他、営農組合では、コスモスの集団栽培を継続実施している。この集団栽培地を利用して毎年秋に地域のイベント「コスモス祭り」を行い、都市住民との交流を図っている。また、直売向け品目の共同栽培も行い、サツマイモ・ナス・黒大豆の他、赤カブの漬け物を販売したところ大変好評であった。

３．取り組みによる効果

農地の利用集積は進んだものの、米価の低迷などから担い手農家の経営は厳しいものがある。地域農業の維持発展と、担い手農家を始め地域農家全員の負担軽減を図るため、共同利用機械・施設設置を始めとした検討を進めた結果、交付金を全額積み立てて、ミニライスセンターの建設資金に充てることを決定した。

また、地域内流通の拡大のための作付け品目の充実・多品目化に向け、なお一層の取り組み強化が図られた。

集落協定の概要

市町村･協定名	奈良県奈良市（ならし）　阪原（さかはら）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
33ha	水稲、大豆、ｺｽﾓｽ	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
690万円	共同取組活動分（ミニライスセンター建設資金の積立等）			100%
協定参加者	農業者　108人、阪原営農組合（構成員108人）、水利組合　7			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田33ha）	個別対応
水路・作業道の管理 （３月、９月簡易補修 ７月草刈り）	共同取組活動
法面の定期点検（随時）	共同取組活動
水路清掃 （５月、７月草刈り ４月水路清掃）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （年１回）	共同取組活動
直売所の運営 体験農園（いも掘り）	営農組合活動
景観形成作付け ・コスモス・レンゲの植付け ・10月コスモス祭り	共同取組活動 営農組合活動

その他の活動

担い手への集積（面積16ha）	営農組合活動
オペレーターの育成(目標5人)	共同取組活動
ライスセンターの完成（H16年） 200㎡　１棟	営農組合活動

［平成14年度までの主な効果］

○景観作物の作付けによる地域の活性化
　・コスモス、れんげの作付け
　・10月コスモス祭りの開催
○体験農園等による都市農林交流の推進
　・10月保育園児、幼稚園児によるいも掘り体験（230人）
○ミニライスセンターの建設計画の策定

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○「柿まつり」を開催し柿の美味しさをＰＲ

１．協定締結の経緯

当集落は、平田市の市街地から北に約５㎞の場所に位置する都市近郊型農業地帯である。比較的なだらかな丘陵地に囲まれているため、昭和20年代から、その地形を活かすべく柿の栽培が盛んになり、更には米の生産調整の始まりと共に、転作田での生産拡大を図ってきた。

当集落のメイン産物となった柿は、品種改良、各種補助事業を導入することにより、年々生産量が増大し、特に西条柿は県内でも有数の産地となった。しかし、西条柿については、認知度不足により単価向上が見込めず、緊急の課題となっている。

この解決策として、試食によるＰＲが最良策であるため、「柿まつり」を開催し、ＰＲを行い、併せて地域の活性化を図るべく本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

柿まつりについては、平成13年10月21日に集落内にある平田市就業改善センターにおいて行った。来場者数は約1,500人であった。まつりの内容は柿の直販、試食をはじめ、試作品である柿アイス、柿まんじゅう配布、各種イベント（柿クイズ、種飛ばし、早食い等）である。

柿まつり以外の取り組みとしては、組合内で各種部会（営農部会、農機部会、開発部会）を設立しており、所得向上に向けた様々な活動を行っている。

また、地元小学生を対象とした体験農園（果樹の収穫）を実施し、社会勉強の場を提供している。

３．取り組みによる効果

柿まつりの前売り券を市内に限らず広い範囲に販売したため、市外からの客も多く、都市部との交流に繋がった。また、西条柿のおいしさを広くＰＲすることもでき、今後の単価向上に寄与すると思われる。

集落協定の概要

市町村･協定名	島根県平田市（ひらたし）　晩鐘（ばんしょう）営農組合			
協定面積	田(1%)	畑(99%)	草地	採草放牧地
21ha	水稲	柿	－	－
交付金額	個人配分分			49%
77万円	共同取組活動分	多面的機能増進活動		41%
	（51%）	農業生産活動		10%
協定参加者	農業者　19人			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 （田0.3ha、畑20.4ha）	個別対応
水路・作業道の管理 （水路3km、道路5km、年3回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

体験農園の実施 （小学生を対象とした果樹収穫体験）	個別対応

その他の活動

高付加価値型農業 （樹園地への堆肥施肥）	個別対応
柿祭りの開催	共同取組活動

↕

集落協定地域外の畜産農家との連携
○樹園地施肥用の堆肥供給

[平成14年度までの主な効果]
○柿祭り開催により約1,500人との交流があった。
○体験農園実施により小学生に社会勉強の場を提供。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○集落営農による共同機械購入・共同防除の取組

１．協定締結の経緯

当地区では、以前から地区の全戸で共同防除機を購入し、防除を行ってきたが、高齢化により防除機での防除が出来なくなった農家数の増加と防除機が耐用年数に達したことを契機に、地区内の話し合いを行った。

そこで、「耕作放棄地を出さない」「集落内農地はみんなで守る」を合い言葉に、既存の防除組合を中心に、機械導入・作業の共同化を図る目的で全戸が集落協定に同意した。

２．取り組みの内容

平成元年から２年にかけてほ場整備が行われ、農業者の高齢化に伴い農業生産活動が困難になった農用地については、地区内の担い手への集積が行われてきた。

平成12年度に、重労働である水稲の防除作業について、ホースの巻き出し巻き上げが手元スイッチで行える薬剤消毒機（液剤）を購入し、重労働の軽減を図るとともに、共同購入による営農コストの低下及び適期での一斉防除による生産性の向上に努めている。

平成13年度には、集落内での花いっぱい運動の推進と、協定参加農家の若い担い手による全水田への一斉防除を行った。また、米の生産調整への取組みもなされており、耕種農家と畜産農家との連携による団地化や、有機堆肥の土づくりにも力を入れている。

平成14年度には、普及所の指導を受け多くの労力を要する畦畔・法面の草刈りについて、グランドカバープランツ（センチピートグラス（400㎡）播種・ヒメイワダレソウ（100㎡、400ポット）移植）による省力的畦畔管理作業に着手している。

(共同防除面積)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
水稲作付(水張)面積	2.55ha	2.52ha	2.71ha
防除回数	４回/年	４回/年	５回/年

集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村･協定名</td><td colspan="4">岡山県真庭郡湯原町　牧（まにわぐんゆばらちょう　まき）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
7ha</td><td>田(97%)</td><td>畑(3%)</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲、牧草</td><td>野菜</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">交付金額
143万円</td><td colspan="2">個人配分分</td><td colspan="2">50%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">共同取組活動分
（50%）</td><td>報酬・水路農道維持管理</td><td colspan="2">10%</td></tr>
<tr><td>共同防除</td><td colspan="2">5%</td></tr>
<tr><td>生産性向上（水稲防除機購入）</td><td colspan="2">35%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者　13人</td></tr>
</table>

３．取り組みによる効果

・共同取組作業や重労働への担い手の出役による地区内協力関係向上と地域の活性化が図られた。（担い手の育成・確保）
・共同機械購入による低コスト化、高齢農家への労力の軽減（全水稲作付面積対象）
・米の生産調整等の集落内調整が一層スムーズになった。（地区達成率100％）
・水路・農道の定期的管理による耕作放棄防止と農地保全
・耕畜農家の連携が密になり、堆肥の有効処理ができるようになった。

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田6.8ha、畑0.2ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理（水路1.0㎞、農道1.5㎞、年2回）／共同取組活動
- 鳥獣害適正防止（防護柵の設置）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 堆きゅう肥の施用（耕種と畜産の連携による土づくり）／個別対応
- 景観作物作付け（500㎡にグランドカバープランツを植栽）／共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（薬剤散布機１台購入、一斉防除の実施）／共同取組活動

集落外との連携
○耕種農家と畜産農家との連携による堆肥の確保

［平成14年度までの主な効果］
○共同機械購入による低コスト化、高齢農家への労力の軽減
○集落内調整による米の生産調整等の円滑化
○耕畜農家の連携による堆肥の有効処理

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○消費者を見据えたミカンの有利販売

１．協定締結の経緯

当地区は、リアス式海岸に迫る山の急斜面を切り開いた樹園地での温州みかん、伊予柑、ポンカン栽培を中心とする柑橘地帯である。

平成11年に県営畑地帯総合整備事業による共同防除灌水施設が完成し、以後、共同利用体制がとられていた。しかし、耕作者の高齢化から、収穫などの基幹作業が困難な農家やみかん価格の低迷による事業負担金の償還が困難な農家も発生し、また、施設の管水路の補修などの経費も大きな負担となっていた。

そのような中で、直接支払制度が発足し、交付金を施設の維持・管理経費に活用することにより、耕作の継続と耕作放棄地発生の歯止めになることを期待し、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

共同防除灌水施設は整備されたものの、近年の経済不況からみかん価格の低迷が続き、農業の将来性や農家経営の先行きに対する不安が増大していた。

このため、市場におけるみかん販売の状況や市場関係者のみかんに対する価値観等を調査するために、市場関係者を本地区へ招待し「市場関係者と語る会」を開催した。話し合いの中では、特に、いかにみかんを高く販売するかが焦点となった。翌日には、園地を見回るなど、本地区のみかん栽培技術やみかんの美味しさなどに高い評価を得た。これを契機に、量的にも消費者が買いやすく、食べやすい３キロ箱のみかん箱詰めに取り組むことになった。

当初の協定締結の動機である共同防除灌水施設の維持・管理経費への支出については、毎年交付金の約４分の１を充てることにより、農家負担の軽減を図っている。

３．取り組みによる効果

３キロ箱詰めの取組により、その出荷の農家手取は一般農家の２倍もあった。また、農家にとっては、単価が一定に設定されているため、収入が計算できると好評である。

集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県東宇和郡明浜町（ひがしうわぐんあけはまちょう）宮野浦（みやのうら）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
39ha	―	ﾐｶﾝ、伊予柑、ﾎﾟﾝｶﾝ	―	―
交付金額	個人配分分			48%
447万円	共同取組活動分（52%）	農道、管水路の点検、維持管理費		25%
		生産性向上対策、担い手対策		9%
		研修費、景観作物費等		18%
協定参加者	農業者　56人			

一方、３キロ箱の箱詰めは手間がかかるうえ、昼間のみかん採取を終えた夜間に行うため、高齢の農家や体力的に自信のない農家は参加できない面も持っている。

現在は12戸の農家が共同で農協の倉庫を借りて実施しているが、農家収入が増えるという一番の魅力があり、他の農家も注目していることから、今後の農家収入の動向により参加農家が更に増えることが期待される。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（畑39ha）
  - 個別対応
- 畑地灌漑自動化施設（管水路）・農道の管理（管水路40km、道路３km、単軌道4箇所　年2回点検）
  - 共同取組活動
- みかん着花対策として、着花促進剤の散布（38.9ha）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（農道の終点を集落の憩いの場とするためにスイセンを植栽　200㎡　周辺には桜も植栽されている）
  - 共同取組活動
- 農地法面の点検（年４回）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 担い手への利用権設定による耕作放棄地の防止（0.5ha）
  - 共同取組活動
- 市場関係者と語る会を開催し、みかんの販売などについて研修（１回）（この会から、３キロ箱詰めの案がでる）
  - 共同取組活動
- 鳥獣害防止活動
  ・イノシシ捕獲柵の設置(1基)
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○東宇和農業改良普及所と共同で、宮野浦集落営農に関する意向調査を実施し、今後の農業経営、農地の団地化、栽培品種の統一などについて検討していく。

[平成14年度までの主な効果]

○担い手への利用権設定による耕作放棄地の防止（0.5ha）
○３キロ箱詰めみかんの販売を実施し、収益の向上
○農業生産活動等に対する共同意識の向上

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○収益向上を目指したマルチ栽培

１．協定締結の経緯

当地区は、リアス式海岸を臨み、急傾斜で潮風と豊かな太陽、穏やかな気候に恵まれたみかん地帯である。

また、当地区は国営南予用水事業の受益であり県営畑地帯総合整備事業でスプリンクラーの自動化施設が整備されており、現在共同利用施設として管理されている。しかし近年は、みかんの価格低迷や高齢化、後継者不足等で離農したり耕作放棄地が出てきているのが現状であり、その様な中で本制度が発足し、農道管理、施設管理費、多面的機能を増進する活動等を行い交付金を活用し、農用地を守っていくことを目的として、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

当集落は、全域において柑橘栽培が行われており、道路、水路の管理や多面的機能を増進する活動として、堆きゅう肥の施肥や生産性・収益の向上のための共同取組を行いながら耕作放棄などの防止に努めている。

平成14年10月に光センサー選果機が導入され、これまで以上に品質を重視したみかん栽培が求められるようになり、共同取組活動においても、高付加価値型農業の推進を図るため、約700万円の予算を面積割りにより配分し、マルチ資材の配布を行い、極早生みかんを中心にタイベックマルチの被覆（地面を白く被覆することにより、秋以降の余計な水分を遮断し、糖度が高く色づきの良いみかんが出来る。）を行った。

また、マルチシートは１ｍ・1.5ｍ・２ｍ×100ｍのものが規格のため、面積割りによる配分額で１本購入出来ない協定者には堆肥の配布を行い、協定者の平等を考えながら取り組みを実施した。

集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県北宇和郡吉田町　法花津（きたうわぐんよしだちょう　ほけづ）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
183ha	－	柑橘	－	－
交付金額	個人配分分			50%
2,100万円	共同取組活動分（50%）	生産性・収益向上		33%
		水路農道管理費等		13%
		多面的機能増進活動		2%
		役員手当、その他		2%
協定参加者	農業者　143人、水利組合　1			

シートの配布

シート被覆

３．取り組みによる効果

光センサー選果機導入に合わせて、マルチ資材を配布し被覆したことで、糖度は露地みかんに比べて１～２度高く、着色は露地よりも早く紅が濃くなり、全体的にもバラツキがなく、光センサーに対応できる高品質みかんを作ることが出来た。

また、堆肥を配布し施肥したことで、樹勢維持・回復・強化が図られ、高品質みかんの生産につながった。

今後も高品質果実の安定生産を行うため、積極的に取り組むこととしている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(畑183ha)
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路 幹支線35㎞ 散水線90.7ha 道路 20㎞、年２回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 堆きゅう肥の施肥（年１回）
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期点検
  - 共同取組活動

その他の活動

- 高付加価値型農業の推進を図る（タイベックマルチの配布等）
  - 共同取組活動
- 利用権設定による面的集積
  - 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○多面的機能の増進する活動で堆肥配布を行い、樹勢維持・回復・強化が図れた。
○高付加価値型農業の推進活動でマルチ資材の配布を行い、バラツキのない高品質みかんが出来た。
○新規就農者　２名（平成13年度）

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○高付加価値型農業を目指した有機肥料の推進

１．協定締結の経緯

立花町は福岡県の南部に位置し、山の中腹を開墾して、みかん、キウイフルーツ等の果樹栽培を中心として、たけのこ・わらび等の露地栽培にも取り組んできた。

また、小規模なグループを組織して、山間部の畑地間の基盤整備・農道整備、スピードスプレヤーの導入などに取り組んできた。

近年、農業者の高齢化・後継者不足解消を図るため、グリーン・ツーリズムへの支援・取組を行うようになったが、本制度を契機に事業の拡大を行おうということから協定の締結に至った。

２．取り組みの内容

当集落は、生産性向上及び高付加価値型農業の取組の一環として、有機肥料の推進及び配布を行っている。これまで、化学肥料の投入が主流であったが、より消費者指向にあった耕作を行うとともに、環境に対する配慮の観点で、有機肥料を推進することとしている。

また、町で開発されている竹炭の土壌改良資材としての投入及び無害消毒を目指した竹酢液の噴霧について、今後の導入を検討中である。

更に、当集落は観光農園や貸し農園を設置しており、交付金により直売所、農道、駐車場、トイレ等を整備し、都市住民との交流を深める活動を行っている。

みかん狩り

たけのこ狩り

集落協定の概要

市町村･協定名	福岡県八女郡立花町　鹿伏（やめぐんたちばなまち　かぶせ）			
協定面積	田(2%)	畑(98%)	草地	採草放牧地
75ha	水稲	ﾐｶﾝ、ｷｳｲ、たけのこ	―	―
交付金額	個人配分分			50%
829万円	共同取組活動分（50%）	水路・農道管理		20%
		多面的機能増進活動（都市農村交流）		12%
		生産性向上（堆肥購入）		4%
		集落営農活動等、役員報酬		14%
協定参加者	農業者　53人			

３．取り組みによる効果

本制度の導入により最も変化したことは、停滞しつつあった地域交流が戻り、活気がでてきたことである。そのような状況をバネに、今後は農道舗装や観光農園等を支援するためのインフラ整備を継続して行うとともに、担い手の育成や女性・高齢者の労働力を活かした集落営農の確立を図ることが目標である。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田1.1ha、畑74.3ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路8㎞、道路10㎞、年３回）
  - 共同取組活動
- 有機肥料（堆肥）の投入（1人20俵×53人=1,060俵　散布面積　約10ａ／人）
  - 共同取組活動（生産性向上活動との連携）

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（50名が1日がかりで約10㎞草刈、年2回）
  - 共同取組活動
- 公民館便所改築工事
  - 外部業者委託

↕

- 多面的活動で整備した交流施設との連携によるグリーン・ツーリズムの推進

その他の活動

- 観光農園の実施
  - 筍　70a　2区画
  - みかん　30a　1区画
  - キウイ　10a　1区画
  - わらび　20a　4区画
  - 大豆　10a　1区画
  - ・山菜料理、ホタル見物等（グリーンツーリズム）
  - 共同取組活動
- 農作業の受委託（現在37名が集落内で受委託契約を結んでいる）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○「ｄｏｋｏｍｏ田中さんちの農園」を設立。ミカン狩り筍掘り等の体験ができる。
平成14年度には奈良県上牧中学校の修学旅行受け入れを行う。

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　面積は10ａ程度。荒れ地に大豆を植え、大豆狩り農園を開園
○認定農業者の新規確保　２名
○入客数　5月筍狩り300名、修学旅行受入45名　6月梅ジュース・ホタル見物の会45名
9月大豆狩り300名　10月～12月ミカン狩り300名
○福岡市内の小学生、夏・春休みに３泊４日で宿泊体験学習

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○ミカン園の潅漑施設を整備

１．協定締結の経緯

熊本市の北西部に位置する当地区は、標高100mから300mの傾斜地を利用した果樹栽培（ミカン、ナシ等）が盛んな地域で、集落毎に農家組合が組織されており、本制度に対する取り組みは、この農家組合を単位として行われている。

これまで、園内作業道の整備やスピードスプレイヤーの導入など農作業の省力化に向けた取り組みが行われてきた。しかしながら、山の中腹に広がる当地区の果樹園は、河川から離れており潅漑・防除用水の確保が課題となっていた。

２．取り組みの内容

果樹栽培が盛んな当地区にあって、潅漑・防除用水の確保が最大の課題となっていたが、本制度が発足し、交付金の使途について集落で話し合った結果、谷底のボーリング施設から用水をポンプアップし、給水できるような共同潅漑施設を整備しようということになった。

平成14年１月から工事をはじめ、同年４月に共同潅漑施設が完成したが、工事にあたっては、立木の伐採、整地等を自分達で行うことにより、事業費の低減に努めた。

○施設の概要

・揚水管延長　1,370m
・貯水槽　　300t
・事業費　　31,984千円（うち交付金充当額：23,285千円(５カ年分見込み))
・竣　工　　平成14年４月

集落協定の概要

市町村･協定名	熊本県熊本市（くまもとし）　東門寺（とうもんじ）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
63ha	―	ミカン、ナシ、タケノコ	―	―
交付金額	個人配分分			11%
724万円	共同取組活動分（89%）	共同利用施設整備（潅漑施設整備）		70%
		道路・水路管理費		7%
		研修会		5%
		役員報酬、その他		7%
協定参加者	農業者　50人			

３．取り組みによる効果

ミカン園の潅漑用水・防除用水が確保され、作業の効率化、生産の安定、品質の向上につながっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（畑63ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（ため池1箇所、農道2.5㎞、年2回）
  - 共同取組活動（協定非参加者含む）
- 鳥獣害防止対策（ｲﾉｼｼ防護柵の設置、20ａ）
  - 個別対応
- 簡易基盤整備
  - ・果樹園内作業道路整備
    - 整備済み　25ha
    - 目標　50ha
  - グループまたは個別対応 県単独事業等を活用

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（20ａ、年２回）
  - 共同取組活動（集落農家全戸で実施）
- 景観作物作付け（ツツジの植栽　10ａ）
  - 共同取組活動（集落全戸で実施）

その他の活動

- 生産基盤の整備
  - ・ミカン園の潅漑施設を整備
    - 揚水配管　1,370m
    - 貯水槽　300ｔ
    - 事業費　32百万円
    - （うち交付金　23百万円）
  - 共同取組活動
- 認定農業者の育成
  - ・農業後継者クラブへの研修費助成
    - 対象者数　14人
    - 助成額　10万円
  - 共同取組活動
- 公民館改修
  - 回収面積　13㎡
  - 事業費　50万円
  - 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○ミカン園の潅漑、防除用水が確保され、作業の効率化、生産の安定につながった。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○集落営農組織を中心とした農業生産活動

１．協定締結の経緯

本集落は、平成12年度に直接支払制度に取り組むために、受入母体となる集落営農組織（東市山営農組合）を設立し、平成13年度には、集落営農組織を中心に集落の営農活動を展開し、県のむらづくり重点地区指定を受けている。

２．取り組みの内容

畦畔の下草刈りや、協定農用地への鳥獣被害（イノシシ、シカ、ウサギ）を防止するため電気牧柵等の設置を行う他、多面的機能を増進する活動として、集落内のほ場約５haに堆きゅう肥の施肥（約50ｔ）を行っている。

また、集落の和牛同好会へ飼料生産の土地利用集積を行い、集積した13.8ha（計画時点11ha）の水田に対し10ａ当たり1,000円を交付金から支給している。

さらに、水稲の無人ヘリによる共同防除の普及を図るため、実施者に対して農薬代金の一部を交付金より補助を行う他、平成14年度に県単むらづくり整備事業で、共同利用機械（トラクター、コンバイン、マニュアスプレダー、水田ハロー等）を購入し、自己負担分を農業近代化資金より借り受け、その償還金を交付金より年79万円（計画時点70万円）を支出している。

３．取り組みによる効果

○集落営農組織の設立（オペレーター７人）及び農作業受委託の実施

・受委託面積：堆肥散布５ha（約50ｔ）、代かき２ha、収穫２ha

○水田への飼料作物の土地利用集積が図られた。（土地利用集積面積　13.8ha）

○水稲の共同防除の推進が図られた。（共同防除面積　21ha）

集落協定の概要

市町村･協定名	鹿児島県伊佐郡菱刈町　東市山（いさぐんひしかりちょう　ひがしいちやま）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
32ha	水稲、飼料作物	―	―	―
交付金額	個人配分分			32%
347万円	共同取組活動分	積立金		38%
	（68%）	機械償還金		20%
		その他（農薬・転作協力金等）		10%
協定参加者	農業者　36人、非農業者　1人、東市山営農組合（構成員31人）、和牛同好会（7人）			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田32ha）
個別対応

水路・作業道の管理
・水路、年1回(清掃、草刈り)
・道路、各自でほ場周辺を実施
共同取組活動＋個別対応

農地法面の定期的な点検（年2回）
共同取組活動

鳥獣害適正防止（電気牧柵の設置2㎞）
個別対応

多面的機能増進活動

堆きゅう肥の施用（約5ha　50t）
営農組織

景観作物作付け
・菜の花等を集落沿道へ植え付け　700m
・ひまわりを集落広場へ植え付け
共同取組活動

県単むらづくり整備事業による水稲栽培機械の整備（機械のみ）

その他の活動

農業機械・施設の共同購入・共同利用
・ﾄﾗｸﾀｰ（40PS）　１台
・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(４条)　１台
・ﾏﾆｭｱｽﾌﾟﾚｯﾀﾞｰ　１台
・水田ハロー　１台
・格納庫（100㎡）１棟
共同取組活動

共同防除の実施（無人ヘリ　水稲21ha）
※農薬代の一部助成
共同取組活動

水田への飼料作物の土地利用集積の取組（集積面積　13.8ha）
※集積への助成1,000円/10a
共同取組活動

集落外との連携
○自治集落区域外の協定参加農家に対する受託作業の実施。
○隣接２集落での水稲の共同防除の実施。

[平成14年度までの主な効果]
○鳥獣による被害の減少（電気牧柵の設置2㎞）
○堆きゅう肥施用による土づくりの推進（堆肥散布　5ha、50ｔ）
○営農の効率化
　・集落営農組織による受委託の推進（堆肥散布５ha，代かき２ha,収穫２ha）
　・機械の共同購入・共同利用による低コスト化
○水稲の共同防除の実施（共同防除面積　21ha）
○生産調整作物の効率的生産
　・和牛同好会による水田への飼料作物での土地利用集積の取組（土地利用集積面積　13.8ha）
○景観作物の作付けによる地域の活性化
　・集落沿道（菜の花(500m)，野カンゾウ(200m)）
　・集落広場（ひまわり100㎡）

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○シークヮーサーの生産振興に向けた取組

１．協定締結の経緯

当集落は沖縄本島北部の嘉津宇岳のふもとに位置し、古くからシークヮーサーの栽培で有名なところである。

当集落の基幹作目であるシークヮーサーの生産量は、長引く農産物の価格低迷や農家の高齢化による不十分な肥培管理等により、最盛期の約600ｔから50ｔ前後にまで落ち込んだ。

一方で、近年の健康ブームから、シークヮーサーが抗ガン作用や血糖値の抑制等に効果があると言う研究成果がＴＶ等を通じて全国的に紹介され、シークヮーサーが一躍注目を集めることになった。

これを契機に、県内外から集落の特産品であるシークヮーサーに引き合いが殺到したが、集落内で若年層の農業離れや遊休農地の発生等が顕在化する中、十分な対応を取る事が出来ず、シークヮーサーの生産拡大と安定供給が課題となった。

この様な状況の中、当集落では、本制度を活用し、交付金を全額共同取組活動に充て、集落の活性化につながるシークヮーサーの生産振興に努めることで、協定を締結することに合意した。

２．取り組みの内容

シークヮーサー生産農家を中心に集落の有志が集まり、シークヮーサーの生産振興と集落活性化について、様々なアイディアを出し合った。

先ず、シークヮーサーの出荷組合を立ち上げ、直接支払交付金を原資に様々な活動を展開した。１年ごとに豊作と不作を繰り返す隔年結果を軽減するため、交付金で堆肥を購入し、それを無償配布し、土づくりを励行した。また、樹勢を維持するため摘果を兼ねて収穫した未だ青い酸味の強い時期の果実を、料理用の酢みかんとして販売し、収益向上を図った。

更に、付加価値を高めるため、従来果汁用原料に出していた果実の一部を外部委託し、産地産原料100％の果汁として直接県内外へ販売を開始した。また、健康食品としてのシークヮーサーをＰＲするため県庁等での広報活動も積極的に行った。

集落協定の概要

市町村･協定名	沖縄県名護市（なごし）　勝山（かつやま）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
18ha	－	シークヮーサー	－	－
交付金額	個人配分分			0%
189万円	共同取組活動分（100%）	農産物宣伝活動費		27%
		研修費、環境美化費		16%
		その他（積立、役員手当等）		57%
協定参加者	農業者　33人、出荷組合（構成員32人）			

集落活性化のヒントを得るため、同じシークヮーサーの産地で健康と長寿の里で知られる県内の先進地へ視察を行い、村づくりのノウハウを学んだ。また、草刈機の替刃や草刈鎌を無償で配布すると共に、集落道の清掃を住民総出で行った。

現在は、「花が咲き誇り蝶が舞う集落の創造」をコンセプトにトックリキワタ等の景観作物や蝶の幼虫の食草等も植栽している。

山間の急斜面にあるシークヮーサー園

３．取り組みによる効果

シークヮーサーの隔年結果を軽減するために行った土づくり運動と実質的には摘果作業になる酢みかん用の青物の収穫は、安定した収量をもたらすと共に、酢みかん用の青物が思った以上に市場の反応が良く、単価の安い果汁原料用のみを出荷していた頃に比べ農家収益の向上へとつながった。

シークヮーサーの高付加価値化は、生産意欲の向上、適切な肥培管理の実施等につながり、若い人たちも農業に関心を持つようになった。また、遊休農地の解消にも明るい兆しが見えてきている。

交付金を活用したシークヮーサーの生産振興は、一時期最盛期の10％前後にまで落ち込んだ当集落の基幹作目であるシークヮーサーの生産量を、最盛期の60％程度にまで回復させ、集落の活性化に弾みをつけている。

また、生産者自らの生産から販売までの取組は、地域の活性化と言う誇りと自信につながり、自然豊かな村づくりへと進行している。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（畑18ha）
個別対応

住民総出での集落道の清掃
共同取組活動

多面的機能増進活動

トックリキワタ等の景観作物及び蝶（幼虫）の食草の植栽
共同取組活動

集落活性化のヒントを得るための県内先進地への視察
健康食品としてのシークヮーサーの積極的なＰＲ
共同取組活動

その他の活動

シークヮーサー出荷組合の設立
隔年結果軽減対策としての堆肥投入による土づくりの励行及び樹勢を維持するための摘果の奨励
摘果を兼ねて収穫した青い酸味の強い果実の料理用酢みかんとしての販売
従来果汁用原料に出していた果実の産地産原料100％の果汁としての直接販売の開始
共同取組活動

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○将来の担い手の育成・確保を目指した施設整備

１．協定締結の経緯

当地域は、山林に囲まれた傾斜地と標高もある条件不利地域であり、開拓当初は雑穀などが作付けされたが、昭和26年頃から乳牛・和牛の導入が始まり、現在では酪農専業地帯として、中規模酪農の安定した営農を進めている。開拓入植以来55年を経過していることから、酪農経営者もすでに開拓１代目から２代目に移譲されているが、最近においては３代目となる青年が学業を終えて、親の農業を継ぐか、他の職業を選ぶかの重要な時期を迎えている状況である。

このような集落の現状を踏まえ、本制度の実施に当たり、再三に渡り話し合ったところ、次の世代へ農業を引き継がせる可能性を見い出すために、エゾ鹿被害防止柵を設置し、農業所得を確保し効率的な経営の実現、家畜糞尿を堆肥化し環境保全と循環型農業への取組の推進、酪農ヘルパーの活用、農業実習生の受け入れなど、ゆとりある酪農の実現を目指すことで、協定を締結することとした。

２．取り組みの内容

近年、足寄を訪れる新規就農を目指す若者や中学生（全国足並みサミット・足のつく町との交流事業で足尾町から）、20代前半の若者の農業体験生が多くなっているが、受入農家の方が体験生を通して、体験生から見た農業（農業が持つ教育力）と農業を目指す若者のひたむきな姿に感銘を受けたり、農業後継者となるべき農家の子供たちの意識と大きな違いがあることに戸惑いを受けるなど、地域農家の意識に大きな影響を与えている。

しかし、体験生は、受入農家の住宅事情もあるなかで宿泊するため、プライバシーの確保が課題となっている。このことにより円滑な受入に支障を来しているため、集落では、体験生の円滑な受入と体験生との交流を通じて、農家の子供達の意識や集落体制の見直しが図られればとの考えになり、交付金を活用し農業体験実習施設（宿泊及び研修施設）を設置した。

平成14年度の農業体験実習施設の受入人数は、５人（中学生４人、新規就農研修生１人）となっており、今後、体験生や受け入れした農家の子供たちが農業を見つめる視点が変化し、集落の農業を担う後継者を育成し、さらに農業経営を継承することが期待される。

集落協定の概要

市町村･協定名	北海道足寄郡足寄町　白糸第３（あしょろぐんあしょろちょう しらいと）			
協定面積	田	畑	草地(100%)	採草放牧地
337ha	－	－	牧草	－
交付金額	個人配分分			0%
824万円	共同取組活動分（100%）	農業生産活動等（エゾ鹿牧柵設置・維持管理）		3%
		多面的機能増進活動（農場環境整備、廃車撤去等）		16%
		生産性・担い手定着（農業機械施設の共同購入等）		81%
協定参加者	農業者　10人			

３．取り組みによる効果

農業体験実習施設の設置により、受け入れ農家に気持ちのゆとりが生まれ、体験生の安定的な受入と地域農業者との交流促進を図ることができた。

また、体験生がいないときは、集落の集いの場としても活用しており、この中で、これまで個別完結で営農してきたため、集落で取り決めして進めることに抵抗があったが、耕作放棄の発生を防止し、効率的な農業を進めていくには、集落の共同活動が不可欠であり、地域構成員の知恵を出し合っていく大切さを認識したことにより、集落内での課題解決の話し合いが活性化してきている。

農業体験実習施設

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（草地337ha）	農場周辺環境整備（花壇整備）	牧草作業機械の共同購入、共同利用（２台）
個別対応	共同取組活動	家畜衛生・共同防疫の推進（牛舎の衛生･防除体制の確立）
鳥獣被害の防止（鹿柵の維持管理）	廃屋の撤去	家畜糞尿の適正処理（運搬・散布等の共同化）
共同取組活動	共同取組活動	農業体験実習生の受入（５人）
		酪農ヘルパー利用（４戸）
		共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○花壇整備(６箇所)による農村環境・景観の整備
○廃屋(２戸)の撤去
○家畜糞尿を処理し完熟堆肥化・液肥化（13,140t）による散布作業
○集草機、肥料散布機の共同購入・共同利用によるコスト低減
○牛舎の衛生環境の整備（10戸）
○農業実習生の受入による担い手対策(５人)
○酪農ヘルパー利用助成による利用促進（４戸）

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○若手を中心にパソコン導入による農業経営の合理化

１．協定締結の経緯

当町は県内でも有数のリンゴと米の町で、協定集落は、丘陵地に広がるリンゴ園が多く、農林水産大臣賞を12回受賞するなど、地域のリンゴ生産の中心的な存在となっている。早くから冠婚葬祭の簡素化(会費制)や公民館活動等に取り組むほか、当町の中でも農業後継者が最も多く若手を中心に獅子踊りの保存やねぷた祭りなどの活動が活発に行われている。協定では、全生産者が加入している16の農道組合長と10の共同防除組合長が役員になっており、規模も県内最大級である。

２．取り組みの内容

平成12年度から交付金を活用して草刈り等の農道管理や、農道舗装の生コン助成、除雪費用の助成等を行っている。

平成13年度には若手からの要望で各防除組合の経理等を一括管理するためにパソコンを12台購入するとともに、パソコン研修会を開催している。

パソコン研修会の開催

集落協定の概要

市町村･協定名	青森県南津軽郡平賀町　広船（みなみつがるぐんひらかまち　ひろふね）			
協定面積	田(6%)	畑(94%)	草地	採草放牧地
230ha	水稲	リンゴ	－	－
交付金額	個人配分分			50%
2,593万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		27%
		共同利用機械導入		11%
		役員報酬、事務費等		12%
協定参加者	農業者　168人			

３．取り組みによる効果

若手を中心に経営の記帳や青色申告、農業経営改善計画の作成などに取り組む者も出てきており、農業経営の合理化に大きく役立っている。

今後も、リンゴの町として生き残っていくために、交付金を活用して腐乱病防除剤への助成や防除用水槽の改修などを図ることにしている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田13ha、畑217ha）
  - 個別対応
- 水路・農道の管理（水路20km、道路50km、年３回、農道除雪）
  - 共同取組活動
- 農道を自力で舗装
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（パソコン12台購入）
  - 共同取組活動
- パソコン研修会開催（年13回）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○町全体で取り組んでいるグリーン・ツーリズムの推進と連携

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　0.2ha
○認定農業者の新規確保　17名
○新規就農者　４名

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○高齢者活動・担い手育成のため研修活動センターの設置

１．協定締結の経緯

当地区は、沢沿いの急傾斜地に水田が開け、水稲＋畜産の経営が多いが、近年は野菜や花きを導入し、特に菊を中心とした花きが盛んで、「乙女菊」の名称で産地化されている。

こうした中で、最大の課題である高齢化を踏まえ、高齢者が農業生産に積極的に活動できる環境を整備する必要があるということで協定締結に至った。

２．取り組みの内容

当初は交付金をどのように活用するか十分に話し合われないうちに協定が締結された感があったが、２年目に入っての検討会において、交付金をより有効に活用しようという気運が協定参加者の中に高った。検討の結果、高齢者のための農業生産活動支援や担い手育成の場として研修施設を整備することとし、通例的に実施されてきた農道・水路管理等への支出を最小限に抑え、研修所整備のための経費に充てた。

設置した研修活動センターは、森に囲まれた景観の美しい農村公園に隣接して設置され、併せて多面的機能増進活動として、このセンターの周囲に花壇を作ったり、公園の清掃を実施している。

○研修活動センターの概要

・建物面積　65㎡
・敷地面積　465㎡
・工 事 費　265万円
・竣　　工　平成14年７月

研修活動センターの設置

集落協定の概要

市町村･協定名	青森県三戸郡新郷村　扇ノ沢４（さんのへぐんしんごうむら　おうぎのさわ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
19ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
391万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		5%
		多面的機能増進活動（景観作物）		1%
		共同利用施設		44%
協定参加者	農業者　60人			

３．取り組みによる効果

研修活動センターが整備されて高齢者の話し合い等の機会が増え、今後は花き生産の担い手育成の技術研修の場にも活用しながら地域活性化に役立てていく。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田19ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路3km、道路6km、年5回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（集落研修所花壇を設置、周囲に桜10株、山ツツジ約100株を植栽）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 研修活動センター設置（集落内に共同活用できる研修施設を設置）
  - 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○簡易ではあるが共同活用できる研修活動センターを設置することにより、活動の活発化が図られる。
（主として、技術研修会や各種集落検討会の場として活用する他、農村広場に隣接することから高齢者の憩いの場としても活用）

○景観作物として、公園周辺に桜10株、山ツツジ約100株を植栽した。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○担い手の定着に向けて現地講習会を開催

１．協定締結の経緯

当集落では、生産組合が４組織あり、作業の共同化・効率化を図ってきたが、市内の水稲作付地では最も標高が高く、営農条件は極めて不利であった。

このような中で直接支払制度が発足し、制度の目的でもある農用地の保全、共同取組活動を通じての農家の意識の向上を図るとともに、若手農家を育成することにより、当集落の将来像を形成するために、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

対象農用地以外の耕作者も参加して農地保全管理組合を組織し、協定内容及び組合の規約に沿って、地域全体の農地の適正保全を目標として取り組んでいる。

また、農協及び普及センターの指導により講習会を開催し、水稲を始めとした農作物の生産技術習得に努め、品質向上と生産意欲の向上を図り、担い手の定着に努めている。

その他、農道及び集落道沿いの草刈、並びに崩壊等で傷んでいる水路の補修やU字溝の敷設作業を行ったほか、近隣集落と共同で維持管理を行い、農業用水の安定確保に努めた。

生産技術習得の講習会の開催

集落協定の概要

市町村･協定名	秋田県鹿角市（かづのし）　水沢（みずさわ）農地保全管理組合			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
36ha	水稲、一般野菜、牧草	―	―	―
交付金額	個人配分分			43%
756万円	共同取組活動分（57%）	農地法面、農道、水路の点検等		28%
		多面的機能増進活動（周辺林地の草刈）		12%
		生産性向上・担い手定着（講習会の開催）		12%
		協定役員に対する報酬		5%
協定参加者	農業者　38人、水沢農地保全管理組合（構成員45人）			

３．取り組みによる効果

集落全戸が参加することで全体の協調性が高まり、共同作業への積極的な参加が見られたほか、農家個々の農地に対する関心度が高まり、集落の農地を自分達で守るという意識が強くなり、生産意欲の向上にもつながっている。

また、寒冷地における水稲の品質向上や病害虫対策に効果が見られた。

活動内容の概要

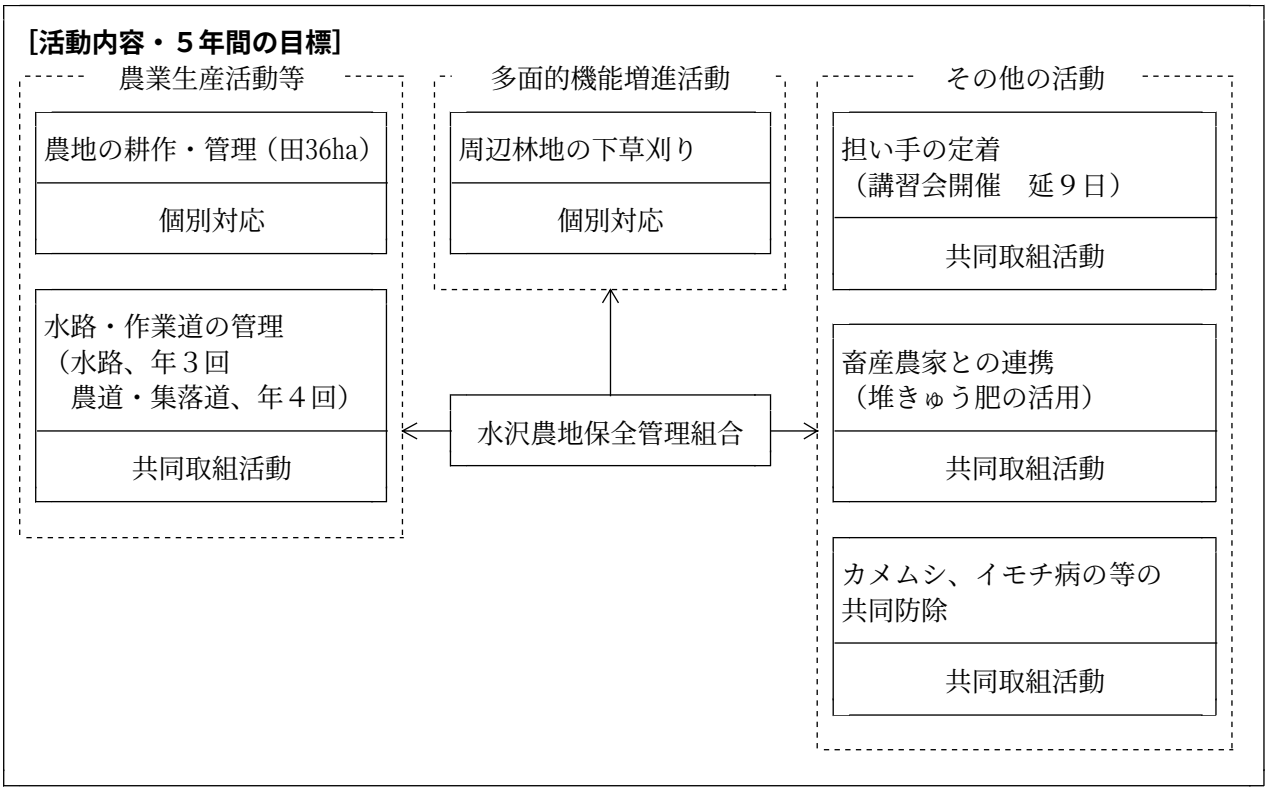

[平成14年度までの主な効果]

○非対象農家も参加し、地域全体の管理が行き届いた。
○水路の補修、U字溝の敷設により農業用水の水量確保。
○共同防除の実施により病害虫の被害が最小限に抑えられた。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○認定農業者・新規就農者の啓蒙・掘り起こし

１．協定締結の経緯

当地区は、山間地に位置する畑作中心の地域で、耕作面積も小規模な土地が多いことから、隣接する農家が数戸集まり共同で維持・管理すること、また、後継者不足に悩む地域でもあることから、担い手（認定農業者等）の確保を図ることとした。

２．取り組みの内容

協定参加農家が主に畜産（養豚）農家ということもあり、畜産用飼料として、トウモロコシを作付けている。トウモロコシ畑及び一部野菜（ミニトマト等）の管理（土壌改良、作付け、収穫）を共同で取り組むことで、一人当たりの労力の軽減や作業の効率化を図っている。

さらに、担い手不足の解消を図るため、認定農業者で市農業委員でもある協定代表者が、年間延べで40日以上、認定農業者の啓発活動を行っているほか、農業経営基盤強化促進法による利用権設定（農地の貸し借り、売買、農作業の受委託）等の斡旋活動にも取り組み、集落協定内のほか、居住する地域においても集積活動等を行っている。

トウモロコシを作付けて畜産飼料にも活用

集落協定の概要

市町村･協定名	福島県須賀川市（すかがわし）　鍛冶屋作（かじやさく）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
3ha	―	ﾄｳﾓﾛｺｼ、ﾐﾆﾄﾏﾄ、ｻﾂﾏｲﾓ	―	―
交付金額	個人配分分			50%
9万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		25%
		多面的機能増進活動		15%
		生産性向上・担い手定着		10%
協定参加者	農業者　3人			

３．取り組みによる効果

農地の維持・管理については、交付金を活用することで、集落協定内の農家が共同で作業等ができるため、効率的に農業経営が維持できている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（ﾄｳﾓﾛｺｼ畑：23.4ha
ﾐﾆﾄﾏﾄ、ｻﾂﾏｲﾓ畑：0.27ha）

個別対応＋共同取組活動

水路・作業道の管理
（水路0.6km・道路0.5km
年間５回）

共同取組活動

多面的機能増進活動

土壌流亡に配慮した営農（畜産飼料としての活用も含め、トウモロコシ畑（23.4ha）を作付け）

共同取組活動

その他の活動

認定農業者及び農地の集積啓蒙（意向把握）活動
・年間活動日数：40日
・集落協定代表者が中心となり、農家を戸別訪問

共同取組活動

新規就農者参入活動
・年間活動日数：２日
・各種研修会等への参加を農業後継者等へ啓蒙

共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]
○認定農業者の新規確保　３人
○交付金活用による共同取組で農作業コストの削減

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○計画的な条件整備で集落の農地を守る

１．協定締結の経緯

当地区では、「高倉地区を考える会」を核として、10年以上前からフラワーロードの取り組み等のコミュニティ活動を集落全体で活発に行ってきた。

このような中で、集落の農地を守ることを目的として「高倉農地保全組合」を設立し、これを直接支払制度の推進母体として協定を締結した。

２．取り組みの内容

制度の推進母体である「高倉農地保全組合」で、制度導入当初に集落の農地を守っていくための５ヶ年計画を策定し、集落営農の実現を目指している。

計画では、特に高齢化に対応するため、安全性確保として農道の舗装や、機械化に対応したほ場の区画整理、安定生産のためのため池等整備などを取り組みの重点においている。

農業生産活動では、集落内の若手農業者が中心となって農作業受託グループを立ち上げ、交付金を活用して導入した共同利用機械を使った作業受託が進められている。

また、法面崩壊による災害防止と農地保全を図るため、水田の秋代かきの推進に取り組んでいる。

多面的機能維持活動では、耕作放棄地を活用した景観作物（コスモス）の栽培や、フラワーロードの整備に取り組んでいる。

さらに、多様な担い手確保のため、定年帰農者予定者を対象に、農業改良普及センターの協力を得て「高倉農業塾」を開設し、水稲栽培技術の習得を支援している。

また、集落の若者が中心となって集落のホームページを立ち上げて、インターネット上で集落のＰＲを始めており、今後は地域の特産である「棚田米」や「丸なす」の販売や都市との交流へ発展させ、「元気のある高倉集落」を目指している。

集落協定の概要

市町村･協定名	新潟県西頸城郡能生町（にしくびきぐんのうまち）　高倉（たかくら）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
58ha	水稲、丸なす	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
1,227万円	共同取組活動分（50%）	農地保全基金		10%
		法面崩壊防止、水路・農道等維持管理		6%
		生産性・収益性向上（トラクター購入、畦畔草刈）		20%
		インターネット整備等、役員報酬・会議費・事務費等		14%
協定参加者	農業者　37人			

３．取り組みによる効果

集落協定の締結により、集落営農実現に向けたプランが策定され、集落全体の方向性、意識が統一された。また、交付金が裏付けとなって、集落の中期的な計画が現実的なものとなった。

このことから、集落内の若手が中心となった農作業受託グループが設立され、集落営農に向けた体制づくりが進んでいる。また、景観作物栽培などの取り組みを通じて集落活動が一層活発化している。

活動内容の概要

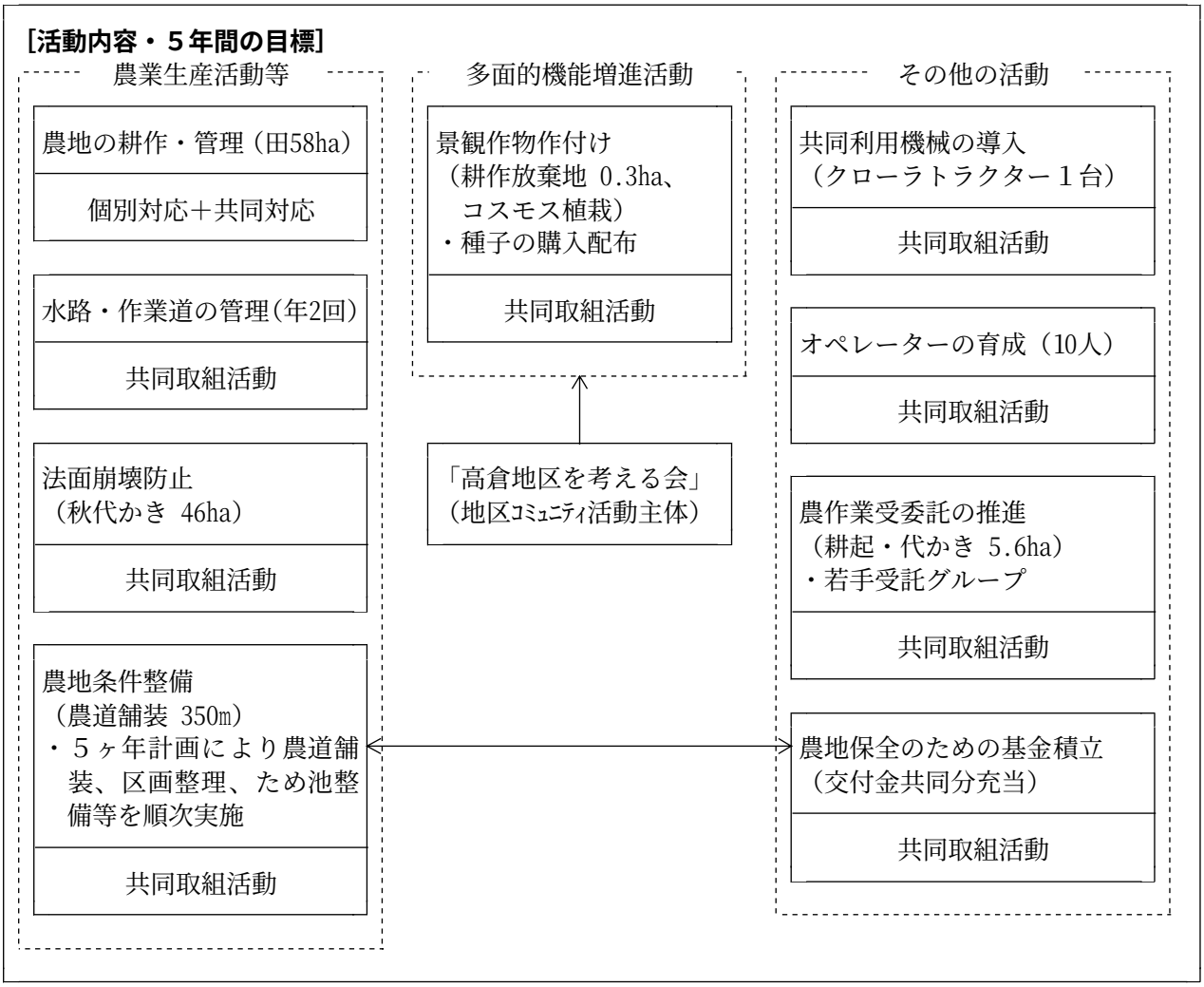

[平成14年度までの主な効果]

○景観作物の植栽による耕作放棄地の復旧　0.3ha
○農作業受託グループの設立
○オペレーターの育成　10名
○共同利用機械の整備によるコスト低減

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○若手担い手を育成する「夢づくり」計画

１．協定締結の経緯

当地区では、高齢化・過疎化の進行により、耕作放棄地が年々増加している。

そのような中で、農作業の共同化、若手農業者の育成等により、地域一丸となって、耕作放棄の防止を図る目的で本制度を導入した。

２．取り組みの内容

当地区は急傾斜農用地が多く、農道の整備に当たっては、路面に凹凸を施すことにより、滑り止めを図っていることから、これを考慮した維持管理・補修修繕を行うとともに、徹底した共同作業により、棚田や農用地の管理を行っている。

また、交付金を活用し、若手農業者の育成対策として「夢づくりグループ」への支援を行っており、クワイとそばについて、試験栽培等を行っている。平成12年度には婦人会が中心となって、クワイ等を使用した料理コンテストを開催しており、新しい創作料理や「そばスティック」などのスナック商品が開発されるなど、特産化の目処が立った。さらに、平成13年度からは「クワイとそば祭り」を行っており、市内外から多くの来訪者を迎えている。会場では農業者が持ち寄った農産物の直販も実施している。

○夢づくりグループの活動

- クワイ　1.5ha　37戸
- そば　　2.5ha　15戸
- クワイ・そば祭りの開催
- クワイアイディア料理コンテスト開催
- そば道場の開催など
- 古刹寺院の売店を借り「そば屋」運営

集落協定の概要

市町村･協定名	石川県羽咋市（はくいし）　神子原（みこはら）				
協定面積	田(100%)		畑	草地	採草放牧地
64ha	水稲		―	―	―
交付金額	個人配分分				46%
1,348万円	共同取組活動分（54%）	役員報酬等			8%
		水路・農道等の維持管理			13%
		多面的機能を増進する活動			26%
		生産性・収益の向上			7%
協定参加者	農業者　92人、生産組合　3、水利組合　3				

３．取り組みによる効果

本制度導入により、農道・水路整備はもとより、地域全体のまとまりや共同作業が加速され、美しい棚田の保全が図られている。また、若手農業者の育成支援による取組により有力な転作作物として特産品の作付が行われ、新たな特産品が開発されるなど、当初の期待を大きく上回る成果が上げられている。

活動内容の概要

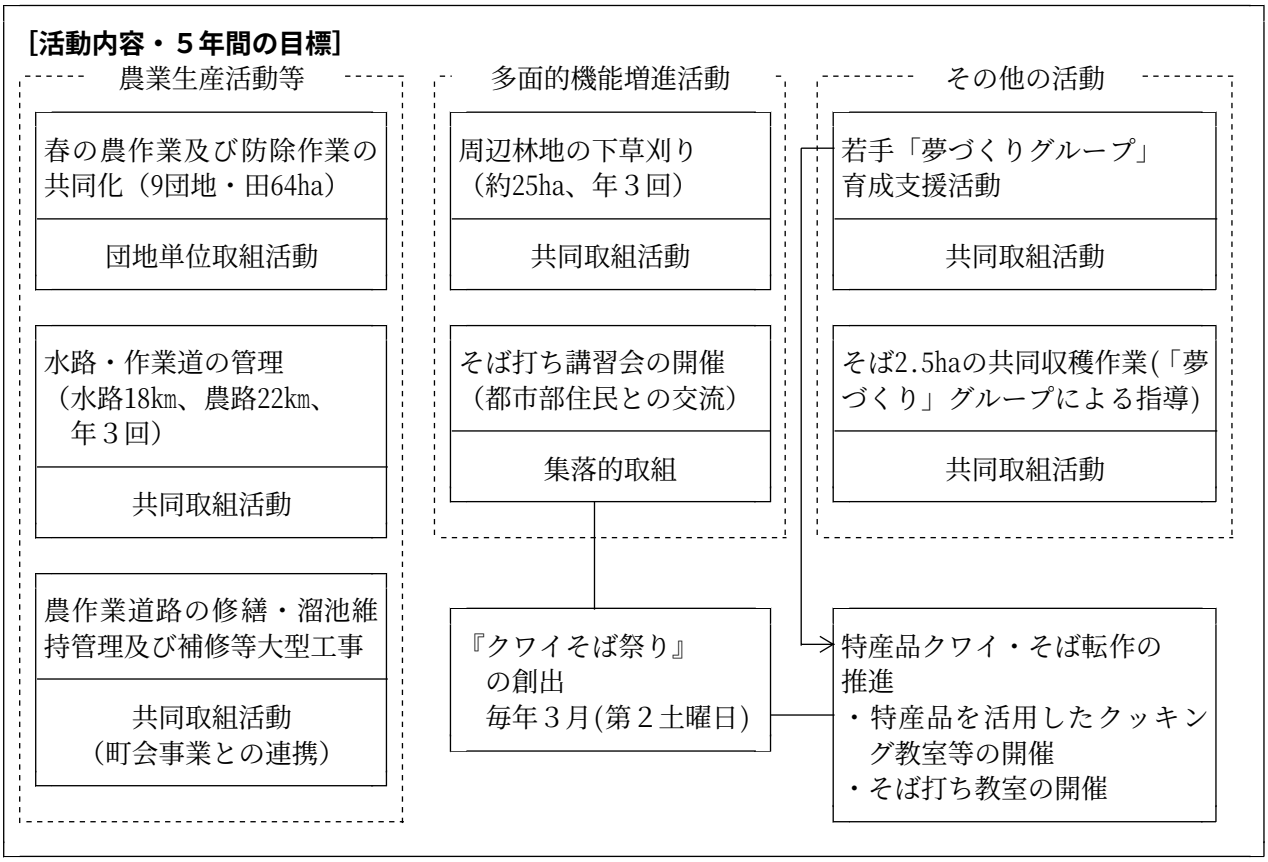

[平成14年度までの主な効果]

○若手「夢づくり」グループの活動支援
○転作地への特産品作付け化　そば2.5ha、クワイ1.5ha
○特産品の開発奨励
○『クワイ・そば祭り』の開催
○都市農村交流の積極推進　大学演劇部合宿の受入(集会場)
○そば店の出店(永光寺)

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○農地の利用集積を進め担い手・新規就農者を育成・確保

１．協定締結の経緯

当地区は、本貯蔵みかんの産地として知られている温州みかんの専作地であるが、急傾斜地が多く、耕地面積が限られていることから、規模拡大がままならず、兼業化が進んでいる。

このような中で、本貯蔵みかんの産地として維持・発展していくには、専業、兼業等の区別なく、地域一体となって取り組んでいく必要があると考えていた。

このため、協定締結に当たっては、地区内の耕地所有者全戸が参加する方向で話し合いが行われ、その結果、当集落を産地としてより発展させる為に、

①市坪区の役員と連携し様々な職業の区民と親睦を図り、地区事業の遂行を支援する。

②ＪＡ市坪支部と連携し、営農及び農業技術の研修等を支援する。

③地区内４つの農道（排水路兼用道路）管理役員と連携して、道路と排水の管理及び補修を行う。

ことを重点目標として取り組んでいくこととなった。

２．取り組みの内容

担い手及び新規就農者を育成・確保していくため、集落内で調整を図り、担い手等への利用権設定による農地の面的集積を進めるとともに（担い手９名に2.61haを利用権設定）、ＪＡ市坪区の協力のもと、先進地への視察（年１回）、研修・講習会（各年２回）等の実施を行っている。

また、農業生産活動として、地域の担い手を中心に水路・作業道の補修、維持・管理を行っている。

その他、集落内の世代間交流、非農家や都市住民との交流を促進し、集落を活性化させていくため、数百年の歴史を持ち、県指定無形文化財に指定されている「泣き相撲」「獅子舞」の支援活動やゲートゴルフ大会を開催している。

作業道の舗装

３．取り組みによる効果

本制度の取組を通じて、担い手農家へ利用集積が進み、認定農業者及び新規就農者の確保が図られた。

集落協定の概要

市町村･協定名	和歌山県海草郡下津町（かいそうぐんしもつちょう）　市坪（いちつぼ）			
協定面積	田(0.4%)	畑(99.6%)	草地	採草放牧地
101ha	水稲	柑橘類	－	－
交付金額	個人配分分			77%
1,161万円	共同取組活動分（23%）	農地、水路・農道等の管理		7%
		多面的機能増進活動、生産性向上・担い手の定着		7%
		役員報酬、その他		9%
協定参加者	農業者　97人			

また、これまで水路・農道の補修、維持管理活動については、費用負担を伴うことから、意欲があっても実施に至らないことがあったが、交付金の一部を共同取組活動分に充当することにより、農道の補修等の実施が可能となり、集落が活気付いている。

その他、年１回の区民親睦ゲートゴルフ大会の開催、「泣き相撲」「獅子舞」等伝統文化の伝承を通じた世代間や都市住民との交流により、集落全体に活気が出ている。

伝統行事：泣き相撲

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田0.4ha、畑100.1ha）
- 個別対応
- 水路の管理
  ・年2回及び梅雨・台風等の降雨後随時、草刈り年2回
  農道の補修及び舗装等
  年３・４回
- 農地法面の定期的な点検（随時）
- 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（年２回）
- 集落内施設の管理（災害復旧工事、市坪グランド・パイロット幹線道）
- 共同取組活動

その他の活動

- 担い手の育成・営農の技術向上等（視察年１回、研修年２回、講習年２回）
- 伝統文化（祭り）などの伝承を含めた交流及び親睦
- 利用権設定による面的集積（担い手９名（うち認定農業者６名）へ2.61haを利用権設定）
- 集落内の世代間、非農家との交流及び親睦活動
- 共同取組活動

集落外との連携

○集落内の農家に作業委託等できない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○農道の維持・管理
○認定農業者の新規確保　31名
○担い手への利用集積（2.61haを９名に利用権設定）
○新規就農者の確保　５名
○集落内における世代間・農家と非農家の交流
○伝統芸能の伝承、都市住民との交流

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○若者を中心とした地域活性化への取組

１．協定締結の経緯

重富地区は、世帯数約60戸、高齢化率48％で、約30haの水田を耕作する典型的な過疎地域であり、当協定の参加者の平均年齢は68.5歳である。

平成５年から、町単独の活性化資金の100万円を利用し、年々高齢化する集落の中での生きがい対策として、地域資源である「やつおもて古墳群」の名にちなんだ野菜市グループ、「やつおもて」を組織し、高齢者を中心とした無人市を開設している。

平成11年には県の地域内農産物流通支援事業でパソコンを導入により、インターネットによる情報発信を集落の若者会が担当するとともに、県の集落維持活性化緊急対策事業等により、野菜市の規模拡大に取り組み、無人市から当番制の有人市へリニューアルした。これにより、高齢者から若者まで世代間を越えた交流を展開し、今までの重富地区に無かった地域活性化に向けた基盤の確立が出来つつあった。

そのような当地区にあって、高齢化および後継者不足、加えて、イノシシによる被害増加等、様々な問題を抱えており、高齢者が生んだ野菜市の成功等による地域の活力を、どうすれば地域の若者が完成度の高いものに出来るかと試行錯誤していた折、直接支払制度が発足したため、若者・中堅層が中心となって協定締結に至った。

２．取り組みの内容

若者を中心とした管理体制をとり、4.3haの農用地における年２回の集団防除（出穂期後５日、穂揃期後10日）や農業用ラジコンヘリによる防除視察、交付金を大型コンバイン及びトラクター等の購入のために積み立てるなど、生産性の向上、担い手の定着に向けた活動を展開している。

集落協定の概要

市町村･協定名	島根県那賀郡旭（なかぐんあさひちょう）　町　中重富（なかしげとみ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
6ha	水稲、大豆、野菜	―	―	―
交付金額	個人配分分			54%
131万円	共同取組活動分	担い手の定着等に要する経費防除機納入費		45%
	(46%)	事務費・会議費		1%
協定参加者	農業者　13人			

３．取り組みによる効果

元来話し合いが苦手であった集落が、高齢者を中心とした「野菜市」の成功により、「とことん話し合いアクションを興す」と言うことが可能となり、小さな地域に大きな「基礎体力」をもたらす結果となった。

本協定においては、直接支払制度を活力ある地域づくりのための制度として性格づけ、活動を展開した結果、地域内において様々な方面で波及効果をもたらす結果となり、次に掲げる計画が立案された。

〇集落内での中長期的なコミュニティプランの作成。

〇機械共同利用組織等、それぞれ特色のある同一地区内４集落協定が、協定の統一を図り、各協定が現在行っている活動を基本に組織作りを強化し、部制等の形態を確立し集落営農組織の設立を目指す。

〇基幹共同防除の実施の他、農業用ラジコンヘリによる一斉防除の実施計画。

〇野菜市の作付け計画に応じた生産調整の実施。

〇小中学生を対象とした「重富子供基金」の造成計画。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田6ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路1.5㎞、年２回、清掃草刈り
  ・農道1.5㎞　年１回、補修／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年２回）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（0.5ha、年２回）／共同取組活動
- 農業用ラジコンヘリオペレーター視察研修（年１回）／共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入（防除機１台）／共同取組活動
- 防除機による一斉基幹防除（年２回）／共同取組活動
- 野菜市との連携（作付計画に応じた生産調整実施）／共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

〇集団基幹防除による高齢者等の労力軽減
〇野菜市との連携による生産調整の実施（遊休農地の有効利用）
〇集落の話し合いによる、活力ある地域づくりの実現
〇集落の中長期ビジョンの策定（目標）

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○機械利用組合を地域の担い手として営農活動が活性

１．協定締結の経緯

当地区では、地区内の農家全戸が参加して農事組合が組織され、地域の農業生産活動が進められてきた。専業農家が主体となって農作業受託組織(機械利用組合)をつくり、共同で大型機械を導入、作業受委託が推進されている。

そのような中で、直接支払制度が発足し、制度の目的である「農用地を守る」ということが、集落活動として取り組んでいた集落営農の振興と合致することから、本制度を導入することになった。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、協定農用地内における耕作放棄地の発生を防ぐとともに、地域農業の担い手と期待される機械利用組合が、大型機械による作業受託に取り組み、転作の農地利用集積による農用地の効率的な利用を図り、自給粗飼料生産の確保につながっている。

また、耕種農家と畜産農家が連携し堆肥を投入する取り組みにより、化学肥料の軽減にもつながっている。

農村の伝統文化でもある五穀豊穣を祈願する秋祭りには、子供相撲の伝統文化の継承や、景観保持等にも取り組み、魅力ある農村づくりに努めている。

一方、地域の婦人による地元産大豆を利用した農産加工（納豆）の取り組みは、「食の安全・安心」が求められる今日の情勢に則しており、期待されている。

集落協定の概要

市町村･協定名	長崎県壱岐郡勝本町　片山触仲田（いきぐんかつもとちょう　かたやまふれなかた）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
9ha	水稲、飼料作物	―	―	―
交付金額	個人配分分			48%
180万円	共同取組活動分	農地法面、農道、水路の点検等		47%
	（52%）	多面的機能増進活動（廃材・廃車回収等）		3%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入等）		2%
協定参加者	農業者　20人			

３．取り組みによる効果

共同施設(農道・水路)の整備には、多くの人手と費用負担が伴うことから、交付金の概ね１／２を共同取組活動分に充当することで、適正な管理による営農の安定化、営農活動が活性化された。

また、農作業受託組織(機械利用組合)が集落の担い手へと発展することに、期待が高まっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(田8.6ha)　個別対応
- 水路・作業道の管理（水路年1回、作業道年3回）　共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（逐次）　共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（菜の花　11.7ａ）　共同取組活動
- 堆肥の投入（年1回、2.8ha、10ａ当たり２ｔ）　共同取組活動
- 五穀豊穣祈願の秋祭りの際、伝統である子供相撲を開催（年1回）　共同取組活動

その他の活動

- 集落リーダーの研修参加（施設園芸、年1人）　共同取組活動
- 農業後継者の研修旅費助成　共同取組活動

↕

集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の発生がなくなった。

○機械組合への農作業委託の推進により営農が効率化された。

・農作業の受託による低コスト化

・自給粗飼料生産の効率化

・農作業の作業委託推進・・・片山機械利用組合作業受託（田植作業4.0ha、飼料作2.2ha）

・認定農業者の育成・・・協定参加者の中に、担い手となりうる認定農業者が6名となった。
その内5名が機械組合の構成員となっている。

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○４つの協定集落の協力によるコントラクター組織の設置

１．協定締結の経緯

水田地帯であった当該地域は、積極的に転作に踏み切り、現在はメロン、スイカを中心とした野菜産地としてブランドを確立しているが、多くの農業者が高齢化し、担い手の確保・育成が最重要課題となっていた。

さらに、経営規模の大型化が加速し、加重労働などの問題が発生し、家族経営のみでは十分な労働力を確保することが困難な状況にあった。

このため、当地区において、既存から活動していた15の農事組合を基礎として、４つの集落協定が締結され、一層の地域農業の効率化を進めることとなった。

さらに、４集落協定の協定役員・市・農協での取組内容協議の際に、後継者不足・農地流動の困難さなどの課題を、４集落毎ではなく、より広域な取組により解決するため、４集落協定の連合組織である「山部集落協議会」を立ち上げた。

取り急ぎ喫緊の課題である労働力不足・労働負担軽減のための対策として、農作業支援組織（農作業受託組織）の設立、活動支援を実施した。

２．取り組みの内容

若手農業者をオペレーターとしたコントラクター組織（飼料生産受託組織）を設立するため、地域内にある４つの協定集落から交付金の25%を拠出し、農協・山部集落協議会役員との打合せや先進コントラクター組織への視察研修（会議・研修費）、コントラクター組織立ち上げのための経費支援（コントラクター組合運営費）、作業受託のための農業機械等の整備（クローラトラクター１台、サブソイラ１台等）を行った。

また、コントラクター事業として、牧草収穫作業等（29ha）、心土破砕作業（135ha）、水田除草剤散布作業（164ha）等を実施した。

ラジコンボートによる農薬散布

集落協定の概要

市町村･協定名	北海道富良野市（ふらのし）　山部地区（やまべちく）（山部北星、山部南陽、山部中央Ａ、山部中央Ｂ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
1,164ha	メロン、スイカ	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
9,678万円	共同取組活動分（50%）	農業生産活動等（農道・水路の管理等）		9%
		多面的機能増進活動（花壇整備、廃農機具回収等）		4%
		生産性・担い手定着（コントラクター組合運営費等）		37%
協定参加者	農業者　243人			

３．取り組みによる効果

コントラクター組織の設立により、地域に共同作業の考え方が浸透するとともに、組織自体も地域農業を支援するための地域営農システムとして定着してきている。

その他の効果としては、作付けされている牧草については、作付け面積の拡大により適切な管理がされていない場所もあったが、平成14年度から牧草収穫機などを、作業受委託に加えることによって適切な管理が徹底されてきた。

また、心土破砕については、他地域から機械を借り入れて作業を行っていたため、所有地域での作業後の借り入れとなり、適期作業ができなかったが、平成13年度にコントラクター組織で作業機を購入することにより、適期作業とあわせて作業面積の拡大が図られている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田1,164ha）	農場周辺環境整備（花壇整備等）	農業機械・施設の共同購入・共同作業（共同作業への促進）
個別対応	共同取組活動	農作業受委託の促進（受委託作業の推進）
水路・農道等の管理（清掃等）	畦畔への防虫作物（栽培試験の実施）	高付加価値農業の推進（ほ場改良の推進）
共同取組活動	共同取組活動	認定農業者の育成（認定農業者の育成）
		担い手の育成・確保（各種研修会の参加）
		共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○花壇整備(180戸)、会館集会場補修・塗装（５棟)、廃農機具撤去（27件)、農家看板作成（46カ所）による農村環境・景観の整備
○協定参加者（10戸）による植栽試験の実施により畦畔雑草処理作業が軽減
○ストローチョッパー１台、ディスクモアー１台、豆収穫機１台、トレーラー１台の共同購入・共同利用によるコストの低減
○集落協議会へ拠出によるコントラクター事業（受委託作業組織）の実施
○土壌改良資材の購入によるほ場改良の実施（全戸）
○認定農業者（118名）の育成

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○特定農業法人等に農地集積・農作業委託

１．協定締結の経緯

農地利用のあり方について、平成９年頃から村全体で検討されるようになり、受託組織の整備と集落営農の取組が打ち出され、平成11年には農用地利用改善組合を設立し、集落営農をスタートさせた。

交付金の目的である「農地を守る」ということが、農用地利用改善組合の活動目的と合致することから、農用地利用改善組合を中心として、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

特定農業法人㈲グリーンファーム及び認定農業者（２戸）を地域の担い手として位置づけ、農地の利用権設定、作業受委託の推進を図ることで、農作業効率が高まった。

○平成13年度実績　利用権設定面積9.9ha、農作業受委託面積7.7ha

女性部が「花いっぱい運動」等の活動に取り組むなど、意識が高まり、集落が活性化してきた。

また、公民館が老朽化しており、新たに建設を目指している。

農道の簡易補修

集落協定の概要

市町村･協定名	福島県大沼郡昭和村（おおぬまぐんしょうわむら）　中向（なかむかい）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
23ha	水稲、そば、麦	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
184万円	共同取組活動分	農地法面、農道、水路の点検等		38%
	（50%）	多面的機能増進活動		11%
		生産性向上・担い手定着		1%
協定参加者	農業者　43人、特定農業法人グリーンファーム			

３．取り組みによる効果

集落営農活動を通して、「地域の農地は地域で守ろう」とういう意識が集落全体で高まったことが最大の効果である。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田23ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（年1回） 共同取組活動	農作業受委託　9.9ha 利用権設定　　7.7ha 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路（清掃、草刈、年2回） ・農道（簡易補修、草刈） 共同取組活動	景観作物作付け 花いっぱい運動（道路沿いにコスモス等を植栽） 共同取組活動	

[平成14年度までの主な効果]

○集落での話し合いを通じて、「地域の農地は地域で守る」という気運が盛り上がってきた。

[その他]

○平成13年度豊かなむらづくり顕彰事業受賞(主催：福島県、福島民友新聞社)

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○担い手の定着による耕作放棄地の有効活用

１．協定締結の経緯

本制度については、基盤整備後の耕作放棄地の解消と発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能にするため、関係者が一致協力して取り組むことを決めた。

このため、全ての地権者の同意を得て、集落協定の認定を受けるとともに、活動の中心となる営農事業組合を設立した。

２．取り組みの内容

本制度を活用して耕作放棄地の解消と発生を防止するため、平成12年９月に営農事業組合を設立し、次の活動に取り組んでいる。

・平成12年、耕作放棄されていた田1.9haに、バックホー等の重機を入れて抜根、整地、用・排水や農道の整備等を実施。

・平成13年３月、中古トラクターを購入し、耕起作業の受託を開始。

・平成13年４月、婦人部を設置し、遊休農地0.5haに季節に合わせた花の栽培を開始。

・平成13年10月、直売所を開設。

・平成13年10月、地権者及び若手農業者グループの支援を得て、そば、小麦、大豆の農作業受託組織を発足、1.4haでそばを栽培するとともに、地域営農システム総合対策事業を活用して購入したコンバインで刈り取りを実施。

・平成14年度、４名のオペレーターで小麦の作業受託に取り組み、転作も含めそば2.6ha、小麦0.6ha、大豆0.6haの栽培を行うとともに、地域づくり総合支援事業を活用して味噌加工施設を整備し、小麦を使った地元名産のおにかけうどん、大豆を使った味噌や豆腐などの加工・販売による高付加価値化を検討。

そばの刈り取り風景

集落協定の概要

市町村･協定名	長野県北佐久郡御代田町（きたさくぐんみよたまち）　塩野（しおの）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
40ha	水稲、麦、そば、大豆	―	―	―
交付金額	個人配分分			29%
840万円	共同取組活動分	法面、水路・農道等管理		7%
	（71%）	多面的機能増進活動（下草刈り）		36%
		生産性向上・担い手定着（機械の共同購入）		7%
		役員報酬、会議費・事務費等（総会、研修会等）		21%
協定参加者	農業者　97人			

３．取り組みによる効果

・耕作放棄地1.9haの解消及びそば2.6ha、小麦0.6ha、大豆0.6haの栽培
・遊休農地0.5haでの花栽培による景観形成
・地元の原材料による「おにかけうどん」の製品化や味噌加工等
・認定農業者（5名→24名）やオペレーター（0名→4名）の育成
・集落内でのリーダーの育成及び直売所を通じた結びつきの強化
・町の各組織が一体となった話し合いの場の設定（議会、農業委員会、商工会、観光協会、ＪＡ佐久浅間伍賀支所・御代田支所・小沼支所、佐久農業改良普及センター等）
・グリーン・ツーリズム協会への加入

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田40ha）	個別対応
水路・作業道の管理 ・水路2㎞、年２回 （清掃、草刈り） ・道路5㎞、年２回（草刈り）	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年２回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

農産物直売所の運営・管理（婦人部会の設立）	共同取組活動
景観作物作付け （転作作物としてコスモス1.5ha、盆花0.5ha作付けし販売）	共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用 ・コンバイン１台 ・トラクター１台 ・オペレーター４名	共同取組活動
農作業の受委託 （集落内の農地1.9haについて作業の受託）	共同取組活動 （水管理は各農家）
受託組織を設立し、大豆・麦・そばの作付けと刈取り （近隣農家の刈取り）	共同取組活動

集落外との連携
○集落外の農家の麦・そば・大豆の刈り取り
○集落内外の農作業の受託

[平成14年度までの主な効果]
○耕作放棄地の復旧　1.9ha
○認定農業者の新規確保　19名
○景観作物の作付けによる地域の活性化（コスモス1.5ha作付け、盆花0.5haを作付け販売）
○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化（大型機械の共同利用による低コスト化）

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○直接支払制度を契機とした集落営農の展開

１．協定締結の経緯

当地区は、昭和56年から農村基盤総合整備事業によりほ場や幹線用水路の整備を行うとともに、“集落の農地は、集落で守る”を基本に、機械利用の共同化や生産の組織化を検討してきた。

このような中で、直接支払制度の導入をきっかけとして、非農家を含めた集落全員参加の生産組織を設立し、集落全体で常に一緒に話し合いができる体制となった。

２．取り組みの内容

集落協定の締結を契機に、以前から検討を進めてきた生産組織を集落全戸参加で設立した。このため、交付金の共同取組活動分を生産組織の機械・施設整備に使うとの合意がスムーズに行われた。

生産組織では、交付金を活用して導入した田植機・コンバインを利用して集落内の農作業受託を進めており、現在、集落の水田11haのうち、田植え10ha、刈り取り7haを受託している。

田植え・刈り取り以外の作業（耕耘、代かき、畦畔草刈り等）については、個別機械の所有状況や組織の労力面などから無理な受託は進めていないが、将来的に必要となった場合は組織で請け負うことも検討している。

また、平成14年度には「ミニライスセンター」を建設し、共同化への移行によるコスト低減と、生産組織が核となって集落の農地を守る体制づくりを進めている。

集落活性化の取り組みとしては、首都圏を対象とした「田植え・稲刈りツアー」や、お盆の帰省客の参加による集落の「夏祭り・収穫祭」を開催しており、北野集落出身者で組織される「関東北野会」が発足するなど都市との交流に力を入れている。

また、そばや自然薯の栽培に取り組み、村が実施している「そばまつり」に「北野産手打ちそば」を提供している。

集落協定の概要

市町村･協定名	新潟県中頸城郡清里村　北野（なかくびきぐんきよさとむら　きたの）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
18ha	水稲、そば	－	－	－
交付金額	個人配分分			52%
383万円	共同取組活動分（48%）	集落営農組織活動資金		38%
		水路・農道等の維持管理経費		5%
		多面的機能増進活動経費		5%
協定参加者	農業者　26人			

３．取り組みによる効果

集落内で営農についての話し合いが少なくなっていたが、本制度の導入により話し合いが進展し、生産組織が設立できた。

生産組織の設立により、これまで農作業に従事することが少なかった他産業勤務の若者が生産組織のオペレーター助手として出役するようになり、集落内の若者のコミュニケーションの場となっている。

また、都市との交流の取り組み等を通じて、集落内の女性グループが新たに農産物加工に取り組むなど、集落全体が活気づいている。

活動内容の概要

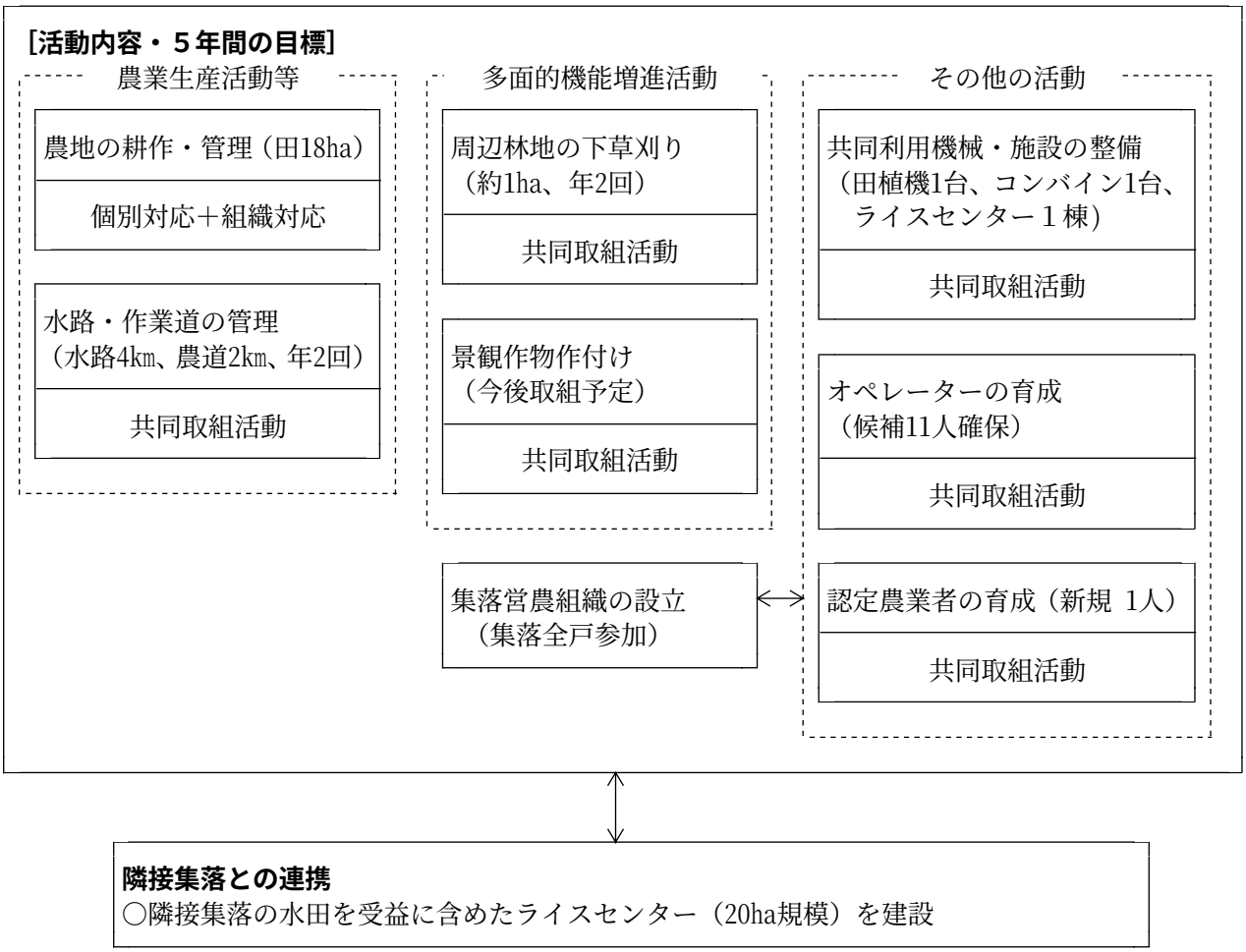

[平成14年度までの主な効果]

○生産組織の設立（平成12年度）
○共同利用機械・施設の整備によるコスト低減
○農作業受委託の推進（田植え10ha、刈り取り7ha）
○オペレーターの育成（候補11人確保）
○認定農業者の新規確保（ 1人）
○都市農村交流の推進（「田植え・稲刈りツアー」の実施、「関東北野会」との交流）
○集落内活動の活性化（「夏祭り・収穫祭」の開催）

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○集落営農組織を設立し営農の仕組みづくりを開始

１．協定締結の経緯

当地区では、男性による昭和会、女性によるしゃくなげ会を結成し、川沿いに桜の植樹、地域外から多数が参加するマラソン大会の企画・運営、「ふれあい農園（市民農園）」の運営を行うなど、地域づくり活動を積極的に行っていた。

農地保全に関しては農家が個々に対応していたが、地域の農地を共同活動によって保全していくことが、これまでの地域づくり活動の取組の延長として認識され、本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

協定締結を契機に設立した営農組合（構成員46人）を通じて、耕起や田植えなどの受委託斡旋を行っている。

また、地区外に出てしまった人の農地の保全管理も、組合を通じて受委託斡旋するなど、農地の保全に地域をあげて取り組んでおり、これまでに、1.3haの農用地の保全管理を受託している。

更に、集落内にある市民農園（15ａを15家族が利用）の運営や農園利用者との交流会開催、ビオトープの設置や環境学習会の開催など、多彩な活動を展開している。

３．取り組みによる効果

協定の締結を契機に営農組合を設立し、地域内の農地保全に地域をあげて取り組むこととなった。

今後は、営農機械の整備等を検討していく予定であり、地域の営農の仕組みづくりに向けた活動が開始されることとなり、今後の一層の活動充実が見込まれる。

集落協定の概要

市町村･協定名	山口県岩国市（いわくにし）　二鹿（ふたしか）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
13ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
149万円	共同取組活動分	役員報酬、研修会費、農地管理費		6%
	（100%）	多面的機能増進活動		1%
		共同機械購入積立		93%
協定参加者	農業者　46人			

ビオトープ

稲刈り風景

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田13ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路3㎞、道路1㎞、年2回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 市民農園の運営（農園利用者との交流会開催等）
  - 共同取組活動
- ビオトープづくり（地域内３箇所に設置）
  - 共同取組活動

← 市が開設している市民農園の運営
農園利用者との交流活動

［平成14年度までの主な効果］

○地域内の農地保全の仕組みづくりへの取組開始
　・協定締結を契機に営農組合を設立
○都市農村交流の充実
　・市民農園の運営を通じた農園利用者との交流活動の実施
○環境意識の向上
　・ビオトープの設置と学習会の開催

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○３集落協定間で営農組合を組織

１．協定締結の経緯

当地区では、農業者の高齢女子化が進行し、農業の担い手不足などにより中山間部はもとより平野部においても遊休農地や荒廃地の発生が見うけられたため、直接支払制度に取り組んだ。

２．取り組みの内容

制度取り組み当初は、交付金を先進地の視察研修に要する経費に利用していたが「集落内の農地はみんなで守ろう」という考えが農業者に浸透し始め、集落営農に向けての活動を実施した。

○平成13年度

・体制づくり

共通の問題意識を持つ地区内の全農家が参加できる体制（集落営農に関しての準備組織）を作った。

・合意づくり

集落営農に取り組む場合に発生する問題点とその解決策を検討し、この地区に適した営農方式や形態について、合意を図りながら活動を推進した。

○平成14年度

・準備期間１年を経て、組合設立の賛同者（全農家の約半数）で集落営農組合「林泉営農組合（シナジー２１）」が平成14年４月に発足した。

・平成14年度は、機械の共同利用の整備、水稲の共同育苗及び農地の借受、農作業の受託を行っている。

・また、組合に未加入の農家についても参加の呼びかけを行っている。

・麦（さぬきの夢2000）を約４haは種し、農地の生産性向上を図っている。

３．取り組みによる効果

本制度に取り組んだことで「集落内の農地はみんなで守ろう」という考えが農業者に浸透し、集落営農への機運が高まり、集落営農組合「林泉営農組合（シナジー２１）」が発足した。組合内の部会として作物部会、機械部会、作業部会、生活部会がある。

集落協定の概要

市町村･協定名	香川県三豊郡財田町（みとよぐんさいたちょう）　長樋（ながひ）－16・17・18			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
7ha	水稲、麦	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
131万円	共同取組活動分（先進地視察研修）			50%
協定参加者	農業者　41人、水利組合　4			

小麦新品種「さぬきの夢2000」の集団栽培

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田7ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理（水路４㎞、年２回　道路４㎞、年１回）／共同取組活動
- 水稲の共同育苗（3.0ha分）／共同取組活動
- 小麦栽培（4.0ha）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 堆肥の施用／個別対応

その他の活動

- 農作業の受委託（作業委託　3.6ha）／共同取組活動
- 機械の共同利用　・農業施設　１棟　・農業機械　４台／共同取組活動

集落外との連携

○２自治会（林明、泉平）、３集落協定（長樋ー16・17・18）間にまたがる営農組合を組織

[平成14年度までの主な効果]

○「集落内の農地はみんなで守ろう」という考えが農業者に浸透した。
○集落営農への機運が高まり、集落営農組合「林泉営農組合（シナジー２１）」が発足した。
○農作業受委託　47件　3.6ha（H14.12.1現在）
○水稲共同育苗　　3.0ha（H14.12.1現在）
○機械の共同利用　　４台　（H14.12.1現在）

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○個人配分あとまわし！集落営農の生産条件を整備

１．協定締結の経緯

当地区は昔からおいしい米処として知られ、転作は個人個人の考えで実施されてきた。集落で調整されることなく、平成11年度の生産調整の達成率は88%であった。

そのような中で、営農組合を設立し、団地化による転作大豆の栽培に取り組む一方、集落の活動拠点施設や大豆栽培等の機械整備を行うため、本制度を導入することになった。

２．取り組みの内容

交付金を活用して、営農センターの建設、農機具格納庫の建設、大豆コンバインの整備を行った。また、補助事業の地元負担金に交付金を充てている。

導入された農機具格納庫や大豆コンバインは、平成12年5月に設立された営農組合が活用している。営農組合はブロックローテーションによる転作大豆の生産を行うほか、高齢化により耕作できなくなった農地の管理も行っており、その労賃は交付金の共同取組分から支払われている。

集落営農経営確立支援事業実績（千円）

地域農業施設	事業費	国	地元
営農センター	19,558	9,779	9,779
農機具格納庫	2,500	867	1,633
大豆コンバイン	4,696	2,348	2,348
計	26,754	12,994	13,760

平成14年度大豆作業受託面積（ha）

作業名	面積	備考
播種	9.7	－
中耕培土	14.4	－
刈り取り作業	24.4	地区外 11.4
全作業受託	0.8	－

また、当地区のインショップを大分市に開設し、地区産大豆を100%使用した豆腐、小物野菜や農産加工品などを販売している。

交流行事も活発で、レンゲまつり、ホタルコンサート、屋外映画祭等では多くの入り込みがある。大豆栽培から豆腐づくりまでを経験する小学校の体験農園を設置するなど地域に根ざした交流も実施している。これらの活動は、平成13年12月に開設された地区のホームページで紹介されている（http://www.ajimu.jp）。

集落協定の概要

市町村･協定名	大分県宇佐郡安心院町（うさぐんあじむまち）　松本（まつもと）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
46ha	水稲、大豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			8%
791万円	共同取組活動分	共同利用施設費		78%
	（92%）	農地管理費		1%
		事務費ほか		2%
		積立金		11%
協定参加者	農業者　54人、松本営農組合（組合員41人）、大池水利組合（組合員25人）			

３．取り組みによる効果

交付金の個人配分をあとまわしにして、拠点施設や機械の整備を重点的に行ったことにより、設立して間もない営農組合の運営が軌道にのり、大豆の団地化及び農産加工品の製造、インショップの設置など地域農業が活発となった。

ほとんど行われていなかった大豆栽培が、集団転作の実施とともに12haの面積で行われるようになり、農業所得が向上した。また、インショップの開設と同時に小物野菜部会が結成され、地区内の高齢者が活き活きとした表情をみせるようになった。インショップの売り上げは、月額で40～50万円にのぼる。

また、拠点施設である営農センターの完成により、地区内の話し合いの場が確保され、交流が促進されるとともに、都市住民との交流もさらに促進されるなど地区の活性化に貢献している。

地区では更なる取組として、生産面を含めた総合的な大豆の団地化及び農産加工品の製造などの生産活動を発展させ、加工を取り込んだ集落ぐるみの法人化を検討している。

活動内容の概要

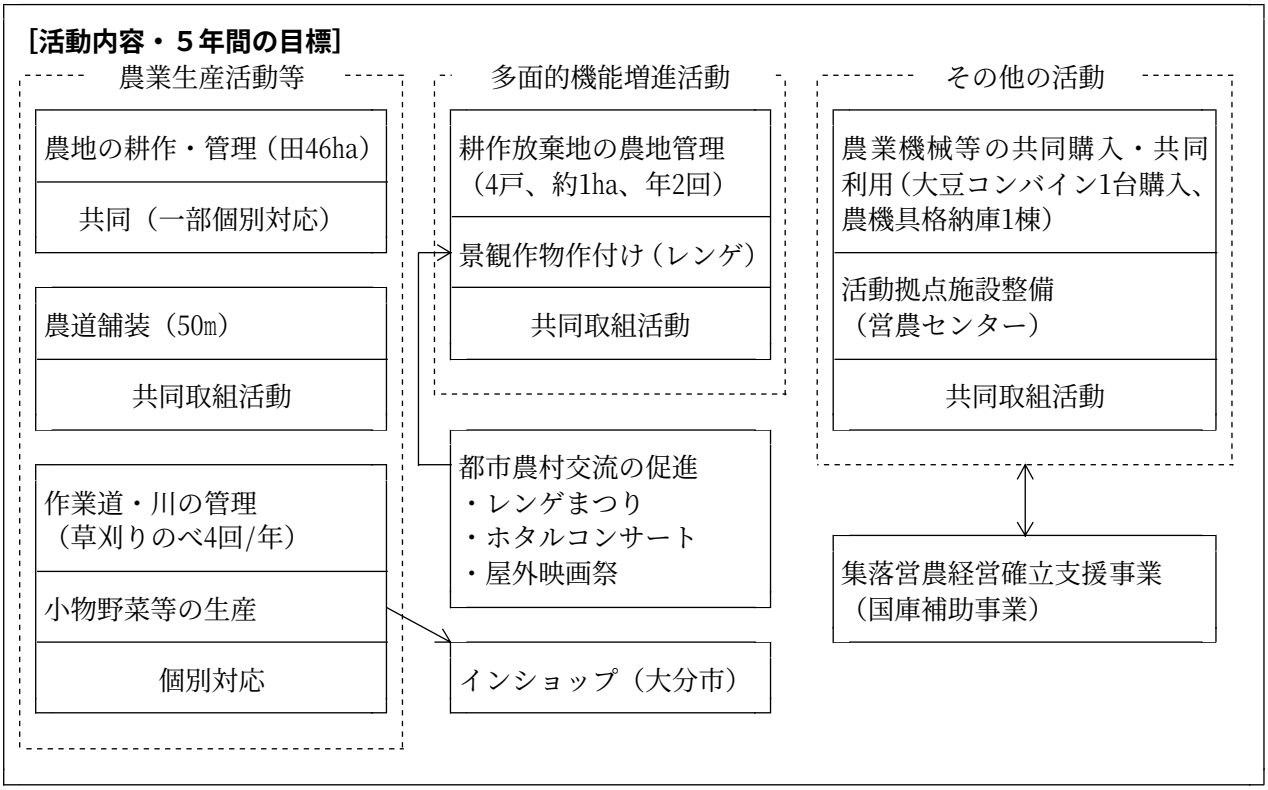

[平成14年度までの主な効果]

○集落全体の生産体制の整備・・・大型機械の共同利用による低コスト化
転作ブロックローテーションによる大豆栽培　(12ha)
○大分市へのインショップへの小物野菜と加工品の販売（売上額約40～50万円/月）
○集落の女性起業促進（農産加工所4件）
○都市農村交流の促進・・・ほたるコンサート（入込客約100名）
夏の夜の映画祭（入込客数約70名/2日間）
レンゲ祭（入込客数約300名）、椎茸のコマ打ち体験（入込客数約70名）
クリスマスリース・しめ縄づくり（入込客数約30名）
○耕作放棄地の維持管理 1ha
○新規就農者　3名、認定農業者の新規確保　5名

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○集落営農体制の確立に向けた取組

１．協定締結の経緯

当地区は約10haの耕地が山間に散在する中山間地域であり、営農条件は不利であるが、農業に対する意欲は高く、集落営農についても以前から話し合いが行われてきた。そのような中で、県が進める「むら１０００プロジェクト」に基づき、平成12年度にむらづくりビジョンを策定した。その中で「営農組合の設立と受委託体制の整備を行い、集落営農により地区の農地を守り、農業の発展を目指す。」という目標を掲げ、その目標と合致する直接支払制度もいち早く導入した。

２．取り組みの内容

平成14年度に営農組合が事業主体となり、集落営農確立型水田農業推進事業（県単事業）により、共同利用機械としてコンバイン・田植機を導入し、水田農業の低コスト化を図るとともに、高齢化等により耕作できなくなった水田については、営農組合が全作業を受託し、耕作放棄地とならないようにしている。さらに、県単事業によりパソコン（財務会計）を導入して組合の経営管理を行うとともに、新規品目として茎レタス（山クラゲ）を導入するなど、営農改善に意欲的に取り組んでいる。

また、当地区は山間地であり獣害が多いため、共同作業により電柵(1,457m)を設置し、猪や鹿などの被害を防止している。

３．取り組みによる効果

以前から集落営農についての話し合いが行われていたが、オペレーターや資金の問題もあり、営農組合の設立には至らなかった。しかし、平成12年度にむらづくりビジョンを策定し、オペレーターについては退職者や兼業農家が担当することになり、本制度への取組みを行うことにより、平成14年の営農組合の設立につながった。

集落協定の概要

市町村･協定名	大分県下毛郡山国町　共和（しもげぐんやまくにまち　きょうわ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
7ha	水稲、飼料、小豆	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
156万円	共同取組活動分（50%）	多面的機能増進活動（景観形成作物等）		1%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入）		45%
		鳥獣被害防止対策		4%
協定参加者	農業者　17人			

平成14年度の設立であり本格的な活動は今後となるが、受委託作業の強化や新規品目の導入などを行い、将来は法人化も視野に入れて、営農組合の活動を強化する。

また、農業体験農園を設置し、地域や都会の子供達に農作業を体験してもらう交流事業も計画中である。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田7ha）	個別対応
水路・作業道の管理（水路4km、道路3km、年2回）	共同取組活動
鳥獣害適正防止（電柵1,457mの設置）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り（約1.5ha、年１回）	共同取組活動
景観作物作付け（転作作物としてレンゲを作付　0.1ha）	共同取組活動
体験農園の開設・運営(ｻﾂﾏｲﾓ、ｶﾎﾞﾁｬ、ﾒﾛﾝ等50a)	共同取組活動（予定）

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用（ｺﾝﾊﾞｲﾝ１台、田植機１台、乾燥機１台、倉庫１棟）	共同取組活動
農作業の受委託・集落内を中心に、集落外についても作業を受託（田植3ha、稲刈6ha）	共同取組活動
新規作物の作付・茎レタス（山クラゲ）10a	共同取組活動

集落外との連携

○農業機械の有効利用を図るため、集落内だけでなく集落外からも農作業受託を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○機械の共同利用による低コスト化
　・共同利用機械（コンバイン１台、田植機１台）導入
○近隣集落を巻き込んだ農作業受委託の推進
　・田植3ha（うち集落外0.5ha)、収穫6ha（うち集落外1.5ha）
○新規作物の導入（茎レタス（山クラゲ）10a作付、料理講習会・試食会の開催）
○鳥獣害の軽減（電柵1,457m設置）
○青色申告研修会の開催

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○耕作放棄地のソバ畑への復旧と集落の将来ﾋﾞｼﾞｮﾝの策定

１．協定締結の経緯

農家組合は舘迫、立石と別々になっているが、組合間相互の出入作が多く、一緒に知恵を出し合おうということで、まとまって協定を締結した。

協定締結の際には、有志が集落内の農用地の状態をパソコンに取り込み、一筆ごとに分かりやすく図示するなど、締結に向けた意識の啓発を行なった。

集落協定締結を契機に、活力ある地域づくりを進めるため、平成12年に舘迫農業振興会を設立した。

２．取り組みの内容

(1) 農業生産活動等

・平成12年度に耕作放棄地2.7haをソバ畑に復旧した。

・平成12年度は協定参加者が個別に草刈り、泥上げを実施したが、平成13年度は農道の砂利敷き（300ｔ）、平成14年度は用水路の設置（400m）を共同で行った。

(2) 多面的機能の増進

・平成13年度、田瀬湖の養殖場からヘラブナの卵の提供を受け、集落内のため池に放流した。今後もため池周辺の景観を維持するとともに、子供たちと一緒の活動も計画している。

・10年前に集落内の青壮年層の有志40人ほどで結成された「若だんな会」が中心となり、平成13年12月には山田町漁協と共同でクリスマスチャリティイベントとして海産物即売会を開催しており、また、猿ヶ石川河畔で「さなぶり大会（ざっこ（魚）食い)」を２回開催した。

・農村集落のあり方に関する講演会を開催した。

・地域づくりに対して熱意が強く、東和町で最も早くフラワーロードを整備した。また、集落内の子供達により百姓踊りが伝承されている。

(3) 生産性・収益性の向上、担い手の定着

集落内の全農家79戸にアンケート調査を行い、集落の将来ビジョンを策定中であり、アンケート結果は機関紙「舘迫まちづくりニュース」で集落内に周知している。

集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県和賀郡東和町（わがぐんとうわちょう）　舘迫（たてはざま）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
60ha	水稲、牧草、ソバ	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
1,353万円	共同取組活動分（50%）	水路・農道の点検・草刈等		5%
		多面的機能増進活動（魚の放流、イベント等）		1%
		生産性向上･担い手定着(用水路･耕作道整備､集落ﾋﾞｼﾞｮﾝ策定､機械整備等)		26%
		研修会費・事務費等		18%
協定参加者	農業者　66人			

３．取り組みによる効果

(1) 農業生産活動等

本制度の導入により、耕作放棄地をソバ畑に復旧した。また、有志12名でソバ部会を発足させ、現在、ソバを利用したイベントを検討している。

(2) 生産性・収益性の向上、担い手の定着

・アンケート調査の結果等を踏まえて、町の事情に詳しい専門家と協定集落内の若手メンバーにより、集落の将来ビジョンを策定中である。アンケート調査結果で、「高齢者や子供が生き生きと過ごせる地域」像が挙げられたことから、今後、集落内の各層で、ビジョン実践集団など推進母体の具体化を検討することとしている。
アンケートの集計結果は、機関紙「舘迫まちづくりニュース」により集落内に周知している。

・現在、個々に転作田の草刈、畔塗り、耕起の受委託を行なっているが、アンケート調査の結果、高齢化による限界が指摘され、50%以上が、地域で支える仕組みを望んでいることから、今後、農作業受委託集団の組織化など集落営農の体制づくりに積極的に取り組んでいくこととしている。

・また、30%以上が土地利用の転換について指摘し、集落土地利用計画の策定の必要性を検討することが重要としていることから、特定農業法人の設立など農地の維持管理の組織を検討することとしている。

・本制度導入後、認定農業者が１名増え、６名となっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田60ha）
- 個別対応
- 水路･農道の草刈･点検･清掃
- 耕作放棄地の復旧
- 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 集落内のため池にヘラブナの卵を放流、さなぶり大会等のイベントを実施
- フラワーロードを整備
- 共同取組活動

その他の活動

- 集落内の全農家79戸にアンケート調査を実施し、集落の将来ビジョンを策定中
- 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地2.7haをソバ畑に復旧

○アンケート調査により、集落の将来ビジョンを策定中
（今後、農作業受委託集団の組織化など集落営農の体制づくりに積極的に取り組んでいくこととしている。また、30%以上が土地利用の転換について指摘し、集落土地利用計画の策定の必要性を検討することが重要としていることから、特定農業法人設立など農地の維持管理の組織を検討することとしている。）

○ヘラブナの放流、さなぶり大会等の交流イベントを開催

○認定農業者の新規確保　１名

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○集落ぐるみで耕作放棄地を解消

１．協定締結の経緯

集落のほとんどが兼業農家であるものの、これまで、農地管理は比較的良好に行われていたが、高齢化により耕作を断念した水田が耕作放棄され、周辺農地への影響が懸念されていた。

直接支払制度に取り組むにあたり、この耕作放棄地の管理に目途を立てた上で取り組もうと集落の意見がまとまり、所有者と調整の上、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

高齢等の理由で耕作放棄された水田について集落としてどのように対応すべきかを、協定締結時に話し合った。意見の多くは、周辺への影響を考慮して耕作放棄地の解消を念頭に取組をしようということで、この結果、1.1haについて保全管理を行い、耕作放棄が解消された。数年後には、地域内のほ場整備事業の実施に伴って休耕する水田の代わりに飯米の作付けが予定されている。

これに併せ、隣接するため池の周辺環境整備（草刈等）も実施され、集落内の環境が良好な状態になりつつある。集落内の環境整備については、平成９年度から平成13年度にかけて県営ため池整備事業で整備された「渡丸ため池」を自主的に保全するため、平成14年度に設立された、渡丸行政区民から成る「ため池保全隊『渡丸銀杏の会』」と連携して実施している。

また、用水路の維持管理の軽減を目指し、集落内の農業者の共同作業でコンクリート水路への改修工事を進めている。

用水路の改修

集落協定の概要

市町村･協定名	宮城県栗原郡栗駒町　渡丸（くりはらぐんくりこままち　わたまる）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
6ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			44%
128万円	共同取組活動分（56%）	農道、水路の点検等		8%
		農地管理費		28%
		多面的機能増進活動		11%
		役員報酬、研修会費等、		9%
協定参加者	農業者　23人、水利組合　1、非農業者等　6人			

３．取り組みによる効果

・耕作放棄地1.1haが解消された。
・ため池周辺や周辺林地の下草刈りが実施され、荒廃地が減少した結果、景観が改善されただけでなく、廃棄物の不法投棄がなくなった。
・共同取組活動を行った結果、集落内の結束が一層強くなった。

活動内容の概要

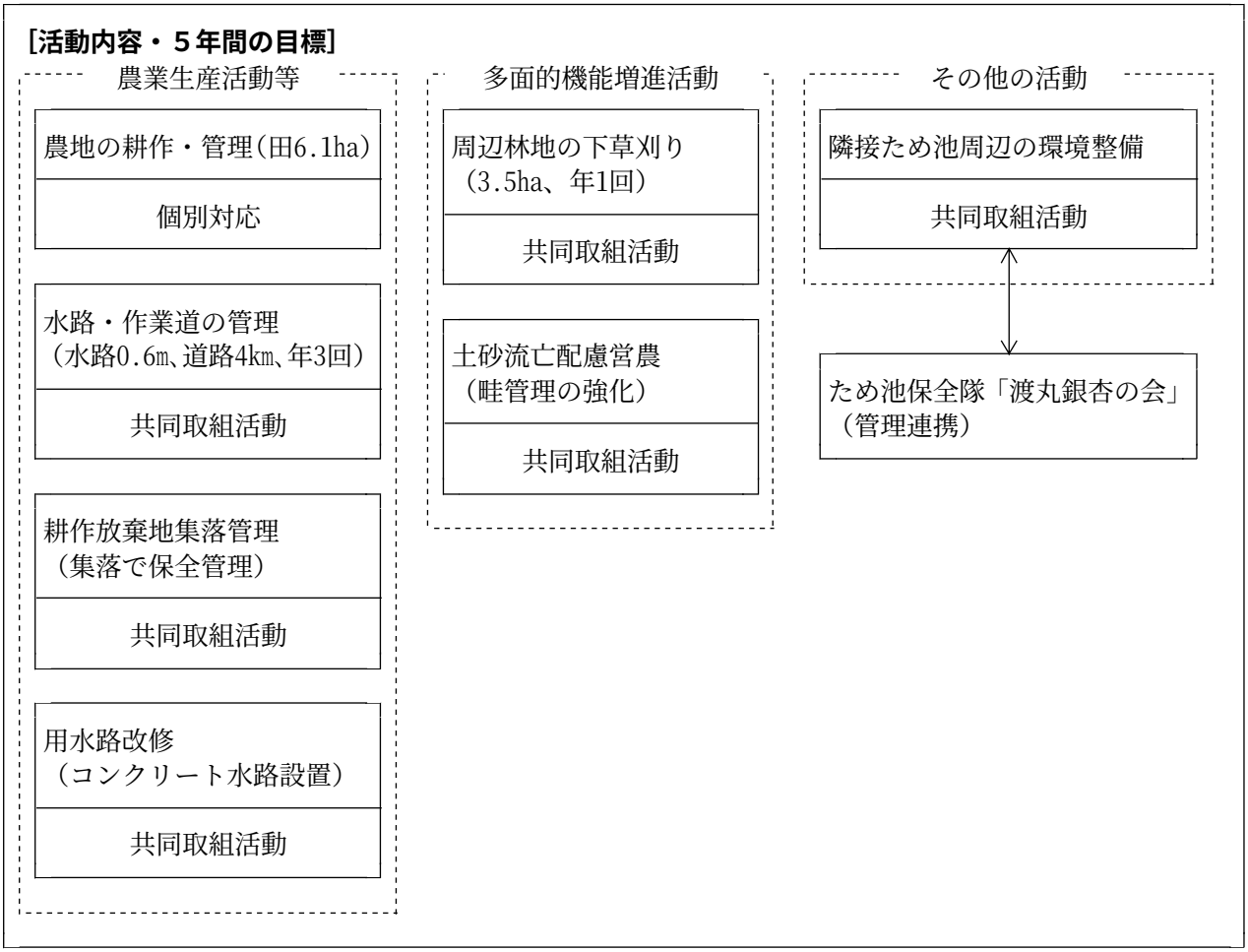

[平成14年度までの主な効果]
○耕作放棄地の復旧　1.1ha
○水路改修（Ｌ＝375m）による維持管理の効率化
○周辺整備による、廃棄物の不法投棄の減少

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○耕作放棄地を復旧しソバを作付け

１．協定締結の経緯

当地区は、地域の歴史や自然資源を生かした地域づくりを目指しているものの、高齢化や担い手の減少で集落機能の低下や耕作放棄地の増加が懸念されていたことから、荒廃農地の解消を目標に集落の合意形成を図り、協定づくりを行なった。

２．取り組みの内容

条件の悪いほ場から未利用となり、団地内の51ａが荒廃農地となっていたことから、交付金を活用して解消することとした。協定締結までに18ａを自力解消し、残りの33ａは雑木の伐採・伐根と排水対策を実施し、平成13年度にはソバを栽培し出荷するまでに至った。

畦畔の漏水対策として従来はビニールシートを使っていたが、トラクターと畦塗り機を導入し、利用料で維持費を賄いながら、農地の保全と、多量に出ていた廃ビニールの減量化による環境への負荷の軽減に努めている。

この他、婦人たちが農産物の直売組織に加入し、山菜や漬物の販売に参加したり、集落（旧来）との連携で渓流魚の養殖や販売等にも取り組んでいる。

耕作放棄地の復旧

集落協定の概要

市町村･協定名	山形県最上郡戸沢村（もがみぐんとざわむら）　上台（うえだい）（開田（かいでん））			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
16ha	水稲、ソバ、大豆	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
342万円	共同取組活動分	農道・水路の管理等		22%
	（50%）	多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り）		3%
		生産性向上・担い手定着（共同機械購入等）		25%
協定参加者	農業者　21人			

３．取り組みによる効果

隘路（あいろ）となっていた荒廃農地が解消され、共同活動にも積極的に取り組むことで、集落の横のつながりが強くなっており、農業生産に関わることだけでなく集落全体の活動が前向きになっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田16ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路2.1㎞、年2回 農道2.6㎞、年1～2回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約90ａ）
  - 共同取組活動
- 昆虫(カブトムシ)の増殖（オガクズ産卵地の設置１ヶ所）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（トラクター１台、畦塗り機１台）
  - 共同取組活動
- 農作業の共同化（ソバの団地化４ha、汎用コンバインでの共同刈取り）
  - 共同取組活動
- 山菜(ウルイ40ａ)の栽培、とざわ農楽市での直売（５～11月）
  - 共同取組活動

↕

隣接集落協定の上台旧田と共同して農道整備（敷砂利）

↕

渓流魚の養殖と販売、釣り堀での交流

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧とソバの作付け　51ａ

○共同機械の導入利用による農地の保全　約2.8ha

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○耕作放棄地を復旧して観光果樹園等に有効活用

１．協定締結の経緯

当地区は基盤整備が進んでいるものの高低差が大きく桑園面積も大きかったこと、さらに耕作者の高齢化が進んでいたことから、耕作放棄地は増加する傾向にあった。

その様な状況のなか、直接支払制度が発足したことから区長及び農事組合長が中心となり、本制度を導入して、耕作放棄地の解消及び農用地の保全・有効活用に取組むこととなった。

２．取り組みの内容

当協定においては、全協定面積77.5haのうち約７％にあたる5.2haが耕作放棄地であったが、本制度により耕作放棄地の解消に取り組み、平成13年度と平成14年度に2.4haずつの合計4.8ha（約94%）が解消された。

耕作放棄地の解消が進むに伴い、復旧される約５haの農地の有効活用が集落の新たな課題となり、集落内で議論・検討の結果、果樹講習会を開催して比較的作業労力が少ないブルーベリーの導入が決定した。

さらに、果樹苗木購入代金の一部を交付金から助成する等の支援の下、土地所有者等で「過足ブルーベリー生産組合」が組織されることとなった。

復旧された農地で、平成13年度には約1.2haに1,924本、平成14年度には約0.3haに550本のブルーベリーが同組合により植付けられ、観光果樹園開設に向けた準備が進められている。また、ブルーベリーの収穫までには時間を要するため、畝間で野菜を作付けする等して農地の有効活用にも努めている。

耕作放棄地を復旧し、
ブルーベリーを植え付け

集落協定の概要

市町村･協定名	福島県田村郡三春町（たむらぐんみはるまち）　過足（よぎあし）			
協定面積	田(34%)	畑(64%)	草地(3%)	採草放牧地
78ha	水稲	野菜、果樹、小麦	牧草	―
交付金額	個人配分分			50%
613万円	共同取組活動分（50%）	管理体制における担当者等報酬、共同取組活動経費等		30%
		水路・農道等維持管理費		15%
		多面的機能を増進する活動経費		3%
		生産性・収益性の向上、担い手育成経費		2%
協定参加者	農業者　47人			

３．取り組みによる効果

交付金により復旧された農地の有効活用は各集落共通の課題となっているが、過足集落においては「過足ブルーベリー生産組合」と連携して農地の有効活用が図られ、良好な農用地管理が継続されていくと考えられる。

交付金と「過足ブルーベリー生産組合」が契機となり、集落内において果樹栽培に取組む農業者が増えていることから、過足地区全域における農用地の有効活用及び果樹の産地形成が期待される。

活動内容の概要

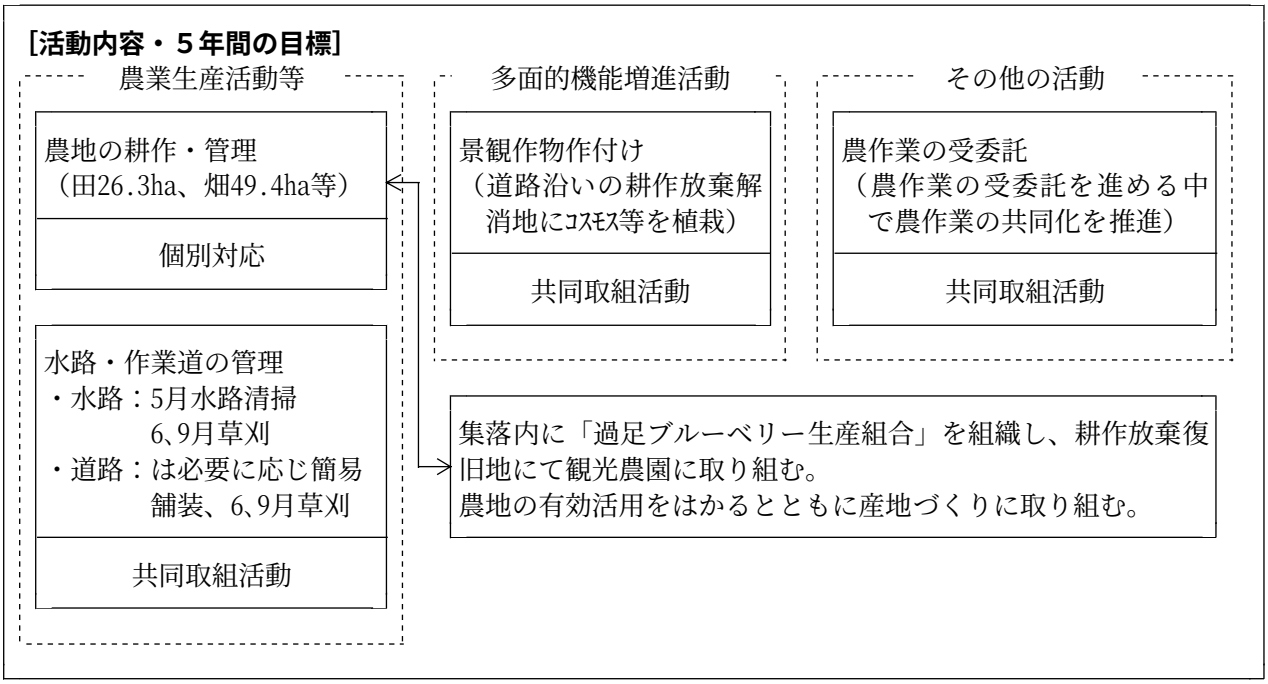

[平成14年度までの主な効果]

○直接支払交付金により復旧された農地の有効活用は各集落共通の課題となっているが、過足集落においては「過足ブルーベリー生産組合」と連携して農地の有効活用がはかられ、良好な農用地管理が継続されていくと考えられる。

○直接支払交付金と「過足ブルーベリー生産組合」が契機となり、集落内において果樹栽培に取組む農業者が増えていることから、過足地区全域における農用地の有効活用及び果樹の産地形成が期待される。

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○棚田保全ボランティア等による耕作放棄地の解消

１．協定締結の経緯

当地区では、数十年前まで小面積の棚田が約30ha存在していたが、住民が農業以外に雇用を求めた結果、耕作放棄地が拡大してきた。

しかしながら、住民は現況の農地の減少に歯止めをかけたいという考えを持ち続けていた。こうした中、平成11年から県単棚田保全対策に取組むとともに、平成12年度からは、直接支払交付金を活用して耕作放棄地の解消を図るとともに、都市住民との交流を行うことで地域の活性化を図っている。

２．取り組みの内容

集落内の住民は、高齢化・サラリーマン化等が進み、農地保全及び耕作放棄地復旧への協力には多くを望めないため、各人の能力に応じた協力体制の検討を行うとともに、「中山間を守る会」を設立し、農地保全や耕作放棄地復旧に向けて取組みを始めた。

(1) 現状水田の維持管理（各個人で管理）

(2) 転作田・自己保全管理田（耕作放棄地の管理）

① 転作田として活用・・・余力のある人、意欲のある人にお願いする。

② 受け手のない田　・・・「中山間を守る会」で管理

ア　低コストでの基盤整備（ほ場整備）を検討（公共残土等を利用）

イ　棚田交流人の協力による耕作放棄地の復旧及び管理

ウ　耕作放棄地復旧の手助けとして和牛の放牧を実施（粗放的畜産の実施）

エ　耕作放棄地復旧後の利用は、そば・小豆・ブルーベリーの栽培を計画

(3) 農地の周辺の山の整備

第一段として松茸山の整備を行うことで、楽しみを享受できる集落作りを実施する。

(4) リーダーの役割と集会協議等の回数

集落協定に関する事項や都市住民（棚田交流人）の受入体制の整備、農地流動化などについて、集落内や町との協議を精力的に行う（平成12年度から平成14年８月までに合計284回）とともに、個人では作業対応のできなくなった水田の維持のために「中山間を守る会」を設置することができたのは、中心となったリーダーの存在が大きい。

集落協定の概要

市町村･協定名	兵庫県城崎郡日高町　八代（きのさきぐんひだかちょう　やしろ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
25ha	水稲、野菜	―	―	―
交付金額	個人配分分			39%
517万円	共同取組活動分	水路農道管理、集落共同取組		19%
	（61%）	生産性向上、担い手定着		30%
		多面的機能増進活動（棚田保全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ）		8%
		担当者報償費等		4%
協定参加者	農業者　39人、非農業者　1人			

３．取り組みによる効果

耕作放棄地の復旧により、農地面積は直接支払制度取組時より約10年前まで遡る状況を予想している。しかし、直接支払交付金が無くなれば再び耕作放棄地が増加するとともに、鳥獣害が追い討ちをかけるのではと予想している。

このため、本制度が存続している間に基盤整備を進めるとともに、新たな特産物を見つけるような努力をしていくことが必要である。

また、（集落内の各戸の後継者問題もあるが）営農組合組織を創設し、全員が面積に応じて日役感覚で全体の農地を維持管理していくような手法を検討していきたい。

復旧した棚田

活動内容の概要

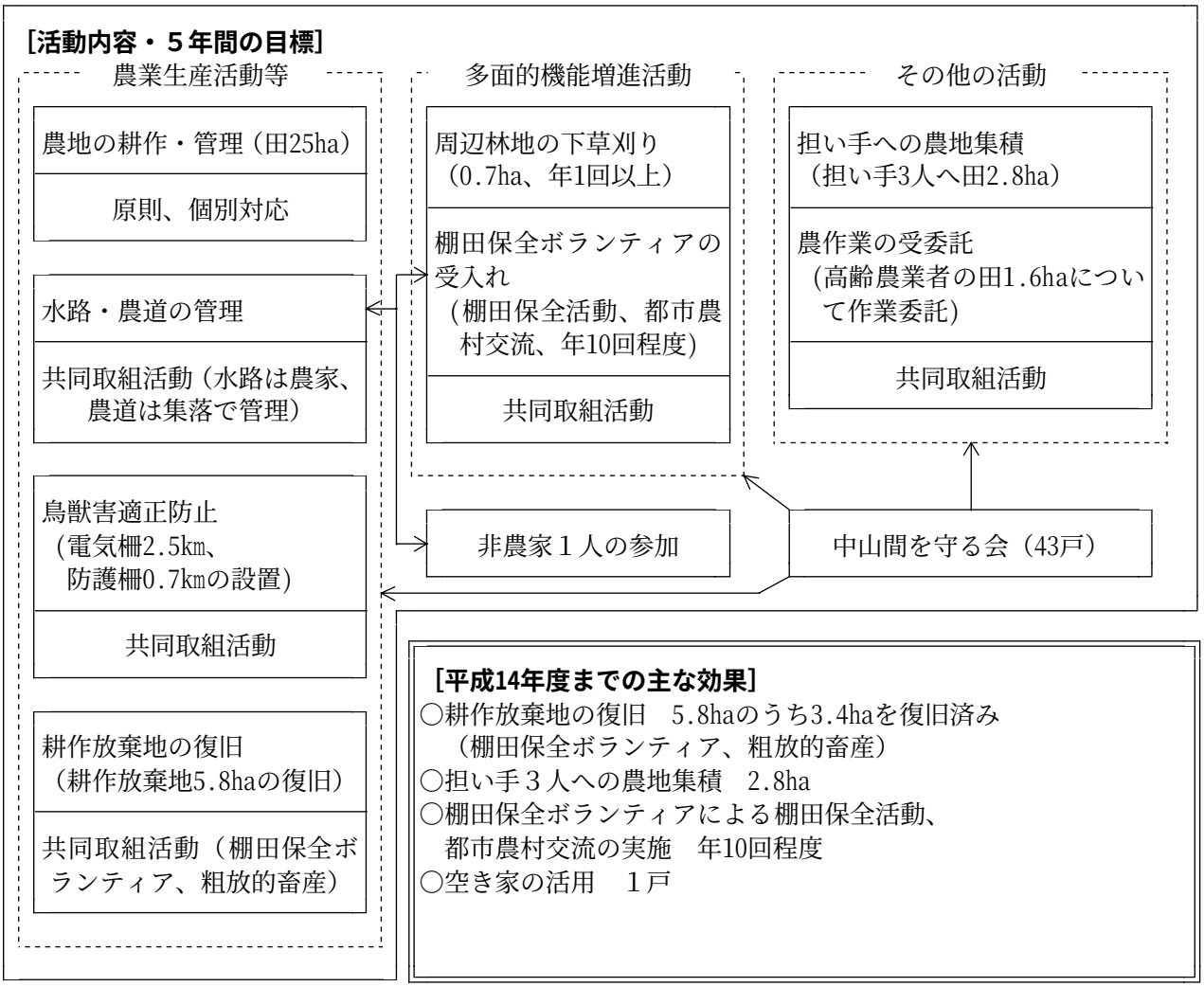

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○休耕田を利用した小学生の農作業体験

１．協定締結の経緯

役場が中心となって集落に協定の締結を呼びかけ、話し合いを重ねた結果、今後も農用地を守るには集落ぐるみの取組が必要であると判断し、集落協定を締結するに至った。

２．取り組みの内容

平成12年に集落協定を締結し、共同作業で農道・水路の整備、周辺林地の下草刈り、鳥獣被害対策のための電気柵の設置等を行っている。また、総会等で今後の集落の活性化について話し合いを重ねてきた。

平成14年度から学校が週休２日制になることから、集落内の休耕田を利用し、集落内の子供達のために体験農場を開設することになった。集落内の小学生を中心とした25人の「大江っ子クラブ」では、集落協定参加農家が講師となって休耕田でトウモロコシやスイカ等の栽培やアイガモ農法の稲作に取り組んだ。体験農場の運営は保護者（非農家含む）が行っており、集落協定参加農家が栽培管理を指導したり、苗・資材を供給する等の支援を行っている。

○体験農場の面積　平成14年度：　440㎡
　　平成15年度：1,240㎡（予定）

集落協定の概要

市町村･協定名	鳥取県八頭郡船岡町（やずぐんふなおかちょう）　大江本谷（おおえほんだに）			
協定面積	田(94%)	畑(6%)	草地	採草放牧地
5ha	水稲、野菜	梨	―	―
交付金額	個人配分分			50%
77万円	共同取組活動分	農道・水路の整備、鳥獣被害防止柵設置		24%
	（50%）	積立		26%
協定参加者	農業者　14人			

また、集落活動活性化の一環として、生活改善グループや大栃会（集落内の有志で結成されるグループで、集落内に桜や栃の栽植を行う）に活動費の助成等の支援を行っている。

３．取り組みによる効果

集落協定の締結を契機に、集落内の農業について話し合うようになった。農業活動については当面各自で行うこととしている。

平成14年度から体験農場を開設し、子供達及び保護者に非常に好評であった。今後も体験農場等、非農家も交えた集落活動に力を入れていく予定である。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田4.5ha、畑0.3ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（年２回） 共同取組活動	農作業受託の推進 共同取組活動
水路・作業道の管理(年1回) 共同取組活動	緑肥作物の作付け（レンゲの作付け） 個別対応	農作業の共同化（病害虫の一斉防除） 共同取組活動
鳥獣害適正防止（電気防護柵約１㎞の設置） 共同取組活動	鳥類の冬季餌場（子供たちも観察できる近隣の休耕田を利用） 共同取組活動	オペレーターの育成・確保 共同取組活動
		子供達の農業体験支援（農地の提供、農業指導、苗・資材の援助） 共同取組活動
		集落活動の支援 ・食生活改善グループへの活動支援（食材提供・活動費援助） ・大栃会への活動支援（苗木・肥料の援助） 共同取組活動

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○荒廃農地等を活用した「あじさいの里」づくり

１．協定締結の経緯

当協定集落では、昭和50年に地区内の農道完成を記念して、生活改善グループが道路沿線にあじさいを植栽し、これを契機として地域起こし活動が始まり、平成元年にあじさいの植栽や、あじさい祭りの開催、２次産品の開発・販売等を行う「中野あじさいグループ」が発足した。平成８年には「新宮あじさいグループ」へ名称変更し、山林や雑種地等を開墾したあじさい園の開設などを行うあじさいの里づくり事業に取り組んだ。

２．取り組みの内容

当集落の農家が中心となった「新宮あじさいグループ」は、本交付金を活用して平成13年度から荒廃農地（栗の放置園等）の復旧や竹林等を開墾し、約１ha余りの急傾斜地にあじさい５千本の植栽を行い、あじさい園の拡大による景観づくりに努めている。

また、あじさい祭りの開催による都市住民との交流活動、地場産品の消費拡大など地域起こし活動のけん引役として、重要な役割を担っている。

○主な活動内容（毎年）

① あじさいロード(村道中野線Ｌ＝1.8㎞)、あじさい園（約３ha）周辺の整備・管理
　年間草刈５回，花摘み１回

② イベント「あじさい祭り」の開催（６月最終日曜日）

③ ふるさと小包への参加（７月・12月の２回）

④ あじさい開花中の来訪者への対応
　約１ヶ月間お茶のサービスや地場産品の販売等実施

⑤ 道づくり（道路、排水路とその周辺の清掃管理）年２回

集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県宇摩郡新宮村　中野（うまぐんしんぐうむら　なかの）			
協定面積	田(3%)	畑(97%)	草地	採草放牧地
7ha	水稲	茶、ゼンマイ	－	－
交付金額	個人配分分			65%
87万円	共同取組活動分（35%）	農地法面、農道の点検等		1%
		多面的機能増進活動		28%
		積立金		6%
協定参加者	農業者　15人			

３．取り組みによる効果

集落が中心となって、従来のあじさい園に隣接した荒廃農地等約１ha余りを復旧・開墾し、あじさいを植栽することで、現在では、面積約３haに約２万本を擁するあじさいの里を維持管理しており、併せて周辺林地の整備も進み、農地の荒廃化の進行も周辺地域に比べて鈍化する傾向にある。

これに伴い、あじさい祭りも以前に増して盛大となり、平成14年度開花期におけるあじさいの里への入り込み客数は、四国４県を始め関西・中国、遠くは岐阜県からの来訪者も含め１万人余りを記録し、地元住民と都市住民との交流拡大や地場産品の消費拡大による集落のイメージアップが図られた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田0.2ha、畑7.2ha）
個別対応

道路・排水路等の管理 （道路3㎞、排水路3㎞、年2回清掃、草刈り）
共同取組活動

その他の活動

高付加価値型農業の推進 （既に、茶の無農薬栽培に取組んでおり、認定農業者を中心に、その栽培方法の確立と普及に努めている。）
個別対応

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り（約3ha、年1回）
個別対応

景観作物作付け ○「あじさいの里」づくりへの取組み ・既存あじさい園等の維持・管理 あじさいロード（道路沿い1.8㎞） 既存あじさい園（2ha） →雑種地、休耕田等の開墾による ・新たなあじさい園（1ha）の植栽・管理 →荒廃農地、林地等の開墾による ○イベント「あじさい祭り」の開催
共同取組活動

集落外との連携

○集落内で農作業委託等ができない場合には、村内で茶の栽培作業支援を行なう新宮村農作業支援センターや集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進している。

○あじさい栽培は、当初、集落内の農家がグループで取り組んでいたが、平成８年には集落外からも協力参加者を受け入れ、現在では、総勢約90名による「あじさいの里」づくり（イベント、あじさいの植栽、あじさい園の管理作業等）の参加体制を整えた。

[平成14年度までの主な効果]

○あじさい園（約３ha等の維持・管理による荒廃農地等の復旧及び多面的機能の確保

○「あじさい祭り」の開催（あじさい開花期の来訪者約10,000人・地元産品の即売等）

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○既耕作放棄地を景観形成に利用

１．協定締結の経緯

当地区は、水稲を中心に肉用牛等との複合経営により、営農組合を組織していたが、高齢化・後継者不足による離農や耕作放棄地の増加が目立つようになった。

このような本地区が抱える課題を解決するため、営農組合が母体となり直接支払制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

協定集落内の農地について、離農・廃作等により耕作放棄化しそうな農地については地主、集落が一体となって耕作者の確保に努めている。

既に耕作放棄された農地については、交付金を利用し営農組合が中心となって適正な管理を行っている。特にこの一帯は村の中心部の高台で、近くに保育所、小・中・高等学校、老人福祉センター等公共施設を有し、県道沿線に当たるため比較的交通量も多いことから、水田農業経営確立対策事業とタイアップしたレンゲ・コスモス等の景観作物の作付けを行っている。又、一部のほ場については、飼料作物として野草の肥培管理を行っている。

棚田の風景

耕作放棄地の復旧作業

集落協定の概要

市町村･協定名	長崎県北松浦郡大島村（きたまつうらぐんおおしまむら）　神山（かみやま）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
22ha	水稲、飼料作物、ﾚﾝｹﾞ、ｺｽﾓｽ	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
469万円	共同取組活動分（50%）	農地、農道、水路の点検等		22%
		共同利用施設整備		24%
		その他（事務費等）		4%
協定参加者	農業者　25人、水利組合　3			

３．取り組みによる効果

老朽化していた共同利用施設（集会所）の整備により会合が充実し、集落営農に対する認識が深まるとともに、耕作放棄地の管理の一端として景観作物を作付けすることにより、農作物の作付けのみの営農から、多面的機能としての農地の管理についても理解が高まっている。

活動内容の概要

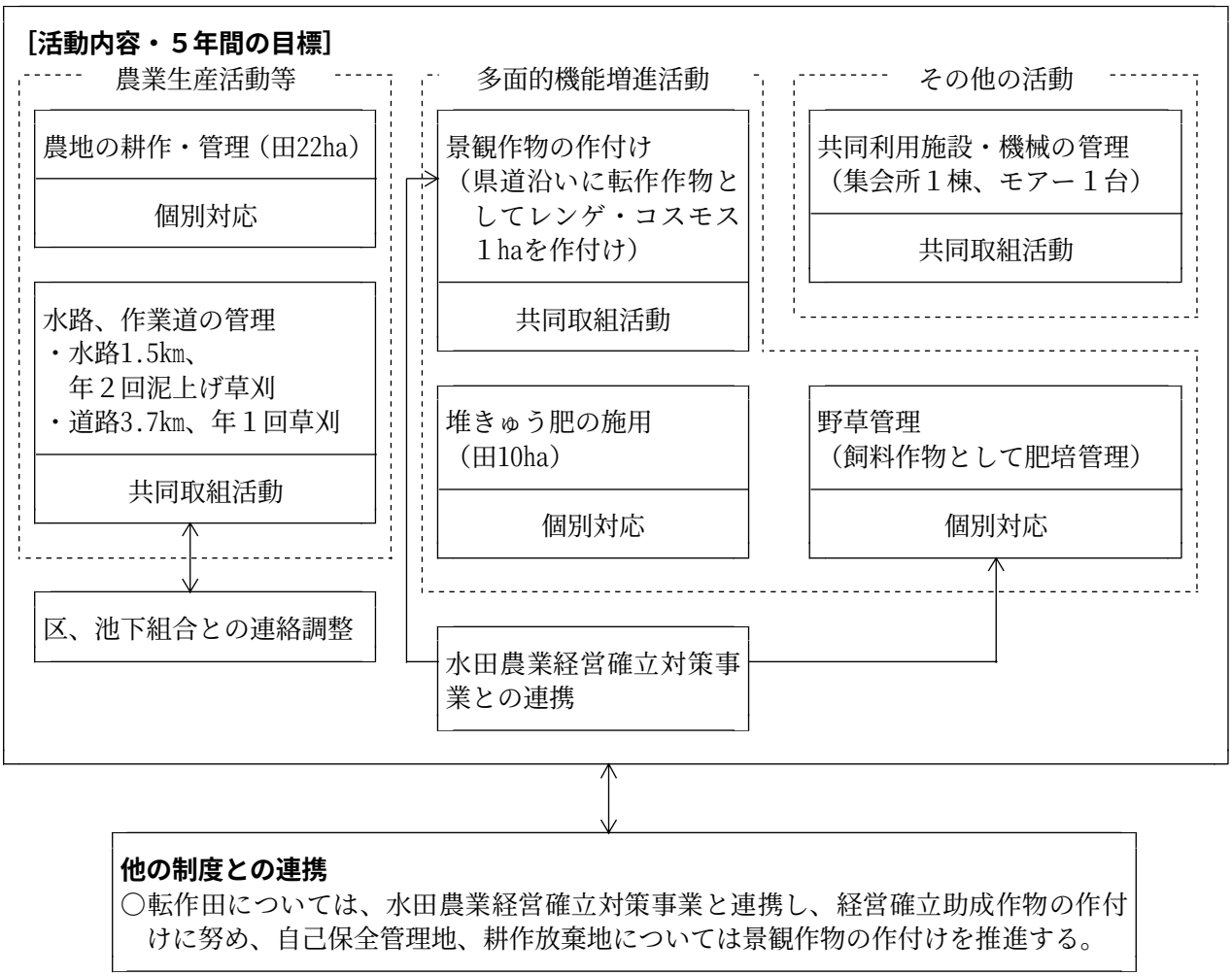

他の制度との連携

○転作田については、水田農業経営確立対策事業と連携し、経営確立助成作物の作付けに努め、自己保全管理地、耕作放棄地については景観作物の作付けを推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○水田の多面的機能としての役割の認識が高揚
○景観作物の作付けによる地域の活性化（レンゲ（0.5ha）、コスモス（0.5ha））
○棚田景観がよみがえりつつある（22ha）
○共同活動を通した連帯意識の高まり
・総会・役員会年４回、延43人
・道路・水路等の清掃、見回り　年５回、延94人
・耕作放棄地の管理（草払い、野焼き・景観作物の作付け　年６日延60人）
・共同利用施設の整備　３日延25人

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○町内の集落協定を統括する推進協議会の設置

１．協定締結の経緯

本町は、これまでも農事組合がまとまって活動しており、地域の独自性と活性化を図る上でも従来の農事組合単位を基本とした集落協定を締結するよう積極的な制度推進を図った結果、農事組合単位で24の集落協定を締結したが、協定参加者から「不慣れな経理事務を行うことについて不安」との声が多くあり、事例紹介や勉強会を開催する場が必要であったことと、担い手の育成に係る研修や景観整備などは、個別の協定集落で実施するよりも、広域的な取組の方が有効かつ効率的であるとの理由から、本制度をより効果的に推進するために、各集落から協定農用地面積に応じた負担金を徴収し、町が事務局となる「鷹栖町中山間事業推進協議会」を設立した。

２．取り組みの内容

従来は降霜が予報された時に古タイヤを燃やして発生する黒煙により霜被害を防いでいた。しかしながら、現在は大気汚染をもたらすことからこの方法は行われなくなったため、農地周辺に古タイヤが堆積したままになっていた。

このことから、取組の内容として農村環境美化などのために古タイヤの一斉処理に向けた「古タイヤ保有量調査」を平成13年度に実施し、平成14年度から交付金・町補助金・自己負担により、町内各地域の古タイヤ等約６万本の一斉処分を実施した。

また、共同取組活動や生産組織活動などを勉強するため、北海道庁が実施する集落代表者会議への積極的参加や、他府県への先進地事例調査を実施した。

その他、集落協定の会計経理などを適正に行うため、各集落代表者や会計担当が集まり「会計事務研修会」を実施している。

古タイヤを処理し農村環境を美化

集落協定の概要

市町村･協定名	北海道上川郡鷹栖町（かみかわぐんたかすちょう）　町内全協定			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
786ha	水稲、トマト	―	―	―
交付金額	個人配分分			49%
1億6608万円	共同取組活動分	農地法面、農道、水路の草刈り、防除作業		27%
	（51%）	多面的機能増進活動（廃タイヤ回収、農家看板設置等）		8%
		生産性・担い手定着（農業機械購入、研修会参加等）		16%
協定参加者	農業者　449人			

３．取り組みによる効果

各集落協定の代表者が集まり、具体的な活動事例などの情報交換により、共同取組活動推進の意識向上につながっていることや、適正かつ円滑な事務処理の実施のための勉強会により、事務が不得手な協定参加者の補完作用が果たされている。

また、協定対象外地域も含めた全町的な古タイヤ処理を平成14年度に行い、環境整備に効果を上げている。

なお、協定を締結することにより、薄れがちだった「話し合い」が復活し、将来のことを話し合える気運ができたことにより、集落協定を締結している地域のみの話し合いだけではなく、全町的な話し合いのできる組織の設置や廃農機具・廃車などの処理による景観美化の意識向上が進むなど、今後の課題解決に向けた意識が浸透してきている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田786ha）／個別対応
- 水路・農道等の管理（草刈、防除作業等）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 集落周辺環境整備（花壇設置等）／共同取組活動
- 古タイヤ・廃プラの撤去／共同取組活動
- 農家看板の設置／共同取組活動

その他の活動

- 農業機械・施設の共同購入、共同利用／共同取組活動
- 高付加価値農業の推進（栽培技術の研修）／共同取組活動
- 担い手の育成・確保（研修支援体制整備、オペレーターの育成・確保）／共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○看板設置（１集落）、花壇・プランターの設置（11集落）、清掃活動等による農村環境・景観の整備
○推進協議会組織による古タイヤ（68,110本）の撤去、廃プラ(8,490kg)の適正処理
○機械格納庫２棟の設置及びパワーショベル２台、草刈機35台、防除機１台、動力噴霧器機２台、トラクター１台の共同購入・共同利用によるコスト低減機械格納庫２棟
○特産品であるトマト、キュウリの栽培技術等の研修会参加（５集落）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○村全体で１協定とし土地改良区が事務を引き受け

１．協定締結の経緯

当協定は、村の水田面積127haのうち99ha（77%）をカバーし、平舘村農業機械銀行を含めた村一本の協定である。事務量が多く、当初は集落でも取組を躊躇し、平成12年度は３haであったが、土地改良区が「農家のためになるのであれば」とその大役を担い事務を代行することで、平成13年度から現在の面積まで拡大した。

２．取り組みの内容

半農半漁であるため、農地の保全がおろそかになりがちで、平成11年にはカメムシによる米の等級落ち33.5%と大きな打撃を受けた。しかし、協定で取り決めた一斉防除が功を奏し、平成13年にはわずか1.5%となった。一斉に草刈りをするため、カメムシ防除のみならず、村民から「集落がきれいになった」との声があがっている。

国道280号線沿いと福祉施設に面した高台に景観作物としてコスモスを植え、村民の憩いの場所となっているほか、村主催の産業まつりで活動内容のパネルを展示したコーナーを設け、広く村民に紹介した。

なお、農業機械銀行とは、村の水田を中心とした土地利用型農業の効率的生産を図るため、受託作業を実施し、地域農業の発展と農業経営の合理化を推進するために設置されたものであり、平成14年度の実績は、畦補修受託34件（9,751m）、転作作業受託（そば、調整水田）16件（6.9ha）となっている。

花の植栽

集落協定の概要

市町村･協定名	青森県東津軽郡平舘村（ひがしつがるぐんたいらだてむら）　平舘（たいらだて）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
99ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
792万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		35%
		多面的機能増進活動（景観作物）		7%
		その他（先進地視察研修等）		8%
協定参加者	農業者　74人、平舘村農業機械銀行（構成員13人）			

３．取り組みによる効果

本制度を推進する上で、事務の負担が一つの障害となっていたが、土地改良区が事務を代行することで農家も安心して参加している。また、協定内で農道・水路整備を行う場合に同意が得やすく、対象農地がない農家でも気兼ねなく共同活動に参加てきることから、集落内の不公平感もなくなるなどメリットは多い。

効果面では、本制度の実施により目に見えて集落内の景観は向上した。また、様々な活動を共同で行うことが多くなったため集落内の絆も深まっている。今後は、ホタルの幼虫の放流などを行い、都市住民の方も訪れる集落づくりに取り組むこととしている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田99ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路47㎞、道路16㎞、年１回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（道路沿い１㎞、福祉施設施設周辺にヒマワリ、コスモスを植栽）
  - 共同取組活動

非農家４人の参加

その他の活動

- 農作業の受委託（高齢農業者の田６haを機械銀行に作業委託）
  - 共同取組活動（水管理は各農家）
- 村主催の行事で取組を紹介（パネル展示・餅つき）
  - 共同取組活動

集落外との連携

○土地改良区が事務を代行

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　4.5ha

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○８集落が連携し耕作放棄地の復旧などに取組む

１．協定締結の経緯

国営猿ヶ石開拓建設事業（昭和34～45年）により山地を開拓した地域であり、農地はほとんどが急傾斜の水田となっている。集落内に70頭の黒毛和種を飼養し、転作田に牧草を作付けしている。また、近年、大粒種ぶどう（紅伊豆）の産地が形成されてきている。

東和町、石鳥谷町と隣接していることから、２町からの入作者が約４割を占め、交付対象農用地は193haと広く、花巻全体の45%を占める。

本制度の導入に消極的な入作者も少なくなく、また、５年間の協定期間に躊躇する者もおり、締結が難航したが、各農家組合の代表者を説得して回り、地区内に８つの集落協定が締結された。

これらの集落が一体的に活動できるよう集落間の総合調整と、地域全体の景観整備、希望ある地域づくりを進めるため、各協定集落から交付金の５%を拠出して集落連絡協議会を設置した。

各集落協定の規約には、役員手当や共同作業の賃金等に統一した基準を設けている。

２．取り組みの内容

(1) 組織体制

入作者が多いことから、東和地区及び矢沢地区から１名づつ理事を選出、協議会の運営に参画してもらうなど、入作者の意向が反映されるように配慮している。

各集落の代表８名及び入作者代表２名を理事とする体制としたことで、役員会の内容が集落に直ちに伝達できる一方、集落の話題がすぐに協議会に伝わることから、協議会の運営がスムーズに行なわれている。

(2) 農業生産活動等

・交付金の交付対象にならない農用地も交付対象農地と一体的に管理して、共同取組活動により既耕作放棄の復旧は3.4haにのぼる。これらは平成13年度に協定に追加した。

・農家組合、土地改良区幸田維持管理組合と協力しながら、地区の農業環境整備を行ない、集落内の幸田川の草刈り、三郎堤の補修などにも取り組んでいる。

集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県花巻市（はなまきし）　幸田（こうだ）地区中山間地集落連絡協議会			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
193ha	稲､牧草他	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
4,049万円	共同取組活動分（50%）	水路・農道の点検・草刈等		27%
		多面的機能増進活動（講演会等）		4%
		生産性向上・担い手定着（農業用水路設置）		12%
		研修会費・事務費		7%
協定参加者	農業者　125人			

(3) 多面的機能の増進

幸田神楽を地元で鑑賞する機会がなかったことから、伝承活動の一環として協議会が幸田神楽保存会に年間20万円を助成し、神楽鑑賞会を年１回実施した。また、平成13年度に集落自治会と合同で「元気の出る講演会」を開催し、好評を博している。

(4) 生産性・収益性の向上、担い手の定着

開拓から30年経過し、素堀の水路の補修が長年の懸案事項であったが、交付金を活用して排水管の敷設工事が可能となったことから、各協定集落と調整を図り、１年間に２㎞ずつ排水管を自力で敷設し、平成14年度までに６㎞完成させた。

３．取り組みによる効果

(1) 農業生産活動等

耕作放棄地は、権利関係が入り組んでいるとともに、10数年も放棄しているところもあったが、集落が一致団結して、これまでに3.4haを復旧させた。

(2) 多面的機能の増進

神楽鑑賞会や講演会などのソフト活動は、個々の集落では開催が難しいことから、今後も協議会として実施していく予定である。

(3) 生産性・収益性の向上、担い手の定着

・これまでに農業用水路を６㎞敷設したが、まだ素堀りの土側溝がかなりあることから、この５年間に自力で10㎞を敷設する計画である。

・制度導入後、認定農業者が６名から28名に増え、認定農業者への農地の集積も平成12年度から平成14年度までの３年間で５％増えている。

雑木の刈り払い（耕作放棄地の復旧）

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田193ha）	講演会開催、神楽伝承	農業用水路の自力設置（10㎞）
個別対応	共同取組活動	共同取組活動
水路・農道の草刈・点検・清掃		
耕作放棄地の復旧		
共同取組活動		

[平成14年度までの主な効果]

○８つの協定集落間の総合調整を図るため、集落連絡協議会を設立
○交付金の交付対象にならない農用地も一体的に管理し、耕作放棄地3.4haを復旧
○農業用水路の自力設置（全長10㎞　これまでに６㎞敷設）
○神楽の伝承活動、講演会開催
○認定農業者の新規確保22名（制度導入前６名→現在28名）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○炭焼き窯で世代間の交流を促進し集落を活性化

１．協定締結の経緯

当集落は、一関市南西部、宮城県栗駒町に近接する山間部に位置し、総農家戸数は21戸で、うち専業農家２戸、第１種兼業農家１戸、第２種兼業農家18戸となっている。これに、他集落からの入作農家10戸を加えた31戸で協定集落を構成している。

地域内の結びつきが強く、交付金の対象とならない農用地の耕作者(7名)を含め、集落内の全農家で集落協定を締結した。また、草刈などの共同作業の際には集落内の非農家全員に参加を呼びかけるなど、集落全体での取組みに熱心である。

センサス集落と一致しているため、自治会組織との連携が図られ、集落が一体となった活動が行なわれている。

また、埼玉県川越市から新規就農者１人を迎え入れている。

集落の水田は、小区画（平均３ａ／筆）・不整形であることから、30ａ区画のほ場整備への機運が高まってきている。

２．取り組みの内容

(1) 多面的機能の増進

昭和20年代には、炭焼きが盛んで、宮内庁へ献上し、また、昭和26年には全国木炭品評会（林野庁長官主催）で一等（黒炭なら丸）を受賞した。このため、当集落ではかつて行なわれていた炭焼を地域の文化として後世に残すため、住民自らが炭焼き窯を製作し、炭焼きを復活させた。

炭焼きの原料には、集落の環境整備も兼ねて周辺林地で伐採した雑木を利用し、年３回ほどの火入れで炭が800kgほど作られ、集落へ配ったり、地元住民を炭焼き窯に招いてバーベキューパーティーを開催して地元住民間の親睦を図っている。

また、厳美渓にある道の駅のレストランに、湯沸し炉用の燃料として供給したり、副産物の木酢を試験的に家庭園芸の土壌の殺菌に利用するなど、地域資源の有効活用を図っている。

さらに、旧市道沿いに花壇を設置し、「桜ロード」として整備するなど、集落の景観づくりを進めている。

集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県一関市（いちのせきし）　赤猪子（あかいのこ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
30ha	水稲、牧草、野菜	－	－	－
交付金額	個人配分分			48%
625万円	共同取組活動分	水路・農道の点検・草刈等		3%
	（52%）	多面的機能増進活動（炭焼き窯、景観作物等）		15%
		生産性向上・担い手定着（共同利用機械等）		29%
		研修会費・事務費		5%
協定参加者	農業者　31人			

(2) 生産性・収益性の向上、担い手の定着

・集落の水田が未整備であるため、機械利用組合に作業委託を打診しても受けてもらえない状況にあり、ほ場整備の実施後に本格的に取り組むこととしている。

・農作業の共同化については、ほ場整備実施までに最低限共同育苗は行いたいと考えている。

・牧草刈取り用にモアを２台購入した。

・認定農業者の育成に取り組んだ結果、平成13年度に1名となった。

３．取り組みによる効果

(1) 農業生産活動等

農用地周辺の林地を炭焼き原料用として伐採することで日照も良くなり、病虫害（カメムシ）の発生が少なくなるなど、水稲の生育環境の整備にも役立っている。

また、交流機会が増えたことにより、皆で協力し合う機運が高まり、農業用施設(道水路)の維持管理状況も良くなった。

(2) 多面的機能の増進

共同取組活動のための会合や炭焼き窯周辺でのバーベキューなどにより、集落内外の交流が活発化した。特に、集落内の世代間の交流活発化が著しい。

活動内容の概要

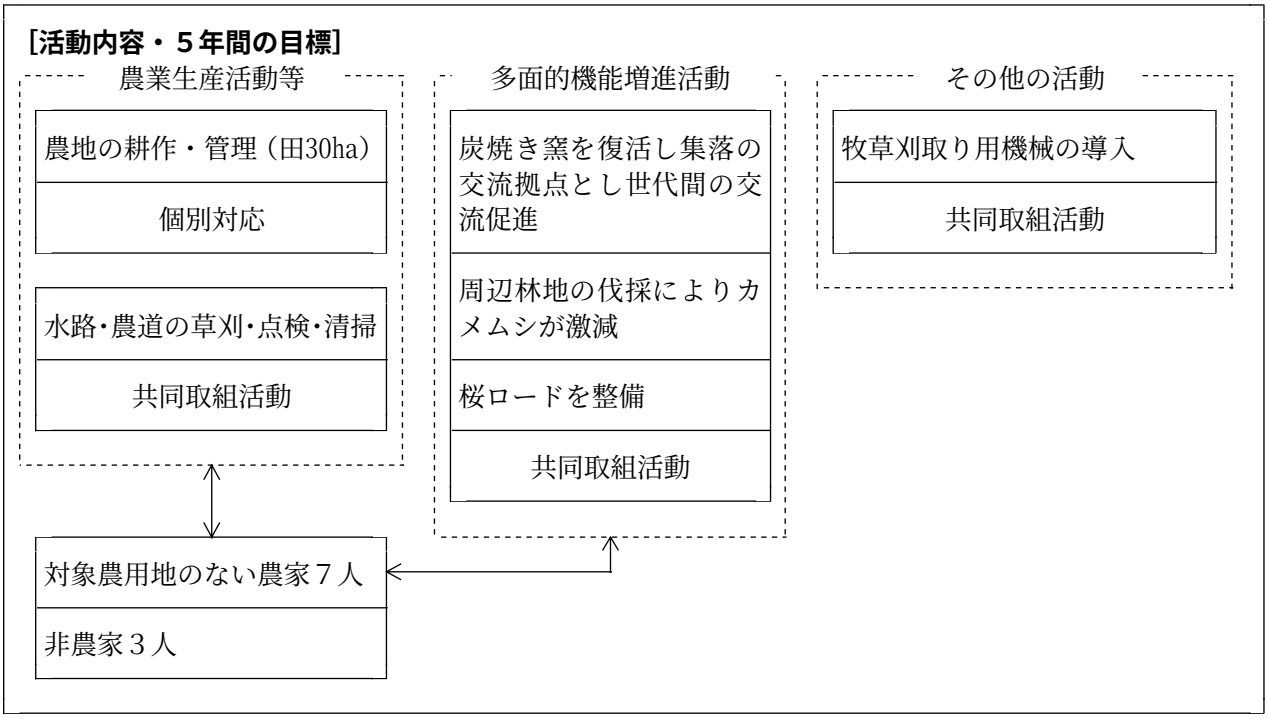

[平成14年度までの主な効果]

○共同取組活動のための会合や炭焼き釜周辺でのバーベキューなどにより、集落内外の交流が活発化。特にも集落内の世代間の交流活発化が顕著。

○認定農業者の新規確保　1名

○新規就農者　1名

○周辺林地の伐採等により、カメムシの被害が激減

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○老人と子供のふれあいによる地域活性化

１．協定締結の経緯

当地区では、過疎化が進んでいる中、高齢者が多く農業後継者もいない状態で、耕作放棄地・遊休農地の有効利用が課題となっていたことから、「農用地を守る」ということが集落の協定に結びつき、担い手を中心として、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

草刈機械（モアー、ウィングモアー）、除草剤散布機を購入し、担い手を中心に農道や畦畔の草刈を共同で行うほか、高齢化等で農業生産活動が困難になった農地を借り上げてソバ・ヒマワリ等の作付け（H12～）にも取り組んでいる。

また、地区の伝統文化と農業を理解してもらおうと、小学生と一緒に、紅花（県花）を植栽・管理・収穫、紅花染めまでの一連の作業を行ったり、地域の老人クラブと連携して、笹蒔きづくり、だんごさし、ワラ細工づくり等の体験教室を開催するほか、ソバ、バラ、芝桜、ヒマワリの植栽による景観づくりにも取り組んでいる。

老人クラブによるバラの植栽

集落協定の概要

市町村･協定名	山形県村山市（むらやまし）　河原鷲ノ倉（かわはらわしのくら）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
22ha	水稲、ﾋﾏﾜﾘ、ソバ	―	―	―
交付金額	個人配分分			37%
456万円	共同取組活動分	農地法面･農道･水路の点検等		46%
	（63%）	多面的機能増進活動（景観作物等）		13%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入等）		4%
協定参加者	農業者　49人			

３．取り組みによる効果

・農業機械を購入し、担い手を中心とした共同作業により作業の効率化が進んだ。
・これまで草刈もされずにいた国道・広域農道は、ゴミ等の投棄が目立っていたが、景観作物の植栽や草刈作業により投棄が無くなった。
・地域の老人クラブの活動が活発になり、地域に目を向け、もっと活動したいという要求が増えている。
・子供との接触がなかなか図られなかったが、ふれ合いが増え、合えば声をかけるようになり、地域の子は地域で育てるとの考えが育ってきた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田22ha）
個別対応

水路・作業道の管理
（水路6.2㎞、道路6.6㎞
年２回）
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
・道路沿い：
芝桜植栽　2㎞
紅花植栽0.3㎞
・遊休地：ﾊﾞﾗ･ﾋﾏﾜﾘ20ａ
共同取組活動

その他の活動

利用権の設定
（高齢農業者の田1.2haを集落内の担い手に委託）
共同取組活動

集落外との連携

○地域の子供(小学生60名)と県花「紅花」の植栽・管理・収穫・紅花染めの体験
○老人クラブ、小学校生徒（120名）との交流により地域の伝統文化「笹蒔きづくり」「だんござし」「わら細工づくり」を実施
○集落内の老人クラブ(75名)と景観作物の植栽・管理

[平成14年度までの主な効果]

○遊休農地への花植栽による地域景観の向上　20ａ
○老人クラブ、小学生との交流　　延べ255名

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○棚田保全ボランティアによる都市農村交流の展開

１．協定締結の経緯

当地区の棚田が平成11年７月に「棚田百選」に選ばれたことを契機に、耕作条件の不利な山間の棚田を守っていこうという動きが出てきた。

さらに、多くの写真愛好家が訪れたりと棚田が全国的に注目されてきたことから、棚田を地域資源の一つとして活用する意識も生まれてきた。

このような状況の中、県内外の棚田保全ボランティアによる耕作放棄地の復旧や棚田オーナー制度の推進等を内容とした集落協定が締結された。

２．取り組みの内容

【水路・農道、農用地管理について】

定期的に水路さらい（年１回）や農道管理（年２回)、法面を中心とした農用地管理（年２回）等の作業を共同で行っている。

【グリーン・ツーリズムの取組】

平成12年度から年３回程度、棚田保全ボランティア活動を実施し、耕作放棄地の草刈りの他、古代米の田植え、稲刈りを行っている。

また、耕作放棄地であった田を復旧し、平成14年度から棚田オーナー制度を開始し、約15ａに13組のオーナーが登録している。

棚田保全ボランティアや棚田オーナーの作業に際し、事前準備や作業指導等を地元農家が行っており、その出役に対して、交付金の共同取組活動費から日当を支出している。

棚田ボランティアによる収穫作業

棚田ボランティアによる耕作放棄地の草刈風景

集落協定の概要

市町村･協定名	栃木県芳賀郡茂木町（はがぐんもてぎまち）　入郷（いりごう）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
11ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
241万円	共同取組活動分（50%）	法面管理、水路・農道管理		33%
		共同機械購入		3%
		多面的機能増進活動（都市農村交流）		10%
		繰越		4%
協定参加者	農業者　27人			

３．取り組みによる効果

本制度の取り組みを通じて、耕作放棄地約15ａを復旧するとともに、平成14年度から棚田オーナー制度を開始し、13組のオーナーが登録されている。

また、取組以前は皆無であった都市との交流についても、棚田保全ボランティアだけで年間延べ200人程度が参加しており、棚田百選に選ばれたこと、イベントがマスコミで取り上げられたことによって、休日を中心にやすらぎと憩いを求めた来訪者が増加している。

棚田保全ボランティアなどが棚田60ａで収穫した酒米「五百万石」を原料に、地元酒造店で製造された4,000本限定の純米吟醸酒「棚田の雫」を道の駅で販売するなど、新たな特産品開発の動きも見られるようになってきている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田11ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（約1ha、年２回） 共同取組活動	担い手への利用権設定による面的集積（目標　0.5ha） 共同取組活動
水路・作業道の管理（水路約0.5㎞、道路1.1㎞、年３回） 農地法面の定期的な点検（年２回） 共同取組活動	棚田オーナー制度の実施（水田15ａ、13組） 共同取組活動	農作業の受委託（目標　0.5ha） 共同取組活動

集落外との連携

○町内外の棚田ボランティアとの休耕田の草刈り、酒米・古代米の田植え、稲刈り等を通じた都市住民との交流（延べ約200人/年）

○地元酒造店と連携し、棚田ボランティアなどが収穫した酒米を原料にした純米吟醸酒の販売

[平成14年度までの主な効果]

○棚田オーナー制、棚田ボランティアを通じた都市農村交流による入込客の増加

○棚田を活用した特産品（純米吟醸酒）の開発及び販売（道の駅等で4000本販売）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○既存組織との連携による耕作放棄地の解消

１．協定締結の経緯

当地区は、典型的な山間地集落のため、機械導入による規模拡大が困難な農地がほとんどで、高齢化の進展とともに、耕作放棄地の増加が目立ってきていた。

このため、耕作放棄地の解消を図る観点から、町と農業委員が一体となり、団地化要件を満たす農用地の全ての地権者を対象に説明会を開催し、本制度について理解を得、その場で代表者を選出した。その後は代表者を中心に、集落での合意形成や協定書の具体的な事項について意見を取りまとめ、耕作放棄地の解消等を目的とした集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

農業生産活動等として取り組む事項として、農地法面の定期的な点検や農道の草刈り（６月・８月）、農地と一体となった周辺林地の下草刈りを実施している。

また、担い手の定着等に関する事項として、農業機械の共同利用の他、集落の環境美化に取り組むなど、住み良い集落づくりを行っている。

特に、環境美化については、既に組織されていた地域のボランティア団体（地域の約90％の世帯が参加している任意団体）「黒田花の会」と連携し、耕作放棄地（約0.2ha）や道路沿いにコスモス等の花を植える「耕作放棄地の花いっぱい運動」を展開するなど、地域が一体となった耕作放棄地の解消対策に取り組んでいる。

以前はコンニャク畑であったが、勾配がきついため耕作放棄されてしまった畑にコスモスを植え、耕作放棄地の花いっぱい運動を行っている。

協定農用地及び集落の風景
（山間地域のため水田はなく、区画の小さい畑が点在している）

集落協定の概要

市町村･協定名	群馬県多野郡万場町　黒田（たのぐんまんばまち　くろだ）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
1ha	―	ｺﾝﾆｬｸ、ｼﾞｬｶﾞｲﾓ	―	―
交付金額	個人配分分			100%
5万円	共同取組活動分			0%
協定参加者	農業者　6人			

３．取り組みによる効果

本制度の取り組みを通じて、農業機械の共同利用など集落内での農作業に対する協力意識が醸成されつつあるとともに、耕作放棄地の解消が進められている。

また、共同取組活動を通じて、近年、希薄になっていた集落内での連帯感が再確認されるなど、集落における健全なコミュニケーションが形成されつつある。

活動内容の概要

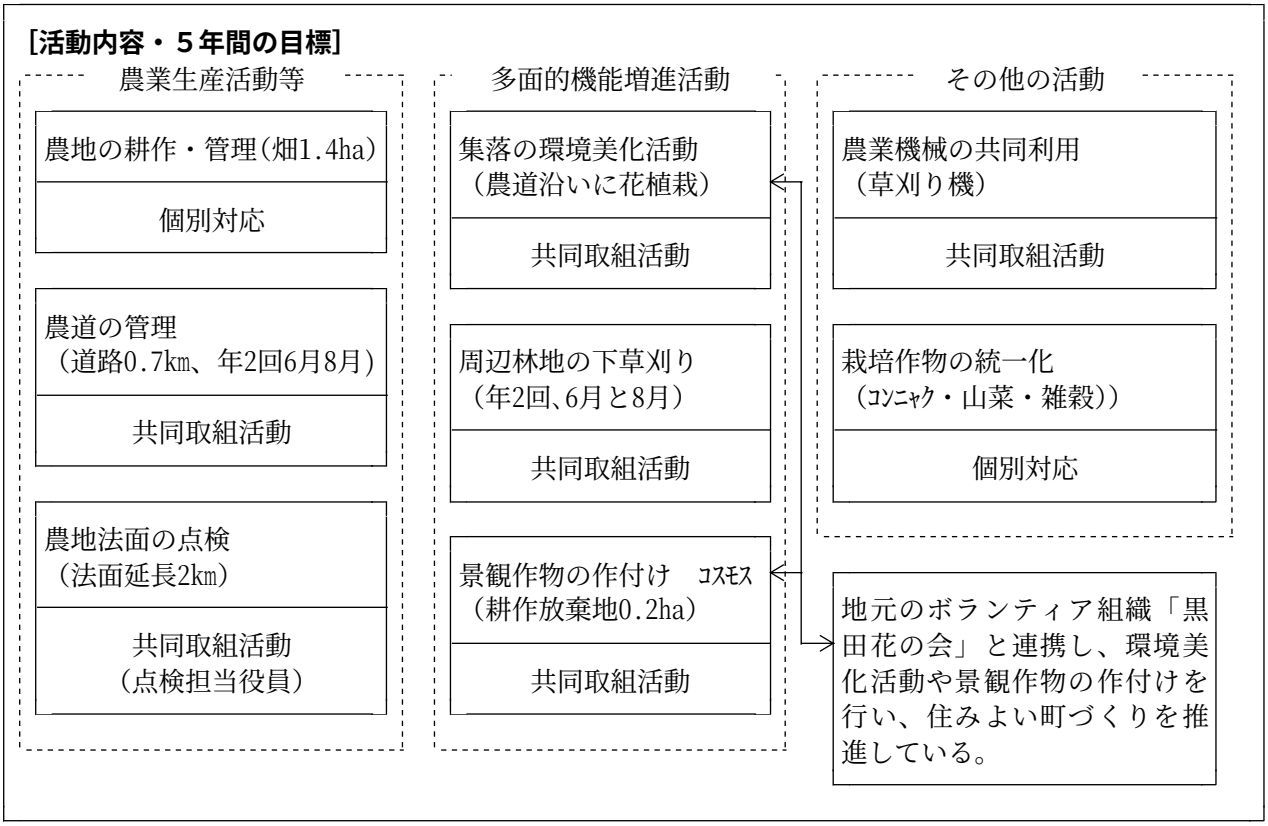

[平成14年度までの主な効果]

○交付金は全額個人配分であるが、協定活動を通じ近年希薄になっている連帯感が促進され、集落に健全なコミュニティーが形成されつつある。
○農機具の共同利用等により営農活動の協力意識が醸成されつつある。
○耕作放棄地に対する花いっぱい運動の実施（耕作放棄地：0.2ha）
○農道沿いに花の植栽（Ｌ＝20m）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○土地改良区ぐるみで協定に参加

１．協定締結の経緯

塩浦土地改良区は千葉県南端部に位置し、冬季の温暖な気候を利用した花卉の露地栽培が行われ、冬から春先にかけては多くの観光客が訪れる。

塩浦土地改良区の地区面積は７haに達するが、このうち直接支払制度の対象となる農地は、緩傾斜農地の６haである。

しかし、集落共同活動によって管理する水路、道路は土地改良区全体が共有する財産であり、その恩恵は全ての土地改良区組合員に帰することから、協定には組合員全員が参加することとなった。

２．取り組みの内容

現在142名の農業者が協定に参加している。そのうち約２割強の31名は本制度の対象となる農地を持たない農家であるが、土地改良区全体が一体となって協定に取り組んだことにより、土地改良区組合員同士の連帯意識が高揚し、除草作業等、土地改良区施設管理に対する参加率も向上した。

また、交付金は農家個人への配分は行っていない。

白浜町では温暖な気候を利用し、冬季における露地花栽培が盛んである。

地域内排水路、道路の除草に当たり多数の農家が参加している。

集落協定の概要

市町村･協定名	千葉県安房郡白浜町（あわぐんしらはままち）　塩浦（しおうら）土地改良区			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
6ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
48万円	共同取組活動分	農道水路管理費		54%
	（100%）	農地管理費		42%
		多面的機能増進活動費		4%
協定参加者	農業者　142人			

３．取り組みによる効果

本制度の取組により地域の一体感が醸成され、集落内での話し合いが活発化した。

土地改良区全体が一体となって協定に取り組んだことにより、土地改良施設管理に対する意識が高まるとともに、農業機械の共同利用についての機運が出てきた。

さらに、丹念な除草は、地域のすぐれた景観を保全し、観光資源としての地域の魅力を十分に発揮するに至った。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田6ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路2.9㎞、年2回
  清掃、草刈り
  ・道路3.0㎞、年2回 草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検
  （年２回及び随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り
  （約0.5ha、年1回）
  - 個別対応
- 景観作物作付け
  （景観作物として菜の花を約0.2ha作付けた。）
  - 共同取組活動
- 農業構造改善事業で整備した花の里ﾌﾛｰﾗﾙﾋﾞﾚｯｼﾞ名倉（直売施設）との連携によるｸﾞﾘｰﾝ・ﾂｰﾘｽﾞﾑの推進

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用
  （機械の共同購入・共同利用推進の説明会開催（年１回））
  - 共同取組活動
- 農作業の受委託の推進
  （農作業受委託についての説明会開催（年１回））
  - 共同取組活動
  （水管理は各農家）
- 利用権設定による面的集積
  （担い手（認定農業者２人）を中心に推進）
  - 共同取組活動

集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
　・大型機械の共同利用による低コスト化
○担い手への利用集積
○観光農業による都市農村交流の推進
　・観光花摘み園（約１ha、延べ10,000人）
○景観作物の作付けによる地域の活性化
　・菜の花（0.2ha）を作付け、花の町をＰＲ
　・南房総菜の花マラソン大会を開催（約1,000人参加）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○非農家も含めた地域ぐるみの活動に取組む

１．協定締結の経緯

当地域は、従来から地域ぐるみの取り組みが盛んなところであったことから、直接支払制度についても地域全体で取り組んでいこうと、集落外の入作農家や地域内の非農家も含めて合意を得た上で、集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

取り組みとして、高齢農家を支援するため防除作業を共同で行うこととし（２回実施）、その他の農作業については非農家へも参加を呼びかけている。

また、集落内の美化活動として、遊休農地へマリーゴールド等の景観作物を植え付け、除草も行い景観保全に努めている。

さらに、集落には町指定天然記念物のしだれ桜があることから、消費者との交流拠点として、周辺の環境を整備し、農産物や加工品の販売等を行うこととしている。

景観保全活動（除草：整地作業）

遊休農地への飾花活動

集落協定の概要

市町村･協定名	山梨県東山梨郡牧丘町（ひがしやまなしぐんまきおかちょう）　乙ヶ妻（おつかづま）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
10ha	－	野菜等	－	－
交付金額	個人配分分			93%
70万円	共同取組活動分	法面、水路・農道管理		1%
	（7%）	景観作物の作付け		6%
協定参加者	農業者　27人			

３．取り組みによる効果

防除を共同で行ったこと及び集落内にある遊休農地のうち約10ａへ飾花したことにより、地域全体で地域を守ろうという意識と非農家も含めた住民の環境保全への意識が高まった。

また、しだれ桜を中心とした地域興しという考えが芽生えてきたことは、地域にある資源の再発見や有効活用を行おうとする意識が生まれてきたことを意味し、本制度の大きい効果と言える。

活動内容の概要

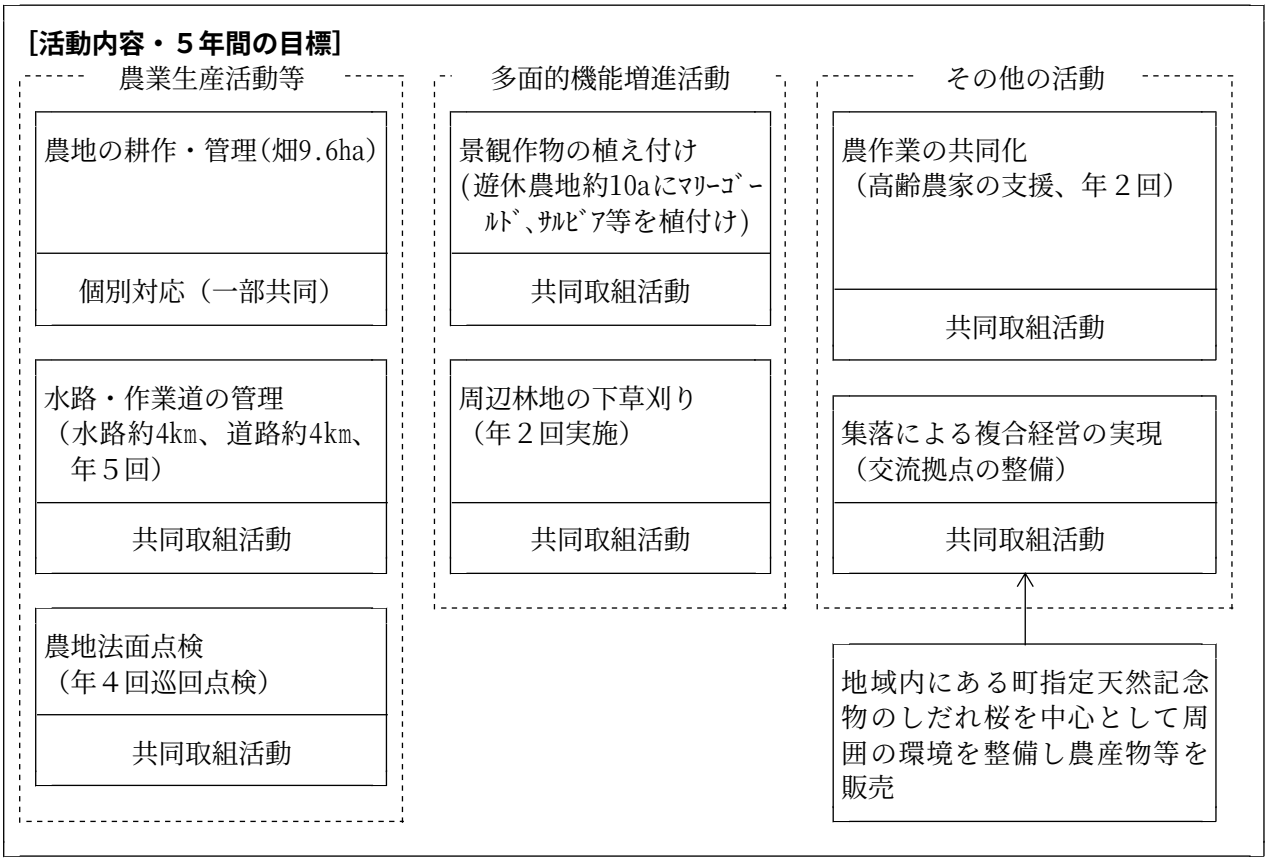

[平成14年度までの主な効果]

○農作業を共同で実施したこと、集落内に飾花したことから集落住民の環境保全意識が向上した。
○地域内の実態を地域住民が意識し、集落のことを前向きに考えるようになった。
○飾花したことで遊休農地が約10ａ解消できた。

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○既存組織との連携による農地保全

１．協定締結の経緯

当地区では、既耕作放棄地がないこと、全ての対象農用地がほ場整備済みであることから直接支払制度へ取り組み易い状況であった。

集落内の対象農用地の担い手、専業農家、農協ＯＢ、農業委員により検討委員会を設け、本制度の認識を高めながら取り組みについて議論した。

検討委員会では本制度の導入に対して慎重な意見もあったが、農地保全の必要性は集落全体の課題であり、本制度を活用しない手はないとの結論に達し、集落として本制度へ取り組むこととした。

以後、検討委員会により協定内容等を検討し、該当農家を参集し、数回の説明を実施し合意形成に至った。

２．取り組みの内容

共同取組活動としては、当地区で既に取り組まれている田の法面の保全管理や水路・農道の維持管理として年２回の出払い作業を継続していくことのほか、集落に既存する活性化協議会そば生産組合との連携を図り、コンバインを活用したそばの刈取作業の受委託を推奨することによって、休耕田の解消及びそばの効率的な生産に努めている。

なお、当地区では、部分的に湿田が存在しており、これらの水田は調整水田として管理されていたが、そばの栽培を推進するため、溝堀機を共同機械として購入した。

生産されたそば（５ha、４ｔ）は、地元のむらおこし施設であるそばの直売・食材供給施設で提供されている。

また、多面的機能を増進する活動として、平成13年度から協定農用地内の参加者の同意を得て、0.9haでコスモスやひまわり等の景観作物の栽培が行われている。

景観作物の栽培

集落協定の概要

市町村･協定名	長野県諏訪郡富士見町　乙事－１			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
42ha	水稲、そば、花き	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
886万円	共同取組活動分（50%）	法面、水路・農道等管理		22%
		景観作物植付、高付加価値型農業推進等		18%
		役員報酬		3%
		環境整備維持積立金		7%
協定参加者	農業者　52人、乙事区（構成員255戸）			

３．取り組みによる効果

溝掘機の導入により、これまで調整水田等として管理されていた湿田3.5haにそばの作付けが可能となり、当地区全体のそば作付面積が５haとなった。

また、0.9haでコスモスやひまわり等の景観作物が栽培され、当地区の景観形成に寄与している。

現在、集落内の農家から要望を受けて、農作業受託組合「受託組合アグリサポート乙事」を設立し、集落内の農家が保有する大型機械と共同機械を併用して農作業の受託を行っている。

活動内容の概要

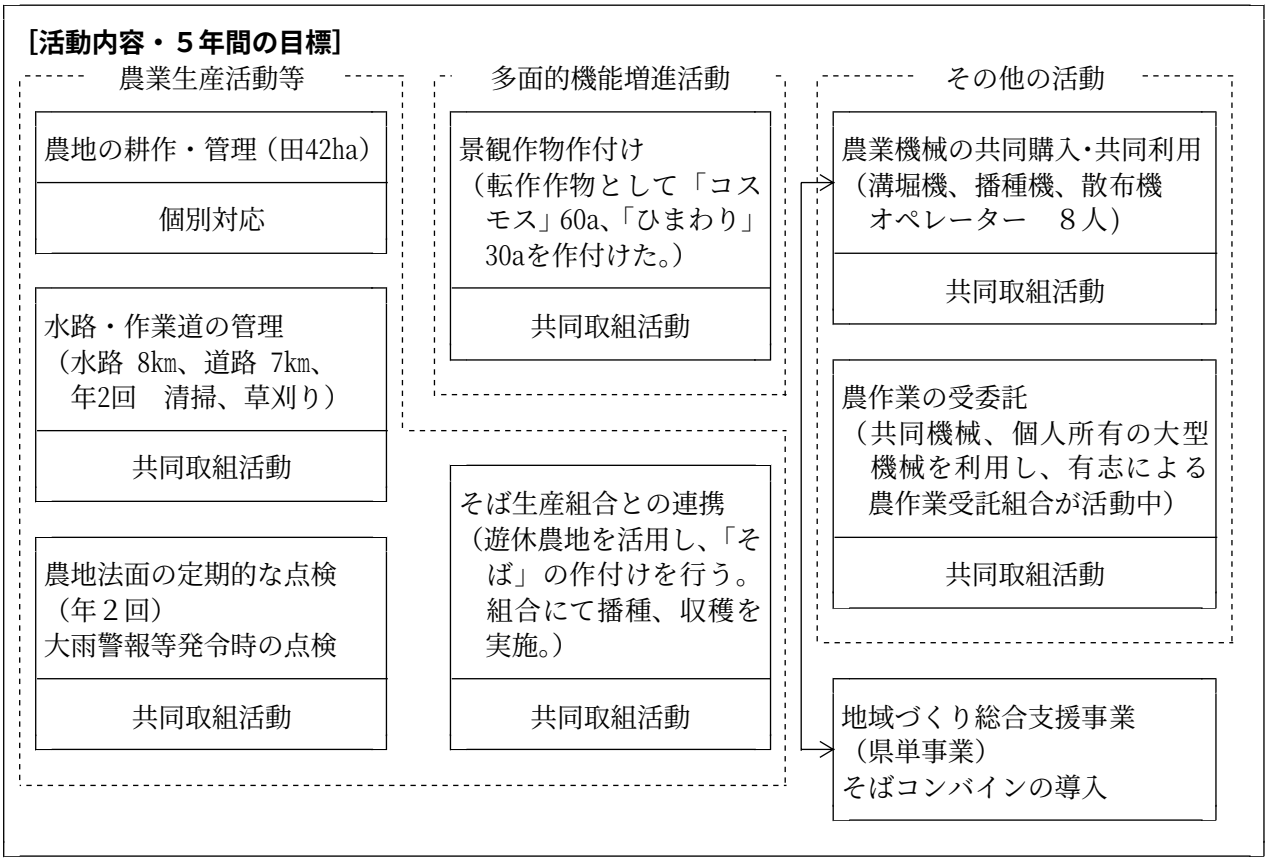

[平成14年度までの主な効果]

○農地の有効利用

○共同機械の購入と有効活用

・湿田への畑作を促進するため、溝堀機、播種機、肥料等散布機が購入された。

○集落内で機械受託組合が設立

・地域の担い手の経営拡大と遊休農地の活用が促進された。

○農地の管理（特に法面）の徹底により団地全体の景観向上

○共同取組で有害鳥獣対策の検討を開始

○景観作物の作付けによる地域の活性化

・ひまわり（30a）、コスモス（60a）を作付け

○地域コミュニティの向上による共同取組活動の発展

・協定当時から取組活動の活動枠が拡がりを見せている。

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○農業公社を核とした取組

１．協定締結の経緯

本村は、小規模な集落が点在し高齢化が進んでおり、後継者不足から村内の農用地をどのように維持していくかが課題となっていた。

そのような中で、直接支払制度が発足し、本制度の目的である「農用地を守る」ということが、地域農業を維持していく上で村に合致した手法として、村一円で集落協定を締結するとともに農業公社を設立し、公社を中心とした営農体制を構築することとした。

２．取り組みの内容

村全体で農地を維持していくとの観点から、村一円で集落協定を締結している。農業生産活動を円滑に進めるため、基幹作業（育苗、耕起代かき、田植、収穫）については、主に農業公社が実施している。道路、水路管理及び水稲の水管理、病害虫防除などは協定参加農家で管理を行っている。

農業公社の設立に伴い、オペレーターが２名確保され、農家の将来に対する不安が解消されつつある。また村の特産品である赤カブを、平成14年度から耕作放棄地を復元して栽培を始めており、農家における特産品の栽培意欲も高まりつつある。

○農業公社の内容

育苗	32ha
耕起代かき	25ha
田植え	29ha
収穫	29ha
赤カブ	3ha　など

（協定締結外農地も含む）

集落協定の概要

市町村･協定名	富山県東砺波郡上平村（ひがしとなみぐんかみたいらむら）　上平村（かみたいらむら）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
41ha	水稲、赤カブ	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
809万円	共同取組活動分（農業公社運営費に充当）			100%
協定参加者	農業者　168人			

３．取り組みによる効果

農業公社の設立により、農家の将来への不安が減少するとともに、農業公社のオペレーターが２名確保されたことから、農作業受委託の促進による安定的な農業生産活動が図れるようになった。

農業公社が基幹作業の実施や耕作放棄地の復旧を行うことにより、農家の負担軽減となり、特産品である赤カブなどの栽培面積が増加してきており、村全体の農業振興につながってきている。

活動内容の概要

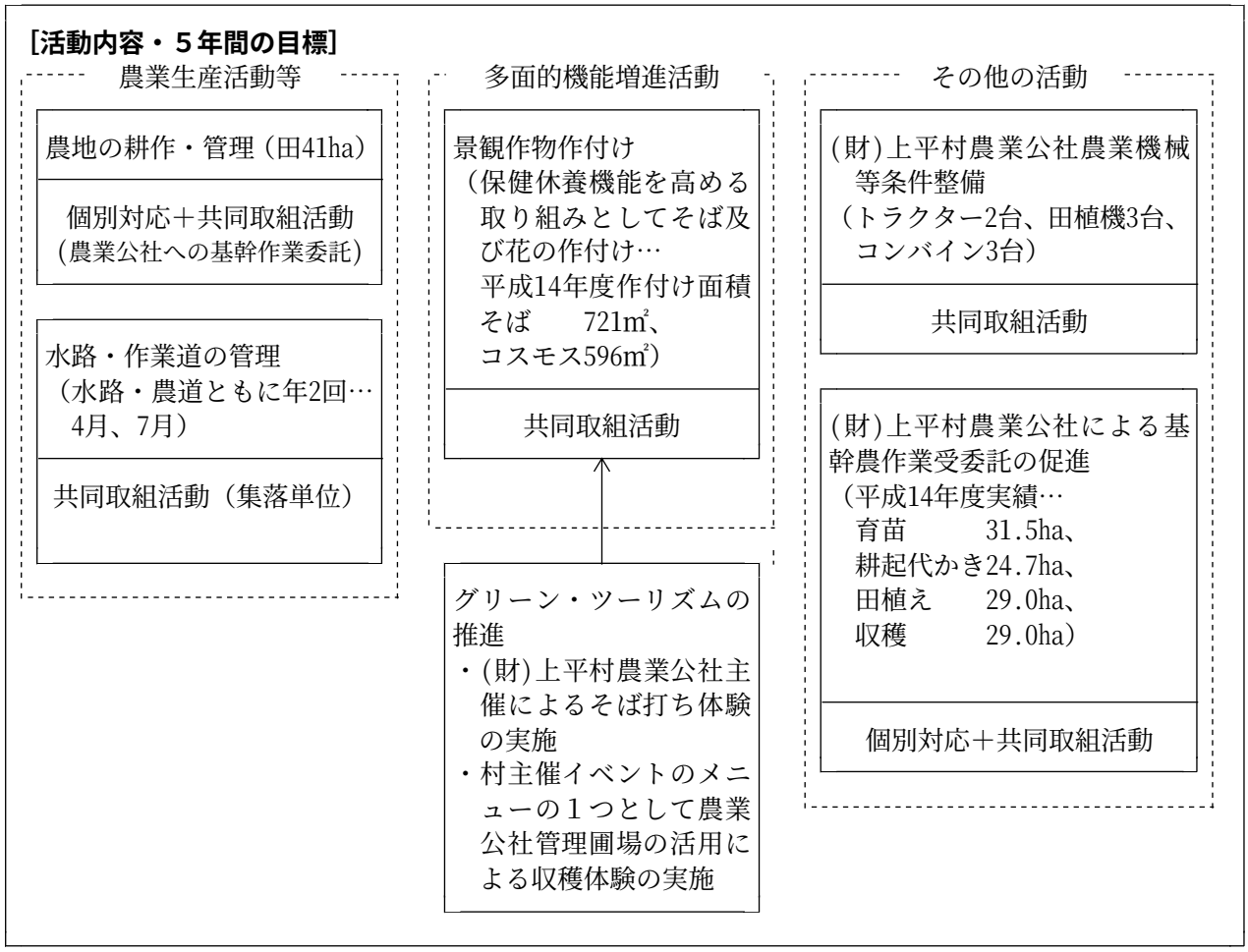

[平成14年度までの主な効果]

○農業公社の設立により、農家の将来への不安が減少するとともに、農業公社のオペレーターが２名確保されたことから、農作業受委託の促進による安定的な農業生産活動が図れるようになった。

○特産品の赤カブの栽培面積も増加してきており、公社と農家の役割が明確になりつつある。

・耕作放棄地の復旧２ha（赤カブ0.7haほか）

・農業公社との連携による機械の有効利用によるコスト低減

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○協定参加者以外の組織参加、農産加工グループの育成

１．協定締結の経緯

本集落は、協定締結以前から草刈りや用水路の管理等を地区単位で行っていたが、担い手不足に伴う将来の農地維持には懸念を抱いていた。

そのような中、直接支払制度が発足し、市担当者を中心に各個人単位で説明をした後で、座談会を開催し本制度を普及した結果、地域の活性化に役立てようと本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

本集落は、対象農用地が37haと大きく交付金も多額なため、協定参加農家だけでなく、自治会や農業改良組合（集落内の農家による任意団体）の参加により地域ぐるみの取組を行っている。

共同取組活動としては、農用地の管理や道水路の管理、整備のほかに、集落内に数カ所あるため池の管理や景観美化のための幹線道沿いの花植え、河川の草刈り及び清掃、農産加工グループ「飛騨高山うるっこ」（エゴマを利用したお菓子等の加工及び販売）の活動助成や集落内農家の農業技術向上活性化のための研修会を実施している。

協定農用地

「飛騨高山うるっこ」の活動

集落協定の概要

市町村･協定名	岐阜県高山市（たかやまし）　漆垣内（うるしがいと）			
協定面積	田(99%)	畑(1%)	草地	採草放牧地
37ha	水稲	エゴマ	－	－
交付金額	個人配分分			50%
523万円	共同取組活動分（50%）	道水路管理・整備		17%
		多面的機能増進活動費		10%
		加工グループ育成費、農業研修会費		11%
		役員報酬、事務費その他		12%
協定参加者	農業者　86人、自治会、農業改良組合			

３．取り組みによる効果

協定参加農家だけでなく、他の組織も参加することで交付金の効果が農業以外の集落活動にも波及している。エゴマを集落内のお年寄りに作ってもらい、それを「飛騨高山うるっこ」が買い上げており、お年寄りの生き甲斐作りと遊休農地の解消に役立っている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（田36ha、畑0.5ha）
個別対応

水路・作業道の管理
・排水路のかさ上げ工事
（１カ所）
・水路及び河川の管理
（２回）
・溜池の浚渫（２カ所）
共同取組活動（町内会）

多面的機能増進活動

溜池の浚渫及びフェンスの修理（２カ所）
共同取組活動（町内会）

景観作物作付け
（道路沿い１㎞に花を植栽）
共同取組活動（町内会）

その他の活動

研修会、先進地視察の開催
共同取組活動（農業改良組合）

農産物加工グループへの助成
共同取組活動

集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○排水路のかさ上げ工事
○溜池の浚渫（２カ所）
○道路沿いに景観作物を植え付け（約１㎞）
○農産物加工グループ（飛騨高山うるっこ）の育成
・集落内のお年寄りからエゴマの買い上げ
・イベントでの出店

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○集落内の各団体と連携し、環境保全・特産品開発を推進

１．協定締結の経緯

当地域は、四方を山に囲まれた78戸200人あまりの小さな集落であり、農業従事者の高齢化・若者の都会への流出が増加している。また、猪・猿等の有害鳥獣による農作物・農地・農業用施設の被害が増加しており、耕作意欲が減退している。

直接支払制度に取り組むことにより、農地の管理・作業の共同取組を行うとともに、集落内の虎の尾桜保存会、ホタルを守る会、小菊組合、転作野菜組合、ピクルス山辺工房（農業特産品加工グループ）などの各団体と連携し、地域の環境保全・景観対策・高付加価値型農業を推進することを目的として、協定を締結した。

２．取り組みの内容

山際の水田では有害鳥獣（特に猪）の被害が多いことから、鳥獣防止柵を設置し、レンゲ、コスモス、菜種などを栽培し景観形成に努めている。また、転作地を利用し、小菊、スイカ、白菜等の栽培を推進しているほか、農道、河川の管理を協定者が一丸となって実施している。

交付金により、区内専用のコイン精米機や乾燥機を設置し、多くの者に利用されている。

景観・環境保全を推進するため、関係団体への活動補助により農業者の生産意欲の増進を図っている。

３．取り組みによる効果

減反率の増加により、一時は水張り転作が多く見られたが、景観作物の作付け及び各所関係団体への活動補助により農業者の生産意欲が上向いてきている。

各団体の活動としては、ホタルを守る会は、集落を流れる八田部川の上流部にホタルの保護場所があり、時節には多くの蛍が飛び交うことから、環境整備を行っている。他町からの見学もあり、地域間交流が図られている。

虎の尾桜保存会は、当地域のシンボルでもある桜が古木であるため、保存会により新しい苗木を多く植え付けている。

小菊組合、転作野菜組合、ピクルス山辺工房（農業特産品加工グループ）は、転作田を活用して、小菊栽培・野菜の漬物加工等高付加価値型農業を展開している。

集落協定の概要

市町村･協定名	滋賀県伊香郡西浅井町　八田部（いかぐんにしあざいちょう　はたべ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
13ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
185万円	共同取組活動分（100%）	役員報酬		10%
		共同利用機械購入等費		69%
		多面的機能増進活動費		21%
協定参加者	農業者　57人、八田部協業組合（構成員35人）			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田12ha）

協業組合で対応
一部個別対応

水路・農道の管理
・水路4㎞、年3回、
取水口管理・除草、
排水路の泥上げ・除草
・農道3㎞、年2回、
農道砂利敷き、
路肩補修・除草

農地法面の定期的点検
（年３回）

鳥獣被害防止対策

共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
（コスモス1.7ha
レンゲ　1.7ha）

ホタルの保護
（集落内を流れる八田部川で、ホタルを守る会を中心にホタルの保護を実施）
地域間交流の推進

桜による景観形成
（集落のシンボルである桜の古木の保護、集落内に桜の植樹）

小菊の作付け（1.6ha）
（転作田で小菊栽培を実施し、市場に出荷）

共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用
（精米機１台、乾燥機１台
オペレーター30名育成
運転技術者　５名）

高付加価値型農業の推進
（ソバ0.4ha、スイカ1.2ha、
野菜栽培1.4ha）
・生産グループの育成
・野菜の漬け物加工

農業機械の共同化
（各構成員が個別に使用している農業機械の更新時に極力処分し、協業組合による、共同利用の推進）

共同取組活動

西浅井町農業特産物加工所・農産品販売所「水の駅」との連携により、農産品の加工・販売の推進、ＰＲ

地域の連携

耕作放棄地の防止と集落内の環境保全・景観を良くするため、集落内の全農家が協定に参加し、交付金全額を共同取組活動に使用している。また、虎の尾桜保存会・ホタルを守る会・小菊組合・転作野菜組合・ピクルス山辺工房（農業特産品加工グループ）等の集落内の団体と連携して、農業特産品開発・環境・景観対策に積極的に取り組んでいる。

[平成14年度までの主な効果]

○減反率の増加により、一時は水張り転作が多く見られたが、景観作物の作付け及び各所関係団体への活動補助により農業者の生産意欲が上向いてきている。
○景観作物の作付けが、3.4haとなり、集落全体の景観が良くなった。
○各団体の活動としては、ホタルを守る会は、集落を流れる八田部川の上流部にホタルの保護場所があり時節には多くの蛍が飛び交い他町から見学もあり、地域間交流が図れている。
○虎の尾桜保存会は、当地域のシンボルでもある桜が古木であるため、保存会により新しい苗木を多く植え付けている。
○転作田を利用した小菊栽培は、市場に出荷し、生産意欲が向上した。
○転作田を利用した転作野菜組合、ピクルス山辺工房（農業特産品加工グループ）は、野菜の直売・漬物加工等により高付加価値型農業の推進が図れた。

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○町内全協定締結集落で連絡協議会を結成

１．協定締結の経緯

中山間農地の保全等を目的としてほ場整備を実施し、平成８年度までに94%とほぼ完了しているものの、傾斜度がきつい農地では耕作者の確保が困難であり、農業者の高齢化が進む中で、農道・水路の管理にも手が回らない状況が生まれつつある。このような中で、５年間の耕作を不安視する声もあったが、交付金を活用し、耕作放棄地の発生に備えた体制を整備するということで協定締結に至った。

町内における集落協定の取組の推進を図るため、連絡協議会を結成することとなった。また、町の農業技術者会議と連携を図り、活動を推進している。

２．取り組みの内容

本制度が農業生産だけでなく中山間地域の多面的機能を増進させることを目的としていること、また５年間にわたる継続的な取組みが必要なことから、町内の協定集落により「加悦町中山間地域等直接支払制度集落協定代表者協議会」を設立し、共同取組活動における連携や種々の情報交換を行っている。

また、実施地域での継続的な営農を支援するため、交付金を活用して耕作放棄地の発生に備えた基金を各集落で造成し、耕作できない農地が発生した場合には、基金を取り崩し、担い手等による農地の保全管理を行うことが可能となるような取組を行っている。

その他、多面的機能を増進させる活動の一環として、町内の豆腐工場から出る「おから」を利用した「おから堆肥」を共同で利用することを町全体で推進しており、環境に配慮した加悦町循環型農業システムの構築への取り組みに本制度が大いに活用されている。

また、農道・水路の管理を全集落で日時を調整し、協定参加者全員により実施することとしており、集落機能の維持・強化を図っている。

集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村･協定名</td><td colspan="4">京都府与謝郡加悦町　与謝、口滝、奥滝、金屋、後野、加悦奥新田、加悦奥有熊、温江、明石、香河</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
203ha</td><td>田(100%)</td><td>畑</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="6">交付金額
3,492万円</td><td colspan="3">個人配分分</td><td>55%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共同取組活動分
（45%）</td><td colspan="2">水路・農道管理、鳥獣被害防止対策</td><td>14%</td></tr>
<tr><td colspan="2">多面的機能増進活動</td><td>6%</td></tr>
<tr><td colspan="2">農業機械共同購入</td><td>2%</td></tr>
<tr><td colspan="2">積立・繰越</td><td>23%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者　355人、非農業者　24人、生産組織　11、水利組合　2</td></tr>
</table>

３．取り組みによる効果

加悦町では市町村裁量の基準として、傾斜度3/100以上の水田を対象として実施し、町内を南北に貫流する野田川周辺の平坦水田以外をカバーしており、大部分の集落での取組につながった。

本協議会の結成により、町内の集落協定間での情報交換と連携を図ることができた。

水路清掃

活動内容の概要（与謝集落協定）

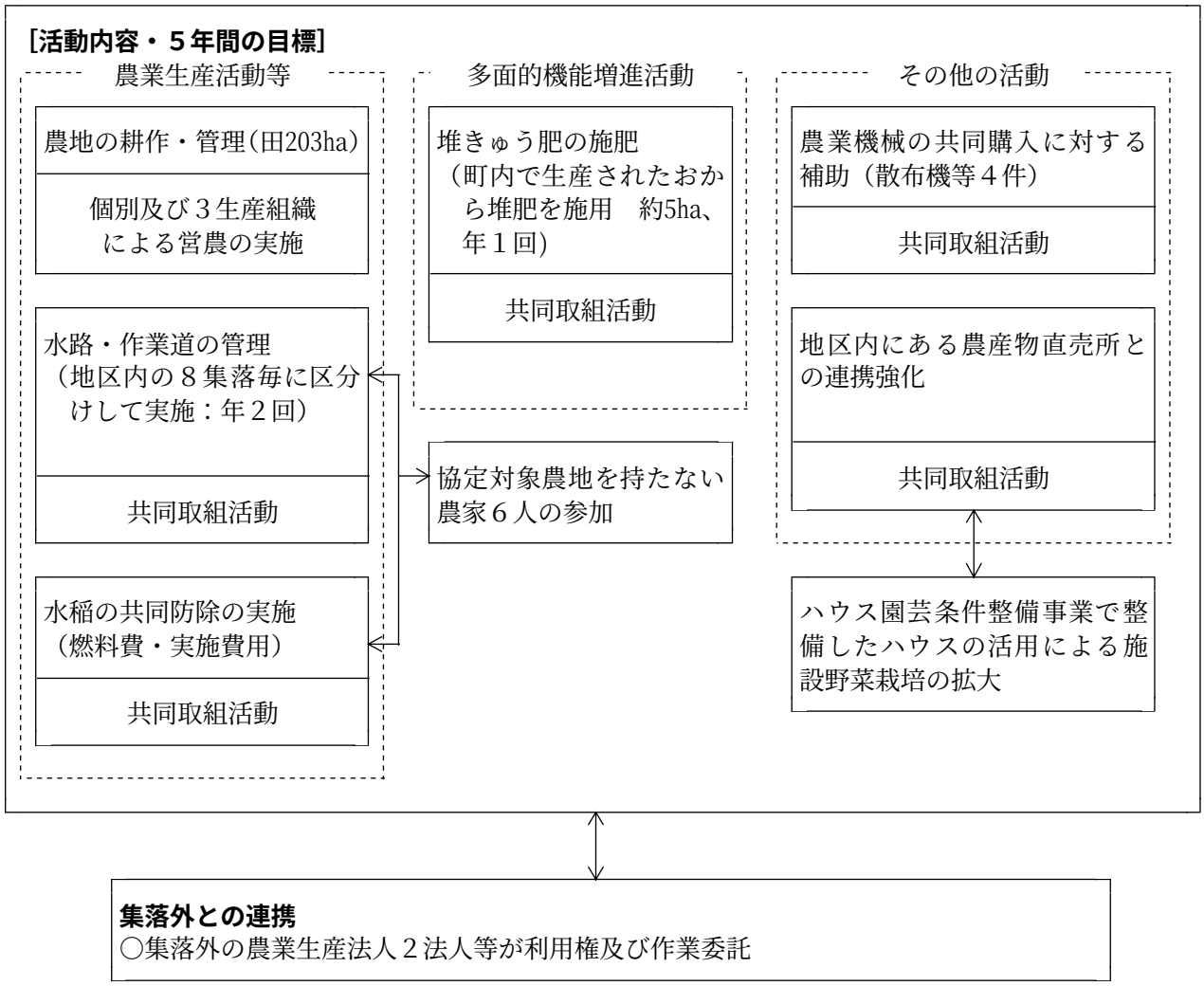

[平成14年度までの主な効果]

○集落営農組織における話し合いが広がり、将来の営農組織の方向性が見いだされた。
　・平成14年度に実施予定の販路開拓緊急対策事業における大豆・米乾燥調製施設の管理を行うこととなった。

○直接支払制度の多面的機能で取り組んだおから堆肥を活用して栽培方法・水田などを限定した付加価値の付いた水稲の栽培に取り組むこととなった。

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○個別協定と集落協定との連携による担い手支援

１．協定締結の経緯

集落の農家数69戸のうち、専業農家は１戸（認定農業者）で他は全て兼業農家となっている。これまでは、集落の結束により、農地の荒廃を防いできたものの、近年は高齢化が進み、生産意欲が減退しており、直接支払交付金を契機に集落の再結束を図ることとした。

交付金は、農家組合長が中心となり、個人配分せずに全て共同で利用することで理解を求め、集落の合意を得ている。また、共同取組活動等を推進していくため、協定管理組織「緑の会」を設置している。

集落内の専業農家（認定農業者）は、これまで京都府事業である「中山間規模拡大支援事業」を活用し、棚田等の条件の不利な地域の中で規模拡大を図ってきたが、直接支払制度の発足に伴い、直接支払制度との差額分を支払うことになり、共同取組活動にすべて拠出するとこれまでの計画の大幅な変更を余儀なくされるので集落協定に参加せず、個別協定を締結することとし、集落の理解も得ている。

２．取り組みの内容

農地の荒廃を発生させないよう交付金は全て共同取組活動に利用するということで集落内の合意を図り、揚水ポンプの更新、有害鳥獣柵の設置、農業機械の更新、農道の舗装等に充てることとしている。

また一方で、専業農家を集落の担い手として位置づけ、「農地の荒廃を防ぐ努力をしてもらっているので、今後とも育成していかなければならない」との考えから無理に集落協定に参加させるのではなく、個別協定という形で地域農業に貢献してもらうとの理解のもと、集落協定と個別協定を併存させ、本制度のメリットを共有している。

集落協定の概要

市町村･協定名	京都府船井郡和知町　安栖里（ふないぐんわちちょう　あせり）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
33ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
473万円	共同取組活動分（100%）	農道・水路管理等		25%
		鳥獣害防止柵		11%
		農業機械の共同購入		64%
協定参加者	農業者　69人、水利組合　1、自治会（85戸）			

３．取り組みによる効果

これまでに交付金を活用して、水利組合揚水ポンプの更新、有害鳥獣の防止柵の設置、農業機械（トラクター）の整備を実施しており、安定した水利用と鳥獣被害の減少につながっている。これらにより、今後の生産意欲の向上が図られることを期待している。

また、本制度の活用について、会合や説明会を重ねるうちに集落内の他の懸案事項についても議論が活発化し、少しずつ地域農業全体について考える流れが生まれてきている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田33ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  - ・農道舗装 224㎡
  - ・農道水路 補修出役 延327.5時間
  - 共同取組活動
- 鳥獣害適正防止（防護柵3.1㎞の設置）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（トラクター　1台　代かきハロー1台　揚水ポンプ　1台）
  - 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○安定した水利用の実現
　・水利組合揚水ポンプの更新
○鳥獣害による被害の減少（防止柵3.1㎞の設置）
○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
　・大型機械の共同利用による低コスト化
　・水利組合揚水ポンプの更新による安定した水利用の実現
　⇒今後の生産意欲の向上を図る

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○土地改良施設整備の施策と連携し棚田保全に取組む

１．協定締結の経緯

当集落の農用地の大部分を占める平坦地のほ場整備地にインターチェンジが建設予定であり、棚田の重要性が高まることが予想されているが、その一方で高齢化等により棚田の維持が困難になっている。

そこで、平成11年より棚田保全ボランティアである棚田交流人の受入れを行い、棚田の維持と集落の活性化を図ってきた。

また、「ふるさと水と土ふれあい事業」の採択を受け、集水施設・排水路・ふれあい広場・作業準備休憩施設などの整備に取組み、本制度と施策間連携を図りながら棚田保全の本格的にな取組みを押し進めている。

２．取り組みの内容

これまで、高柳下棚田保全推進委員会を結成し、棚田保全ボランティアである棚田交流人を受け入れるなど集落をあげての棚田保全活動に取り組んできた。

また、全国的にも食味の高さで評判の高い蛇紋岩米（じゃもんがんまい）のブランド化のために取り組んできたところである。

しかし、インターチェンジ用地により、棚田以外に集落内に残る農用地がほとんど無くなることから本格的に棚田保全に取り組みだしている。

このため、「ふるさと水と土ふれあい事業」により土地改良施設等の整備にも取組むこととした。加えて、直接支払交付金を受けることで、ソフト的な推進経費を得ることが可能となるなどハードとソフトの支援策を連携しながら取組みを行っている。

集落協定の概要

市町村･協定名	兵庫県養父郡八鹿町（やぶぐんようかちょう）　高柳下（たかやなぎしも）			
協定面積	田(88%)	畑(12%)	草地	採草放牧地
3ha	水稲、果樹	山椒、栗	－	－
交付金額	個人配分分			0%
64万円	共同取組活動分（事業分担金）			100%
協定参加者	農業者　12人			

３．取り組みによる効果

田植えや草刈り、収穫など年４～５回の棚田保全ボランティア活動がされている。
また、集落内に、棚田保全の必要性、棚田の景観形成について新たな芽生えがある。

活動内容の概要

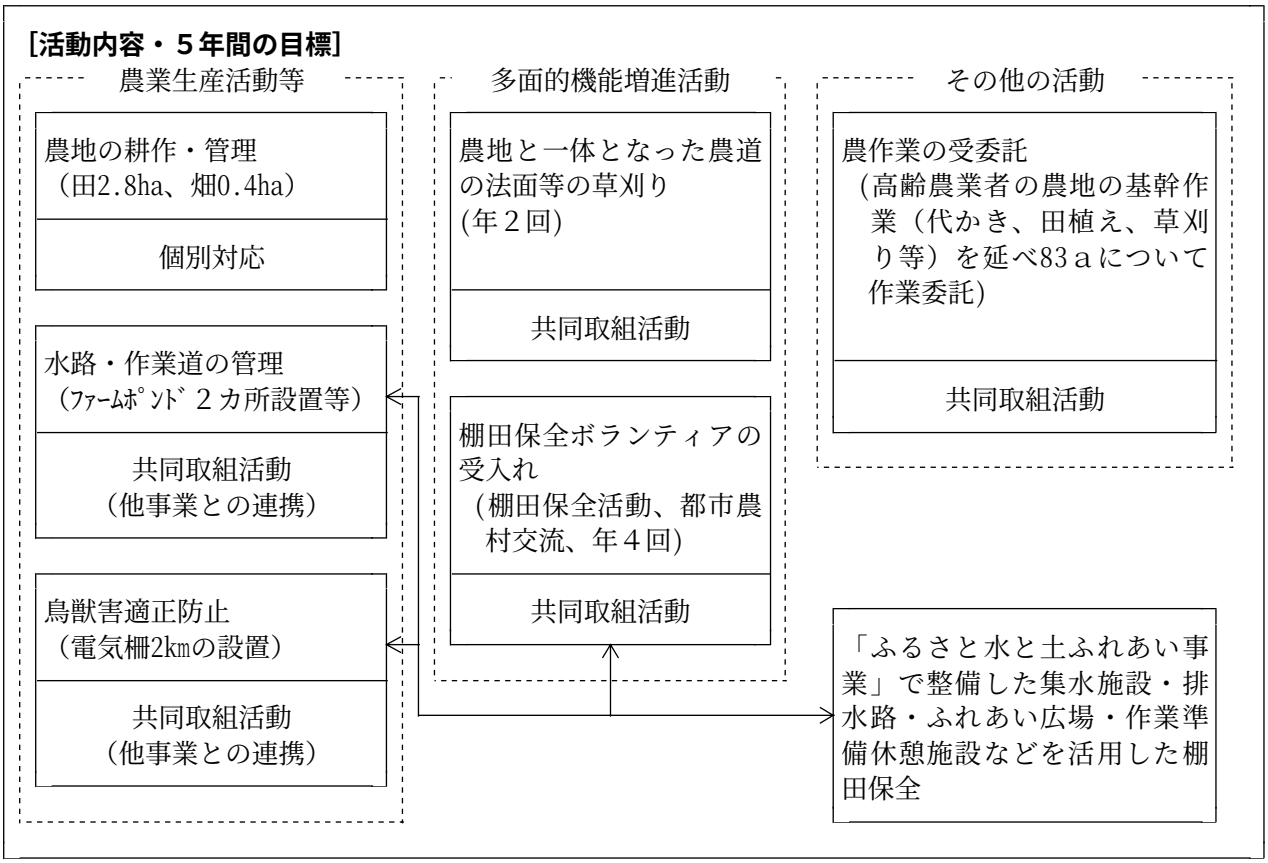

[平成14年度までの主な効果]

○「ふるさと水と土ふれあい事業」で整備した各施設を有効に使うなど集落維持・棚田保全活動を実施

○棚田保全ボランティアを受入れることで、棚田保全活動、都市農村交流を推進
（年４回程度、延べ170人（H14実績））

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○観光農園による都市農村交流を推進し、地域を活性化

１．協定締結の経緯

当集落では以前から観光農業が行われていたが、観光農園を活用した経営改善と集落の活性化が課題であった。

急傾斜に立地した当集落では、農地所有者の全員参加により協定を締結し、直接支払交付金を効果的に活用することで、各種交流イベントの開催や生産物を活用した加工品開発、更なる都市住民とのグリーン・ツーリズムを推進する取組が始まっている。

２．取り組みの内容

当集落では、観光農園を営んでいる８戸の農家が協力して「雨山観光農園」を組織し、柑橘・柿栽培からりんご・なし・ブドウ・キウイフルーツなどのオーナー制度を中心とした観光農園を展開している。また、夏から秋にかけての収穫シーズンには、契約したオーナー等を招待するなど、各種イベントを開催し、都市住民との交流を図っている。

交付金は、観光農園内の農道、駐車場や共同トイレ等の共同利用施設の維持・管理に加え、農家同士が互いに連携した各種イベント、なしやブドウ等を活用したジャム、シャーベット等の開発等に使用しており、「雨山観光農園」という共同体での経営の充実化を図っている。

観光農園による都市との交流

もぎとりによる農業体験

集落協定の概要

市町村･協定名	和歌山県那賀郡桃山町（ながぐんももやまちょう）　雨山（あまやま）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
10ha	－	果樹	－	－
交付金額	個人配分分			50%
113万円	共同取組活動分	多面的機能増進活動		3%
	（50%）	農道・水路管理		16%
		その他		31%
協定参加者	農業者　8人			

３．取り組みによる効果

各農家が個々で観光農園を展開する一方で、各種イベント活動や新商品の開発など「雨山観光農園」という共同体としての取組活動が強化されており、都市住民との交流活動の促進が図られ、地域の活性化につながっている。

また、最近では交流活動の進展から、協定参加農家による地域ぐるみでのグリーン・ツーリズムに取り組む機運が高まっており、今後、本交付金を活用しながら、民泊施設の整備を進めて行くこととしている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(畑9.9ha)
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路1㎞、農道2㎞、年２回出労）
  - 共同取組活動
- 鳥獣害適正防止（電気柵170mの設置）
  - 個別対応

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約２ha、年２回）
  - 共同取組活動
- 体験農園(オーナー園、もぎ取り園)の運営・管理
  - ・体験農園
  - ・農産物直売所の運営・管理
  - ・共同利用施設(駐車場、ﾄｲﾚ等)の維持・管理
  - ・農産加工品(ジャム、シャーベット等)の開発
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業の共同化（収穫作業）
  - 共同取組活動
- 認定農業者の育成
  - ・目標３名（現在２名）
  - 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○収穫作業の共同化によるコスト低減
○体験農園による都市農村交流の推進（約2,400名）
　・果樹オーナー園
　・もぎ取り園
○耕作放棄地の復旧（0.3ha）
○認定農業者の新規確保（１名）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○酒米栽培による酒造会社や消費者との交流

１．協定締結の経緯

当集落は、平成４年に水稲生産組合を組織し、集落営農活性化事業でコンバイン・田植機を導入して、担い手の農家を中核とし、農機具の共同利用、農作業の受委託事業に取り組んできた。

そのような中で、直接支払制度が発足しそれまでの活動の更なる促進を図るため、本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、地域農業の担い手である水稲生産組合を中心として、農機具の共同利用、農作業の受委託を図るとともに、集団で酒米栽培による転作を行うなど、集落での生産体系の確立を進めている。

特に、酒米栽培については普及所、農協の栽培指導を受けながら良質な酒米づくりを行うとともに、交付金の一部を活用し酒造会社と連携しながら消費者との交流も行い、地産地消、地域特産品づくりに取り組んでいる。

○活動内容

８月　バイヤー・消費者等による現地視察・交流会
９月　刈り取り見学・ハデ掛け作業の体験
１月　試飲会の開催を予定
３月　地酒を楽しむ会、東京・大阪で試飲販売も予定

また、当集落では水路の整備が進んでおらず土水路であるため、補助事業による水路整備を計画しているが、地域の住民の意見を取り入れた、景観にあった水路やため池周辺の整備、防火機能を含めた水路の整備を検討しており、交付金を地元負担金に充てることを目的として積み立てている。

集落協定の概要

市町村･協定名	鳥取県東伯郡関金町野添（とうはくぐんせきがねちょうのぞえ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
15ha	水稲、酒米	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
217万円	共同取組活動分（50%）	水路、農道等の維持管理		7%
		多面的機能増進活動		1%
		その他（水路改修積立）		42%
協定参加者	農業者　10人			

３．取り組みによる効果

本制度導入前から、集落営農、農作業受委託に取り組んではいたが、交付金の活用により、集落活性化のための地域活動や、水路改修のための積み立てが行われるなど、多面的機能増進や農地保全意識の高揚が図られた。なお、当集落で栽培された酒米は、地域ブランドして確立され、付加価値を生み出しつつある。

活動内容の概要

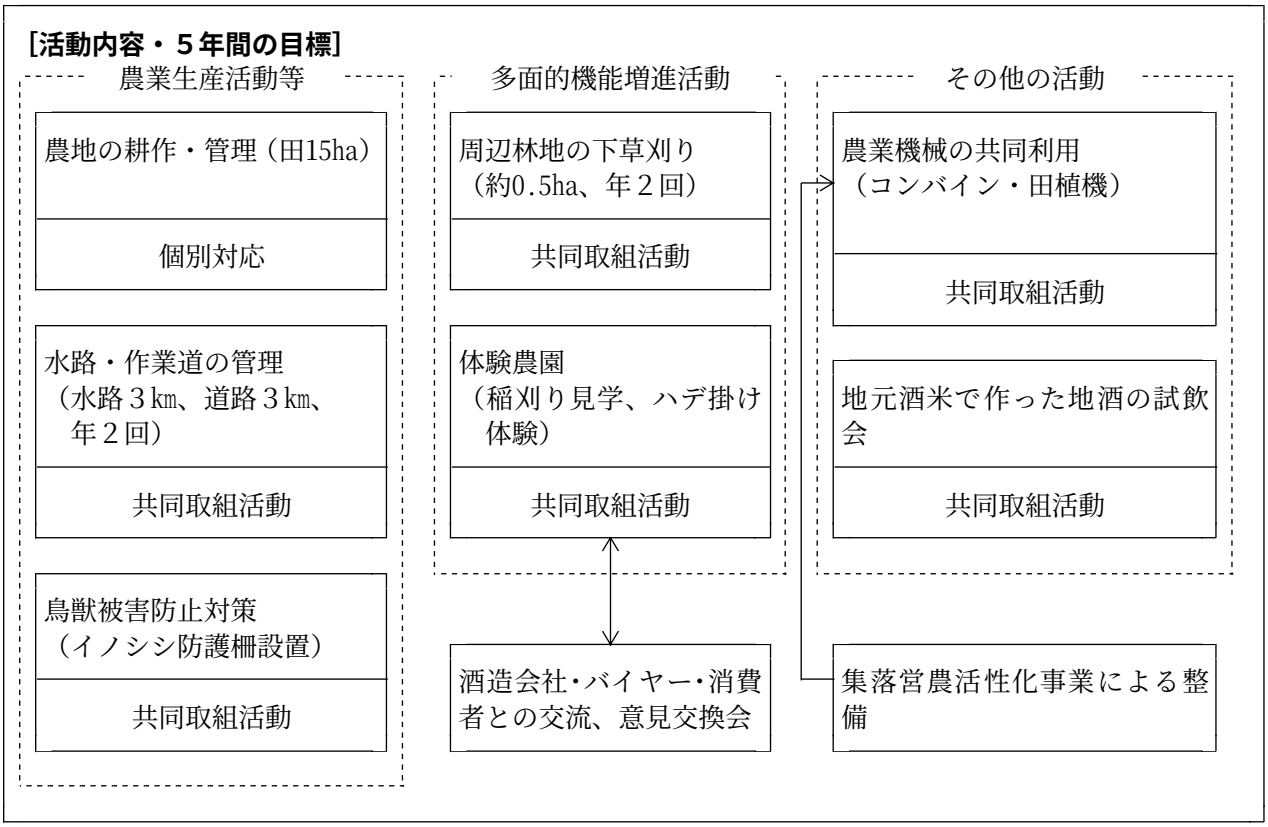

[平成14年度までの主な効果]

○酒造会社、バイヤーとの交流によって、品質の向上、ブランド化
○他業種との交流による集落の活性化
○水路農道の適正管理
○地元負担金積立による農家の負担軽減

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○個別協定と集落協定の連携による農地保全

１．協定締結の経緯

備中町では、全人口の約半数が高齢者という県下一高齢化率の高い町である。

また、耕地も急峻な地形の中にあり、農作業効率も悪く耕作放棄地も年々目立つようになっていた。

そこで、平成８年に農地保全を目的に、町、農協等が出資して有限会社を設立し、農作業の受委託作業を行ってきた。

そうした中、本制度が実施されるようになり、集落協定はもちろんのこと、中核的農家や先述の第３セクターなどの個別協定と合わせ農地保全に努めることとした。

２．取り組みの内容

本制度が始まった平成12年から、備中町としても集落協定を基本に推進してきたが、高齢化等の理由により地域内での話し合いが十分に進まず、協定に至らないケースが多々あった。そうした中にあっても、中核的農家である認定農業者などは個別協定をする権利もあるので、集落協定の話し合いを行ったが、集落協定の締結ができなかった場合に限って、個別協定を認めていくこととした。

こうすることで、本制度の目的でもある農地保全に取り組むこととした。

また、当町は平成８年から荒廃する農地を防止することを目的に町、農協等が出資して有限会社を設立し、農地を保有している主として高齢者農家の水稲受託作業も行ってきており、これについても個別協定を締結した。

３．取り組みによる効果

本制度の発足当初は、制度内容について地域住民に十分理解されていなかったことと、返還義務があることなどから警戒心が強かったと思われ、取り組みが低調であったが、本制度を展開していくことにより、内容も徐々に理解され、集落協定も当初の７から翌年は13、平成14年度は17と増加した。協定締結面積（集落協定、個別協定の合計）も当初の55haから翌年は105ha、平成14年度は134haと当初の2.5倍に広がった。

集落協定の概要

市町村･協定名	岡山県川上郡備中町（かわかみぐんびっちゅうちょう）　町内全協定（集落協定17、個別協定6）			
協定面積	田(55%)	畑(38%)	草地(6%)	採草放牧地(1%)
134ha	水稲	トマト等	飼料作物	
交付金額	集落協定に係る分の内訳			
1,589万円	個人配分分			34%
	共同取組活動分（66%）	農地、水路・農道管理、鳥獣害防止対策		30%
		共同利用機械購入、施設整備		6%
		役員報酬、研修会等		5%
		積立		25%
協定参加者	集落協定：農業者　172人、(有)ウエスタンファーム(農作業の受託組織、構成員14人)			
	個別協定：農業者　5人、第３セクター　1			

拡大した理由はいくつかあるが、農業者の大半が高齢者という当町にとって５年間という制約は将来に大きな不安がある中、集落協定内外に個別協定者がいることで、仮に何らかの理由で耕作不可能になっても第３セクターをはじめ認定農業者等に作業を委託することができるという安心感ができたことも集落協定締結に至る大きな要因と考えられる。

逆に中核的農家をはじめとした認定農業者等は、規模拡大にもつながることで、相乗効果が図れるようになった。

活動内容の概要

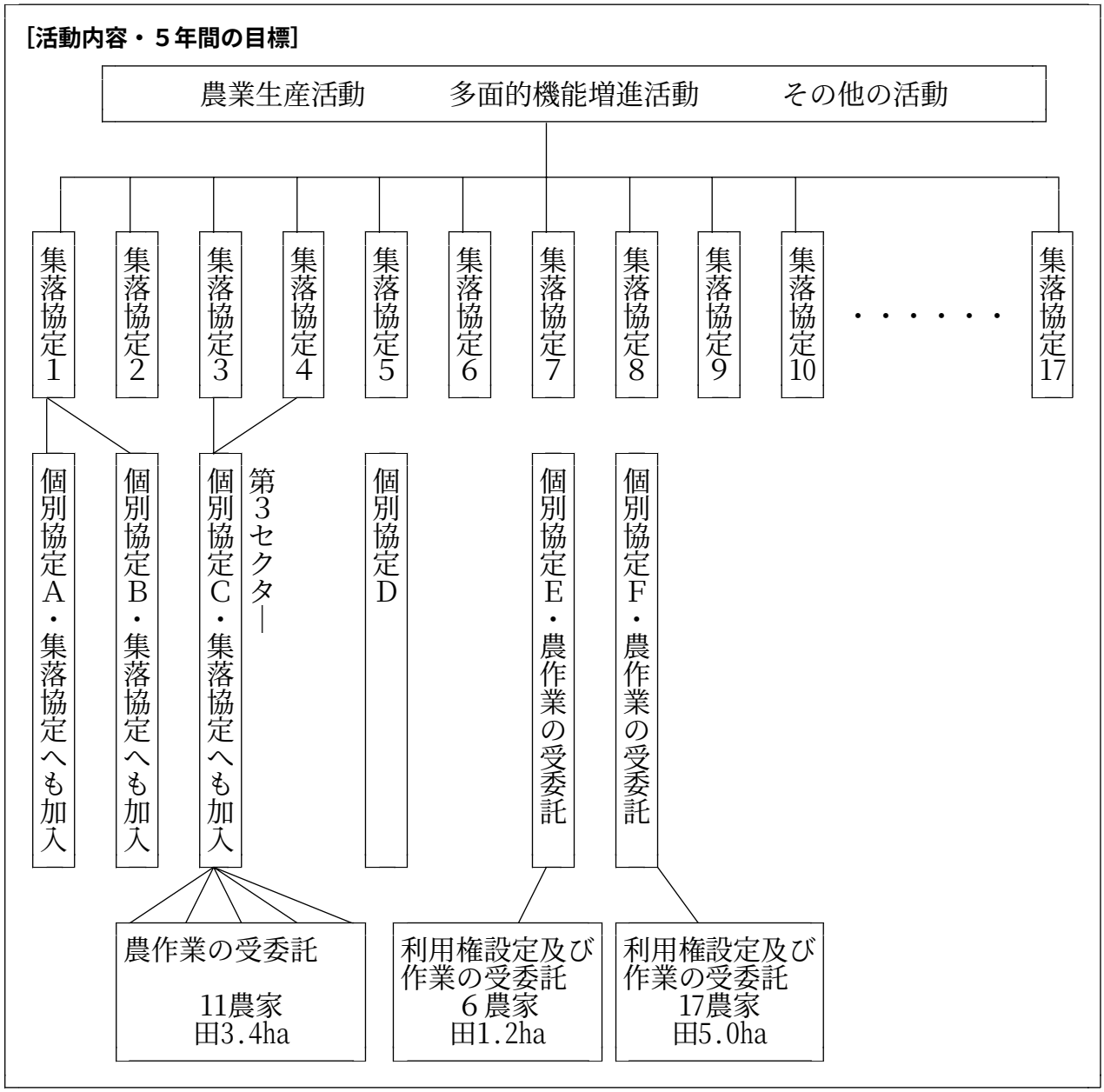

[主な効果]
○個別協定（第３セクター含む）との連携により、耕作放棄見込地の耕作継続
34農家　9.6ha

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○直売市の開催を通じた地域の活性化

１．協定締結の経緯

当地区は、半島のリアス式海岸沿いに位置し、温暖な気候から急傾斜地での柑橘栽培が盛んであり、１次産業は農業のウェイトが若干多い半農半漁といった形態である。

農業は柑橘主体のためスプリンクラーを導入している園地が多いが、最近の価格低迷により、施設の維持管理が厳しい状況になっている。

そのような中で、直接支払制度が発足し、制度の目的である「農地を守る」ということが、地域の農家の目的と合致することから、担い手農家を中心に本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

集落協定に参加している地域の担い手農家を中心に実行委員会を組織し、地産地消を合言葉に、集落が三浦半島に位置することから「三浦の青空市」と銘打った直売市を平成14年10月27日から毎週日曜日に開催し、地域で採れる農海産物等を低価格で販売している。

場所は、交通や駐車の利便性を考慮し、集落を通る県道沿いの集荷場を利用し、運営や会場の装飾は主に地元生産者のボランティアで賄い、出来る限り手作りにすることで、経費節減を図っている。

また、市・漁協・農協に後援を依頼するとともに、新聞折り込みでチラシを配布して、開催のＰＲに努めている。

直売する品目については、集落の主力である柑橘類に加え、地元で採れた四季おりおりの野菜類・精米したての米・漬物等の加工品・花き・苗類・卵といった農産物と鮮魚・魚介類の乾物等の海産物、木の根で作った置物、衣類、ぬいぐるみ等のアクセサリー等のほか喫茶コーナーや焼芋販売も行っており、集客力とリピーターの定着を考え、幅広い商品構成となっている。

また、集落内外の人々に四季折々の地域を楽しんでもらうために、水田や道路沿いに景観作物（コスモス等）を作付けており、その場所を紹介する案内図も会場内に掲示している。

集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県宇和島市（うわじまし）　天満（てんま）			
協定面積	田(1%)	畑(99%)	草地	採草放牧地
34ha	水稲、葉菜類	柑橘	－	－
交付金額	個人配分分			60%
392万円	共同取組活動分（40%）	農地法面、農道、水路の管理点検等		3%
		多面的機能増進活動（景観作物の作付け）		3%
		共同利用施設の維持管理（スプリンクラー施設）		10%
		その他（役員報酬、会合、事務費等、積立）		24%
協定参加者	農業者　41人			

３．取り組みによる効果

市外からのリピーターも増加傾向であり、農海産物を始めとした地域全体のＰＲが図られているとともに、生産者も消費者の生の声を聴くことにより、消費者ニーズの把握等販売知識の向上につながっている。

また、子供から高齢者までと幅広い客層が出入りすることから、地域のコミュニティの推進にも貢献している。

「三浦の青空市」での販売の様子

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田0.3ha、畑33.6ha）
  - 個別対応
- 農道等の維持管理（道路3.5㎞、年２回）
- 農業用水施設の共同維持管理（面積約29ha）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（農道沿い、水田にコスモスを植栽）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 「三浦の青空市」直売所の開設（地区内の集荷場を利用し、毎週日曜日に地元の農海産物を中心に直売）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○他集落より「三浦の青空市」の直売で不足する商品の便宜を図ってもらっている。

[平成14年度までの主な効果]

○本制度の導入により会合等を持つ機会が増え農家相互の連携が強化
○農道の共同管理により補修等の維持管理が徹底（3.5㎞）
○基幹作物である柑橘園の共同利用施設（ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ）に対する維持管理費の負担軽減
　受益面積約29ha（電気・修理代等へ41万円を充当）
○「三浦の青空市」の開催により、都市部との交流及び地域のコミュニティ推進に貢献
　また、消費者からの情報収集の機会が出来た事で農家の販売知識も向上
○「三浦の青空市」のレジにパート２名の雇用（日曜日のみ）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○県単独事業と連携し、耕作道・用水路の整備を推進

１．協定締結の経緯

当地区は昭和の初期に地元の住民による基盤整備行われ、水田が80％を占める棚田地域である。

近年は、農業者の高齢化、農道・用水路の老朽化が進み耕作放棄地が増加してきた。平成12年度に本制度が発足したことに伴い、付随して県単独事業（高知県集落活動促進施設等整備事業）が開始されたことにより農道・用水路の整備を行い、農作業の効率化・省力化を図るため直接支払制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

県単独事業（高知県集落活動促進施設等整備事業）を導入し、耕作道・用水路の整備を行った。整備作業は全て協定参加者の出役で行った。

①耕作道整備

平成12年度　　耕作道舗装：幅員２m、総延長104m

平成13年度　　耕作道開設及び舗装：幅員２m、総延長213m

平成14年度においても総延長223mの耕作道開設及び舗装を予定している。

②用水路整備

平成12年度　　総延長150m（用水パイプの敷設）

平成13年度　　総延長169m（ベンチフリューム使用の用水路）

平成14年度においても総延長223mの用水路の整備を予定している。

耕作道の整備

集落協定の概要

市町村･協定名	高知県香美郡物部村　高井（かみぐんものべそん　たかい）			
協定面積	田(84%)	畑(12%)	草地	採草放牧地(4%)
6ha	水稲、野菜、茶	野菜、茶	－	水稲、野菜
交付金額	個人配分分			0%
121万円	共同取組活動分	役員報酬		5%
	（100%）	借地料		3%
		農道・用水路等整備費		92%
協定参加者	農業者　15人			

３．取り組みによる効果

耕作道・用水路の整備には経費が多くかかるため個人で行うには多額の個人負担金が必要であり整備を行うことができなかったが、県単独事業を導入しその負担金に交付金を充てることにより金銭的な負担がなくなったため整備が進んだ。平成14年度もさらに整備を進める予定である。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 （田5.4ha、畑0.8ha等）	個別対応
用水路・耕作道の管理 ・用水路3km、耕作道2.5km ・高井集落で草刈り、泥上げ等を年３回（４月、７月、９月）	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年３回）	共同取組活動
簡易な基盤整備 ・用水路整備　319m ・耕作道整備　317m ・工事負担金は交付金より	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （0.5ha、年1回）	共同取組活動

その他の活動

農作業の共同化（20ａ）	共同取組活動
利用権設定による面的集積 （担い手へ39ａ利用権設定）	共同取組活動

↔ 高知県集落活動促進施設等整備事業との連携により、平成12年度から用水路、耕作道を整備。整備作業は協定参加者の出役にて行い、工事負担金は直接支払交付金を充当。

[平成14年度までの主な効果]

○基盤整備による農作業の効率化、省力化
　・用水路319m、耕作道317mの整備
○基盤整備による協定参加者の増加（平成14年度は協定参加者が３名増加）
○担い手への利用集積（担い手へ39ａの利用権設定）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○小学生の農業体験学習を通じた地域内の交流

１．協定締結の経緯

当地区は、玄海町の中央部に位置し、集落は上場台地の斜面に点在する農村地帯であり、その斜面に昔ながらの石垣を積んだ棚田が海岸沿いまで広がっている、町内でも有数の棚田の多い地区である。

これまでは、特別の取組もないまま棚田が多い地形のため、耕作放棄地が増える状況にあったが、農地や自然を活用していくために本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

昔のように川や田んぼ、山など自然とのふれあいの中で、ふるさとの良さを感じ取ってもらうことを目的として、地元の子供達を招いて田植えなどの農業体験学習を行っている。秋には、「収穫祭」を実施し、子供達は自分たちで刈り取ったもち米を使った餅つき体験等も行っている。

また、自然にいる生物とのふれあいを目的に、近くを流れる石田川に、稚ガニ（モクズガニ）の放流も行っている。

農業体験の様子

集落協定の概要

市町村･協定名	佐賀県東松浦郡玄海町石田（ひがしまつうらぐんげんかいちょう　いしだ）			
協定面積	田(99%)	畑(1%)	草地	採草放牧地
4ha	水稲	みかん、タマネギ	－	－
交付金額	個人配分分			70%
87万円	共同取組活動分（30%）	役員報酬		12%
		道水路管理		5%
		多面的機能増進活動（体験学習）		13%
協定参加者	農業者　8人			

３．取り組みによる効果

協定締結後に実施されている農業体験学習の取り組みは、平成14年度で３回目を迎え40名程度の参加となっている。

将来を担う子供達が、この農業体験学習を通じて様々なことに対して興味を持ち、心から楽しんでいる姿を見ることで、地区としてもこの自然環境を後世に残していかなければならないという気運が高まってきた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田4ha等)	個別対応
水路・作業道の管理 ・水路２㎞、年１回 ・道路３㎞、年２回 清掃、草刈り	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年２回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

体験学習田の開設・運営 （町内の小中学生を対象に田植え・収穫等の体験学習を実施）	共同取組活動
稚ガニ放流 （小学生にモクズガニ約300匹を石田川に放流させ、生物の保護、観察を体験させる）	共同取組活動

その他の活動

収穫祭の実施 （体験学習で収穫した餅米で、餅のつき方やもみ方等の体験を地元農家を交えて実施）	共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○稚ガニ放流事業

・小学生を対象に地元石田川に稚ガニを放流し、生物の保護や自然観察を体験させることにより、地元の自然環境理解促進に努めた。

○農業体験学習による地元農業・農村の理解促進

・町内の小・中学生を対象にの田植え、稲刈りなどの体験学習を実施し、地元の農業・農村の理解促進と食農教育の実践を行った。